

2017

工学部・大学院工学研究科

学 生 便 覧

平 成 29 年 度



日本工業大学

学園讃歌

我が学舎まなびやに栄光さかえあれ

神津善行 作詞・作曲

一、集つどい来て 友よ輪を作り

創つくりゆこう 我等が歴史

ここに学びし その夢が

いつか開くとき

友よまた会いて 語かたりあおう

たゆまぬ努力こそ 我等の誓ちかい

我が学舎まなびやに 我が学舎まなびやに

我が学舎まなびやに 栄光さかえあれ

二、集つどい来て 友よ手を結び

歩あきゆこう 我等が道を

ここで育てし その花が

いつか咲いたとき

友よまた会いて 肩をくもう

ゆたかな心こそ 我等の願い

我が学舎まなびやに 我が学舎まなびやに

我が学舎まなびやに 栄光さかえあれ

(一九七七年二月一日制定)

校章の由来

この図柄は、日本工業大学の日と工の字を組合せたものでこの学園のモットーである誠実、勤勉、明朗が色彩で示されている。即ち、白色が誠実、ブルーが明朗、黒が勤勉で色調も工科系にふさわしい。

デザイン 野中宏親氏



日本工業大学 校歌

神保光太郎 作詩
越谷達之助 作曲

一、永遠なる流れ

豊かなみどり
この沃野
ああ われら ここに 相寄り
たがいに競い 大いなる未来をひらく
輝けり 輝けり 日本工業大学

二、工学の道

きたえてやまぬ この技術
限りなく
ああ われら ここに 相寄り
希望にもえて しあわせの明日をつくる
輝けり 輝けり 日本工業大学

三、あおげば空を

羽搏く夢よ この使命
星は征く
ああ われら ここに 相寄り
決意を胸に 新しき世紀をおこす
輝けり 輝けり 日本工業大学

mp ben marcato
1. と わ な る な が れ ふ ー る と ね

mf
よ ゆ た か な み ど り こ ー の よ く ー

p *cresc. molto*
や あ あ ー わ れ ー ら こ こ に ー あ い よ

f
り た が い に き そ い お お い な

ff *mf*
る み ら い を ひ ら く か が や け り か が

poco rit. e dim. 1.2. 3.
や け り に つ ぼ ん こ う ぎ ょ う だ い が く く

日本工業大学綱領

建学の精神

- 1 真理の探究に努めるとともに、工学理論を現場の技術に直結しうる能力をもつ高級科学技術者を育成する。
- 2 実習、製図など工業高等学校卒業程度の技術的能力を備えた人材を集め、それら知識の延長においてさらに高度の技術教育を行う。
- 3 世界各国の先進技術の摂取、発展途上国への技術伝播を行うとともにわが国工業技術の高度化に資しうる有為な人材を育成する。
- 4 産学協同の理念に基づき、現実社会との連携を密にし、その発展に寄与する。
- 5 単に技術教育に偏することなく、広い世界観と堅実な思想をもち、建設的で実践的な社会人を育成する。

日本工業大学の理念

日本工業大学は、次の5つの理念をもって教育・研究・社会貢献に努力します

- 1 工学・技術の深化と普及
- 2 技術教育の理想追求と実践
- 3 実践的技術創造人材の育成
- 4 国際交流・産学連携の推進
- 5 環境・共生社会への貢献

日本工業大学の教育目標

- 1 工学理論を積極的に現実社会に活用しうる創造的技術能力を持った人材を育成します。
- 2 科学技術を愛し、その実体験豊富な人材に対し、その経験を生かした技術教育を行い、高度な技術能力を持った人材を育成します。
- 3 広く世界の人々と交流し相互理解を深め、工学技術を通じて地球共生社会に貢献しうる人材を育成します。
- 4 産業社会と工学教育の連携を密にし、広い実務的能力を持った実践的な人材を育成します。
- 5 豊かな工学知識と広い教養を修め、真理を愛し健全な思想を持つ建設的な社会人を育成します。

実工学の学び

現実社会に役に立つことを目標に学ぶ**工学**

実際の技術に触れることによって学ぶ**工学**

自ら実践することによって学ぶ**工学**

理論を現実化するために学ぶ**工学**

実感（感性）となるまで継続して学ぶ**工学**

日本工業大学ポリシー

日本工業大学（工学部・大学院全体）の目的

■日本工業大学学則 第1条■

本大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

■日本工業大学の理念■

日本工業大学は、次の5つの理念を持って教育・研究・社会貢献に努力します。

1. 工学・技術の深化と普及
2. 技術教育の理想追求と実践
3. 実践的技術創造人材の育成
4. 国際交流・産学連携の推進
5. 環境・共生社会への貢献

工学部の目的

■日本工業大学学則 第1条の2■

工学部は、本大学の建学の精神及び理念に則って工学の理論と応用を教授研究するとともに、高度の教養と豊かな創造力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

■日本工業大学の教育目標■

1. 工学理論を積極的に現実社会に活用しうる創造的技術能力を持った人材を育成します。
2. 科学技術を愛し、その実体験豊富な人材に対し、その経験を生かした技術教育を行い、高度な技術能力を持った人材を育成します。
3. 広く世界の人々と交流し相互理解を深め、工学技術を通じて地球共生社会に貢献しうる人材を育成します。
4. 産業社会と工学教育の連携を密にし、広い実務的能力を持った実践的な人材を育成します。
5. 豊かな工学知識と広い教養を修め、真理を愛し健全な思想を持つ建設的な社会人を育成します。

工学部のアドミッションポリシー

日本工業大学は、工学への探求心の高さと、専門を学ぶに十分な能力を評価基準として、入学者を受け入れます。また、志願者の入学前学修履歴の多様化にあわせて、以下に示す各種入試方式を採用し、一人ひとりの優れた点を評価します。

1. 一般入試：筆記試験（数学・理科・外国語のうち2教科を選択）の成績および調査書により選考。
2. 専門高校入試：課題研究などの成果と学業成績および面接（A工業科）、学業成績、特長・特技および自己表現力（S工業科・B工業科）により選考。
3. 一般推薦入試：学業成績および面接（指定校）、学業成績、特長・特技および工学への関心度（公募制）により選考。
4. AO入試：面談、課題作品・レポートの内容および調査書（AOエントリー）、AOコーディネータによる面接と書類審査（AOコーディネータ）により選考。
5. センター利用入試：国語（機械工学科・電気電子工学科を除く）・数学・理科・外国語の4教科16科目から、2教科2科目以上を選択し、高得点の2科目（1教科につき1科目）の合計点と調査書により選考。
6. その他の入試：特別奨学生入試、社会人入試、国際バカロレア入試、帰国子女入試、外国人留学生入試。

工学部のカリキュラムポリシー

「実工学教育」の理念のもと、教育目標を達成するため、工学部のカリキュラムは、以下の方針に沿って編成し、実施します。

1. カリキュラムは、教養科目、専門科目から構成されます。
2. 初年次においては、入学者の学修履歴にあわせ、「工学集中コース（普通高校出身者向け）」・「工学発展コース（専門高校出身者向け）」の2種のカリキュラム・コースを用意し、個性の伸長を図ります。
3. 実験・実習・製図などの体験学習と、それに必要な基礎や理論を、低年次から平行して学ぶ「デュアルシステム」を採用します。
4. 本学独自に開発した「融合科目」により、数学・物理・英語と専門を関連づけて学びます。
5. 「工房科目」（平成17年度・文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」採択）により、ものづくりを、企画・設計から製作・施工まで一貫して学びます。
6. 新入生は、少人数クラスの「フレッシュマンゼミ」により、一人ひとりを大切にできる教育が受けられます。
7. 4年次には全員が「卒業研究（卒業計画）」に取り組み、課題発見能力・問題解決能力が育まれます。
8. キャリア教育により、職業意識を醸成し、就職力を高めます。
9. 教養科目に環境系科目を多く配置し、21世紀の地球環境に配慮できる技術者を育てます。

工学部のディプロマポリシー

プロジェクトリーダーとして生産現場を牽引する技術者、アジアをはじめ世界で活躍できる技術者、21世紀の地球環境を工学の視点から見つめることができる技術者を育成します。このような技術者に必要な、社会で価値あるもののかたちにする「実現力」、社会の変化を見据え、継続的に価値を生み出す「適応力」、社会が必要とする、新しい価値を生み出す「創造力」を育みます。

学士（工学）の学位授与にあたっては、所定の124単位および要件を充足するとともに、「卒業研究（卒業計画）」を必修とします。指導教員のもと、卒業論文あるいは卒業設計を完成させ、成果を公開します。卒業研究（卒業計画）は、「実工学教育」の集大成であり、その修得は「課題発見能力」と「問題解決能力」が十分に養われ、技術者として自信をもって社会へ踏み出すことができる証です。

大学院・工学研究科・博士前期課程・博士後期課程の目的

■日本工業大学大学院学則■

（第1条 目的）

日本工業大学大学院は、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（第5条 研究科の目的）

工学研究科は、工学に関する精深な学識を究め、技術社会に対応し得る実工学的研究をすすめ、もって社会に寄与することを目的とする。

2. 工学研究科博士前期課程は、広い視野に立って工学における先進的かつ実践的な学識および能力を受け、高い専門性と研究能力を有する創造的職業人を養成することを目的とする。
3. 工学研究科博士後期課程は、工学の専門分野において創造性豊かで実践的な研究開発能力を持ち、自立して研究を行うことができる研究者、又は工業技術の進展に寄与し得る実践的研究開発能力を持った高度に専門的な創造的職業人を養成することを目的とする。

工学研究科博士前期課程のアドミッションポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士前期課程が求める学生は、「実工学」の理念のもと、自ら進んで研究・開発計画を立案し、推進できる、積極性と実行力のある人物です。その指標として、「卒業研究（卒業計画）」の内容・成果と、これからの研究計画を重視します。また、アジアをはじめ世界で活躍できるプロジェクトリーダーを目指す意志と、語学力向上への意欲を重視します。

工学研究科博士前期課程のカリキュラムポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士前期課程では、1年次にプロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL）を用いたプロジェクト科目を、全専攻において必修としています。プロジェクト科目では、複数の学生がグループを組み、目的設定から実施計画立案、プロジェクトの実現、結果のプレゼンテーションまでを主体的に取り組みます。これによりコミュニケーション能力、課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力などが育まれます。プロジェクトには、関連する複数の教員が関与し、多様性を提供します。

2年次においては、この蓄積を活かし、修士論文や修士設計を完成させます。

ものづくりの現場でプロジェクトリーダーとして力を発揮して、社会に貢献できる高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を養成するための教育課程を、整備しています。

工学研究科博士前期課程のディプロマポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士前期課程は、各専攻に開設された「プロジェクト科目」のいずれかを履修することで、分野横断的な幅広い学識や技術を修得するとともに、課題解決能力、提案力やコミュニケーション能力を身に付けることを、求めています。また、「特別研究」における学位論文のとりまとめを通して、特定分野の深い知識と研究力が身についたことを学位授与の要件としています。

各専攻とも、所定の在学期間在学し、プロジェクト科目4単位および特別研究8単位を必ず修得するとともに、合計30単位以上の修得、修士の学位論文または、特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験の合格を、学位授与の要件としています。

工学研究科博士後期課程のアドミッションポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士後期課程には、21世紀の産業界を担う、研究者・開発技術者を養成する大きな目的があり、入学希望者にはその資質を求めます。具体的には、修士論文の内容、独創性を重視するとともに、学会等外部での発表成果と評価も判断材料となります。

工学研究科博士後期課程のカリキュラムポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士後期課程では、創造性豊かで実践的な研究開発能力を持ち、自立して研究を行うことができる研究者、あるいは実践的研究開発能力を持った高度で専門的な創造的職業人を養成することを目標としています。そのため、博士後期課程では、博士前期課程で培った課題発見能力ならびに関連分野を俯瞰する能力を活かしながら、自らの研究テーマの学術的な背景を明確にするとともに、独創的な視点からテーマを深く掘り下げ、博士論文をまとめることを主眼としています。

工学研究科博士後期課程のディプロマポリシー

日本工業大学大学院工学研究科博士後期課程は、自立して研究活動が行え、高度な創造的研究の企画、遂行、成果の発表等が行える能力とその基盤となる学識、技術等を身につけていることを学位授与の要件としています。

各専攻とも、所定の期間在学し、教育と研究の目的に沿った研究を行い、所定の単位を修得し、各専攻が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件です。

●大学院技術経営研究科の目的

■日本工業大学専門職大学院学則 第8条■

日本工業大学大学院技術経営研究科は、専門職学位課程において、企業経営戦略、新事業開発・展開戦略、起業戦略、プロジェクトマネジメント等を教授し、当該分野に関する基礎的、実践的知識及び技術を修得させ、並びにそれらの教授を通じ職業的倫理の涵養をはかることにより、技術系中堅・中小企業における課題発見・解決能力を有する高度職業人を養成するとともに、技術経営に関する研究を推進し、もって社会に寄与することを目的とします。

技術経営研究科のアドミッションポリシー

本技術経営研究科は、技術系中堅・中小企業の経営者・後継者、幹部社員、起業家などを中心とした実務経験者を対象に、1年の修学期間で、職業的倫理を踏まえた的確な意思決定、マネジメントができる技術経営人材を育成することを基本目標としている。入学者は、1年間という短期間に就業後の夜間（土曜日は昼夜間）に集中して技術経営を学ぶことが求められる。そのため、本技術経営研究科における入学者には、経営・業務に関する問題意識と積極的な改革・改善や起業などに取り組む向上心と情熱、技術経営を学ぶ具体的な目標と強い持続的意欲を有するなどの要件を満足する実務経験者を選考・選抜する。

技術経営研究科のカリキュラムポリシー

本技術経営研究科では、中小企業技術経営、起業・第二創業、プロジェクトマネジメントの3コースの中核的技術経営人材を育成する。入学者は3つのコースから何れかのコースを選択し、そのコース系科目を学ぶ必要がある。カリキュラムは、各コースが目指す技術経営人材が育成できるコース系科目を配置する。また、コース系科目の理解が深められるように経営共通系科目及び知識・スキル系科目を設けるとともに、コース系及び経営共通系においては初級的な基礎レベルから専門的な応用レベルへと段階的・体系的に学べる科目内容に配慮する。また、授業を担当する教員は、院生の学習効果とモチベーションを高められるようにFD研究会の検討成果を踏まえ、授業のあり方を積極的に工夫する。

技術経営研究科のディプロマポリシー

本技術経営研究科では、院生が選択するコースが目標とする技術経営人材に必要な知識を体系的に修得し、その知識が実践的に活用できる力を持つと評価された院生には技術経営修士（専門職）の学位を授与する。具体的な要件としては、第一に基礎科目8単位以上を取得し技術経営人材として必要な幅広い基礎知識を修得していること、第二に選択したコース系科目6単位以上を取得し該当コースが目標とする人材育成に必要な専門的知識を修得していること、第三に基礎科目及びコース系科目において必要な単位を含め30単位以上を取得し、それら知識を実践的に活用する特定課題研究（技術経営プロジェクト研究）に合格していることである。

目 次

学園讃歌・校章の由来	
日本工業大学校歌	
日本工業大学綱領	
日本工業大学の沿革	13
工学部学年暦	18
日本工業大学学則	21
各学科の概要	34
学修規程	41
別表1 学科別卒業要件単位数	47
別表2 年次別標準配当科目表	56
授業を受けるにあたって	
修学上知っておきたいこと	79
教職課程（工学部）	86
教職課程（大学院工学研究科）	100
電気主任技術者資格について	105
無線従事者資格について	107
一級建築士及び二級・木造建築士受験資格要件	108
建築積算士補資格について	112
大学院進学について	113
学生生活の手引	
学生生活の基本的なことがらについて	119
経済支援について一奨学金など	128
クリーン・グリーン・エコキャンパス◇◇環境にやさしいキャンパスを	130
一人暮らしの学生諸君へ	132
うまい話にご用心	134
ハラスメントについて	136
健康管理について	138
学生相談 こころの健康を求めて	141
課外活動編 キャンパスライフの充実を求めて	142
日本工業大学学生表彰	145
LCセンターの利用について	146
外国人留学生のためのインフォメーション	152
就職支援について	156
外郭団体について	157
大学院工学研究科	
大学院学年暦	161
日本工業大学大学院学則	165
日本工業大学学位規程	177

各専攻の概要と教授陣	
博士前期課程各専攻の概要と教授陣	181
博士前期課程専攻別授業科目および単位数	186
博士後期課程各専攻の概要	192
博士後期課程専攻別授業科目および単位数	195
修士論文審査手続要領	199
大学院の学費等及び奨学金	
学費納入について	215
奨学金制度	217
学内規程・その他（工学部・大学院共通）	219
学内案内図	277

日本工業大学の沿革

設立の背景

本学の前身である東京工科大学が設立を認可されたのは、明治40年12月18日であった。初代校長に理学博士徳永重康が就任、校舎を小石川水道端に置いた。明治41年2月開校、生徒数は70人、校章には開学の時季に因んで梅花を交錯させた。その主唱とするところは、昼間社会人として働いている者に夜間の工業教育を施して工業界の第一線にたつ中堅技術者を育成することであった。創立時の学科は、電気科、機械科、建築科、採鉱冶金科の4科で、主唱の中に《…教授ハ実施経験ヲ有スル専門ノ学者技術者ヲ網羅シテ…》とあるように、相当高度な厳しい教育がなされていた。

しかし、この順調な出足も数回にわたる火災によって幾度もつまずいた。実習設備の焼失、移転、新築をくり返し、そのたびに仮校舎での授業が続いた。しかし建学以来の一貫した目標は、これらの苦難にも時代の変動にもめげず堅持された。その間、明治44年に我国初の飛行機の製作に着手するなど、いくつかのエポックをきざみながら多くの卒業生を輩出した。

昭和6年、組織を変更して財団法人東京工科大学を設立、理事長に大木喜福が就任。実業学校令による5年制の東京工業学校（甲種）を併設した。

昭和10年、法人名を財団法人東工学園と改称、同時に東京工科大学を東京高等工科大学（乙種）に改め、東京工業学校（甲種）と併設。昭和18年、東京高等工科大学は学制改革により廃校となる。一方、東京工業学校は昭和23年まで続いた。東工学園の学風はこの時代にできたといわれる。

昭和23年、戦後の新学制により東京工業高等学校および東工学園中学校を設置。目黒区駒場の現在地に新校舎を落成した。

昭和26年、私立学校法の施行にともない、財団法人東工学園は学校法人東工学園となり、今日の経営組織が確立した。

昭和30年代の後半に入り、工業の急速な成長とともに量的拡大から質的向上を求める気運が高まり、工学理論を生産の現場に直進しうる新しいタイプの高級技術者の育成が要望されるに至って、本学園の内外にこの社会的要請に応えようとの動きが盛り上がって行った。

昭和37年4月の学園理事会において、創立60周年にあたる昭和42年を期して工業大学を設立することを決議し、昭和40年度に入ってこの方針を確認したうえ、具体的な活動が開始され、同年10月日本工業大学設置事務局が開設された。

沿革

- 昭和42年3月 日本工業大学設立
(工学部／機械工学科、電気工学科、建築学科、入学定員各80名)
- 昭和42年4月 小野健二、初代学長に就任
- 昭和42年4月 日本工業大学開学
第1回入学式を挙(入学生331名)
- 昭和42年12月 日本工業大学後援会を設立
- 昭和43年11月 学校法人東工学園創立60周年記念式典を挙(行)
- 昭和44年4月 工学部に教職課程(工業)認定
- 昭和45年11月 日本工業大学開学式典を挙(行)、日本工業大学校歌を制定
- 昭和46年1月 学生定員を(変更)
(機械工学科、電気工学科、建築学科、入学定員各160名)
- 昭和46年3月 第1回卒業式を挙(行)(卒業生205名)
- 昭和46年5月 教養科主任教授平野智治、第2代学長に就任
- 昭和48年1月 理事浅田寛二、学校法人東工学園理事長に就任
- 昭和48年3月 建築学科主任教授藤岡通夫、第3代学長に就任
- 昭和48年3月 図書館完工
- 昭和49年12月 工学部システム工学科を設置(入学定員80名)
- 昭和51年2月 学生定員を(変更)
(機械工学科、電気工学科、建築学科、入学定員各200名)
- 昭和52年4月 システム工学科主任教授吉田衛、第4代学長に就任
- 昭和52年11月 日本工業大学創立10周年記念行事発表会を挙(行)
- 昭和52年11月 学校法人東工学園創立70周年記念式典を挙(行)
- 昭和53年1月 システム工学科に教職課程(工業)認定
- 昭和53年4月 機械工作センター・電気実験センター・電算機センターを設置
- 昭和54年2月 工学部に教職課程(技術)認定
- 昭和54年8月 材料試験センターを設置
- 昭和54年12月 教養科教授三浦勲郎、第5代学長に就任
- 昭和55年4月 保健体育センターを設置
- 昭和55年7月 副理事長窪田宗英、学校法人東工学園理事長に就任
- 昭和57年3月 大学院工学研究科・修士課程を設置
(機械工学専攻・電気工学専攻・建築学専攻、入学定員各8名)
- 昭和57年5月 第1回大学院工学研究科・修士課程入学式を挙(行)
(機械工学専攻5名、電気工学専攻3名、建築学専攻8名)
- 昭和58年3月 大学院工学研究科に教職課程(工業)認定
- 昭和58年4月 電算機センターを情報技術センターに名称変更
- 昭和58年10月 華中工学院(中国、現在華中科技大学)との間に「学術交流に関する取り決め」及び「研究協力に関する覚え書き」を締結
- 昭和58年10月 建築技術センターを設置
- 昭和58年12月 学長三浦勲郎再任
- 昭和59年3月 第1回学位記授与式を挙(行)(修了生15名)
- 昭和59年12月 学生定員を(変更)(システム工学科入学定員120名)
- 昭和60年4月 東工学園工業教育研究所を日本工業大学工業教育研究所とする
- 昭和60年7月 超高压放電研究センターを設置
- 昭和62年2月 電気工学科を電気電子工学科に名称変更
- 昭和62年3月 大学院工学研究科・博士後期課程を設置
(機械工学専攻・建築学専攻、入学定員各2名)
- 昭和62年4月 第1回大学院工学研究科・博士後期課程入学式を挙(行)

	(機械工学専攻 2 名・建築学専攻 1 名)
昭和62年 4 月	電気実験センター、材料試験センター及び建築技術センターを電気実験研究センター、材料試験研究センター及び建築技術研究センターに名称変更
昭和62年 5 月	記念講堂・演習棟（学友会館）完工
昭和62年 6 月	学校法人東工学園創立80周年記念式典を挙
昭和62年12月	機械工学科教授大川陽康、第 6 代学長に就任
昭和63年 4 月	日本工業大学工業技術博物館を設置
昭和63年10月	華中理工大学（中国、現在華中科技大学）との間の「学術交流に関する取り決め」再調印
平成元年 3 月	大学院工学研究科・電気工学専攻博士後期課程を設置（入学定員 2 名）
平成元年10月	学長大川陽康、学校法人東工学園副理事長に就任
平成 2 年 4 月	学校法人の名称を、学校法人東工学園から学校法人日本工業大学に変更
平成 2 年 4 月	中華民国高苑工業専科学校との間に学術と技術交流に関する「合作協議書」調印
平成 3 年 2 月	理事長窪田宗英、死去
平成 3 年 3 月	副理事長大川陽康、学校法人日本工業大学理事長に就任
平成 3 年 4 月	工学部システム工学科、臨時学生定員変更 (平成 3 年度～平成11年度、定員200名)
平成 3 年 4 月	大学院工学研究科に教職課程（技術）認定
平成 3 年12月	学長大川陽康再任
平成 3 年12月	キングモンクット工科大学トンブリ（タイ）との間に「学術交流と研究協力に関する協定」締結
平成 4 年11月	日本工業大学同窓会の名称を、日本工業大学工友会に変更
平成 4 年12月	留学生別科（日本語研修課程）を設置
平成 5 年 3 月	大学院工学研究科・システム工学専攻修士課程を設置（入学定員 8 名）
平成 5 年10月	華中理工大学との間の「学術交流に関する取り決め」再調印
平成 6 年 3 月	大学院システム工学専攻修士課程に教職課程（技術・工業）認定
平成 6 年12月	工学部情報工学科設置（入学定員120名）
平成 6 年12月	学生定員変更（システム工学科入学定員100名）
平成 6 年12月	臨時学生定員変更（平成 7 年度～11年度） (情報工学科入学定員140名、システム工学科入学定員160名)
平成 7 年 3 月	大学院工学研究科システム工学専攻博士後期課程設置（入学定員 2 名）
平成 7 年 4 月	生涯学習センターを設置
平成 7 年 6 月	高苑工商専科学校（台湾）との間に「学術文化教育協力協定書」締結
平成 7 年 7 月	南台工商専科学校（台湾）との間に「学術文化教育協力協定書」締結
平成 7 年12月	機械工学科教授神馬敬、第 7 代学長に就任
平成 8 年 2 月	情報工学科に教職課程（技術・工業）認定
平成 8 年11月	キングモンクット工科大学トンブリ（タイ）との間に「学術交流と研究協力に関する協定」再調印
平成 8 年11月	学生相談室開設
平成 9 年 4 月	国立交通大学（台湾）との間に「協力協定書」締結
平成 9 年 5 月	スチューデントセンター完工
平成 9 年 6 月	学校法人日本工業大学創立90周年記念式典を挙
平成 9 年11月	学校法人日本工業大学創立90周年記念事業報告会・祝賀会を挙
平成10年 2 月	技術教育国際フォーラム「感性と工学」を開催
平成10年 3 月	ゲストハウス完工
平成10年 4 月	産学リエゾンセンター設置
平成10年 6 月	レスブリッジ・コミュニティー・カレッジ（カナダ）との間に一般教育プログラムの発展・拡大のための「同意書」締結
平成10年10月	華中理工大学（中国、現在華中科技大学）との間の「学術交流についての取り決め」再調印
平成10年12月	大学院工学研究科情報工学専攻修士課程設置承認（入学定員 8 名）
平成11年 3 月	イリノイ大学シカゴ校（米国）と学術文化及び教育研究上の交流推進を目的とした「協定」締結
平成11年 3 月	材料試験研究センター廃止

平成11年 3月	大学院工学研究科情報工学専攻修士課程に教職課程（工業）認定
平成11年 4月	先端材料技術研究センター設置
平成11年10月	スチューデントラボ設置
平成11年10月	臨時学生定員変更認可（システム工学科入学定員 平成12年度 8名、13年度 6名、14年度 4名、15年度 2名、情報工学科定員 平成12年度16名、13年度12名、14年度 8名、15年度 4名）
平成11年12月	学生定員変更認可（システム工学科入学定員150名、情報工学科入学定員200名）
平成11年12月	学長神馬敬再任
平成12年 4月	工学部に教職課程（数学（中学））認定
平成12年12月	大学院工学研究科情報工学専攻博士後期課程設置承認（入学定員 2名）
平成13年 4月	工学部システム工学科、情報工学科に教職課程（情報）認定
平成13年 6月	国際環境規格 ISO14001認証取得
平成14年 2月	キングモンクット工科大学トンブリ（タイ）との間に「学術交流と研究協力に関する協定」再調印
平成14年 2月	カールスルーエ専門大学（ドイツ）との間に「学術交流協定」締結
平成14年 4月	ノッテングラム大学建築環境学科（英国）との間に相互交流を目的とした「協定」締結
平成15年 2月	獨協大学・文教大学との単位互換協定締結（埼玉県東部地区大学単位互換協定）
平成15年 7月	中国技術学院（台湾、現在中国科技大学）との間に「国際学術交流協議書」締結
平成15年10月	華中科技大学（中国）との間に「学術交流についての取り決め」再調印
平成15年10月	国立交通大学（台湾）との間に「協力協定書」再締結
平成15年11月	高苑技術学院（台湾）との間に「学術文化教育協力協定書」再締結
平成15年12月	機械工学科教授柳澤章、第8代学長に就任
平成16年11月	中国技術学院（台湾、現在中国科技大学）との間に「姉妹校締結に関する共同協議書」調印
平成16年11月	大学院技術経営研究科・技術経営専攻専門職学位課程設置認可（入学定員30名）
平成16年11月	学生定員変更認可（システム工学科入学定員200名）
平成17年 3月	大学院工学研究科情報工学専攻博士前期課程に教職課程（情報）認定
平成17年 4月	教職教育センター設置
平成17年 4月	学修支援センター設置
平成18年 3月	産学リエゾンセンター廃止
平成18年 3月	3大学間の単位互換協定（平成15年 2月締結）に埼玉県立大学を加えて4大学間で単位互換協定を再締結（埼玉県東部地区大学単位互換協定）
平成18年 4月	産学連携起業教育センター設置
平成18年 4月	電気実験研究センター、建築技術研究センターを電気実験センター、建築技術センターに名称変更
平成18年 7月	イリノイ大学シカゴ校（アメリカ）「協定書」締結
平成18年 9月	英語教育センター設置
平成19年 2月	チュラロンコン大学（タイ）との間に「学術協力協定」締結
平成19年 2月	キングモンクット工科大学トンブリ（タイ）との間に「学術交流と研究協力に関する協定」再調印
平成19年 4月	共通系を共通教育系に、超高压放電研究センターを超高電圧研究センターに、保健体育センターを健康管理センターに名称変更
平成19年 4月	情報技術センターと事務システム管理室を統合してシステム管理室を設置
平成19年 4月	総合研究センター、CAD/CAM/CAE 演習室設置
平成19年 6月	学校法人日本工業大学創立100周年記念式典・祝賀会を挙行
平成19年 9月	百年記念館完工
平成19年10月	Library and Communicationセンター（LCセンター）設置
平成19年11月	高苑科技大学（台湾）「学術文化協力協定書」再調印
平成19年12月	学長柳澤章再任
平成20年 3月	学長柳澤章、学校法人日本工業大学副理事長に就任
平成20年 6月	工学部ものづくり環境学科、生活環境デザイン学科設置届出受理（入学定員各50名）
平成20年 6月	システム工学科を創造システム工学科に名称変更届出受理（入学定員140名）
平成20年 6月	学生定員変更（電気電子工学科入学定員160名、創造システム工学科入学定員140名）届出受理
平成20年 7月	インテリアデザインラボ設置

平成20年12月	工学部ものづくり環境学科、生活環境デザイン学科に教職課程（技術・工業）認定
平成21年7月	中国科技大学（台湾）との間に「姉妹校締結に関する共同協議書」再調印
平成23年3月	18号館完工
平成23年4月	環境化学ラボ設置
平成23年12月	生活環境デザイン学科教授波多野純、第9代学長に就任
平成24年7月	大学院工学研究科博士前期課程の環境共生システム学専攻（入学定員15名）、機械システム工学専攻（入学定員35名）、電子情報メディア工学専攻（入学定員25名）、建築デザイン学専攻（入学定員25名）の設置届出受理
平成25年1月	大学院工学研究科博士前期課程の環境共生システム学専攻、機械システム工学専攻の教職課程（技術・工業）、電子情報メディア工学専攻の教職課程（技術・工業・情報）、建築デザイン学専攻の教職課程（工業）認定
平成25年3月	機械工作センター、電気実験センター、CAD/CAM/CAE演習室を廃止
平成25年4月	機械実工学教育センターを設置
平成25年5月	W2棟完工
平成25年7月	副理事長 柳澤章、学校法人日本工業大学理事長に就任
平成25年12月	検品センターを設置
平成26年6月	大学院工学研究科博士後期課程の環境共生システム学専攻、機械システム工学専攻、電子情報メディア工学専攻、建築デザイン学専攻の設置届出受理（入学定員各2名）
平成27年12月	建築学科教授成田健一、第10代学長に就任
平成28年7月	環境教育研究センターを設置

平成29年度 日本工業大学工学部 学年暦

春季入学生用

平成29年	4月2日(日)	春季入学式
	4月3日(月)	春季オリエンテーション
	4月4日(火)	春季オリエンテーション
	4月8日(土)	春学期授業開始
	6月29日(木)	学園創立記念日
	7月24日(月)	} 春学期試験期間
	8月1日(火)	
	9月19日(火)	秋季オリエンテーション
	9月21日(木)	秋学期授業開始
平成30年	1月6日(土)	授業開始
	1月22日(月)	} 秋学期試験期間
	2月3日(土)	
	3月20日(火)	学位記授与式

秋季入学生用

平成29年	9月20日(水)	秋季入学式
	9月21日(木)	秋学期授業開始
平成30年	1月6日(土)	授業開始
	1月22日(月)	} 秋学期試験期間
	2月3日(土)	
	4月4日(水)	春季オリエンテーション
	4月9日(月)	春学期授業開始
	6月29日(金)	学園創立記念日
	7月23日(月)	} 春学期試験期間
	7月31日(火)	
	9月20日(木)	学位記授与式

日本工業大学学則

日本工業大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(学部の目的)

第1条の2 工学部は、本大学の建学の精神及び理念に則って工学の理論と応用を教授研究するとともに、高度の教養と豊かな創造力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学は、常に教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、7年以内の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織的研修等)

第2条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(前項に規定する研修を除く。)の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

(名称)

第3条 本大学は、日本工業大学と称する。

(位置)

第4条 本大学は、埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4丁目1番1号に設置する。

第2章 学部の組織及び修業年限

(学部)

第5条 本大学には工学部を設け、次の学科を置く。

機械工学科・ものづくり環境学科・創造システム工学科

電気電子工学科・情報工学科・建築学科・生活環境デザイン学科

(修業年限及び在学年数)

第6条 本大学の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることはできない。

第3章 収容定員及び入学定員

(収容定員及び入学定員)

第7条 本大学の収容定員及び入学定員は次のとおりとする。

学 科 名	収容定員	入学定員
機 械 工 学 科	800名	200名
ものづくり環境学科	200名	50名
創造システム工学科	560名	140名
電 気 電 子 工 学 科	640名	160名
情 報 工 学 科	800名	200名
建 築 学 科	800名	200名
生活環境デザイン学科	200名	50名
計	4,000名	1,000名

第4章 学年・学期・休業日

(学年)

第8条 本大学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、第9条に規定する秋学期に入学した者の学年は、別に定める。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第9条 学年は次の2期に分ける。ただし、必要に応じ学長は各学期の授業開始日及び終了日を教授会の議を経て変更することができる。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、臨時に休業し、また休業日に授業を行うことがある。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 本学園創立記念日 6月29日

(3) 春季休業日、夏季休業日、冬季休業日 別に定める

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第11条 授業科目は、教養科目及び専門科目に分ける。

(教育課程)

第12条 教育課程は、各授業科目を原則として必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

(単位)

第13条 前条に規定する授業科目に対する単位数は、1単位に必要な学修時間を授業時間及び授業時間外を合わせて45時間を標準とし、次に掲げる基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業を1単位とする。ただし、30時間の授業を1単位とすることがある。

(2) 実験実習、製図及び体育実技については、30時間の授業を1単位とする。ただし45時間の授業を1単位とすることがある。

2 本大学が、一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項第1号及び第2号に規定する基準を考慮して本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業計画等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与するものとし、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(各授業科目の授業期間)

第13条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(卒業に必要な単位数)

第14条 卒業に必要な単位数は、所定の科目を含め、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目および教職に関する専門教育科目の単位数は卒業に必要な単位数には含まない。

(教員免許状)

第15条 本大学において、教員免許状取得の所要資格を得ようとするときは、第26条に定める卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学の学部の学科において取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員免許状の種類		学 部	学 科	教員免許状の種類	
工学部	機 械 工 学 科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 技術 工業	工学部	情 報 工 学 科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 技術 工業 情報
	ものづくり環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	技術 工業		建 築 学 科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 技術 工業
	創造システム工学科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 技術 工業		生活環境デザイン学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	技術 工業
	電 気 電 子 工 学 科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 技術 工業				

(履修届)

第16条 学生は、毎学期の初めに当該学期に履修する科目を申告し、承認を得なければならない。

(履修方法)

第17条 授業科目の履修方法については、別に定める。

第6章 成績評価、卒業及び学位

(単位認定)

第18条 授業科目の単位認定は試験による。ただし、演習、実験実習、製図及び卒業研究（計画）等、その必要が認められる科目においては、担当教員の定めるレポート、論文または平常の成績をもって単位認定を行うことができる。

2 試験の施行につき必要な事項は、別に定める。

(試験期日)

第19条 試験は毎学期末に行う。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

(成績評価)

第20条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5段階の評価とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の修得)

第21条 削除

(再試験、追試験)

第22条 教授会において必要と認めるときには、不合格の科目については再試験を行い、また止むを得ない事由によって試験を受けることのできなかった科目については追試験を行う。

(成績評価基準等の明示)

第22条の2 本大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位数を含む。）を、教授会の議を経て、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第29条に規定する編入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第23条並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(修業年限の通算)

第25条の2 大学の学生以外の者で本大学において一定の単位を修得した者が、本大学に入学する場合において、当該単位の修得により本大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て本大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、第26条に規定する在学の年数の2分の1を超えないものとする。

- 2 前項の修業年限の通算は、科目等履修生として本大学において修得した単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(卒業の要件)

第26条 本大学に4年以上在学し、第14条所定の単位数を修得した者を卒業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学が、文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として3年以上在学した者で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。
- 3 前項の取扱いは、別に定める。

(卒業時期)

第26条の2 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位の授与)

第27条 本大学の卒業生には、学士（工学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学・編入学・休学・復学・退学・除籍・再入学・転学・転学科**(入学時期)**

第28条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(編入学)

第29条 編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

- 2 編入学の取扱いについては、別に定める。

(入学資格)

第30条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検

定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、特に優れた資質を有すると認めるものを、入学させることができるものとする。
- 3 前項の取扱いは、別に定める。

（入学許可）

第31条 前条の規定による志願者は、本大学所定の選抜試験に合格した者に限って入学を許可する。

（志願手続）

第32条 本大学に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて本大学の所定の手続きを完了しなければならない。

（入学手続）

第33条 入学を許可された者は、別に定める入学金、授業料、実験研究費及び施設設備拡充費等を添えて本大学の所定の入学手続きを完了しなければならない。

（保証人）

第34条 入学者は入学手続きに際し、その保証人を定めなければならない。入学者の保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。本大学が保証人として不適当と認めたときには、その変更を命ずることができる。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務をつくせない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。
- 4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

（休学）

第35条 病気その他の止むを得ない理由で引き続き3か月以上出席することができない者は、その理由を示す書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

（休学期間）

第36条 休学は、1年以上にわたることができない。ただし、特別な事情がある場合には引き続き休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第6条の在学年数に算入するが、第26条にいう在学の年数には算入しない。

（復学）

第37条 休学者は、学期のはじめでなければ復学することができない。また休学者が復学しようとするときは、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（退学）

第38条 病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署で学長に願い出なければならない。

（除籍）

第39条 本大学の学生で、次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 在学期間が所定の年数を越えた者
- (2) 休学期間が所定の年数を越えた者
- (3) 復学・留年等に際し、正当な理由なく手続を怠った者
- (4) 学費等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (5) 死亡の届出があった者

（再入学）

第40条 正当な理由で退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。この場合には既習の科目の全部又は一部の再履修をさせることがある。

(転学)

第41条 本大学の学生で他の大学に転学を希望する者は、その理由を付し保証人連署で学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学科)

第41条の2 本大学の学部学生で、他学科に転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 転学科の取扱については、別に定める。

第8章 学費等**(入学検定料)**

第42条 本大学に入学を志願する者は、入学検定料3万円を納入しなければならない。

(学費)

第43条 学費とは、入学金・授業料・実験研究費・施設設備拡充費とし、次のとおりとする。

入 学 金	22万4千円	(入学時)
授 業 料	98万円	(年額)
実 験 研 究 費	11万1千円	(年額)
施設設備拡充費	25万2千円	(年額)

2 第9条に規定する秋学期より入学した者の授業料・実験研究費・施設設備拡充費の取り扱いについては別に定める。

(学費等の納入及び納入時期)

第44条 本大学の学生は、学費等を各学期の定める期日までに納入しなければならない。

2 各学期に納入する額については、別に定める。

(学費等の延納)

第44条の2 前条第1項にかかわらず、特別な理由により所定の期日までに学費等を納入できない者は、所定の手続きを経て学費等を延納することができる。

2 学費等の延納手続きについては、別に定める。

(休学者の学費等)

第45条 休学者が、学期の初めから休学した場合、休学期間中の学費を免除し、次の在籍料を徴収する。

在籍料 15万円 (年額)

2 学期の途中から休学する場合は、その学期分の所定の学費を徴収する。

(停学、退学の場合の学費等)

第46条 停学又は退学の場合は、その日の属する学期分の学費等を納めなければならない。

(再試験、追試験の試験料)

第47条 再試験・追試験を受けようとする者は、所定の試験料を納入しなければならない。

(既納入金の取扱)

第48条 既納の入学金・授業料等の納入金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第9章 賞 罰**(表彰)**

第49条 人物・学業とも優秀で他の学生の模範とするに足る者は、表彰することができる。

2 善行特に顕著な者は、選考の上適当な方法により表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本大学学生にして本大学の定める諸規則に背き、又は学生の本分に反する行為があったときは、戒告・停学・退学の懲戒処分を付することができる。

退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改心の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他本大学に在学させることが適当でないと認められた者

2 戒告・停学の懲戒処分は、前項各号の一に準ずる者に対しておこなう。

3 懲戒処分の手続きについては、別に定める。

(賞罰の審議)

第51条 賞罰は、教授会の審議を経て学長が決定する。

第10章 職員組織**(職員)**

第52条 本大学には次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び労務職員

- 2 前項に定めるもののほか副学長を置くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか必要な職員を置くことができる。
- 4 工業技術博物館に館長、工業教育研究所・各ラボに所長、各センターにセンター長、総務部・財務部・教務部・学生支援部に部長、教育研究推進室・企画室・システム管理室・入試室に室長、各課に課長を置く。
- 5 前項のほか各部局に必要な職を置くことができる。
- 6 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 7 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 8 その他職員の職務は、学校教育法その他諸規程に定めるところによる。

第11章 教授会**(教授会)**

第52条の2 本大学に教授会を置く。

- 2 教授会の運営等について、学則に定めるもののほかは、別に定めるところによるものとする。

(教授会の構成)

第53条 教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が認めた場合は、これ以外の者を加えることができる。

- 2 教員人事に関する教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。

(議長)

第54条 教授会は、学長がこれを招集しその議長となる。

(議長の代理)

第55条 学長に事故あるときは、学長代行者又は学長の委任を受けた者が議長となる。

(構成員以外の出席)

第56条 学長は、必要と認めたときに構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(審議事項)

第57条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項として、学長が教授会規程に定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教員人事に関する教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教授、准教授、講師及び助教の候補者選考に関する事項

(定足数)

第58条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 教員人事に関する教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(議事録)

第59条 教授会は、その議事録を作成し、学長がこれを保管する。

第12章 科目等履修生・委託学生・研究生・特別聴講生**(科目等履修生)**

第60条 本大学における授業科目のうち1科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、学生の修業に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修については、第14条、第26条及び第27条の規定を除くほか、学部学生に関する規定を準用する。
- 3 前2項のほか、科目等履修生について必要な事項は、別に定めるところによる。

(委託学生)

- 第61条 本大学に対し、外国政府・官公庁・民間会社等より委託学生として修学を志願する者があるときは、選考の上、委託学生として許可することができる。
- 2 委託学生の履修については、学部学生に関する規定を準用する。
 - 3 委託学生は履修した科目について試験を受けなければならない。試験に合格した科目については証明書を交付する。

(研究生)

- 第62条 本大学において、特定課題について研究を志願する者があるときは、当該学科に支障がない場合に限り選考の上、研究生として許可することができる。
- 2 前項のほか、研究生について必要な事項は、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

- 第62条の2 本大学は、他大学等との単位互換協定に基づき、特別聴講生として受入れを許可することができる。
- 2 前項に定めるほか、特別聴講生について必要な事項は、別に定めるところによる。

(科目等履修生等の学費等)

第63条 科目等履修生、委託学生及び研究生の検定料及び学費等は次のとおりとする。

(1) 科目等履修生及び研究生

	科目等履修生		研 究 生
検 定 料	1万5千円	入学検定料	3万円
履修許可料	2万円	研究許可料	2万円(入学時)
履 修 料	3万円(1単位)	研 究 料	18万円(学期)

(2) 委託学生

委託学生の検定料及び学費等は学部学生に準ずる。

第13章 大学院**(大学院)**

- 第64条 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院については、別に定める。

(専門職大学院)

- 第64条の2 本大学院に専門職大学院を置く。
- 2 専門職大学院については、別に定める。

第14章 留学生別科**(留学生別科)**

- 第65条 本大学に留学生別科を置く。
- 2 留学生別科については、別に定める。

第15章 公開講座**(公開講座)**

- 第66条 本大学に公開講座を置くことができる。
- 2 公開講座については、別に定める。

第16章 附属施設**(LCセンター)**

- 第67条 本大学にライブラリー&コミュニケーションセンター(以下、LCセンターという)を置く。
- 2 LCセンターについては、別に定める。

(工業技術博物館)

- 第68条 本大学に工業技術博物館を置く。
- 2 工業技術博物館については、別に定める。

(工業教育研究所)

- 第69条 本大学に工業教育研究所を置く。
- 2 業教育研究所については、別に定める。

(健康管理センター)

- 第70条 本大学に健康管理センターを置く。
2 健康管理センターについては、別に定める。

(生涯学習センター)

- 第71条 本大学に生涯学習センターを置く。
2 生涯学習センターについては、別に定める。

(機械実工学教育センター)

- 第72条 本大学に機械実工学教育センターを置く。
2 機械実工学教育センターについては、別に定める。

(先端材料技術研究センター)

- 第73条 本大学に先端材料技術研究センターを置く。
2 先端材料技術研究センターについては、別に定める。

(建築技術センター)

- 第74条 本大学に建築技術センターを置く。
2 建築技術センターについては、別に定める。

(産学連携起業教育センター)

- 第75条 本大学に産学連携起業教育センターを置く。
2 産学連携起業教育センターについては、別に定める。

(スチューデントラボ)

- 第76条 本大学にスチューデントラボを置く。
2 スチューデントラボについては、別に定める。

(ファインブランキングセンター)

- 第77条 本大学にファインブランキングセンターを置く。
2 ファインブランキングセンターについては、別に定める。

(学修支援センター)

- 第78条 本大学に学修支援センターを置く。
2 学修支援センターについては、別に定める。

(教職教育センター)

- 第79条 本大学に教職教育センターを置く。
2 教職教育センターについては、別に定める。

(英語教育センター)

- 第80条 本大学に英語教育センターを置く。
2 英語教育センターについては、別に定める。

(総合研究センター)

- 第81条 本大学に総合研究センターを置く。
2 総合研究センターについては、別に定める。

(インテリアデザインラボ)

- 第82条 本大学にインテリアデザインラボを置く。
2 インテリアデザインラボについては、別に定める。

(環境化学ラボ)

- 第83条 本大学に環境化学ラボを置く。
2 環境化学ラボについては、別に定める。

(環境教育研究センター)

- 第84条 本大学に環境教育研究センターを置く。
2 環境教育研究センターについては、別に定める。

第17章 厚生施設**(厚生施設)**

- 第85条 本大学に厚生施設を置く。
2 厚生施設については、別に定める。

第18章 補則

(学則の改廃)

第86条 この学則の改廃は、教授会の審議を経て、学長および理事会の承認を得て理事長が決定する。

付 則

- 1 この学則の施行に必要な細則は、別に定める。
- 2 この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

付 則

この学則は、昭和44年4月1日から実施する。

付 則

この学則は、昭和46年4月1日から実施する。

付 則

この学則は、昭和48年4月1日から実施する。

付 則

この学則は、昭和49年4月1日から実施する。ただし、第45条については昭和49年度の入学者に適用し、その他の在學生は従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和50年4月1日から実施する。ただし、第45条については昭和50年度の入学者に適用し、その他の在學生は従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和51年4月1日から実施する。ただし、第45条については昭和51年度の入学者に適用し、その他の在學生は従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和52年4月1日から実施する。ただし、第43条については、昭和52年度入学志願の者に適用し、第45条については昭和52年度入学者に適用する。その他の在學生は従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和53年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定については、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在學生については従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和54年4月1日から実施する。ただし、第43条については昭和54年度入学志願の者に適用し、第45条については昭和52年度以降の入学者に適用する。その他の在學生は従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和55年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定については、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在學生については従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和56年1月1日から実施する。ただし、第10条の2改正別表及び第45条改正規定は、昭和56年4月1日から実施する。

なお、第45条の規定は、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在學生については従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定は、昭和57年度入学者に適用し、昭和52年度から昭和56年度までの入学者については、授業料、実験研究費及び施設拡充費の額をそれぞれ33万9千円、5万3千円及び15万円と読み替えるものとし、その他の在學生については従前どおりとする。

付 則

この学則は、昭和58年4月1日から実施する。ただし、第43条の規定は昭和58年度入学志願の者から適用し、第45条の規定中入学金については昭和58年度入学者から適用する。

なお、昭和56年度以前の入学者の授業料、実験研究費及び施設拡充費の額はそれぞれ36万1千円、5万4千円及び15万円とする。

付 則

この学則は、昭和59年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和56年度以前の入学者については授業料、実験研究費及び施設拡充費の額はそれぞれ37万6千円、5万5千円及び15万円とする。

なお、第79条の改正規定は、昭和58年10月1日から適用する。

付 則

この学則は、昭和60年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって昭和59年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和61年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって昭和59年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

なお、改正後の第14章以下の規定は、昭和60年4月1日（第82条第6号については昭和60年7月1日）から適用する。

付 則

この学則は、昭和62年4月1日から実施する。ただし、第43条の規定は、昭和62年度入学志願の者から適用し、第45条の規定の適用に当たって昭和61年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和62年度以前の入学者については、別に定めるところによる。（入学金については、昭和63年度入学者から適用する。）

なお、改正後の第85条の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和62年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成2年4月1日から実施する。ただし、改正後の第43条の規定は平成2年度入学志願の者から適用する。また、同じく改正後の第45条の規定の適用に当たって、平成元年度以前の入学者については別に定めるところによる。（入学金については平成2年度入学者から適用）

2 改正後の第13条の規定は平成元年4月1日から適用する。

なお、平成2年3月31日に在学する者が教員免許状を取得しようとする場合の修得すべき当該教科及び教職に関する専門教育科目及び単位数は従前どおりとする。

付 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず平成3年度から平成11年度までの間システム工学科の入学定員は200名とする。

2 改正後の第45条の規定の適用に当たって、平成元年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第23条及び第24条の改正規定は、平成4年3月1日から適用する。

なお、第43条の改正規定は、平成4年度の入学志願者から適用し、また第45条の改正規定の適用に当たって平成3年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 第11条から第14条まで及び第17条の規定は、平成5年度の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、従前の学則の定めるところによる。

3 第39条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第39条の改正後の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正後の規定にかかわらず、平成7年度から平成11年度までの間システム工学科の入学定員は160名とし、情報工学科の入学定員は140名とする。

2 第11条、第12条、第14条及び第23条の規定は、平成7年度の入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

3 第39条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

4 第49条第3項の規定は平成6年7月1日から適用する。

付 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第49条第3項の規定は平成7年6月1日から適用し、第68条の規定は平成7年4月1日から適用する。
- 第39条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。
- 第78条の規定については、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定にかかわらず平成12年度から平成18年度までのシステム工学科及び情報工学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員												
システム工学科	158	638	156	634	154	628	152	620	150	612	150	606	150	602
情報工学科	216	636	212	708	208	776	204	840	200	824	200	812	200	804

付 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成13年度の入学者から適用するものとし、平成12年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
- 第26条第2項及び第3項の規定は、平成12年度の入学者から適用する。

付 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条第2項別表「機械工学科専門科目」のうち「フレッシュマンゼミ 1」の増設については、平成13年4月1日から適用する。

付 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第52条の規定は平成14年4月1日から適用する。
- 改正後の第11条の規定中「教養科目」は、平成15年度入学の学生から適用し、平成14年度以前に入学した学生については、「共通科目」とする。
- 第12条第2項別表に規定する授業科目及び単位数は、平成15年度入学の学生から適用し、平成14年度以前に入学した学生については、別に定めるものとする。

付 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表「情報工学科専門科目」のうち「コンピュータ科学基礎」の単位数の変更については、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第82条の規定は、平成18年9月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成19年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第8条及び第9条に規定する学期の区分について、平成19年度は別に定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第45条の在籍料の徴収については、平成21年度の入学者から適用する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成23年9月30日から施行する。
- 2 第44条の2の規定は、平成23年度在学の学生から適用する。

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。
- 3 第84条の規定は平成28年7月1日から適用する。

各 学 科 の 概 要

機械工学科

目的・目標

機械工学科は、「ものづくりに対する感性と情熱を持った実践力のあるエンジニア」を育てます。＜実践機械工学プログラム＞＜プロダクトデザインコース＞＜メカニクスコース＞の3つの専門プログラム・コースを用意し、それぞれの学生が目指す将来像などを見据え、工業製品の開発設計やデザイン、部品製造技術、制御技術などの、機械工学の理論とものづくりの実践的技術を、車の両輪として学びます。

アドミッションポリシー

機械製品のデザインから製作まで、「ものづくり」に高い関心をもち、「ものづくり」に対する感性と情熱に満ちあふれ、社会に貢献できるエンジニアをめざす皆さんに期待します。

カリキュラムポリシー

機械工学科は、実践的機械技術者の育成を目的に、「ものづくり」の醍醐味を整った設備の下で体感しながら、創造力と情熱に溢れたエンジニアをめざすためのカリキュラムを編成します。

1. 入学時から専門の技術にふれる体験学習（「機械 CAD」など）、数学・物理・英語を専門に関連付けて学ぶ融合科目（「機械基礎数理・演習」など）による充実した基礎教育。
2. 21世紀の国際的エンジニアをめざす情報技術教育（「情報リテラシー」など）と実践的英語教育（「機械英語入門」など）。
3. 将来の職業や「つくりたいもの」を見据えた専門教育とプログラム・コース設定＜実践機械工学プログラム＞＜プロダクトデザインコース＞＜メカニクスコース＞。
4. 3年次のゼミナールや4年次の卒業研究では、指導教員との日常的な接触により、自発的な課題発見能力と、現場で役に立つ問題解決能力を養成。
5. 最新鋭の工作機械を備えた機械実工学教育センターの機械工作室やCAD/CAM/CAE演習室での体験学習により、現場の即戦力となる技術力を養成。

ディプロマポリシー

機械工学科では、3つの専門プログラム・コースを設け、それぞれに目標とすべき専門力を設定しています。＜実践機械工学プログラム＞では、機械関連専門科目を幅広く学び、国際的に認知されるエンジニアとしての能力が求められます。＜プロダクトデザインコース＞では、機械製品製造プロセス（プロダクトデザイン）を一貫して学び、CAD/CAM/CAEの先端的設計手法をマスターすることや加工に関する知識を習得することが必要です。＜メカニクスコース＞では、ロボット、エンジンなどの機械、風力やバイオガスによる発電システム、環境や福祉を考えた環境・エコロジー技術など、製品開発に欠かせない総合的な技術力が求められます。

以上の要件を満たし、世界で活躍できる技術者としての第一歩を踏み出せることを、卒業要件とします。この目的に沿い、1年間、指導教員の下で、じっくりと研究に取り組む「卒業研究」を必修とします。

ものづくり環境学科

目的・目標

ものづくり環境学科は、ものづくりの現場で、工学技術を踏まえて環境改善に取り組むことのできる専門家を養成します。＜環境調和ものづくりコース＞と＜環境マネジメントコース＞、二つの専門コースを設け、ライフサイクルアセスメント手法を取り入れた工業製品の環境調和型設計、製品の再利用・再生システムの構築、廃棄時の環境負荷低減や再資源化技術、輸送・物流における交通環境問題などを学び、環境を見据えた「ものづくり技術」に卓越した、新時代の技術者を育てます。

アドミッションポリシー

地球温暖化を防止するために、何かをしたいと思い、環境に配慮したものづくりに取り組んでみたい人。柔軟な発想で、21世紀のものづくり技術者を目指す皆さんに期待します。

カリキュラムポリシー

ものづくり環境学科は、現場感覚を磨く体験学習や、実験を重視した科目を数多く用意し、環境にやさしい製品設計と環境マネジメントの技術者を養成するカリキュラムを整備します。

1. ものづくりに必要な、機械系・材料系・電気系・化学系の基礎知識を総合的に学習するとともに、それらを統合する

実験科目を設置。

2. 製品設計には、そのための機械や工具を知る必要があります。ものづくりの基礎を、しっかり学習。
3. 1年次から、実際のものづくり現場に導入されているマネジメントシステムについて学び（「品質マネジメントシステム」「環境マネジメントシステム」など）、身につけるべきスキルを体験的に理解。
4. 世界の環境情報を共有でき、環境用語が学べる英語融合科目（「エコ・イングリッシュⅠ」など）。
5. 環境にやさしい製品設計には、素材から、部品製造、組立工程、使用時の環境負荷、廃棄時のリサイクルまでの、全段階における二酸化炭素排出量やエネルギー使用量を計算する必要があります。このためのライフサイクルアセスメントなど最新設計ツールを習得。
6. 3年次までに学んだ知識や技術を活用して取り組むのが、卒業研究です。目標を明確にし、計画（Plan）、実験・実行（Do）、結果の見直し（Check）、そしてつぎの実験を成功に導く（Action）。このPDCAを徹底して学習。

ディプロマポリシー

ものづくり環境学科は、機械工学と環境問題の複合領域を対象に、ものづくりの生産現場で、工学技術を踏まえて環境改善に取り組むことのできる専門家の養成を目標としています。そのために必要となる、機械系・材料系・電気系・化学系の基礎知識と、機械／ものづくり系あるいは化学／環境系の専門知識の習得が不可欠です。また、環境に配慮した新しいものづくりや、社会環境のデザインを提案する能力、ライフサイクルアセスメントを踏まえ、工学技術と環境対策のマネジメントを一貫して理解し実践する能力が求められます。これらの分野における、課題発見能力および問題解決能力が、十分に養われることが卒業要件です。この目的に沿い、1年間、指導教員の下で、じっくりと研究に取り組む「卒業研究」を必修とします。

創造システム工学科

目的・目標

創造システム工学科は、「次世代ものづくりを担う柔軟な創造力を身につけたエンジニアの育成」を目標に、<ロボット創造コース>と<マイクロ・ナノ創造コース>、二つの専門コースを設け、最先端技術分野を中心に、工学のさまざまな分野を統合し、夢を「かたち」にする技術を学びます。人類を幸せにする、未知の分野に挑戦する技術者を育てます。

アドミッションポリシー

人間の生活を快適にする未来の技術を生み出すには、豊かな創造力が必要です。創造力は自由な発想と工夫から生まれます。ものづくりが好きで、知的好奇心の旺盛な諸君の挑戦を期待しています。

カリキュラムポリシー

創造システム工学科では、最先端の専門分野の技術習得を目的に2つのコースを用意し、幅広い知識と高い専門性を育むカリキュラムを用意しています。

1. 入学時より創造的思考能力を養う「技術創造論」、また、2年次の「課題解決ゼミ」など4年間を通じた少人数ゼミナールで創造力、問題解決能力およびコミュニケーション能力を開発。
2. システム工学の専門技術に触れ好奇心を育む「創造システム基礎実験」や「ナノの世界をのぞく」、「ロボティクス概論」などの専門導入教育。
3. 数学・物理・英語などの基礎を専門に関連付けて学ぶ「融合科目」。充実したコンピュータ設備を用いた情報教育と、最新CADソフトを用いた機械製図教育。
4. 2年次以降は次世代ものづくりへの創造力を養う高度なコース<ロボット創造コース><マイクロ・ナノ創造コース>に分かれての豊富な専門科目とコース別実験で、最先端の技術力を育成。
5. 3年次のゼミナール、4年次の卒業研究では研究室に所属し、指導教員との日常的な接触により、自発的な課題発見能力と、現場で役に立つ問題解決能力を養成。

ディプロマポリシー

創造システム工学科では、ロボットとナノテクノロジーを中心に、時代の変化に柔軟に対応し、分野横断的な取り組みができるものづくり技術を学びます。

この分野の課題を克服するための、創造的思考に基づく基礎力が備わったことが、卒業の第一要件です。それは、企画や設計の際の技術イノベーション創出能力であり、改良のための問題解決能力や、プロジェクト遂行のためのコミュニケーション能力です。

さらに、<ロボット創造コース>で学んだ学生には、機械工学をコアとして電気・情報工学を学び、メカトロニクス、制御プログラミング、設計技術を修得すること、また、<マイクロ・ナノ創造コース>の学生には、機械工学、電子工学、応

用化学を学び、新素材、極表面処理、微細半導体、バイオ技術を修得することが求められます。

この目的に沿い、1年間、指導教員の下で、じっくりと研究に取り組む「卒業研究」を必修とします。

電気電子工学科

目的・目標

電気電子工学科は、「存在感のあるエンジニア」として活躍できる技術者を育てることを目標に、教育に取り組めます。半導体や電子回路は、工業製品に欠かせない技術です。情報通信技術は、日々進化しています。電気エネルギー関連技術には、環境問題解決への大きな期待が寄せられています。幅広い分野で活躍する技術者を育てます。

アドミッションポリシー

ユビキタスとは何、太陽電池や電気自動車の切り拓く未来の世界を知りたい。そんな好奇心あふれる人。現代のキーテクノロジー、電気電子技術で社会に貢献したい皆さんを待っています。

カリキュラムポリシー

電気電子工学科では、産業構造の変化や技術革新に対応できるマルチエンジニアの育成をめざして、カリキュラムを編成します。

1. 電気電子工学の幅広い分野に対応する専門教育とコースの設定。〈エレクトロニクスデザインコース〉〈情報通信ネットワークコース〉〈エネルギー制御コース〉これらの中で、ハードウェアとソフトウェア両面の知識・技術を習得。
2. 充実した実験・研究設備を備えた実験教育により、高度化する電気電子技術に対応できる、基礎と応用技術力を習得。
3. 1年次の「フレッシュマンゼミ」では、少人数のクラス編成により、充実した大学生活を送れるよう、学科のすべての教員が親身に指導。
4. 国際的に活躍できるエンジニアを目指す実践的英語教育（「電気英語」など）。専門分野に直結した実践的数学教育（「電気数学」など）。
5. 3年次秋学期のゼミナールから研究室に所属し、文献輪講やディスカッションを通じて、研究活動の基礎を学び、4年次の卒業研究では、問題解決能力やプレゼンテーション能力を養成。

ディプロマポリシー

電気電子工学科の扱う工学領域は、エレクトロニクス製品の設計、インターネットをはじめとした情報通信、電気エネルギーの発生や応用など、きわめて幅広い分野に及びます。カリキュラムは、段階を踏んで構成されています。まず、電気電子工学特有の理論体系と思考方法を理解し、実験によって理論を実践に応用する能力と実践から理論を見直していく能力が身につくことが、卒業の第一要件です。また、コース専門科目によって専門分野特有の技術を修得することが求められます。さらに、「卒業研究」を必修とします。3年次秋学期のゼミナールで、専門の文献読解力と調査能力を養成し、「卒業研究」では特定のテーマについての研究に取り組み、テクニカルコミュニケーション能力、問題解決能力、プレゼンテーション能力などが育まれます。

情報工学科

目的・目標

情報工学科は、『情報技術を積極的に活用した実践的双方向教育』を教育理念としています。情報技術を駆使して豊かな社会を実現するために、ネットワークコミュニケーション、コンピュータ応用システム、アプリケーションソフトウェア、マルチメディアシステムなど、さまざまな分野で活躍できる情報技術者を育成します。

アドミッションポリシー

情報技術で社会に貢献できる人間になりたいという志、情報技術のみならず幅広い学問領域に積極的に取り組む好奇心、そして失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち、自分の資質に磨きをかけながら情報技術者をめざす個性豊かな皆さんを待っています。

カリキュラムポリシー

情報工学科では、高度に発達した現代の情報化社会で活躍できる実践力の養成を目標に、Project Based Learning（PBL、プロジェクト型学習）による体験学習を中心とするカリキュラムを用意します。

1. 入学時から徹底したプログラミング教育を実施。
2. 専門の技術にふれるゼミナール形式の体験学習と、数学・物理・英語を専門に関連付けて学ぶ融合科目による充実した基礎教育。

3. 21世紀を担う国際的エンジニアをめざす実践的英語教育。
4. 地元の小・中学校、福祉施設、自治体などで、情報技術を活かしたボランティア活動に取り組み、コミュニケーション能力や自ら考え行動する能力を身につける「情報ボランティア」。
5. 自治体やNPOから依頼を受けてシステムの設計、開発、導入、保守・運用に取り組むプロジェクト型実践教育「システム設計・開発実習」。
6. 1年次から3年次までの一貫したキャリア教育による就職対策。
7. 取得した資格（「基本情報技術者試験」など）を専門科目の単位に認定。

ディプロマポリシー

情報工学科では、情報処理技術者として、得意分野をもち、課題発見能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、およびチームで仕事をする専門能力が、職業人として活躍できるレベルに達したことをもって卒業を認めます。そのために3つの専門コースを用意し、それぞれに目標を定めています。＜コンピュータ・ネットワークコース＞の学生には、ネットワークコミュニケーションを支える情報通信技術と、コンピュータ応用システムを実現するハードウェア、ソフトウェアに関する技術の習得が求められます。＜ソフトウェアデザインコース＞の学生には、様々なアプリケーションソフトウェアの要求定義、分析・設計・開発に関する技術、管理・運用方法を習得することが求められます。＜ヒューマンメディアコース＞の学生には、様々な情報の表現方法、メディア作成技術、コンテンツ制作技術など、マルチメディアシステムの設計・開発に必要な技術を習得することが求められます。卒業時に求められる能力を総合的に習得するために、コース共通で配置された実践的な実習科目を必修とします。また、この目的に沿い、1年間、指導教員の下で、じっくりと研究に取り組む「卒業研究」を必修とします。

建築学科

目的・目標

建築学科は、感動的で機能的な建築空間、地震に強い建築構造、ヒートアイランド現象などの都市環境問題、文化遺産を次世代に伝える保存技術など、さまざまな視点から魅力的で安全な都市や建築の創造に取り組む建築家や建築技術者を育てます。そのための専門コースとして＜建築・都市デザインコース＞と＜構造・環境エンジニアリングコース＞を用意しています。

アドミッションポリシー

町歩きが好き、模型づくりが好き、写真が好き、こうした好奇心とともに「建築の世界でスペシャリストとして活躍したい」「かけがえない自らの個性を伸ばしたい」という強い意思を持つ皆さんを待っています。

カリキュラムポリシー

建築学科では、学生それぞれの個性や興味ある分野、さらには就きたい仕事にあわせ、一人ひとりが自分にふさわしいカリキュラムを組んで学ぶことができるよう、教育プログラムを工夫します。

1. 入学時から、建築への興味を生かす体験学習（「建築表現入門」など）と、数学・物理・英語を専門と関連づけて学ぶ融合科目（「建築物理入門」など）による充実した基礎教育。
2. 21世紀の技術者に求められる、コンピュータを活用した表現技術（「建築デジタルデザイン」など）と実践的な英語力（「建築英語」など）の養成。
3. 将来の職業や建てたい建築の夢を実現する専門教育とコース設定。＜建築・都市デザインコース＞＜構造・環境エンジニアリングコース＞
4. 4年次の卒業計画では研究室に所属し、設計製図や実験・研究に取り組み、自発的な課題発見と企画力・総合力を養成。
5. 製図室には一人ひとりに専用の製図台を備え、いつでも設計製図に取り組める環境を用意。デジタルデザイン室などCADのためのコンピュータ環境も充実。

ディプロマポリシー

建築学科は、知識と技術に裏打ちされた状況把握能力、判断力、行動力、創造力・発想力を兼ね備えた建築の専門家を育成することを目標としています。このため、講義科目で専門知識を獲得し、設計製図で個性的な創造性を養い、実験実習で問題解決能力や発想力を養います。4年次の必修である「卒業計画」において、1年間、指導教員の下で、じっくりと研究・設計に取り組み、総合的な建築力を身に付けることを卒業要件とします。

生活環境デザイン学科

目的・目標

生活環境デザイン学科は、心地よい住まいや、魅力的な商業空間を設計するインテリアデザイナー、お年寄りや障がいがある人も不自由なく暮らせるように、住環境の改善を担うコーディネーター、福祉施設の設計ができる建築家を養成します。そのための専門コースとして＜住空間デザインコース＞と＜福祉空間デザインコース＞を用意しています。

アドミッションポリシー

みんなを幸せにする空間を考えたい、インテリアや家具のデザインに興味がある、快適で魅力的な空間を創造してみたい、福祉空間を学び社会に貢献したい、このような分野に、興味と関心と意欲ある学生を求めています。

カリキュラムポリシー

生活環境デザイン学科では、心地よい室内空間を創造するデザイナー、高齢者に優しい住環境を実現できるエキスパートを育成するための、カリキュラムを整備します。

1. 人が生活するさまざまな空間を、快適な空間として設計するインテリアデザインと、高齢者や要介護者の健康的な生活を支えるユニバーサルデザインを重点的に学習。
2. 少人数クラスできめ細かく指導する1年次の「フレッシュマンゼミ」では、独自のテキストを用意し、建築・インテリア・福祉空間など、これから学ぶ多様な分野の理解を深めるとともに、さまざまな職種の職業性について学習。
3. 「建築表現入門」「デッサン・造形演習」など空間デザインのための基礎科目を用意。
4. インテリアデザインラボでは、家具製作のための木工機械を整備し、実習体験を支援。生活環境実験室とインテリア実験室には、福祉用具や照明設備を常備し、高齢者・要介護者の福祉空間やインテリアの演出手法などを体感。インテリア実験室は、家具の展示ギャラリーにも活用。
5. 4年次では、すべての学生が「卒業計画」に取り組み、専門家として自立できる問題解決能力や職業意識を育む。
6. 製図室には一人ひとりに専用の製図台を備え、いつでも設計製図に取り組める環境を用意。ネットラウンジやデジタルデザイン室には、インテリアCADのためのコンピュータ環境が充実。

ディプロマポリシー

生活環境デザイン学科は、建築学などの技術を踏まえ、身近な生活環境の改善に取り組む、専門家の養成を目的とします。まわりの人と、つらさやうれしさを共有し、その人の立場に立って空間を創造できる力が備わったことを、卒業要件とします。＜住空間デザインコース＞の学生には、住まいや商業空間のインテリア設計や家具の設計／製作の力、＜福祉空間デザインコース＞の学生には、病院や福祉空間の設計、ユニバーサルデザインの理解とデザイン力が、求められます。4年次には、指導教員の下で、じっくりと設計・制作・研究に取り組む「卒業計画」を必修とします。

学 修 規 程

日本工業大学学修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、日本工業大学学則第14条、第16条から第26条に基づき学修について定める。

第2章 履修

(履修の原則)

第2条 授業科目(演習、実験、卒業研究及び卒業計画を含む。以下「科目」という。)の履修は、別表2にしたがって行うこととする。

2 上級年次配当科目の履修は、認めない。ただし、当該科目の担当教員の許可がある場合はこれを認めることがある。

(履修申告)

第3条 科目の履修申告は、当該学期に履修する全科目について、定められた時期並びに要領によって所定の手続きにより行い、承認を受けなければならない。

2 履修申告をしていない科目を受講することはできない。

3 訂正・取り消しが可能な期間を経て受理された履修申告書は、原則として、変更、追加を認めない。

(履修科目の申告の取消)

第4条 各学期初めの履修申告期間とは別に、履修申告の訂正・取り消しを可能とする期間を設ける。

2 前項に定める訂正・取り消し可能期間は、履修申告時に掲示(学内ネットワークを利用した告知を含む。以下同じ。)により連絡する。

(オープン履修)

第5条 所属学科以外に配当されている所定の専門科目(オープン履修科目という。)を履修することができる。

2 オープン履修の方法等については、別に定める。

(再履修)

第6条 再履修科目は、第3条第1項にしたがい、履修申告しなければならない。

2 再履修科目と当該年次科目の講義時間が重複する場合は、原則として低年次の科目を履修しなければならない。

3 既に単位を修得した科目の再履修は認めない。

第7条 削除

(履修申告単位数の制限)

第8条 各学期で履修申告できる単位数の上限は、24単位とする。ただし、工房科目、教職に関する科目、自由科目を除く。

2 前項の規定にかかわらず、機械工学科の「実践機械工学プログラム」を履修する学生については、各学期で履修申告できる単位数の上限を26単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、休学期間を含まない直前の学期のGPAが3.5以上の場合、当該学期に履修申告できる単位数の上限は、28単位とする。

(履修の制限)

第9条 科目の内容、その他の理由により履修に制限を加えることがある。

第3章 試験及び成績評価

(試験)

第10条 試験は、原則として毎学期末に行う。なお、当該科目の担当教員が必要と認めたとき随時これを行う。

2 前項の試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

(受験の制限)

第11条 次の各号に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 履修申告をしていない者
- (2) 指定の期日までに学費未納の者
- (3) 出席日数が不足のため、受験を禁じられた者

2 学生は受験に際し、学生証を提示しなければならない。

3 試験開始後30分以上遅刻した者は試験を受けることができない。

(仮受験票)

第12条 学生証を携帯しない者は、所定の手続きにより仮受験票の交付を受け、受験することができる。

2 仮受験票は交付当日のみ有効とする。

3 仮受験票の交付手数料は別に定める。

(試験中の退場)

第13条 試験において退場を認める時間は、試験開始30分以上から試験終了の5分前までとする。

(不正行為)

第14条 試験で不正を行った者は、学則第50条の適用を受けることがある。

(追試験)

第15条 やむをえない事由によって受験できなかった科目についての追試験を行う。

2 前項の事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害による住居の被災（り災証明書）
- (2) 卒業研究等の着手条件を満たした学生の就職試験（就職支援課の証明書）
- (3) 教育実習（教職教育センターの証明書）
- (4) 病気又は傷害（医師の診断書）
- (5) 交通機関のトラブル（証明書）
- (6) 一親等、二親等の死亡（死亡証明書）
- (7) 上記以外で本学がとくに認めた事由

3 追試験を受けようとする者は、原則として試験終了後10日以内に、追試験許可願並びに前項に定める証明書を教務部長に提出しなければならない。

(再試験)

第16条 不合格となった科目の再試験は、原則として行わない。ただし、教授会において必要と認められた場合は再試験を行うことがある。

(追・再試験の受験手続き)

第17条 所定の願書に当該科目の担当教員の確認を受け、別に定める金額を納入し、教務課から受験票の交付を受け、受験する。

(成績評価とGP・GPA)

第18条 試験の成績は、AA（秀）、A（優）、B（良）、C（可）及びD（不可）の5段階の評価とし、AA、A、B、Cを合格とする。

2 GP（グレード・ポイント）は、成績評価に応じて付与されたポイントをいう。

3 成績評価及びGPは次のとおりとする。

評価	GP	評点
AA	4	100点以下90点以上
A	3	90点未満80点以上
B	2	80点未満70点以上
C	1	70点未満60点以上
D	0	60点未満

4 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は、それぞれの履修申告した科目の単位数に、当該GPを乗じ、その総和を履修申告した科目の単位数の合計で除した数値で表す。

5 GPAの計算にあたって、再履修した場合には、再履修する前の単位数を、履修申告した科目の単位数の合計から除外して計算するものとする。

(その他の成績表示とGP・GPA)

第18条の2 前条以外の成績評価欄の表示及びそのGP・GPAの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 「合」及び「認定」は、合格を示し、GPAの計算からは除外する。
- (2) 「否」は、不合格を示し、GPAの計算から除外する。
- (3) 「/」は、履修申告をしたが受験しなかったことを示し、GPは0とする。

(単位の修得)

第19条 履修した科目の試験に合格すると、単位が与えられる。

第4章 卒業研究等着手条件及び卒業

(卒業研究及び卒業計画着手条件)

第20条 卒業研究及び卒業計画（以下「卒業研究等」という。）に着手できる条件を次のとおりとする。

- (1) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。

(2) 修得単位数が、108単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。

(3) 3年次までにある次の科目すべてに合格していること。ただし、3年次編入学生の場合はこの限りではない。

ア 必修および選択必修の実験・実習・製図科目

イ 必修および選択必修のゼミ・ゼミナール

ウ 学科が特別に指定する必修科目

2 前項の規定にかかわらず教授会が適当と認めた場合には卒業研究等に着手できるものとする。

(卒業の要件)

第21条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表1に示す卒業要件単位数124単位以上を修得しなければならない。

2 必修科目、選択必修科目及び選択科目については、別表2に示す。

3 第5条にいうオープン履修科目の修得単位数のうち、12単位までを卒業要件単位数として、専門科目に算入することができる。

4 教職に関する科目及び自由科目の修得単位数は、卒業要件単位数に算入することができない。

(修業年限の特例)

第21条の2 学則第26条第2項により、本学が、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生として3年以上在学した者で卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。

2 前項に規定する「優秀な成績」の認定については、別に定める早期卒業に関する規程及び早期卒業のための卒業研究・卒業計画着手条件によるものとする。

(留年)

第22条 第21条の卒業要件を満たさなかった場合は、4年次にとどまるものとする。(以下「留年」という。)

2 留年した者は、以後に在学する学期分の学費等を納入しなければならない。

3 留年した者が、以後に在学した学期終了時に卒業要件を満たした場合は卒業とする。

第5章 年次、学修指導及び退学処分

(年次)

第23条 年次は入学後の在学年数をあらわす。在学1か年単位で順次更新する。

2 休学したときは、休学した学期分、もとの年次にとどまるものとする。

(学修指導)

第24条 次の場合、当該学生に対し、学修指導を行う。

(1) 1年次終了時に、修得単位数が30単位未満又はGPAが1.0未満の場合

(2) 2年次終了時に、修得単位数が60単位未満又はGPAが1.0未満の場合

(3) 前2号の修得単位数に教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。

2 学修指導の方法については、別に定める。

(退学処分)

第25条 学則第50条第2号に基づき、次の場合には、退学処分に付する。

(1) 2年次終了時に、修得単位数が30単位未満の場合。

(2) 4年次終了時に、修得単位数が60単位未満の場合。

(3) 前2号の修得単位数に教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は教授会の議を経て在学を許可することがある。

付 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 学科履修に関する規程は廃止する。

3 試験施行に関する規程は廃止する。

4 進級・卒業に関する規程は廃止する。

5 第21条第1項及び第2項の規定は、平成7年度入学生から適用し、平成6年度以前の入学生については、従前の学則に定めるところによる。

付 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第7条、第19条の規定は、平成7年度入学生より適用する。

2 第21条第1項及び第2項の規定は、平成7年度入学生から適用し、平成6年度以前の入学生については、従前の学則

に定めるところによる。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 第18条の規定は平成13年度の入学生から適用するものとし、平成12年度以前の入学生に関しては、改正前の第17条の規定を適用する。

3 第21条第5項の規定は、平成13年度の入学生から適用するものとし、平成12年度の入学生の「優秀な成績」の認定については別に定める。

4 第24条の規定は、平成13年度の入学生から適用する。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 第8条及び第21条の2の規定は、平成15年度に入学した学生から適用するものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度在籍の学生から適用する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条、第20条の規定は、平成26年度の入学生から適用するものとし、平成25年度以前の入学生については改正前の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表 1

学科別卒業要件単位数

機械工学科 卒業要件単位数

I. プロダクトデザインコース、メカニクスコース (平成29年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	10 単位以上
教 養 科 目	学習基盤科目		2 単位以上		
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
	自然系科目				
	保健体育系科目				
	教養特別科目				
	上記科目小計		20 単位以上		
	言語系科目	6 単位		同一言語で 2 単位以上	
	教養科目合計		28 単位以上		
専 門 科 目	学群共通専門科目	7 単位			
	学科専門 科目				
		コース専門系	17 単位		42 単位以上
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計	44 単位		42 単位以上	
	専門科目合計		86 単位以上		
合 計			124 単位以上		

II. 実践機械工学プログラム (平成29年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目
教 養 科 目	学習基盤科目			
	環境系科目	2 単位	2 単位	
	人文系科目	8 単位		
	社会系科目	4 単位		
	自然系科目			
	保健体育系科目	4 単位		
	教養特別科目			
	言語系科目	6 単位	2 単位以上	
	教養科目合計		28 単位以上	
専 門 科 目	学群共通専門科目	7 単位		
	学科専門 科目			
		コース専門系	46 単位	16 単位
	工房科目			
	オープン履修科目			
	専門科目小計	80 単位	16 単位	
	専門科目合計		96 単位以上	
合 計			124 単位以上	

1. 教養科目は、28 単位以上を履修すること。
P・Mコースは、学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
P・Mコースは、言語系科目から英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
留学生の場合、言語系科目は日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位を修得して上記に代えることができる。
実践機械工学プログラムは、英語必修科目 6 単位、選択必修科目 2 単位を含め、外国語 8 単位以上を修得すること。
2. 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて P・M コースは 86 単位以上を、実践機械工学プログラムは 96 単位以上を修得すること。
3. P・M コースは、上記 1、2 以外に教養科目及び専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
4. P・M コースは、オープン履修科目を、12 単位を上限として、専門科目の単位数に算入することができる。
ただし、実践機械工学プログラムは、これを認めない。
5. 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

ものづくり環境学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	
教養科目	学習基盤科目		2 単位以上		10 単位以上
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
自然系科目					
保健体育系科目					
教養特別科目					
上記科目小計			20 単位以上		
言語系科目	6 単位		同一言語で 2 単位以上		
教養科目合計		28 単位以上			
専門科目	学群共通専門科目	2 単位		58 単位以上	
	学科専門科目	26 単位			
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計		28 単位		
専門科目合計		86 単位以上			
合 計		124 単位以上			

1. 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
2. 専門科目は、必修科目及び選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
3. 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
4. オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
5. 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

創造システム工学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	
教養科目	学習基盤科目		2 単位以上		10 単位以上
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
自然系科目					
保健体育系科目					
教養特別科目					
上記科目小計			20 単位以上		
言語系科目		6 単位		同一言語で 2 単位以上	
教養科目合計		28 単位以上			
専門科目	学群共通専門科目	4 単位			
	学科専門科目	24 単位	6 単位		
	コース専門系	R コース:8 単位 M コース:8 単位	R コース:4 単位以上 M コース:4 単位以上		
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計		36 単位	50 単位以上	
専門科目合計		86 単位以上			
合 計		124 単位以上			

R コース: ロボット創造コース M コース: マイクロ・ナノ創造コース

- 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
- 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
- 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
- オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
- 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

電気電子工学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目
教 養 科 目	学習基盤科目		2 単位以上	
	環境系科目			
	人文系科目			
	社会系科目			
	自然系科目			
	保健体育系科目			
	教養特別科目			
	上記科目小計		20 単位以上	
	言語系科目	6 単位		同一言語で 2 単位以上
	教養科目合計	28 単位以上		
専 門 科 目	学群共通専門科目	4 単位		56 単位以上
	学科専門科目	24 単位	2 単位	
	工房科目			
	オープン履修科目			
	専門科目小計	28 単位	2 単位	
	専門科目合計	86 単位以上		
合 計		124 単位以上		

10 単位
以上

1. 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
2. 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
3. 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
4. オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
5. 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

情報工学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	10 単位 以上
教 養 科 目	学習基盤科目		2 単位以上		
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
	自然系科目				
	保健体育系科目				
	教養特別科目				
	上記科目小計		20 単位以上		
	言語系科目	6 単位		同一言語で 2 単位以上	
	教養科目合計	28 単位以上			
専 門 科 目	学群共通専門科目	4 単位			
	学科専門科目	38 単位			
	コース専門科目	CN コース：3 単位 SD コース：3 単位 HM コース：3 単位	CN コース：15 単位以上 SD コース：15 単位以上 HM コース：15 単位以上		
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計	45 単位	41 単位以上		
	専門科目合計	86 単位以上			
合 計		124 単位以上			

CN: コンピュータ・ネットワーク SD: ソフトウェアデザイン HM: ヒューマンメディア

1. 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
 学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
 言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
 留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
2. 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
3. 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
4. オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
5. 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

建築学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	
教養科目	学習基盤科目		2 単位以上		10 単位以上
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
自然系科目					
保健体育系科目					
教養特別科目					
	上記科目小計		20 単位以上		
	言語系科目	6 単位		同一言語で 2 単位以上	
	教養科目合計	28 単位以上			
専門科目	学群共通専門科目	11 単位			
	学科専門科目	10 単位	6 単位		
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計	21 単位	65 単位以上		
	専門科目合計	86 単位以上			
合 計		124 単位以上			

- 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
- 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
- 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
- オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
- 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

生活環境デザイン学科 卒業要件単位数

(平成 29 年度 入学者用)

区 分		必修科目	選択必修科目	選択科目	
教養科目	学習基盤科目		2 単位以上		10 単位以上
	環境系科目				
	人文系科目				
	社会系科目				
自然系科目					
保健体育系科目					
教養特別科目					
上記科目小計			20 単位以上		
言語系科目		6 単位		同一言語で 2 単位以上	
教養科目合計		28 単位以上			
専門科目	学群共通専門科目	8 単位		70 単位以上	
	学科専門科目	8 単位			
	工房科目				
	オープン履修科目				
	専門科目小計		16 単位		
	専門科目合計		86 単位以上		
合 計		124 単位以上			

- 教養科目は、28 単位以上を修得すること。
 学習基盤科目の選択必修科目 2 単位以上を含み、学習基盤科目・環境系科目・人文系科目・社会系科目・自然系科目・保健体育系科目・教養特別科目から合計 20 単位以上を修得すること。
 言語系科目は、英語必修科目 4 単位、英語融合科目 2 単位、その他、英語を含む同一言語で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得すること。
 留学生の場合、言語系科目は、日本語 6 単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で 2 単位以上の合計 8 単位以上を修得して上記に代えることができる。
- 専門科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて 86 単位以上を修得すること。
- 上記 1、2 以外に教養科目および専門科目の中から 10 単位以上を修得すること。
- オープン履修科目は、12 単位を上限として、専門科目の卒業要件単位数に算入することができる。
- 上記以外の卒業要件については、「年次別標準配当科目表」にて確認すること。

別 表 2

年次別標準配当科目表

教 養 科 目

機械工学科の実践機械工学プログラム以外のコース

ものづくり環境学科、創造システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、建築学科、生活環境デザイン学科

◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	週 時 間 数								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
学 習 基 盤 科 目	スタディスキルズⅠ	1	○	2									【卒業要件単位数】 ・学習基盤科目の選択必修科目2単位以上を含み、学習基盤科目、環境系科目、人文系科目、社会系科目、自然系科目、保健体育系科目、教養特別科目から合計20単位以上を修得すること
	スタディスキルズⅡ	1	○	2									
	学修と実工学Ⅰ	1	○	2									
	学修と実工学Ⅱ	1	○	2									
	日本語リテラシー基礎Ⅰ	1	○	2									
	日本語リテラシー基礎Ⅱ	1	○	2									
	日本語リテラシー応用Ⅰ	1	○		2								
	日本語リテラシー応用Ⅱ	1	○		2								
	論理トレーニングⅠ	1	○		2								
	論理トレーニングⅡ	1	○		2								
	日本での生活と学習 【留学生対象科目】	1		2	(2)								
	日本事情Ⅰ 【留学生対象科目】	2		2									
	日本事情Ⅱ 【留学生対象科目】	2		2									
環 境 系 科 目	エコ入門	2		2	(2)								※週時間数が記載されている学年及びその上位の学年で履修が可能
	環境と科学技術	2		2									
	地球環境と人間社会	2			2								
	環境の社会学	2			2								
	気象	2				2							
	地球科学	2				2							
	生物の世界	2		2	(2)								
	化学の世界	2				2	(2)						
	環境化学基礎実験	1			2								
	環境化学応用実験	1				2							
人 文 系 科 目	哲学	2		2	(2)								
	文学	2		2	(2)								
	認知と言語	2		2	(2)								
	歴史学	2		2	(2)								
	健康心理学	2			2								
	自己理解と対人関係の心理学	2				2							
	宗教学	2				2							
	倫理学	2					2						
	考える技術と書く技術	2					2						
	美術・芸術思潮論	2				2							
芸術表現	1					2							
社 会 系 科 目	現代社会の諸問題	2		2	(2)								
	法学	2		2	(2)								
	経済学	2		2	(2)								
	会計学	2		2	(2)								
	産業史	2		2	(2)								
	現代産業論	2		2	(2)								
	工業地理学	2		2	(2)								
	企業倫理	2					2						
社会福祉概論	2					2							
自然系科目	考える数学	2			2	(2)							
	科学へのいざない	2			2	(2)							
	宇宙の探求	2					2	(2)					
	物質の探求	2					2	(2)					
保 健 体 育 系 科 目	健康管理論	2		2	(2)								
	スポーツⅠ	1		2									
	スポーツⅡ	1			2								
	スポーツⅢ	1				2							
	スポーツⅣ	1					2						
	生涯スポーツⅠ	1						2					
	生涯スポーツⅡ	1							2				
	生涯スポーツⅢ	1								2			
生涯スポーツⅣ	1									2			
別教科養目特	2					2							
教養特別講義	2					2							

機械工学科の実践機械工学プログラム以外のコース
 ものづくり環境学科、創造システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、建築学科、生活環境デザイン学科
 ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	週 時 間 数								備 考				
				1 年	2 年	3 年	4 年									
				春 秋	春 秋	春 秋	春 秋									
基礎英語 I	1		◎	2											【卒業要件単位数】 ・英語必修科目4単位、英語融合科目2単位、その他、英語を含む同一言語で2単位以上の合計8単位以上を修得すること(ただし、他学科および他コースの英語融合科目は履修できない)	
基礎英語 II	1		◎		2											
Advanced English I	1				2											
Advanced English II	1					2										
Advanced English III	1						2									
実用英語 I	1		◎		2											
実用英語 II	1		◎			2										
実用英語 III	1							2								
実用英語 IV	1								2							
英会話 I	1									2						
英会話 II	1										2					
実践異文化理解	2													全 学 年		
海外英語セミナー	2													全 学 年		
英 語 融 合 科 目	機 械	機械英語広場 I	1	発	◎	2										
		機械英語入門 I	1	集		2										
		機械英語広場 II	1	発			2									
		機械英語入門 II	1	集	◎		2									
	も の づ くり	エコ・イングリッシュ I	1	発	◎	2										
		エコ・イングリッシュ I	1	集		2										
		エコ・イングリッシュ II	1	集	◎		2									
	創 造 シ ス テ ム	システム英語	1	発	◎	2										
		システム英語	1	集		2										
		実践システム英語	1	発	◎		2									
		実践システム英語	1	集			2									
	電 気 電 子	電気英語 I	1	発	◎	2										
		電気英語 I	1	集		2										
		電気英語 II	1	発	◎		2									
		電気英語 II	1	集			2									
	情 報	情報英語 I	1	発	◎	2										
		情報英語 I	1	集		2										
		情報英語 II	1	発	◎		2									
		情報英語 II	1	集			2									
	建 築	建築英語 I	1	発	◎	2										
		建築英語 I	1	集		2										
		建築英語 II	1	発	◎		2									
		建築英語 II	1	集			2									
	生 活 環 境	デザイン英語 I	1	発	◎	2										
デザイン英語 I		1	集		2											
デザイン英語 II		1	発	◎		2										
デザイン英語 II		1	集			2										
ドイツ語 I	1						2									
ドイツ語 II	1							2								
ドイツ語会話 I	1								2							
ドイツ語会話 II	1									2						
フランス語 I	1					2										
フランス語 II	1						2									
フランス語会話 I	1								2							
フランス語会話 II	1									2						
中国語 I	1					2										
中国語 II	1						2									
中国語会話 I	1								2							
中国語会話 II	1									2						
日本語表現 I	1			2										・日本語は留学生対象の科目 ・留学生の場合、日本語6単位、その他、日本語を含む同一言語の選択科目で2単位以上の合計8単位以上を修得して上記に代えることができる		
日本語表現 II	1			2												
日本語 I	1			2												
日本語 II	1			2												
日本語 III	1				2											
日本語 IV	1					2										
日本語 V	1						2									
日本語 VI	1								2							

教 養 科 目

機械工学科 実践機械工学プログラム

◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目

(平成29年度 入学者用)

科 目 名		単 位	必 選 の 別	週 時 間 数								備 考
				1 年		2 年		3 年		4 年		
				春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
環境系科目	機械技術史-J	2	○						2			【卒業要件単位数】 必修科目（9科目18単位）を含み 10科目20単位以上を修得すること
	倫理と技術-J	2	◎						2			
	資源環境論-J	2	○			2						
人文系科目	心理学-J	2	◎					2				
	哲学-J	2	◎					2				
	文章表現法-J	2	◎					2				
社会系科目	文学-J	2	◎					2				
	法学-J	2	◎					2				
保健体育系科目	経済学-J	2	◎						2			
	健康科学-J	2	◎			2						
保健体育系科目	スポーツ科学-J	2	◎			2						
	言語系科目	総合英語Ⅰ-J	2	◎			2					【卒業要件単位数】 必修科目（3科目6単位）を含み 言語系科目から4科目8単位以上を 修得すること
総合英語Ⅱ-J		2	◎			2						
総合英語Ⅲ-J		2	◎					2				
総合英語Ⅳ-J		2	○					2				
カナダ英語研修-J		2	○			2～4	学 年					
	中国語総合-J	2	○							2		

工房教育プログラム 工房科目

(平成29年度 入学者用)

工房種別	工房名	履修可能学科	科目名	単位	週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
カレッジマイスタープライマリー	ものづくり門	全	ものづくり広場入門	1	2								カレッジマイスタープライマリーの各工房科目を履修した上で、特に卓越した技能・技術を身につけたと認められる学生には、選考のうえ認定証が授与されます
			ものづくり広場Ⅰ	2		4							
			ものづくり広場Ⅱ	2			4						
	物理体感	学	物理体感工房Ⅰ	2	4								
			物理体感工房Ⅱ	2		4							
			物理体感工房Ⅲ	2			4						
			物理体感工房Ⅳ	2				4					
	ピフュージテイルコング	情報	フィジカルコンピューティング工房Ⅰ	1	2								
			フィジカルコンピューティング工房Ⅱ	1		2							
			フィジカルコンピューティング工房Ⅲ	1			2						
フィジカルコンピューティング工房Ⅳ			1				2						
カレッジマイスターエグゼレント	機械加工	機	機械加工工房Ⅰ	1	4							カレッジマイスターエクセレントの各工房の工房科目、および、各工房毎に定められた専門の講義科目を修得した上で、卓越した技能・技術と専門知識を身につけたと認められる学生には、選考のうえ「カレッジマイスター」の称号とメダルが授与されます	
			機械加工工房Ⅱ	1		4							
			機械加工工房Ⅲ	1			4						
			機械加工工房Ⅳ	1				4					
			機械加工工房Ⅴ	1					4				
			機械加工工房Ⅵ	1						4			
	フォーミュラ	機	フォーミュラ工房Ⅰ	1	4							ものづくり環境学科、創造システム工学科の学生もオープン履修可能	
			フォーミュラ工房Ⅱ	1		4							
			フォーミュラ工房Ⅲ	1			4						
			フォーミュラ工房Ⅳ	1				4					
			フォーミュラ工房Ⅴ	1					4				
			フォーミュラ工房Ⅵ	1						4			
	デモザノイ創ンリ	機	モノ創りデザイン工房Ⅰ	2		4						ものづくり環境学科、創造システム工学科の学生もオープン履修可能	
			モノ創りデザイン工房Ⅱ	2			4						
			モノ創りデザイン工房Ⅲ	2				4					
			モノ創りデザイン工房Ⅳ	2					4				
	ロボット創造	創	ロボット創造入門Ⅰ	1	2							機械工学科、電気電子工学科情報工学科の学生もオープン履修可能	
			ロボット創造入門Ⅱ	1		2							
			実践ロボット創造Ⅰ	1			2						
			実践ロボット創造Ⅱ	1				2					
挑戦ロボット創造Ⅰ			2					4					
挑戦ロボット創造Ⅱ			2						4				
マイクロ・	テ	マイクロ・ナノ工房Ⅰ	2			4							
		マイクロ・ナノ工房Ⅱ	2				4						
		マイクロ・ナノ工房Ⅲ	2					4					
マイコン回路	電	マイコン応用回路工房Ⅰ	2				4						
		マイコン応用回路工房Ⅱ	2					4					
		マイコン応用回路工房Ⅲ	2						4				
木造建築	生建	2×4木造建築工房Ⅰ	2			4							
		2×4木造建築工房Ⅱ	2				4						
		2×4木造建築工房Ⅲ	2					4					

カレッジマイスターエクセレント

各工房の工房科目、および、下記に示す各工房毎に定められた専門の講義科目を履修した上で、卓越した技能・技術と専門知識を身につけたと認められる学生には、選考のうえ「カレッジマイスター」の称号とメダルが授与されます。

機械加工工房

履修可能学科：機械工学科

活動拠点：機械実工学教育センター

時期	講義科目	単位
1年	春 ★機械材料Ⅰ－Ⅱ	2
	秋 ★機械要素－Ⅱ	2
2年	生産加工学	2
	機械技術史	2
	★機構学－Ⅱ	2
3年	春 ★塑性加工－Ⅱ	2
	★機械加工－Ⅱ	2
	★プラスチック成形加工－Ⅱ	2
	秋 ★機械技術史－Ⅱ	2
	特殊加工	2
合計単位	上記より10単位以上	

型技術工房

履修可能学科：機械工学科

活動拠点：機械実工学教育センター

時期	講義科目	単位
1年	秋 ★機械要素－Ⅱ	2
	★環境と工学	2
	★環境と化学	2
2年	春 デザイン概論	2
3年	春 CAD/CAM/CAE 演習Ⅰ	1
	機械設計Ⅲ	2
	★塑性加工－Ⅱ	2
	秋 CAD/CAM/CAE 演習Ⅱ	1
	★プラスチック成形加工－Ⅱ	2
	★機械加工－Ⅱ	2
合計単位	上記より10単位以上	

マイコン応用回路工房

履修可能学科：電気電子工学科

活動拠点：18号館 電子デザインラボ

時期	講義科目	単位
1年	秋 ●デジタル回路入門（集中）	2
	●デジタル回路基礎（発展）	2
	コンピュータアーキテクチャ	2
2年	春 ▲プログラミング言語入門演習(集中)	1
	▲プログラミング言語基礎演習(発展)	1
	プログラミング言語応用	2
	秋 電気電子部品と実装	2
3年	アナログ電子回路設計	2
	電気電子材料	2
	秋 論理設計	2
	電気CAD	2
	合計単位	上記より12単位以上

マイクロ・ナノ工房

履修可能学科：創造システム工学科

活動拠点：18棟 多目的ホール

時期	講義科目	単位
1年	春 ナノの世界をのぞく	2
	化学の基本	2
	秋 ナノテクノロジー概論	2
2年	春 ナノテクのための物理・化学	2
	マイクロ・ナノメカニクス	2
	秋 半導体工学	2
	ナノバイオニクス	2
3年	春 材料物性の評価技術	2
	マイクロ・ナノシステム	2
	ナノデバイス	2
	生体分子工学	2
	秋 新素材プロセッシング	2
	量子エレクトロニクス	2
メディカルエンジニアリング	2	
合計単位	上記より12単位以上	

2×4木造建築工房

履修可能学科：建築学科、生活環境デザイン学科

活動拠点：カナダ研修所、建築技術センター、デジタルデザイン室

時期	講義科目 建築学科		講義科目 生活環境デザイン学科	
	単位	単位	単位	単位
1年	春 ●建築図法入門（集中）	2	●建築図法入門（集中）	2
	●建築図法（発展）	2	●建築図法（発展）	2
	建築英語Ⅰ	1	デザイン英語Ⅰ	1
	建築英語Ⅱ	1	デザイン英語Ⅱ	1
	秋 ▲建築のしくみ（集中）	2	▲建築のしくみ（集中）	2
	▲建築構法（発展）	2	▲建築構法（発展）	2
2年	春 近代建築史	2	近代建築史	2
	建築材料	2	建築材料	2
	建築CADⅠ	2	インテリアCADⅠ	2
	木質構造	2		
秋			木造住宅の構造	2
合計単位	上記より10単位以上		上記より10単位以上	

注意事項

1. 記号（●▲）付き科目については、同じ記号の科目のうち、どちらかを選択してください。
2. 実践機械工学プログラムの学生は、★付き科目を選択して下さい。
3. 講義科目は、該当科目のうちから合計単位数を必要とします。
4. 工房科目のWebによる履修申告は、別途、掲示を参照してください。
5. 工房科目に関しては、履修上限単位数には含まれません。
6. ロボット創造工房の機械工学科推奨履修科目はプロダクトデザインおよびメカニクスコース受講生用。Jプログラム受講生には推奨履修科目を特に設けない。

ロボット創造工房

履修可能学科：創造システム工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報工学科 活動拠点：ヒューマノイド・ロボット工房

時期	講義科目 創造システム工学科	単位	講義科目 機械工学科	単位	講義科目 電気電子工学科	単位	講義科目 情報工学科	単位
1年 秋			機械要素－J	2	力学の基礎	2		
					電気計測基礎	2		
2年 春	ロボティクス回路	2	メカトロニクス概論	2			デジタル回路・演習	3
	アクチュエータ概論	2						
2年 秋	ロボット機構学	2	メカトロニクス回路	2	電気回路	2	マイクロコンピュータ	2
	ロボット制御システムⅠ	2	機械技術史	2	アナログ電子回路設計	2	ヒューマンインタフェース	2
			機構学	2	メカトロニクス	2		
3年 春	ロボット制御システムⅡ	2	ロボット工学Ⅰ	2	デジタル演算技術	2	人工知能	2
	マニピュレーション技術	2	人間工学	2			システム最適化	2
3年 秋	人工知能	2	ロボット工学Ⅱ	2	電気CAD	2	機械工学通論	2
	ロボットシミュレーション	2			システム制御	2	認知科学	2
							ユビキタスコンピューティング	2
合計単位	上記より10単位以上		上記より10単位以上		上記より10単位以上		上記より10単位以上	

フォーミュラ工房

履修可能学科：機械工学科、ものづくり環境学科、創造システム工学科 活動拠点：E8棟1階

時期	講義科目 機械工学科	単位	講義科目 ものづくり環境学科	単位	講義科目 創造システム工学科	単位
1年 秋	★機械要素－J	2	CAD演習	2	CAD演習	2
	デザイン表現技法	2	機械の応用	2	機械の応用	2
			電気の応用	2	電気の応用	2
					ロボティクス概論	2
2年 春	メカトロニクス概論	2	環境とエネルギー	2	環境とエネルギー	2
	デザイン概論	2	CAD/CAM/CAE概論	2	CAD/CAM/CAE概論	2
2年 秋	機構学	2	内燃機関	2	内燃機関	2
	★機構学－J	2	CAD/CAM/CAE	2	CAD/CAM/CAE	2
	★機械設計Ⅱ－J	2	制御工学	2	ロボット機構学	2
	メカトロニクス回路	2				
	内燃機関	2				
	★工業熱力学Ⅱ－J	2				
3年 春	人間工学－J	2	人間工学－J	2	人間工学－J	2
	CAD/CAM/CAE 演習Ⅰ	1	交通環境工学	2	交通環境工学	2
	★制御工学基礎－J	2				
3年 秋	CAD/CAM/CAE 演習Ⅱ	1	信頼性工学	2	信頼性工学	2
	デザイン計画・管理	2				
合計単位	上記より10単位以上		上記より10単位以上		上記より10単位以上	

モノ創りデザイン工房

履修可能学科：機械工学科、ものづくり環境学科、創造システム工学科 活動拠点：製図室、スチューデントラボ、工業技術博物館

時期	講義科目 機械工学科	単位	講義科目 ものづくり環境学科	単位	講義科目 創造システム工学科	単位
1年 春	★機械材料Ⅰ－J	2	製図の基礎	2	製図の基礎	2
			機械の基礎	2	機械の基礎	2
1年 秋	★機械材料Ⅱ－J	2	機械の応用	2	機械の応用	2
	デザイン表現技法	2	CAD演習	2	CAD演習	2
2年 春			デザイン概論	2	機械材料学	2
					工業力学	2
					CAD/CAM/CAE概論	2
2年 秋	生産加工学	2	生産加工学	2	ロボット機構学	2
	機械技術史	2	機械技術史	2	機械技術史	2
	機構学	2				
	★機構学－J	2				
3年 春	★人間工学－J	2	人間工学	2	起業とビジネスプラン	2
	★実践デザイン演習－J	2	エコプロダクツ概論	2		
3年 秋			リサイクル技術	2	プレゼンテーション	2
合計単位	上記より10単位以上		上記より10単位以上		上記より10単位以上	

注意事項

1. 記号(●▲)付き科目については、同じ記号の科目のうち、どちらかを選択してください。
2. 実践機械工学プログラムの学生は、★付き科目を選択して下さい。
3. 講義科目は、該当科目のうちから合計単位数を必要とします。
4. 工房科目のWebによる履修申告は、別途、掲示を参照してください。
5. 工房科目に関しては、履修上限単位数には含まれません。
6. ロボット創造工房の機械工学科推奨履修科目はプロダクトデザインおよびメカニクスコース受講生用。Jプログラム受講生には推奨履修科目を特に設けない。

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 -：選択不可科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：機械科出身専用科目 集：機械科以外の出身専用科目 無印：共通科目
 ()：いずれかのセメスターで履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単位	必選の別	対象の別	着手条件			週時間数								オープン履修	備考		
				Pコース	Mコース	Jプロ	1年		2年		3年		4年					
							春	秋	春	秋	春	秋	春	秋				
P・M共通	材料力学Ⅱ	2	◎	◎	-						2							
	機構学	2			-						2							可
	振動工学	2			-								2					可
	工業熱力学	2	◎	◎	-									2				
	流体の力学	2	◎	◎	-									2				
	流体・熱応用技術	2			-										2			
	機械設計Ⅲ	2													4			
	CAD/CAM/CAE演習Ⅰ	1													4			
	CAD/CAM/CAE演習Ⅱ	1												4				
	機械工学実験Ⅲ	1										4						
Pコース	卒業研究Ⅰ	4	◎	◎	-										12	(12)		
	卒業研究Ⅱ	4	◎	◎	-										(12)	12		
	生産加工学	2									2							可
	グラフィックデザイン技法	2									4							
	デザイン計画・管理	2												2				
	特殊加工	2												2				可
	材料評価・演習	1	◎			◇					2							
	プロダクトデザイン総合演習Ⅰ	1	◎	-	-	◇								4				
	プロダクトデザイン総合演習Ⅱ	1	◎	-	-	◇								4				
	学 科 専 門 科 目	数学Ⅰ-J	2			◎						2						
数学Ⅱ-J		2			◎						2							
応用数学Ⅰ-J		2			◎						2							
応用数学Ⅱ-J		2			◎						2							
物理学Ⅰ-J		2			◎						2							
物理学Ⅱ-J		2			◎						2							
化学-J		2			◎								2					
生物学-J		2			◎									2				
材料力学Ⅱ-J		2	-	-	◎						2							
機構学-J		2			◎						2							
機械力学-J		2			◎						2							
電気電子工学概論-J		2			◎						2							
制御工学基礎-J		2			◎							2						
工業熱力学Ⅰ-J		2	-	-	◎						2							
工業熱力学Ⅱ-J		2			◎						2							
流体の力学Ⅰ-J		2	-	-	◎						2							
流体の力学Ⅱ-J		2			◎						2							
Intro. to Manuf. Eng.-J		2	-	-	◎									2				
固体力学-J		2			○									2				
溶融加工-J		2			○									2				
塑性加工-J		2			○									2				
人間工学-J		2			○									2				可
プラスチック成形加工-J		2			○									2				
機械加工-J		2			○									2				
伝熱工学-J		2			○									2				
熱・エネルギー機関-J		2			○									2				
計測工学-J		2			○									2				
実践加工学演習Ⅰ-J		2	-	-	○									4				
実践加工学演習Ⅱ-J	2	-	-	○									4					
実践デザイン演習-J	2	-	-	○									4					
実践知能機械演習-J	2	-	-	○									4					
インターンシップ-J	2	-	-	◎							◇		(4)	(4)	(4)			
卒業研究Ⅰ-J	4	-	-	◎											12	(12)		
卒業研究Ⅱ-J	4	-	-	◎											(12)	12		
Mコース	メカトロニクス回路	2											2					可
	ロボット工学Ⅰ	2											2					可
	ロボット工学Ⅱ	2											2					可
	内燃機関	2											2					可
	メカニクス基礎演習	1	-	◎	-	◇							2					
	メカニクス総合演習Ⅰ	1	-	◎	-	◇							4					
メカニクス総合演習Ⅱ	1	-	◎	-	◇							4						

Pコース科目
 Pコース科目
 Pコース科目
 Pコース科目
 Pコース科目
 Pコース科目
 Mコース科目
 Jのみ
 Jのみ
 Jプログラムは
 9科目から6科目を
 修得すること
 Jプログラムは
 4科目から2科目を
 修得すること

ものづくり環境学科 専門科目

必選の別=> ◎：必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：機械系・電気系出身者専用科目 集：機械系・電気系以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 ※：出身別科目により、高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること。
 ()：いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 別	必 選 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考		
					1年		2年		3年		4年					
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋				
フレッシュマンゼミ I	1		◎	◇	2											
フレッシュマンゼミ II	1		◎	◇		2										
情報リテラシー I	2				4											
情報リテラシー II	2					4										
機械工作実習	1	※			2											
環境と工学	2					2									可	
起業とビジネスプラン	2				(2)		(2)		2		(2)					} 全学年履修可能
新会社設立と技術経営	2					(2)		(2)	2		(2)					
解析基礎	1	集			2											
線形代数基礎	1	集			2											
線形代数学 I	2	集				2										
線形代数学 II	2	集					2									
微分積分学 I	2	集				2										
微分積分学 II	2	集					2									
解析演習	1	発			2											
線形代数演習	1	発			2											
代数幾何 I	2	発				2										
代数幾何 II	2	発					2									
微分法	2	発				2										
積分法	2	発					2									
確率・統計 I	2					2										
確率・統計 II	2						2									
微分方程式	2							2								
微分積分学 III	2								2							
ベクトル解析	2									2						
複素関数論	2										2					
工業力学	2						2									
化学の基礎	2				2											
環境と化学	2					2										
基礎数理・演習 I	2		◎		4											
基礎数理・演習 II	2					4										
基礎力学・演習	2					4										
機械の基礎	2	※				2										
電気の基礎	2	※				2										
製図の基礎	2	※				2										
機械の応用	2	※					2									
電気の応用	2	※						2								
CAD演習	2							4								
基礎物理実験	2		◎				4									
化学の演習	1					2										
自然エネルギー入門	2					2										
品質マネジメントシステム	2						2									
システム思考 I	2					2									可	
システム思考 II	2						2								可	
環境熱工学	2						2									
機械要素	2							2								
グリーンマシニング	2								2						可	
環境マネジメントシステム	2									2						
環境とエネルギー	2								2						可	
地域環境対策技術	2									2						
プログラミングで学ぶ統計処理	2										2					
デザイン概論	2											2				
素材資源論	2												2			可
CAD/CAM/CAE概論	2													4		
機械設計・製図	2		◎											4		
ライフサイクルアセスメント入門	2														2	可
工場のエネルギー管理	2														2	
内燃機関	2														2	
生産加工学	2														2	可
機械技術史	2														2	可
エコマテリアル概論	2														2	可
制御工学	2														2	

必選の別=> ◎：必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：機械系・電気系出身者専用科目 集：機械系・電気系以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 ※：出身別科目により、高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること。
 ()：いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
材料力学	2						2								
CAD/CAM/CAE	2						4								
数値シミュレーション入門	2								2						
人間工学	2								2						
環境適合製品設計	2								2						
エコプロダクツ概論	2								2						可
工場の環境管理	2					2									
交通環境工学	2								2						可
流体工学	2								2						
自動車と環境	2								2						可
環境とリサイクル	2								2						可
環境と経営	2								2						
信頼性工学	2								2						可
品質システム	2										2				可
工業経営学	2										2				可
工学倫理と知的財産権	2										2				
生産システム工学	2											2			可
ものづくり環境キャリアデザインⅠ	2						2								
ものづくり環境キャリアデザインⅡ	2							2							
インターンシップ・キャリア工房	2									2					
環境技術資格認定	(12)														
環境工学ゼミナールⅠ	1		◎	◇			2								
環境工学ゼミナールⅡ	1		◎	◇				2							
ゼミナールⅠ	1		◎	◇					2						
ゼミナールⅡ	1		◎	◇						2					
環境工学実験Ⅰ	2		◎	◇			4								
環境工学実験Ⅱ	2		◎	◇				4							
環境工学実験Ⅲ	2		◎	◇					4						
環境工学総合演習	2		◎	◇						4					
卒業研究Ⅰ	4		◎								12	(12)			
卒業研究Ⅱ	4		◎								(12)	12			

・環境技術資格認定は、卒業要件に最大12単位まで認定する

創造システム工学科 専門科目

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：工業科出身者専用科目 集：工業科以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 ※：出身別科目により、高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること。
 ()：いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考		
					1年		2年		3年		4年					
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋				
フレッシュマンゼミⅠ	1		◎	◇	2											
フレッシュマンゼミⅡ	1		◎	◇		2										
情報リテラシーⅠ	2		◎	◇	4											
情報リテラシーⅡ	2					4										
機械工作実習	1	※			2											高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること
環境と工学	2					2										可
起業とビジネスプラン	2				(2)		(2)			2		(2)				全学年履修可能
新会社設立と技術経営	2					(2)		(2)		2		(2)				
解析基礎	1	集			2											
線形代数基礎	1	集			2											
線形代数学Ⅰ	2	集				2										
線形代数学Ⅱ	2	集					2									
微分積分学Ⅰ	2	集				2										
微分積分学Ⅱ	2	集					2									
解析演習	1	発			2											
線形代数演習	1	発			2											
代数幾何Ⅰ	2	発				2										
代数幾何Ⅱ	2	発					2									
微分法	2	発					2									
積分法	2	発						2								
確率・統計Ⅰ	2					2										
確率・統計Ⅱ	2						2									
微分方程式	2							2								
微分積分学Ⅲ	2							2								
ベクトル解析	2								2							
複素関数論	2									2						
工業力学	2						2									
化学の基礎	2				2											
環境と化学	2					2										
基礎教理・演習Ⅰ	2		◎	◇	4	(4)										
基礎教理・演習Ⅱ	2					4	(4)									
基礎力学・演習	2					4	(4)									
機械の基礎	2		○		2											
電気の基礎	2		○		2											
製図の基礎	2		○		2											
化学の基本	2		○		2											
コンピュータハードウェア	2		○		2											
機械の応用	2					2										
電気の応用	2					2										
創造システム基礎実験Ⅰ	2		◎	◇	4											
創造システム基礎実験Ⅱ	2		◎	◇		4										
技術創造論	2		◎		2											
ナノの世界をのぞく	2				2											
ナノテクノロジー概論	2					2										
ロボティクス概論	2					2										
課題解決ゼミ	2		◎	◇			2									
創造システムゼミ	2		◎	◇				2								
プロフェッショナルゼミⅠ	2		◎	◇					2							
プロフェッショナルゼミⅡ	2		◎	◇						2						
ロボットボランティアⅠ	1						2									可
ロボットボランティアⅡ	1							2								可
ロボットボランティアⅢ	1								2							可
ロボットボランティアⅣ	1									2						可
CAD演習	2					4										
CAD/CAM/CAE概論	2						4									
CAD/CAM/CAE	2							4								
C言語入門	2						2									
プログラミング技法とデータ構造	2							2								
情報処理演習	2							4								
システムソフトウェア	2								2							
アクチュエータ概論	2						2									
機械材料学	2							2								
材料力学	2								2							
流体工学	2									2						
機械技術史	2								2							可
計測システム	2									2						
システムキャリアデザインⅠ	2						2									
システムキャリアデザインⅡ	2							2								
インターンシップ・キャリア工房	2								2							
プレゼンテーション	2									2						
技術英語Ⅰ	2								2							
技術英語Ⅱ	2									2						

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：工業科出身者専用科目 集：工業科以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 ※：出身別科目により、高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること。
 ()：いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考
					1年		2年		3年		4年			
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
信頼性工学	2									2		可	・創造システム技術研修は、卒業要件に最大12単位まで認定する	
品質システム	2									2		可		
工学倫理と知的財産権	2									2				
工業経営学	2									2		可		
生産システム工学	2										2	可		
創造システム技術研修	(12)													
卒業研究 I	4		◎							12	(12)			
卒業研究 II	4		◎							(12)	12			
学 科 専 門 科 目	ロ ボ ット 創 造 コ ー ス	ロボット工学実験 I	2		◎	◇		4						いずれか4単位以上を修得すること
		ロボット工学実験 II	2		◎	◇			4					
		工業数理	2		◎			2						
		ロボティクス回路	2		○			2						
		ロボット機構学	2		○				2					
		数値処理	2		○				2					
		ロボット制御システム I	2		○				2					
		ロボット制御システム II	2							2				
		制御プログラミング	2					4						
		ロボット設計製図 I	2		◎	◇				4	(4)			
		ロボット設計製図 II	2								4			
		マニピュレーション技術	2							2			可	
		インターフェース技術	2							2				
		ロボットシミュレーション	2								2			
		画像視覚システム	2								2		可	
人工知能	2								2					
マ イ ク ロ ・ ナ ノ 創 造 コ ー ス	マイクロ・ナノ工学実験 I	2		◎	◇		4						いずれか4単位以上を修得すること	
	マイクロ・ナノ工学実験 II	2		◎	◇			4						
	ナノテクのための物理・化学	2		◎			2							
	材料物性の評価技術	2		◎					2					
	マイクロ・ナノメカニクス	2		○				2						
	半導体工学	2		○				2						
	ナノバイオニクス	2		○				2						
	マイクロ・ナノシステム	2							2			可		
	ナノデバイス	2							2			可		
	生体分子工学	2							2			可		
	新素材プロセッシング	2								2		可		
	量子エレクトロニクス	2								2		可		
メディカルエンジニアリング	2								2		可			

電気電子工学科 専門科目

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：電気電子系出身者専用科目 集：電気電子系以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 ()：いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
学 群 共 通 専 門 科 目	フレッシュマンゼミ I	1		◎	◇	2									全学年履修可能
	フレッシュマンゼミ II	1		◎	◇		2								
	情報リテラシー入門	2	集			2									
	情報リテラシー基礎	2	発	◎		2									
	情報化社会と倫理	2				2									
	起業とビジネスプラン	2				(2)		(2)		2		(2)			
	新会社設立と技術経営	2					(2)		(2)		2		(2)		
	微分積分学 I	2				2									
	微分積分学 II	2					2								
	微分積分学 III	2						2							
	微分方程式	2						2							
	線形代数学 I	2				2									
	線形代数学 II	2					2								
	ベクトル解析	2						2							
	学 科 専 門 科 目	確率・統計 I	2						2						
確率・統計 II		2							2						
複素関数論		2							2						
化学の基礎		2					2								
物質の化学		2						2							
電気数学 I		1		◎		2									
電気数学 II		1		◎		2									
システム解析		2							2						
電気物理入門		2	集			2									
電気基礎物理		2	発			2									
力学の基礎		2					2								
光と音の物理		2						2							
電気電子基礎実験		2	集				4								
工学基礎実験		2	発				4								
電気電子工学の基礎		2	集			2									
電気回路入門	2	集				2									
電気回路基礎	2	発				2									
電気回路入門演習	1	集				2									
電気回路基礎演習	1	発	◎			2									
デジタル回路入門	2	集				2									
デジタル回路基礎	2	発				2									
交流回路入門	2	集					2								
交流回路基礎	2	発	◎				2								
交流回路入門演習	1	集					2								
交流回路基礎演習	1	発					2								
電気磁気学入門	2	集					2								
電気磁気学基礎	2	発	◎				2								
電気回路	2							2							
電気磁気学	2							2							
電気計測基礎	2					2									
コンピュータアーキテクチャ	2					2									
プログラミング言語入門	2	集					2								
プログラミング言語基礎	2	発	◎				2								
プログラミング言語入門演習	1	集					2								
プログラミング言語基礎演習	1	発					2								
電気電子工学実験 I	2		◎	◇			6								
電気電子工学実験 II	2		◎	◇				6							
電気電子工学実験 III a	1		○	◇					6						
電気電子工学実験 IV a	1		○	◇						6					
電気電子工学実験 III b	1		○	◇						6					
電気電子工学実験 IV b	1		○	◇							6				
電気CAD	2										2				
メカトロニクス	2							2							

必選の別=> ◎:必修科目 ○:選択必修科目 無印:選択科目 オープン履修=> 可:履修可 無印:履修不可
 着手条件=> ◇:卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発:電気電子系出身者専用科目 集:電気電子系以外の出身者専用科目 無印:共通科目
 ():いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
機械工学通論	2											2			
特許法	2											2			
工業デザイン	2											2			
品質管理	2											2			
EEワークショップ	1					(2)	(2)	(2)	2						
総合技術研修	(12)													・総合技術研修は、卒業要件に最大12単位まで認定する。	
電気キャリアデザインⅠ	2						2								
電気キャリアデザインⅡ	2						2								
インターンシップ・キャリア工房	2							2							
ゼミナール	1		◎	◇					2						
卒業研究Ⅰ	4		◎								12	(12)			
卒業研究Ⅱ	4		◎								(12)	12			
学 科 専 門 科 目	アナログ電子回路設計	2						2							可
	電気電子部品と実装	2						2							可
	デジタル演算技術	2							2						可
	デジタル信号処理	2							2						
	インターネットシステム	2							2						
	電気電子材料	2							2					可	
	マルチメディア技術	2								2					
	論理設計	2								2					
	電子デバイス	2								2				可	
	センシング技術	2								2				可	
	情報通信ネットワーク	2						2							
	プログラミング言語応用	2						2							
	情報理論	2						2							
	通信機器	2							2						
	電波システム	2							2						
	ワイヤレスネットワーク	2							2						
	ネットワークデザイン	2								2					
情報通信伝送	2								2						
アルゴリズムとデータ構造	2								2						
電気通信法規	2								2				可		
エ ネ ル ギ ー 制 御 コ ー ス	電機エネルギー変換	2					2							可	
	新エネルギー技術と環境	2					2							可	
	電力応用	2						2						可	
	電力発生技術	2						2						可	
	パワーエレクトロニクス	2						2						可	
	高電圧・放電工学	2						2						可	
	産業オートメーション	2							2					可	
	システム制御	2							2					可	
	電力系統技術	2							2					可	
電気法規と施設管理	2							2					可		

情報工学科 専門科目

必選の別=> ◎: 必修科目 ○: 選択必修科目 無印: 選択科目 オープン履修=> 可: 履修可 無印: 履修不可
 着手条件=> ◇: 卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発: 工業科出身者専用科目 集: 普通科出身者専用科目 無印: 共通科目
 (): いずれかのセメスターで履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
学 群 共 通 専 門 科 目	フレッシュマンゼミ I	1		◎	◇	2									高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って修得すること 全学年履修可能
	フレッシュマンゼミ II	1		◎	◇		2								
	情報リテラシー入門	2	集	◎	◇	2									
	情報リテラシー基礎	2	発	◎	◇	2									
	情報化社会と倫理	2				2									
	起業とビジネスプラン	2				(2)	(2)		2		(2)				
	新会社設立と技術経営	2				(2)	(2)	(2)	2		(2)				
	微分積分学 I	2					2								
	微分積分学 II	2						2							
	微分積分学 III	2							2						
	微分方程式	2							2						
	線形代数学 I	2					2								
	線形代数学 II	2						2							
	ベクトル解析	2								2					
	確率・統計 I	2					2								
	確率・統計 II	2						2							
	複素関数論	2								2					
	化学の基礎	2					2								
	物質の化学	2						2							
学 科 専 門 科 目	コンピュータ入門	1	集			2								高等学校での単位取得状況に応じ、履修指導に従って選択すること 「プログラミング技術・演習 II」は「プログラミング技術・演習 I (集中)」または「プログラミング技術・演習 I (発展)」の単位を修得しなければ履修できない	
	コンピュータ基礎	1	発			2									
	情報エレクトロニクス	2				2									
	情報工学のすすめ	2		◎	◇	2									
	メディア情報学	2				2							可		
	情報技術の歴史	2				2									
	プログラミング技術・演習 I (集中)	3	集	◎	◇	4									
	プログラミング技術・演習 I (発展)	3	発	◎	◇	4									
	プログラミング技術・演習 II	3		◎	◇		4								
	プログラミング技術・演習 III	3						4							
	データベースプログラミング・演習	3		◎	◇			4							
	設計・開発基礎演習 I	2		◎	◇			4							
	設計・開発基礎演習 II	2		◎	◇				4						
	システム設計・開発実習 I	3		◎	◇					6					
	システム設計・開発実習 II	3		◎	◇						6				
	Linux利用技術演習	2					2								
	情報ネットワーク基礎	2		◎	◇		2								
	マルチメディア概論	2					2								
	プロジェクトマネジメント	2		◎	◇		2								
	デジタル回路・演習	3						4							
	オペレーティングシステム・演習	3							4						
	映像情報システム	2					2								
	情報数理解入門	1	集	◎	◇	2									
	情報数理基礎	1	発	◎	◇	2									
	情報数理・演習	3						4							
	計算の理論	2						2					可		
	コンピュータ基礎物理 I	1				2									
コンピュータ基礎物理 II	2					2									
物理学基礎	2						2					可			
手話 I	1							2							
手話 II	1								2						
情報ボランティア I	2							6				可			
情報ボランティア II	2								6			可			
情報ボランティア III	2									6		可			

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業研究着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：工業科出身者専用科目 集：普通科出身者専用科目 無印：共通科目
 ()：いずれかのセメスターで履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単位	対象の別	必選の別	着手条件	週時間数								オープン履修	備考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
特別ゼミⅠ	1				2										
特別ゼミⅡ	1					2									
特別ゼミⅢ	1						2								
特別ゼミⅣ	1							2							
特別ゼミⅤ	1								2						
情報キャリアデザインⅠ	2		◎	◇		2									
情報キャリアデザインⅡ	2						2								
インターンシップ・キャリア工房	2								2						
課題発見ゼミ	1		◎	◇					2						
課題研究ゼミ	1		◎	◇						2					
卒業研究Ⅰ	4		◎								12	(12)			
卒業研究Ⅱ	4		◎								(12)	12			
情報技術資格認定	(12)														・情報技術資格認定は、卒業要件に最大12単位まで認定する
情報と職業	2						2								
機械工学通論	2						(2)			2					
電気電子基礎・演習	3								(4)		4				
コンピュータ・ネットワークコース	マルチメディア通信	2		○				2							
	マイクロコンピュータ	2		○				2							
	Webアプリケーション・演習	3		◎	◇				4						
	ユビキタスコンピューティング	2		○						2					可
	情報セキュリティ	2		○							2				
	デジタル信号処理	2		○						2					
	ワイヤレス通信	2		○						2					
	情報理論	2		○							2				可
	情報ネットワーク工学	2		○						2					可
	インターネット応用技術・演習	3		○							4				
ソフトウェアデザインコース	ソフトウェア工学基礎・演習	3		◎	◇				4						
	ソフトウェア技法・演習	3		○					4						
	アルゴリズムとデータ構造	2		○					2						可
	ソフトウェア工学応用	2		○						2					
	データベース設計	2		○						2					
	人工知能	2		○							2				可
	システム最適化	2		○							2				
	計算の複雑さ	2		○								2			
	ソフトコンピューティング	2		○								2			可
	経営情報システム	2		○								2			可
ヒューマンメディアコース	画像情報工学	2		○					2						
	Webデザイン・演習	3		◎	◇				4						
	ヒューマンインタフェース	2		○						2					
	情報デザイン	2		○					2						可
	コンピュータグラフィックス	2		○						2					
	認知科学	2		○							2				可
	映像メディア技法・演習	3		○						4					
	音声情報処理	2		○							2				可
	情報アーキテクチャ	2		○								2			可
教育情報システム	2		○								2			可	

建築学科 専門科目

必選の別=> ◎: 必修科目 ○: 選択必修科目 無印: 選択科目 オープン履修=> 可: 履修可 無印: 履修不可
 着手条件=> ◇: 卒業計画着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発: 建築系出身者専用科目 集: 建築系以外の出身者専用科目 無印: 共通科目
 発※: 建築系以外の出身者も履修可能 集※: 建築系出身者も履修可能
 (): いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単位	対象の別	必選の別	着手条件	週 時 間 数								オープン履修	備 考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
フレッシュマンゼミ I	1		◎	◇	2										} 秋学期入学者に対しては秋学期に開講 } 秋学期入学者に対しては春学期に開講
フレッシュマンゼミ II	1		◎	◇		2									
コンピュータリテラシー	2				2										
建築表現入門	3	集		◇	6										
建築表現	3	発	◎	◇	6										
設計と製図	3	集※				8									} いずれか1科目のみを修得すること
建築設計 I	3	発※	◎	◇		8									
建築図法入門	2	集			2										
建築図法	2	発			2										
建築計画 I (住宅計画)	2					2								可	
建築のしくみ	2	集				2									
建築構法	2	発				2									
架構と力の流れ	3	集※				4									} いずれか1科目のみを修得すること
構造力学 I	3	発※	◎	◇		4									
骨組の力学	3	発※				4									
環境と住まい	2				2									可	
線形代数学 I	2				2										
線形代数学 II	2					2									
微分積分学 I	2					2									
微分積分学 II	2						2								
確率・統計 I	2						2								
確率・統計 II	2							2							
建築物理入門	2				2										
質点と剛体の力学	2					2								可	
熱現象	2						2							可	
弾性体と流体の力学	2						2							可	
電気電子基礎・演習	3								4						
機械工学通論	2									2				可	
特許法	2										2			可	
起業とビジネスプラン	2				(2)		(2)		2		(2)				} 全学年履修可能
新会社設立と技術経営	2					(2)		(2)		2		(2)			

必選の別=> ◎: 必修科目 ○: 選択必修科目 無印: 選択科目 オープン履修=> 可: 履修可 無印: 履修不可
 着手条件=> ◇: 卒業計画着手までに必要な必修・選択必修科目
 学科専門科目については、「卒業計画Ⅰ・卒業計画Ⅱ」を除く全ての必修科目及び、選択必修6単位以上が必要
 対象の別=> 発: 建築系出身者専用科目 集: 建築系以外の出身者専用科目 無印: 共通科目
 発※: 建築系以外の出身者も履修可能 集※: 建築系出身者も履修可能
 (): いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単位	対象の別	必選の別	着手条件	週時間数								オープン履修	備考
					1年		2年		3年		4年			
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
建築設計 IIa	3						8							いずれか1科目のみを選択可能
建築設計 IIb	3		○	◇			8							
建築設計 IIc	3						8							
建築CAD I	2						2							
建築計画 II (集住計画)	2						2						可	
近代建築史	2						2						可	
住宅史	2									2			可	
建築作品と設計手法	2									2			可	
建築数学	2		◎	◇	2									
建築基礎実験	2					4								
構造力学 II	3						4							いずれか1科目のみを選択可能
部材の力学	3		○	◇			4							
部材の応力と変形	3						4							
建築材料	2						2						可	
構造材料	2						2						可	
都市の環境計画	2					2							可	
環境工学 I	2					2							可	
建築法規	2						2						可	
施工と監理	2							2					可	
建築積算	2								2				可	
表計算の応用	2						2							
建築プログラミング入門	2								2					
微分積分学Ⅲ	2								2					
微分方程式	2								2					
ベクトル解析	2									2				
複素関数論	2									2				
建築キャリアデザイン I	2						2							
建築キャリアデザイン II	2							2						
インターンシップ・キャリア工房	2								2					
卒業計画 I	4		◎								12	(12)		
卒業計画 II	4		◎								(12)	12		
建築設計 IIIa	3						8							いずれか1科目のみを選択可能
建築設計 IIIb	3		○	◇			8							
建築設計 IIIc	3						8							
建築設計 IVa	3		○	◇				8						
建築設計 IVb	3							8						
建築設計 Va	3								8					
建築設計 Vb	3		○	◇					8					
建築CAD II	2						2							
建築DD (デジタルデザイン)	2							2					可	
建築計画 III (施設計画)	2							2					可	
建築計画 IV	2								2				可	
建築基準法と都市計画	2								2				可	
まちづくりと地域計画	2									2			可	
西洋建築史	2							2					可	
日本建築史	2								2				可	
世界遺産とアジアの建築	2									2			可	
空間構成論	2								2				可	
現代建築論	2									2			可	
都市とみどり	2										2		可	
構造力学 III	3		○	◇			4						可	
構造実験演習	3		○	◇					6					
材料実験演習	3		○	◇					6					
構造設計・演習	3		○	◇						4				
木質構造	2							2					可	
鋼構造	2								2				可	
鉄筋コンクリート構造	2								2				可	
地盤工学	3		○	◇						4			可	
建築防災	2									2			可	
環境工学実験演習	3		○	◇						6				
環境工学 II	2							2					可	
建築設備	2								2				可	
建築設備計画	2									2			可	
電気設備	2									2			可	

生活環境デザイン学科 専門科目

必選の別=> ◎: 必修科目 ○: 選択必修科目 無印: 選択科目 オープン履修=> 可: 履修可 無印: 履修不可
 着手条件=> ◇: 卒業計画着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発: 建築系出身者専用科目 集: 建築系以外の出身者専用科目 無印: 共通科目
 発※: 建築系以外の出身者も履修可能 集※: 建築系出身者も履修可能
 (): いずれかの Semester で履修

(平成29年度 入学者用)

科目名	単位	対象の別	必選の別	着手条件	週時間数								オープン履修	備考	
					1年		2年		3年		4年				
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
フレッシュマンゼミⅠ	1		◎	◇	2										} 秋学期入学者に対しては秋学期に開講 } 秋学期入学者に対しては春学期に開講
フレッシュマンゼミⅡ	1		◎	◇		2									
コンピュータリテラシー	2				2										} いずれか1科目のみを修得すること
建築表現入門	3	集	◎	◇	6										
建築表現	3	発			6										
設計と製図	3	集※	◎	◇		8									} いずれか1科目のみを修得すること
建築設計Ⅰ	3	発※				8									
建築図法入門	2	集			2										} いずれか1科目のみを修得すること
建築図法	2	発			2										
建築計画Ⅰ(住宅計画)	2					2							可		
建築のしくみ	2	集				2									
建築構法	2	発				2									
架構と力の流れ	3	集※				4									} いずれか1科目のみを修得すること
構造力学Ⅰ	3	発※				4									
骨組の力学	3	発※				4									
環境と住まい	2				2								可		
線形代数学Ⅰ	2				2										
線形代数学Ⅱ	2					2									
微分積分学Ⅰ	2					2									
微分積分学Ⅱ	2						2								
確率・統計Ⅰ	2						2								
確率・統計Ⅱ	2							2							
建築物理入門	2				2										
質点と剛体の力学	2					2							可		
熱現象	2						2						可		
弾性体と流体の力学	2						2						可		
電気電子基礎・演習	3								4						
機械工学通論	2									2			可		
特許法	2										2		可		
起業とビジネスプラン	2				(2)		(2)		2		(2)			} 全学年履修可能	
新会社設立と技術経営	2				(2)		(2)		2		(2)				

必選の別=> ◎：必修科目 ○：選択必修科目 無印：選択科目 オープン履修=> 可：履修可 無印：履修不可
 着手条件=> ◇：卒業計画着手までに必要な必修・選択必修科目
 対象の別=> 発：建築系出身者専用科目 集：建築系以外の出身者専用科目 無印：共通科目
 発※：建築系以外の出身者も履修可能 集※：建築系出身者も履修可能
 ()：いずれかのSemesterで履修

(平成29年度 入学者用)

科 目 名	単 位	対 象 の 別	必 選 の 別	着 手 条 件	週 時 間 数								オ ー プ ン 履 修	備 考		
					1年		2年		3年		4年					
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋				
基礎数学	2				2											
デッサン・造形演習	1					2										
住空間の設計 I	3						8									
近代建築史	2						2									可
西洋建築史	2							2								可
日本建築史	2								2							可
住まい文化論	2									2						可
現代建築論	2									2						可
環境共生住宅	2						2									
室内環境	2						2									
建築設備	2								2							可
電気設備	2									2						可
建築材料	2						2									可
部材の力学	3						4									
インテリアCAD I	2						2									
ケア空間体験実習	1						2									
施工と監理	2								2							可
建築法規	2							2								可
都市とみどり	2										2					可
高齢者・障がい者の生活と空間	2						2									可
表計算の応用	2							2								
建築プログラミング入門	2								2							
生活環境キャリアデザイン I	2						2									
生活環境キャリアデザイン II	2							2								
インターンシップ・キャリア工房	2								2							
卒業計画 I	4			◎							12	(12)				
卒業計画 II	4			◎							(12)	12				
コ住 空 間 I デ ザ イ ン ス ン	住空間の設計 II	3						8								
	インテリアの空間構成	2						2								可
	工芸デザイン	2							2							可
	デジタルプレゼンテーション	2							2							可
	インテリアの空間演出	2							2							可
インテリアマネージメント	2								2						可	
コ ア 科 目	インテリアワークショップ	2						4								
	生活空間実験演習	2							4							
	生活空間の設計 I	3							8							
	生活空間の設計 II	3								8						
	ライフスタイルと住空間	2						2								可
	木造住宅の構造	2						2								
インテリアCAD II	2							2								
住宅史	2									2					可	
コ 福 祉 空 間 デ ザ イ ン ス ン	福祉空間の設計	3						8								
	福祉施設の計画	2							2							可
	介護福祉概論	2							2							可
	協働デザインの手法	2						2								
	専門職連携実習	1								2						
まちづくりと福祉	2									2					可	

授業を受けるにあたって

修学上知っておきたいこと	79
1. 卒業に必要な単位数	79
2. 1学期に取れる単位数と年次進行	79
3. 学修指導	79
4. 卒業研究及び卒業計画の着手条件	80
5. 年次	80
6. セメスター	80
7. 単位制度	80
8. 授業科目の分類	80
9. 授業科目の種類	80
10. ポータルサイト（日本工大サポータル）の利用について	80
11. 授業科目の履修申告	80
12. クラス編成	81
13. 提出は期限厳守	81
14. 学生への伝達はポータルサイト・掲示	81
15. 学習上の照会・相談	81
16. 授業時間	81
17. 出席・欠席	81
18. 日本工業大学（宮代キャンパス）休講措置について	81
19. 補講・集中講義	81
20. 受講するにあたっての注意	81
21. スチューデントアワー	81
22. 定期試験	82
23. 試験での注意	82
24. 成績の発表	82
25. 成績の疑義照会	82
26. 成績評価とGPA	82
27. オープン履修	82
28. 単位互換	83
29. 早期卒業	83
30. 休学・復学・退学	83
31. 転学科	83
32. 退学処分	83
33. 転学	83
34. その他	84
教職課程（工学部）	86
教職課程（大学院工学研究科）	100
電気主任技術者資格について	105
無線従事者資格について	107
一級建築士及び二級・木造建築士受験資格要件	108
建築積算士補資格について	112
大学院進学について	113

修学上知っておきたいこと

1. 卒業に必要な単位数 (学則第14条関係・学修規程第21条関係)

- (1) 4年以上在籍し、124単位以上を修得する。
- (2) 124単位以上の内訳は、所属する学科が求める必修科目・選択必修科目・選択科目の単位数を含む(学修規程 別表1「学科別卒業要件単位数」)。
- (3) オープン履修科目(他学科の専門科目を修得して所属学科の専門科目単位数として認定される)の単位は、12単位まで卒業要件単位として認められる。
- (4) 教職に関する科目および自由科目の修得単位は、卒業に必要な単位数に含めない。

2. 1学期に取れる単位数と年次進行

無理なく学修ができ十分に単位が取れる単位数には限度があり、1学期(セメスター)に履修申告できるのは24単位までである(学修規程第8条)。順調に卒業するには、3年次終了まで下記のように各セメスターに20単位を修得することが望ましい(図1)。

セメスター	申告単位	推奨修得単位
第1セメスター終了時	24単位	20単位
第2セメスター終了時(1年次終了)	24単位	40単位
第3セメスター終了時	24単位	60単位
第4セメスター終了時(2年次終了)	24単位	80単位
第5セメスター終了時	24単位	100単位
第6セメスター終了時(3年次終了)	24単位	120単位

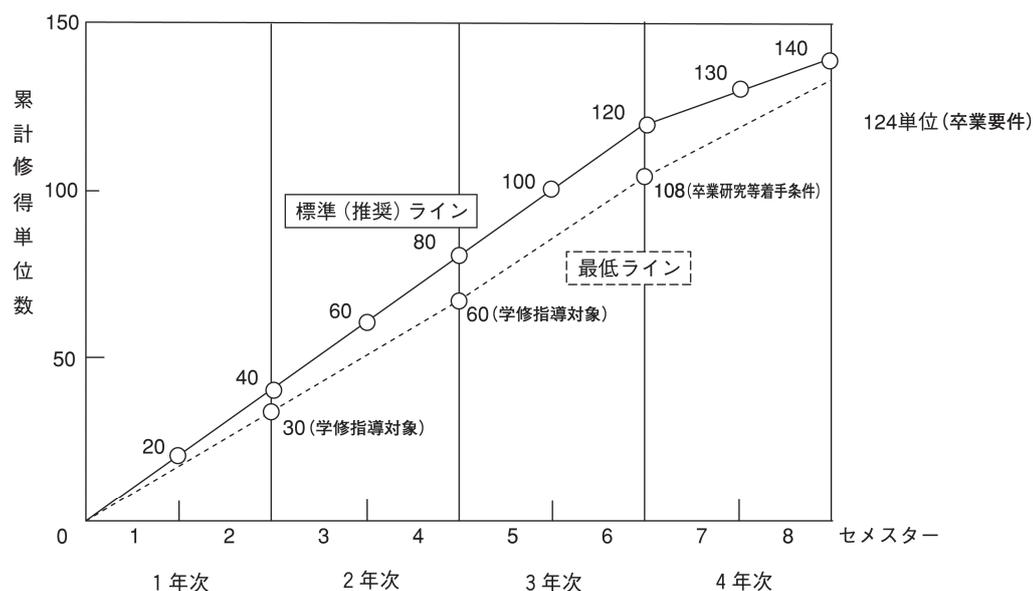


図1 修得単位の標準(推奨)

そして、3年次から4年次へ進級する際には、卒業研究(卒業計画)の着手条件(108単位以上など)という大きな関門をクリアしなければならない。標準(推奨)ライン程度に順調に単位を修得すれば、4年次に卒業研究(卒業計画)に取り組む時間がしっかりと確保でき、有意義な大学生活を過ごせるであろう。

学則では、卒業に必要な単位数を124単位以上と定めているが、多くの学生は実際には卒業時に140単位以上を修得している。

3. 学修指導(学修規程第24条関係)

次の場合、当該学生に対し、学修指導を行う。

- (1) 1年次終了時に、修得単位数が30単位未満、又はGPAが1.0未満の場合
- (2) 2年次終了時に、修得単位数が60単位未満、又はGPAが1.0未満の場合

なお、(1)(2)の修得単位数には教職に関する科目および自由科目の単位数は含めない。

4. 卒業研究及び卒業計画の着手条件（学修規程第20条関係）

3年次から4年次へ進級するとき、卒業研究及び卒業計画（以下「卒業研究等」という。）に着手するには、次の(1)から(3)までの条件を満たさなければならない。

- (1) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。
- (2) 修得単位数が、108単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。
- (3) 3年次までにある次の科目すべてに合格していること。ただし、3年次編入学生の場合はこの限りではない。

ア 必修および選択必修の実験・実習・製図科目

イ 必修および選択必修のゼミ・ゼミナール

ウ 学科が特別に指定する必修科目

3年以上在学していて上記の条件を満たさなかったときは、年次は4年次になるが、実質的には卒業延期となる。この場合、その後に卒業研究等の着手条件を満たした場合は、次の学期から卒業研究等に着手できる。

5. 年次（学修規程第23条関係）

大学における、いわゆる学年を本学では「年次」で表す。年次は入学後の在学年数を表し、在学1か年単位で、単位の修得状況にかかわらず、順次繰り上がっていく。4年以上在学し、卒業要件を満たさない場合は、留年となり、4年次にとどまる（学修規程第22条関係）。

6. セメスター

1年を2つの学期（セメスター）に分け、4年間で8つの学期を段階的に積み上げて卒業するシステムをセメスター制という。本学では、1年を春学期と秋学期に分け、学期単位で授業が完結するように授業科目が編成されている。4年間は、第1セメスターから第8セメスターまで8のセメスターで構成されている。

7. 単位制度（学則第13条関係）

本学の教育課程は、「大学設置基準」に基づいた単位制によって編成されている。単位制度の基礎となる単位数は、学修の量を表す。すなわち、1単位の必要な学修時間は、授業時間及び授業時間外を合わせて45時間が標準で、次のとおりである。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業を1単位とする。ただし、30時間の授業を1単位とすることがある。
- (2) 実験実習、製図及び体育実技は、30時間の授業を1単位とする。ただし、45時間の授業を1単位とすることがある。

単位制とは、所定の在学期間中に定められた教育課程の単位数の基準にしたがって、これを履修し、所定の試験に合格して、単位を修得し卒業する制度である。

8. 授業科目の分類（学則第11条関係）

授業科目はその内容により、教養科目および専門科目に分かれている。

9. 授業科目の種類（学則第12条関係）

科目の種類は、必修科目、選択必修科目、選択科目（オープン履修制度による授業科目も含む）、および自由科目に分けられている。

必修科目は、必ず履修して合格しなければならない。選択必修科目は、学生が各自の希望により選択できる科目であるが、卒業に必要な規定単位数以上を修得しなければならない。

自由科目は、その担当教員の専門的研究成果にもとづいて教授するもので、毎学期始めにその開講が決まる。自由科目を修得しても、その単位数は進級および卒業のための要件単位数には算入しない。

授業を受ける前に

10. ポータルサイト（日本工大サポータル）について

ポータルサイトでは学修に必要な情報を取得することができる。授業科目の履修申告の他、授業時間割やシラバスの確認、授業に関する連絡など、様々な情報をポータルサイトから取得するため、毎日ログインすること。

URL : <https://portal.nit.ac.jp/> (PC)

<https://portal.nit.ac.jp/s> (スマートフォン)

<https://portal.nit.ac.jp/m> (携帯)

11. 授業科目の履修申告（学則第16条関係・学修規程第3条関係）

大学では自分で受ける授業を選ぶ。そのため、受けようとする授業科目を選び、これを登録する必要がある。これを履修申告という。各学期初めにオリエンテーションで説明があるので、必ず出席して聞いておくこと。履修申告をしていない科目は、受講できない。

12. クラス編成

授業科目には、いくつかのクラスに分けて授業が進められる場合がある。オリエンテーションや最初の授業でクラスが編成されるので、指示に従う。

13. 提出は期限厳守

- (1) 履修申告その他、届け出は期限を守る。期限に遅れると、提出が認められないことがある。
- (2) レポート・製図等の提出についても、指定された期限と提出先を守る。

14. 学生への伝達はポータルサイト・掲示

学生への連絡は原則としてポータルサイト・掲示によって行われるので、毎日注意して見ること。

15. 学習上の照会・相談

学習上のことで不明・疑問の点があれば、授業科目担当教員、各学科のフレッシュマンゼミ教員、学修支援センター、教務課等へ相談すること。

授業が始まったら

16. 授業時間

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限 補講がある場合
9 : 10 ∪ 10 : 50	10 : 55 ∪ 12 : 35	13 : 20 ∪ 15 : 00	15 : 05 ∪ 16 : 45	16 : 50 ∪ 18 : 30	18 : 35 ∪ 19 : 25

(実験・製図等は休憩時間を短縮することもある)

17. 出席・欠席

- (1) 学生は常に授業に出席し、遅刻・欠席などがないように努めなければならない。総授業時間数の少なくとも3分の2以上出席しなければ、原則としてその科目に合格することができない。また、出席日数が不足のため学期末の試験を受けることを禁じられる場合があり(学修規程第11条関係)、欠席日数がはなはだしい場合は、懲戒処分に付されることもある(学則第50条関係)。
- (2) 演習・実験・製図などには、必ず出席する。
- (3) やむを得ない理由で欠席した場合は、すみやかにその理由を「欠席届」に記入し、教務課窓口で受付印を受けてから、担当教員へ提出する。
- (4) 父母・兄弟姉妹・祖父母の死亡によって欠席した場合は、「忌引届」を教務課に提出する。
- (5) オリエンテーションでは、履修申告の説明や学生証などを交付するので、必ず出席し、説明や指示に従い、必要な手続きをとる。

18. 日本工業大学(宮代キャンパス)休講措置について

別途ポータルサイトに掲載します。

19. 補講・集中講義

補講は、ポータルサイトに掲示されるので、毎日、必ず確認すること。

集中講義は、ある一定期間にまとめて行う講義のことで、詳細は事前にポータルサイトに掲示される。

20. 受講するにあたっての注意

大学は、教育・研究の場である。学生が高度な専門力を獲得し、達成感を得るには、学生自身に主体的かつ積極的な授業態度やマナーが望まれる。

教室への飲食物の持込み、授業中の携帯電話の通話や私語は、当然認められない。

授業は教員の主導のもとで行われ、教員は授業態度の良くない学生に対しては注意する。改まらない場合には、退室を言い渡すこともある。このような行為が繰り返される場合、教員はその学生の受講を停止することもある。著しく秩序を乱した学生に対しては、懲戒処分に付することがある(学則第50条関係)。

21. スチューデントアワー

本学では教員毎に授業の質問等を受付けるスチューデントアワーを設けている。

授業の前後やポータルサイトの「教員時間割表」を確認して質問や相談をすること。

試験で

22. 定期試験

春学期と秋学期の終わりに定期試験がある。試験時間割は、平常の講義時間割とは別に、掲示で学生に知らせる。

23. 試験での注意

(1) 試験に学生証を忘れたら——仮受験票（学修規程第12条関係）

試験の時は、必ず学生証を携帯していなければならない。試験当日に学生証を忘れた場合、教務課で「仮受験票」を発行するので申し出ること。仮受験票は当日に限り有効である。ただし、仮受験票は有料（写真代）。

(2) 試験中、不正行為（カンニングなど）が発覚した場合は、懲戒処分を受けることになる（学則第50条関係・学修規程第14条関係）。

(3) 病気などやむを得ない事情によって受験できなかった場合は、「追試験許可願」（用紙は教務課）と学修規程第15条2項による証明書を提出することにより、追試験を受けることができる。追試験料は別途徴収する。再試験は、原則として行なわない。（学則第22条関係、学修規程第15条関係・第16条関係）

試験のあとで

24. 成績の発表

成績は、毎年度2回（9月、3月）発表する。保証人宛に成績通知書を郵送し、また、各学期始めには成績通知書を本人に配付する。なお、電話による成績の問合せには、応じない。

25. 成績の疑義照会

成績について疑義がある場合は、必ず教務課で疑義照会の手続きをすること。

疑義照会の期間はポータルサイトで成績公開日から一週間とする。それ以外の期間は受け付けできないため注意すること。

26. 成績評価とGPA（学修規程第18条関係）

試験の成績は、AA（秀）、A（優）、B（良）、C（可）及びD（不可）の5段階の評価とし、AA、A、B、Cを合格とする。また、各評価に与えられるポイントをグレードポイント（GP）という。評価およびGPは、次のとおり。

評価	GP	評点
AA	4	100点以下90点以上
A	3	90点未満80点以上
B	2	80点未満70点以上
C	1	70点未満60点以上
D	0	60点未満

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は、履修申告した科目の単位数に、取得した当該GPを乗じ、その総和を履修申告した科目の単位数の合計で除した数値で表す。

この計算にあたっては、再履修した場合には、再履修する前の単位数を、履修申告した科目の単位数の合計から除外して計算する。また、これ以外の成績評価の表示およびそのGP、GPAの取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 「合」及び「認定」は、合格を示し、GPAの計算から除外する。
- (2) 「否」は、不合格を示し、GPAの計算から除外する。
- (3) 「/」は、履修申告をしたが受験しなかったことを示し、GPは0とする。

27. オープン履修（学修規程第5条関係）

授業科目の履修は、それぞれの学科に配当されている授業科目を、時間割にそって履修していくことが原則である。ただし、自分の所属する学科以外に配当されている授業科目でも、担当教員の許可があれば履修することができる。これをオープン履修制度という。オープン履修には、以下のような条件がある。

- (1) オープン履修は、専門科目が対象である。
- (2) 対象にならない科目もある。（所属学科外の実験および演習科目等）
（学修規程 別表2 年次別標準配当科目表参照）
- (3) オープン履修によって修得した単位数のうち、12単位までを卒業要件単位数として、専門科目に算入することができる。
- (4) オープン履修を希望する場合は、科目担当教員の認印を所定の用紙に受ける。
- (5) 本制度における履修科目の定期試験が不可能なときは、別途試験を行うことがある。

28. 単位互換

東武沿線の文教大学・獨協大学・埼玉県立大学と単位互換に関する協定を締結している。学生が所属する大学に受講したい授業がない場合、協定校で授業を受けることができ、取得した単位は所属大学の単位として認定される。

「自分の大学では学べない分野や内容を学んでみたい」「他大学の授業を受けて広い考え方や見方を身につけたい」等、関心のある学生はぜひ参加するよう勧める。詳細はポータルサイトの掲示で連絡する。

29. 早期卒業

本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績をもって修得した場合には、卒業が認められる制度がある。（「日本工業大学早期卒業に関する規程」）。

30. 休学・復学・退学

(1) 休学は3か月以上1年以内とし、病気等の理由で休学する場合は、医師の診断書の添付を必要とする（学則第35条関係、第36条関係）。

(2) 休学者は、学期又は学年の始めに「復学願」の提出により復学するものとする（学則第37条関係）。復学は、教務課から休学者の保証人あてに「復学通知」が送付されるので、指定された日時までに保証人連署で「復学願」（指定の用紙）を提出する。復学願がない場合は除籍となるので注意すること。休学年度の翌年度は、「休学願」提出時の年次にとどまる（学修規程第23条2関係）。

※オリエンテーション・学生証交付等の日程については、掲示を確認しておくこと。電話での問い合わせには応じない。

(3) 学期の初めから休学する場合、休学期間中の学費は免除されるが、在籍料を納付しなければならない（学則第45条関係）。

(4) 学期の途中から休学する場合、その学期分の所定の学費を納付しなければならない（学則第45条関係）。

(5) 退学の場合、その日の属する学期分の所定の学費を納付しなければならない（学則第46条関係）。

(6) 退学の際は、学生証を返却のこと。

(7) 休学・退学願に署名する保証人は、本学に届け出ている者とし、必ず自署押印のこと。

(8) 奨学金（日本学生支援機構・日本工業大学育英資金・地方自治体奨学金等）の給付を受けている者は、この「願」の提出時に必ず学生支援課に連絡すること。

(9) 休学願、復学願、退学願を教務課に提出する際に渡される本人控えは、教授会で正式に受理され、通知が届くまで大切に保管すること。

31. 転学科

本大学の学部学生で、第2 Semester 終了時に他学科に転学科を志願する学生は、期末試験最終日までに教務課に申し出ること。面接、筆記試験を行い選考の上許可することがある。

32. 退学処分（学修規程第25条関係）

次の場合は、退学処分に付される。

(1) 2年次終了時に、修得単位数が30単位未満の場合。

(2) 4年次終了時に、修得単位数が60単位未満の場合。

なお、上記修得単位数に教職に関する科目の単位および自由科目の単位数は含めない。

33. 転学（学則第41条関係）

他大学を受験する場合は、あらかじめ退学願を提出しなければならない。

34. その他

学修支援センター

困難なテーマにチャレンジする学ぶ意欲を強力にバックアップします。「資格試験を受けてみたい」「家庭教師や塾講師のアルバイトに挑戦してみたい」、そんな学生が集まってきます。学生による勉強会の企画など、君たちの自律的な学びを積極的に支援しています。

また、大学での学びにつまずいたら、まずは学修支援センターへ相談してみてください。どこでつまづいたかがわかれば、問題は半分解決したようなものです。基礎となる高校までの数学・英語・国語（文章表現）・物理・3次元CADなどについて専属チューターや学生チューター、教員が、一人ひとりの習熟度に合わせてきめ細かく指導します。個別、またはグループで学んで、基礎学力を向上させ、授業の理解不足を解消します。

大学生活のことについてもなんでも相談に乗ります。履修プラン、将来の進路、友人関係、部活動、アルバイト、ボランティアなど、大学生活に関わる悩みは、君たちをさらなる成長へと導ききっかけとなります。支援コーディネーターが君の立場に立ってサポートします。センターでは答えを与えるのではなく、一緒に考えて、自分なりの解決策を見出しているように心がけています。

「授業の合間の息抜きに」「気分転換に」「時間を持て余してしまって」、そんな理由で訪れる学生もたくさんいます。講義や部活動、学科や専攻とは違った誰でも使えるもう一つの学内の居場所。飲食もOK。パソコンやインターネットも利用できます。長期休暇中は自習スペースとして開放しています。学科や学年の垣根を越えてともに学び、多くの仲間と出会い、交友関係を広げ、君のキャンパスライフがより豊かになるよう支援します。

場 所：本館1階 109号室

時 間：10時から18時

内 容：学習相談全般（数学・英語・物理・専門科目など）、学生生活関連の相談

設 備：インターネットのできるPC、3次元CADの入ったPC、教科書や関係書籍

英語教育センター

本学の教育理念である実学の精神に基づいて創設された英語教育センターは、今年で創立10周年を迎えます。一度足を運んで頂ければ、センターが小さな世界を形成していることを目の当たりにできます。世界各国からやってきた教員たちと訪れる学生たちの熱気は、さながら小さな世界を形成し、その環境の中で学生たちが肌で異文化理解を深めていく絶好の居場所となっています。

英語教育センターは、英語の感覚を身につけて社会に飛び立つことのできる人材を育てていくことを目指して、皆さんの日常の中に、如何に英語の世界を広げていくかを考え、英語によって開かれていく世界の豊かさを皆さんに体感してもらいたいと考えています。そのために、スタッフはもとより、センター独自のプログラム、書籍、DVDそしてゲームなどを用意しています。

英語教育センターは、センターが皆さんにとって、いつでも気が向いた時に立ち寄れる場所、そしてそこで外国人の先生方とちょっとした会話を楽しめるそんな場所になることを目指すとともに、より効果的に皆さんの興味やニーズに応えられるように、一週間のスケジュールを細分化し、英語で論文を書く、世界規模で行われる学会での発表、将来の職業選択につながる英語の各種試験や資格取得への指導など学生生活をより充実させるための訓練も定期的実施しています。

また、海外短期留学として毎年夏に本学のカナダキャンパスで実施される野外教育を中心としたプログラムや、毎年春休みに実施されるカナダ、ブリティッシュ・コロンビア大学での海外英語セミナーなどの海外短期留学準備のお手伝いもしています。

英語は、みなさんの世界を広げ、人生を豊かにしていく最強のツールの一つです。センターは、みなさんが英語に近づくためのあらゆるお手伝いをさせていただきます。どうぞ一度英語教育センターにお出かけください。センタースタッフ一同心からお待ちしております。

教職教育センター

☆実学の精神と実践的な技術を未来に伝えていく人材を育てる

本学では、これまでの卒業生約35,000人のうち、6,000人以上が教員免許を取得し卒業しています。工学の知識や技術を自分で学ぶだけでなく、それを後輩たちに伝えたいという情熱をもつ学生がたくさん入学していることの現れです。

そして、現在、約1,300人以上の本学卒業生が、全国の中学校・高等学校等で教職に就き、活躍しています。

これからも、わが国の次代を担う子どもたちの教育に携わる資質の高い教員を輩出することを目的とし、教務部と連携して、学生を支援するのが「教職教育センター」です。教職教育ばかりでなく、教員の採用情報を収集し、教員への就職を支

援しています。

毎年、各学年150～200人が教職課程を履修しています。4年生では、2週間～4週間の教育実習を行ない、そのうち、約50人が教員採用試験を受験しています。

教員採用状況は年度によって異なりますが、現役合格者は10名前後おり、卒業生においても毎年20名前後が教員として採用されています。採用に至らなかった学生も常勤講師や非常勤講師として勤務しながら、次年度以降の挑戦に向けて頑張っています。

教員免許を取得するためには、卒業必要単位に加えて教職課程の科目を学ばなければなりません。教師は知識や技術が確かなことはもちろん、多感な思春期・青年期の子どもたちを育てていく力も備えなければならないからです。教職課程を履修していない学生に比べると、苦勞が多いと思いますが、その分、免許状を手にしたとき、教員に採用されたときの喜びも大きいと思います。

教師になりたいという情熱を持ち続け、努力すれば、夢は実現のものとなると思います。

☆詳しくは、本学ホームページから①情報公開→②教職課程に関する情報をご覧ください。

〈取得できる免許〉

学 科	免許状		高等学校教諭一種免許状	
	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		工 業	情 報
	技 術	数 学		
機 械 工 学 科	○	○	○	
ものづくり環境学科	○		○	
創造システム工学科	○	○	○	
電 気 電 子 工 学 科	○	○	○	
情 報 工 学 科	○	○	○	○
建 築 学 科	○	○	○	
生活環境デザイン学科	○		○	

教 職 課 程 (工学部)

教職課程とは、卒業時に教育職員免許法に基づいた教育職員免許状を取得して教員となるための資格を得るための課程である。

【取得できる免許状】

教育職員免許状の取得を希望する者は、卒業に必要な授業科目の他に教職関係の授業科目の単位を修得することによって、次の免許状が授与される。

免許の種類		免許教科	免許を取得できる学科	基礎資格
高等学校教諭	一種免許状	工業	全 学 科	学士の学位を有すること
		情報	情報工学科	
中学校教諭	一種免許状	数学	機械工・創造システム工・ 電気電子工・情報工・建築	学士の学位を有すること
		技術	全 学 科	

【履修の方法】

教育職員免許状の取得を希望する者は、次の履修方法に従って、教育職員免許法に定められた条件の単位を修得した場合、卒業時に免許状が授与される。

※教育職員免許状取得のために、修得しなければならない科目

- ・中学校教諭免許状の取得を希望する者は、以下のⅠ～Ⅲの科目を全て修得し、かつ「Ⅳ.介護等の体験」を行わなければならない。
- ・高等学校教諭免許状の取得を希望する者は、以下のⅠ～Ⅲの科目を全て修得しなければならない。

Ⅰ (中・高) 教育職員免許状申請のために修得すべき科目	Ⅲ (中・高) 教科に関する科目
Ⅱ (中・高) 教職に関する科目	Ⅳ (中) 介護等の体験

【履修すべき科目】

Ⅰ・(中・高) 教育職員免許状申請のために修得すべき科目

教育職員免許状の取得を希望する者は、以下の表1に示す科目を、各科目区分に示す指示に従って、卒業時まで修得しなければならない。☆印の付いた科目以外は卒業に要する単位(124単位)に含まれる。

表1【教育職員免許状申請のために修得すべき科目】

※ 当表の科目は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目である。☆印は特別開講科目。

科目区分	科目名	単位	備 考	
教 養 科 目	日本国憲法	法学	2	左記の何れか1科目2単位以上を修得すること。
		法学-J	2	
	体 育	健康管理論 又は 健康科学-J	2	「健康管理論 又は 健康科学-J」を、必ず修得すること。
		スポーツⅠ	1	「スポーツⅠ～Ⅳ」、又は「スポーツ科学-J」のうち、何れか1単位以上を修得すること。
		スポーツⅡ	1	
		スポーツⅢ	1	
		スポーツⅣ	1	
		スポーツ科学-J	2	
	外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1	
		英会話Ⅱ	1	
		海外英語セミナー	2	
		総合英語Ⅱ-J	2	
		カナダ英語研修-J	2	
		ドイツ語会話Ⅰ	1	
ドイツ語会話Ⅱ		1		
フランス語会話Ⅰ		1		
フランス語会話Ⅱ	1			
専 門 科 目	情報機器の 操 作	情報リテラシーⅠ-J	2	機械工
		情報リテラシーⅠ	2	ものづくり環境(2科目のうち1科目を履修)
		情報リテラシーⅡ	2	創造システム工
		情報リテラシーⅠ	2	電気電子工・情報工
		情報リテラシー入門 又は 情報リテラシー基礎	2	建築・生活環境デザイン
		コンピュータリテラシー	2	
			2	

Ⅱ（中・高）教職に関する科目

これらの科目は、中学校免許状と高等学校免許状とで、またそれぞれの免許教科によって修得すべき科目が異なる。以下の表2を参照の上、各免許教科に定められた科目を修得すること。

表2【教職に関する科目】

科目名	単 位 数	免許教科				週 時 間 数							
		中 学		高 校		1 年		2 年		3 年		4 年	
		数学	技術	工業	情報	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
教職論	2	○	○	○	○		2						
教育原理	2	○	○	○	○			2 (春 or 秋)					
教育心理・青年心理Ⅰ	2	○	○	○	○					2			
教育心理・青年心理Ⅱ	2	○	○	○	○						2		
教育制度論	2	○	○	○	○			2 (春 or 秋)					
教育課程論	2	○	○	○	○			2					
技術科教育法Ⅰ	2		○					2					
技術科教育法Ⅱ	2		○						2				
技術科教育法Ⅲ	2		○							2			
中学技術の教材開発	2		○								2		
工業科教育法	4			○						2	2		
情報科教育法Ⅰ	2				○					2			
情報科教育法Ⅱ	2				○						2		
数学科教育法Ⅰ	4	○						2	2				
数学科教育法Ⅱ	4	○								2	2		
道德教育の指導法	2	○	○							2			
特別活動論	2	○	○	○	○					2 (春 or 秋)			
教育工学	2	○	○	○	○			2 (春 or 秋)					
生徒指導論	2	○	○	○	○			2 (春 or 秋)					
カウンセリング	2	○	○	○	○					2 (春 or 秋)			
教育実習Ⅰ	1	○	○	○	○						2		
教育実習Ⅱ	2			○	○							2	2
教育実習Ⅲ	4	○	○									2	2
教職実践演習（中・高）	2	○	○	○	○								2
介護体験Ⅰ	1	○	○						2				
介護体験Ⅱ	0	○	○							2	2		

【履修上の注意】

- ① 各免許教科とも○印が付いた科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 1年次に「教職論」を必ず履修の上、2年次に諸手続をすること。
- ③ 教育実習Ⅱ・Ⅲは、高等学校または中学校で行う教育実習と大学での授業から成る。
高等学校と中学校の免許状を同時に取得する場合は、教育実習Ⅲを履修すること。
- ④ 教育実習Ⅱ・Ⅲは、3年次終了時までに教職論、教育実習Ⅰ、教育実習実施教科の各教科教育の研究（中学8単位＋道德教育の指導法、高校4単位）を修得し、教育原理、教育心理・青年心理Ⅰ・Ⅱ、教育制度論、教育課程論、特別活動論、教育工学、生徒指導論、カウンセリングの中から14単位以上修得しないと受講できない。また、卒業研究着手の条件を満たしていなければ受講できない。
- ⑤ 教職に関する科目の単位は、「卒業に要する単位（124単位）」には含まれない。
- ⑥ 教職に関する科目は、上記の表に示された学年において履修すること。上位学年配当の科目は履修できない。
- ⑦ 「介護体験Ⅰ」、「介護体験Ⅱ」の詳細については、後述の「Ⅳ（中）介護等の体験」のページを参照のこと。

Ⅲ (中・高) 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、取得しようとする免許によって、修得すべき科目が異なる。

「教科に関する科目」は、高等学校・工業科の「職業指導」、中学校・技術科及び数学科の特別開講科目(表5-1、表6-1)を除き、卒業に要する単位(124単位)に含まれる。

＜高等学校・工業科免許＞

※ 高等学校・工業科免許を取得する場合には、右記の通り科目を修得すること。

所属学科	修得すべき科目
機械工	表3-1
創造システム工	表3-2
ものづくり環境・建築・生活環境デザイン	表3-3
電気電子工	表3-4
情報工	表3-5

表3-1 【教科に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(機械工学科)

科 目	必要単位数	備 考
工業の 関係 科目 環境と科学技術 (教養科目) もしくは 地球環境と人間社会 (教養科目)	2	左記の科目いずれか1科目2単位を修得すること
その他の 工業の関係科目 (学科専門科目)	30	当該学科の専門科目を履修し卒業要件を充たすことにより充足される
職業指導	4	3年次で履修すること
合 計	36	

【履修上の注意】「職業指導」は、3年次開講の科目である(通年科目)。下位学年においての履修はできない。
なお「職業指導」は卒業要件単位数には含まれない。

表3-2 【教科に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(創造システム工学科)

科 目	必要単位数	備 考
工業の 関係 科目 (学科専門科目)	32	当該学科の専門科目を履修し卒業要件を充たすことにより充足される
職業指導	4	3年次で履修すること
合 計	36	

【履修上の注意】「職業指導」は、3年次開講の科目である(通年科目)。下位学年においての履修はできない。
なお「職業指導」は卒業要件単位数には含まれない。

表3-3 【教科に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(ものづくり環境学科・建築学科・生活環境デザイン学科)

科 目	必要単位数	備 考
工業の 関係 科目 環境と科学技術 (教養科目)	2	
その他の 工業の関係科目 (学科専門科目)	30	当該学科の専門科目を履修し卒業要件を充たすことにより充足される。
職業指導	4	3年次で履修すること。
合 計	36	

【履修上の注意】「職業指導」は、3年次開講の科目である(通年科目)。下位学年においての履修はできない。
なお「職業指導」は卒業要件単位数には含まれない。

表 3-4 【教科に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目
(電気電子工学科)

科 目		必 要 単 位 数	備 考
工業の関係科目 (学科専門科目)	電気電子基礎実験 もしくは 工学基礎実験	2	
	その他の 工業の関係科目	30	当該学科の専門科目を履修し卒業要件を充たすことにより 充足される。
職業指導		4	3年次で履修すること。
合 計		36	
<p>【履修上の注意】「職業指導」は、3年次開講の科目である(通年科目)。下位学年においての履修はできない。 なお「職業指導」は卒業要件単位数には含まれない。</p>			

表 3-5 【教科に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目 (情報工学科)

科 目		必 要 単 位 数				
工業の関係科目	環境と科学技術 (教養科目)	2				
	その他の 工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、30単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
			情報エレクトロニクス	2	デジタル信号処理	2
			情報工学のすすめ	2	インターネット応用技術・演習	3
			情報技術の歴史	2	ソフトウェア工学基礎・演習	3
			プログラミング技術・演習Ⅰ	3	ソフトウェア技法・演習	3
			システム設計・開発実習Ⅰ	3	人工知能	2
			システム設計・開発実習Ⅱ	3	計算の複雑さ	2
			デジタル回路・演習	3	ソフトコンピューティング	2
			コンピュータ基礎物理Ⅰ	1	画像情報工学	2
			コンピュータ基礎物理Ⅱ	2	Webデザイン・演習	3
			情報ボランティアⅢ	2	ヒューマンインタフェース	2
			マルチメディア通信	2	認知科学	2
			マイクロコンピュータ	2	情報アーキテクチャ	2
			ユビキタスコンピューティング	2	教育情報システム	2
職業指導		4	3年次で修得すること。			
合 計		36				
<p>【履修上の注意】「職業指導」は、学部3年次開講の科目である(通年科目)。下位学年においての履修はできない。 なお「職業指導」は卒業要件単位数には含まれない。</p>						

<高等学校・情報科免許>

※ 高等学校・情報科免許を取得する場合には、
右記の通り科目を修得すること。

所属学科	修得すべき科目
情報工学科	表4-1

表4-1 【教科に関する科目】◎高等学校・情報科に関する科目（情報工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
情報社会及び情報倫理	情報化社会と倫理	2			選択科目の中から 10単位以上を修得 すること。
コンピュータ 及び情報処理	プログラミング技術・演習Ⅱ プロジェクトマネジメント	3	プログラミング技術・演習Ⅲ アルゴリズムとデータ構造	3	
		2		2	
情報システム	データベースプログラミング・演習	3	オペレーティングシステム・演習 データベース設計 ソフトウェア工学応用 経営情報システム	3 2 2 2	
情報通信 ネットワーク	設計・開発基礎演習Ⅰ Linux 利用技術演習 情報ネットワーク基礎	2	情報セキュリティ 情報ネットワーク工学 Webアプリケーション・演習 ワイヤレス通信	2	
		2		2	
		2		3	
マルチメディア 表現及び技術	メディア情報学 設計・開発基礎演習Ⅱ	2	マルチメディア概論 映像メディア技法・演習 映像情報システム 音声情報処理 情報デザイン コンピュータグラフィックス	2	
		2		3	
				2	
				2	
				2	
情報と職業	情報ボランティアⅠ 情報キャリアデザインⅠ 情報と職業	2	情報ボランティアⅡ 情報キャリアデザインⅡ	2	
		2		2	
		2		2	

【履修上の注意】教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目を10単位以上修得すること。

<中学校・技術科免許>

※ 中学校・技術科免許を取得する場合には、
右記の通り科目を修得すること。

所属学科	修得すべき科目
機械工学科	表5-1と表5-2
ものづくり環境学科	表5-1と表5-3
創造システム工学科	表5-1と表5-4
電気電子工学科	表5-1と表5-5
情報工学科	表5-1と表5-6
建築学科	表5-1と表5-7
生活環境デザイン学科	表5-1と表5-8

※ 特別開講科目について

表5-1は、教科に関する科目のうち、特別開講科目として開講されるものである。所属する学科によって修得すべき科目が異なるので、表をよく参照の上履修すること。

科目によっては、実習費を徴収するものもあるので、支払い方法等については掲示（教職教育センター前）で確認のこと。

表5-1 【教科に関する科目（特別開講科目）】

◎中学校・技術科に関する科目

科目名	実習費徴収	単位数	対象学科							週 時 間 数					
			機械工	ものづくり環境	システム創造	電気電子工	情報工	建築	デザイン生活環境	2 年		3 年		4 年	
										春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
木材加工	○	2	○	○	○	○	○	○	○	4					
金属加工		2		○	○	○	○	○	○	4					
栽培		2	○	○	○	○	○	○	○	2					
機械実習	○	2		○		○	○	○	○		4				

【履修上の注意】 ①特別開講科目は、「卒業に要する単位（124単位）」には含まれない。
 ②上記科目は、第2学年で履修すること。

以下に掲げる表5-2から表5-8は、中学校技術科免許についての、教科に関する科目の一覧である。所属する学科によって修得すべき科目が異なるので、表をよく参照の上履修の計画を立てること。

表5-2 【教科に関する科目】 ◎中学校・技術科に関する科目（機械工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
木材加工	※木材加工 機械製図(集中)-J、又は、機械製図(発展)-J	2 2			選択科目の中から4単位以上取得すること
金属加工	機械加工-J 機械設計I-J	2 2	機械設計Ⅲ 溶融加工-J 塑性加工-J	2 2 2	
機 械	材料力学I、又は、材料力学I-J 工業熱力学、又は、工業熱力学I-J 流体の力学、又は、流体の力学I-J 機械設計II-J 機械工学実験I-J	2 2 2 2 1	機械材料I-J 機械材料II-J 材料力学II 機構学 振動工学 流体・熱応用技術 材料評価・演習 材料力学II-J 機構学-J 機械力学-J 工業熱力学II-J 流体の力学II-J 内燃機関	2 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2	
電 気	機械電気基礎 又は 電気電子工学概論-J 機械工学実験II-J	2 1			
栽 培	※栽培	2			
情報とコンピュータ	情報リテラシーI-J	2	メカトロニクス概論 CAD/CAM/CAE演習I	2 1	

【履修上の注意】 ①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から4単位以上修得すること。
 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。

表5-3【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（ものづくり環境学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
木材加工	※木材加工	2			選択科目の中から4単位以上取得すること
金属加工	※金属加工	2	生産加工学	2	
機 械	※機械実習 機械の基礎 機械の応用 環境工学実験Ⅰ 環境工学実験Ⅱ	2 2 2 2 2	機械工作実習	1	
			CAD演習	2	
			環境熱工学	2	
			制御工学	2	
			材料力学	2	
流体工学	2				
電 気	電気の基礎 電気の応用 環境工学実験Ⅲ	2 2 2			
栽 培	※栽培	2			
情報とコンピュータ	情報リテラシーⅠ	2	情報リテラシーⅡ	2	

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から4単位以上修得すること。
②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。

表5-4【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（創造システム工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
木材加工	※木材加工	2			選択科目の中から6単位以上を修得すること。
金属加工	※金属加工	2			
機 械	機械の基礎 機械の応用 ロボット工学実験Ⅰ もしくは、マイクロ・ナノ工学実験Ⅰ マイクロ・ナノメカニクス	2 2 2 2 2	機械工作実習	1	
			製図の基礎	2	
			ナノテクノロジー概論	2	
			ロボティクス概論	2	
			CAD演習	2	
			CAD/CAM/CAE概論	2	
電気	電気の基礎 電気の応用 ロボット工学実験Ⅱ もしくは、マイクロ・ナノ工学実験Ⅱ	2 2 2	デジタル信号処理 計測システム ロボット制御システムⅠ ロボット制御システムⅡ 画像視覚システム 半導体工学 ナノデバイス 量子エレクトロニクス	2 2 2 2 2 2 2	
栽 培	※栽培	2			
情報とコンピュータ	情報リテラシーⅠ	2	情報処理演習	2	

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から6単位以上修得すること。
②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。

表 5-5 【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（電気電子工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目			
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考	
木材加工	※木材加工 電気CAD	2 2			選択科目の中から3単位以上取得すること	
金属加工	※金属加工	2				
機 械	機械工学通論 ※機械実習	2 2				
電 気	電気回路入門 もしくは 電気回路基礎 電気回路入門演習 もしくは 電気回路基礎演習 交流回路入門 もしくは 交流回路基礎 電気磁気学入門 もしくは 電気磁気学基礎 電気電子工学実験Ⅰ 電気電子工学実験Ⅱ	2 1 2 2 2 2	交流回路入門演習 交流回路基礎演習 電気回路 電気磁気学 電気計測基礎 電気電子材料 電気電子工学実験Ⅲa 電気電子工学実験Ⅲb 電気電子工学実験Ⅳa 電気電子工学実験Ⅳb 電気電子部品と実装 アナログ電子回路設計 デジタル演算技術 デジタル信号処理	1 1 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2		
裁 培	※栽培	2				
情報とコンピュータ	コンピュータアーキテクチャ	2				
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を3単位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。						

表 5-6 【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（情報工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目			
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考	
木材加工	※木材加工	2			選択科目の中から10単位以上修得すること。	
金属加工	※金属加工	2				
機 械	※機械実習 機械工学通論	2 2				
電 気	電気電子基礎・演習	3	情報エレクトロニクス デジタル回路・演習 マイクロコンピュータ コンピュータ基礎物理Ⅰ コンピュータ基礎物理Ⅱ 物理学基礎 デジタル信号処理	2 3 2 1 2 2 2		
裁 培	※栽培	2				
情報とコンピュータ	情報工学のすすめ プログラミング技術・演習Ⅰ	2 3	情報技術の歴史 マルチメディア通信 ユビキタスコンピューティング ソフトウェア技法・演習 画像情報工学 ヒューマンインタフェース 認知科学 情報アーキテクチャ 教育情報システム	2 2 2 3 2 2 2 2 2		
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から10単位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。						

表5-7 【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（建築学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
木材加工	木質構造	2	建築表現入門 建築表現 設計と製図 建築設計Ⅰ 建築計画Ⅰ（住宅計画） 建築のしくみ 建築構法 建築設計Ⅱa 建築設計Ⅱb 建築設計Ⅱc 建築CADⅠ 建築材料 構造材料 建築設計Ⅲa 建築設計Ⅲb 建築設計Ⅲc 建築設計Ⅳa 建築設計Ⅳb 建築設計Ⅴa 建築設計Ⅴb 建築CADⅡ 構造実験演習 材料実験演習 環境工学実験演習	3 3 3 3 2 2 2 3 3 3 3 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 2 3 3 3	選択科目の 中から13 単位以上取 得すること
金属加工	※金属加工	2			
機 械	機械工学通論 ※機械実習	2 2			
電 気	電気電子基礎・演習	3			
栽 培	※栽培	2			
情報と コンピュータ	コンピュータリテラシー	2			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し，教職・選択科目の中から13単位以上修得すること。

②※印科目は，特別開講科目であり，卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。

表5-8【教科に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目（生活環境デザイン学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
木材加工	※木材加工	2	建築表現入門 建築表現 設計と製図 建築設計Ⅰ 建築図法入門 建築図法 建築計画Ⅰ（住宅計画） 建築構法 建築材料 インテリアCADⅠ 住空間の設計Ⅰ 住空間の設計Ⅱ インテリアワークショップ 木造住宅の構造 インテリアCADⅡ 福祉空間の設計	3 3 3 3 2 2 2 2 2 2 3 3 2 2 2 3	選択科目の中 から13単 位以上取 得すること
金属加工	※金属加工	2			
機 械	機械工学通論 ※機械実習	2 2			
電 気	電気電子基礎・演習	3			
裁 培	※栽培	2			
情報と コンピュータ	コンピュータリテラシー	2			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から13単位以上修得すること。
②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表5-1を参照すること。

＜中学校・数学科免許＞

※ 中学校・数学科免許を取得する場合には、右記の通り科目を修得すること。

所属学科	修得すべき科目
機 械 工 学 科	表6-1と表6-2
創 造 シ ス テ ム 工 学 科	表6-1と表6-3
電 気 電 子 工 学 科	表6-1と表6-4
情 報 工 学 科	表6-1と表6-5
建 築 学 科	表6-1と表6-6

※ 特別開講科目について

下記の表6-1は、教科に関する科目のうち、特別開講科目として開講されるものである。

表6-1【教科に関する科目（特別開講科目）】

◎中学校・数学科に関する科目

科 目 名	単 位 数	対象学科					週 時 間 数						
		機 械 工	テ ム 工	創 造 シ ス	電 気 電 子 工	情 報 工	建 築	2 年		3 年		4 年	
								春 期	秋 期	春 期	秋 期	春 期	秋 期
代 数 学 I	2	○	○	○	○	○	2						
代 数 学 II	2	○	○	○	○	○		2					
幾 何 学 I	2	○	○	○	○	○	2						
幾 何 学 II	2	○	○	○	○	○		2					

【履修上の注意】 ①特別開講科目は、「卒業に要する単位（124単位）」には含まれない。
②上記科目は、第2学年で履修すること。

以下に掲げる表6-2から表6-6は、中学校数学科免許についての、教科に関する科目の一覧である。
所属する学科によって修得すべき科目が異なるので、表をよく参照の上履修の計画を立てること。

表6-2 【教科に関する科目】◎中学校・数学科に関する科目（機械工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
代 数 学	※代数学Ⅰ ※代数学Ⅱ 線形代数学Ⅰもしくは代数幾何Ⅰ 線形代数学Ⅱもしくは代数幾何Ⅱもしくは数学Ⅰ-J	2 2 2 2			選択科目 の中から 4単位以 上修得す ること。
幾 何 学	※幾何学Ⅰ ※幾何学Ⅱ	2 2			
解 析 学	微分積分学Ⅰ もしくは 微分法 微分積分学Ⅱ もしくは 積分法 微分積分学Ⅲ もしくは 応用数学Ⅰ-J	2 2 2	微分方程式 複素関数論 ベクトル解析 応用数学Ⅱ-J	2 2 2 2	
「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ もしくは 数学Ⅱ-J 確率・統計Ⅱ	2 2			
コ ン ピ ュ ー タ	情報リテラシーⅡ	2			
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から4単位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表6-1を参照すること。					

表6-3 【教科に関する科目】◎中学校・数学科に関する科目（創造システム工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
代 数 学	※代数学Ⅰ ※代数学Ⅱ 線形代数学Ⅰもしくは代数幾何Ⅰ 線形代数学Ⅱもしくは代数幾何Ⅱ	2 2 2 2			選択科目 の中から 4単位以 上修得す ること。
幾 何 学	※幾何学Ⅰ ※幾何学Ⅱ	2 2			
解 析 学	微分積分学Ⅰ もしくは 微分法 微分積分学Ⅱ もしくは 積分法 微分積分学Ⅲ	2 2 2	微分方程式 ベクトル解析 複素関数論	2 2 2	
「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ	2 2			
コ ン ピ ュ ー タ	情報リテラシーⅡ	2	C言語入門	2	
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から4単位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表6-1を参照すること。					

表6-4 【教科に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目（電気電子工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
代 数 学	※代数学Ⅰ ※代数学Ⅱ 線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ	2 2 2 2			選択科目 の中から 2単位以 上修得す ること。
幾 何 学	※幾何学Ⅰ ※幾何学Ⅱ	2 2			
解 析 学	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 微分積分学Ⅲ	2 2 2	微分方程式 複素関数論 ベクトル解析	2 2 2	
「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ	2 2			
コ ン ピ ュ ー タ	情報リテラシー入門 もしくは 情報リテラシー基礎	2			
	プログラミング言語入門 もしくは プログラミング言語基礎	2			
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目を2位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表6-1を参照すること。					

表6-5 【教科に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目（情報工学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
代 数 学	※代数学Ⅰ ※代数学Ⅱ 線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ	2 2 2 2			選択科目 の中から 3単位以 上修得す ること。
幾 何 学	※幾何学Ⅰ ※幾何学Ⅱ	2 2			
解 析 学	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 微分積分学Ⅲ	2 2 2	微分方程式 複素関数論 ベクトル解析	2 2 2	
「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ	2 2	システム最適化	2	
コ ン ピ ュ ー タ	情報リテラシー入門 もしくは 情報リテラシー基礎	2	計算の理論 情報数理・演習 情報理論	2 3 2	
	情報数理入門 もしくは 情報数理基礎	1			
【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から3単位以上修得すること。 ②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表6-1を参照すること。					

表6-6 【教科に関する科目】◎中学校・数学科に関する科目（建築学科）

	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
代 数 学	※代数学Ⅰ ※代数学Ⅱ	2 2	線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ	2 2	選択科目 の中から 8単位以 上修得す ること。
幾 何 学	※幾何学Ⅰ ※幾何学Ⅱ	2 2			
解 析 学	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 微分積分学Ⅲ	2 2 2	微分方程式 複素関数論 ベクトル解析	2 2 2	
「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ	2 2			
コ ン ピ ュ ー タ	表計算の応用	2	建築プログラミング入門	2	

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の中から8単位以上修得すること。
②※印科目は、特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。詳細は表6-1を参照すること。

IV（中）介護等の体験

中学校技術科・数学科の免許状を取得するためには、最低7日間（社会福祉施設5日、特別支援学校2日）の「介護等の体験」が義務付けられている。

下記の「表7」の科目を修得すること。

表7 【介護等の体験】

科 目 名	単 位 数	対 象 学 科							週 時 間 数			
		機 械 工	環 境 ものづくり	シ ス テ ム 創 造	電 気 電 子 工	情 報 工	建 築	生 活 環 境 デ ザ イ ン	2年		3年	
									春期	秋期	春期	秋期
介護体験Ⅰ	1	○	○	○	○	○	○	○		2		
介護体験Ⅱ	0	○	○	○	○	○	○	○			2	2

【履修上の注意】①介護等の体験は「卒業に要する単位（124単位）」には含まれない。
②「介護体験Ⅱ」は社会福祉施設での体験（5日間）と特別支援学校での体験（2日間）及び大学での授業から成る。
③「介護体験Ⅰ」は体験の事前指導であり、この単位を修得していない場合、「介護体験Ⅱ」を受講できない。

【教職課程履修に必要な費用】

希望する免許の種類	授業料	保険料	2年次 技術科実習費	介護等体験 費用	3年次 技術科実習費
工業	10,000	630			
情報	10,000	630			
技術	10,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
数学	10,000	630		7,500～10,260	
工業+情報	20,000	630			
工業+技術	20,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
工業+数学	20,000	630		7,500～10,260	
情報+技術	20,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
情報+数学	20,000	630		7,500～10,260	
技術+数学	20,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
工業+情報+技術	30,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
工業+情報+数学	30,000	630		7,500～10,260	
工業+技術+数学	30,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
情報+技術+数学	30,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500
工業+情報+技術+数学	40,000	630	3,000～6,000	7,500～10,260	8,500

(単位：円)

- * 授業料は、免許1教科につき10,000円。
- * 保険料は、(財)日本国際教育支援協会の学研災付帯賠償責任保険(Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険)の3年分(2年次～4年次)の掛金。
- * 2年次技術科実習費は、機械工・創造システム工・建築の各学科は3,000円、ものづくり環境・電気電子工・情報工・生活環境デザインの各学科は6,000円。
- * 介護等体験費用は、中学校免許(技術・数学)希望者のみ。体験する都県によって金額が異なる。
- * 授業料、保険料、2年次技術科実習費は、1年次終了までに納付。
- * 介護等体験費用と3年次技術科実習費は、2年次の12月～1月に納付。
- * 保険料、技術科実習費、介護等体験費用は改定される場合もある。

教 職 課 程 (大学院工学研究科)

【取得できる免許状】

専修免許状の取得を希望する者で工学部在籍時に当該免許の一種免許状を取得した者（もしくは一種免許状取得の為に必要な単位(介護等の体験を含む)をすべて修得した者）は各専攻、免許状毎に定められた科目を修得する事により、大学院修了時に専修免許状が授与される。

免許の種類	免許教科	免許を取得できる専攻	基礎資格
高等学校教諭	専修免許状	工業	修士の学位を有すること
	専修免許状	情報	修士の学位を有すること
中学校教諭	専修免許状	技術	修士の学位を有すること

【履修の方法】

(中・高) 教科に関する科目

<高等学校・工業科免許>

※ 高等学校・工業科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて下記の通り科目を修得すること。

所属専攻	履修すべき科目
環境共生システム学専攻	表8-1
機械システム工学専攻	表8-2
電子情報メディア工学専攻	表8-3
建築デザイン学専攻	表8-4

表8-1 【教科に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目 (環境共生システム学専攻)

区分	科目	必要単位数				
大学院	工業の 関係科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
			バイオマテリアル特論	2	交通現象解析特論	2
			メディカルエンジニアリング特論	2	交通工学特論	2
			ナノ・バイオシステム特論	2	機能性材料特論	2
			タンパク質工学特論	2	材料プロセス工学特論	2
			エネルギー・環境システム特論	2	機能性流体工学特論	2
			システム理論特論	2	応用数理工学特論	2
			ライフサイクル工学特論	2	新素材プロセス特論	2
			環境学特論	2	表面設計特論	2
			環境施設マネジメント論	2	サステナブル建築特論	2
			環境プラントシステム特論	2	都市環境システム特論	2
			量子化学特論	2	木質構造設計論	2
			光化学特論	2	鋼構造特論	2
			資源循環プロセス工学特論	2	住まい環境設計論	2
			材料熱力学特論	2	建築熱環境特論	2
			物理化学特論	2	建築材料性能論	2
			材料電磁気学特論	2	コンクリート材料特論	2
			機械材料学特論	2	生物応用デザインプロジェクトⅠ	2
			電子材料学特論	2	生物応用デザインプロジェクトⅡ	2
			先端マテリアル特論	2	社会環境デザインプロジェクトⅠ	2
			環境熱工学特論	2	社会環境デザインプロジェクトⅡ	2
			自然エネルギー特論	2		

表 8 - 2 【教科に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目 (機械システム工学専攻)																																																																															
区分	科目	必要単位数																																																																													
大学院	工業の 関係科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。																																																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目名</th> <th>単位</th> <th>授業科目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>機械材料学特論</td><td>2</td><td>機能ロボティクス特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>新素材プロセス特論</td><td>2</td><td>ロボットビジョン特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>電子材料学特論</td><td>2</td><td>医用工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>固体力学特論</td><td>2</td><td>計測工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>表面科学特論</td><td>2</td><td>応用計測・制御特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>応用材料学特論</td><td>2</td><td>塑性加工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>製品デザイン特論</td><td>2</td><td>成形加工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>人間生活特論</td><td>2</td><td>機械加工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>CAD/CAM 工学特論</td><td>2</td><td>マイクロ加工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>表面設計特論</td><td>2</td><td>生産工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>メカトロニクス特論</td><td>2</td><td>応用加工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>ロボット機構学特論</td><td>2</td><td>プロダクトデザインプロジェクト I</td><td>2</td></tr> <tr><td>応用設計学特論</td><td>2</td><td>プロダクトデザインプロジェクト II</td><td>2</td></tr> <tr><td>流体工学特論</td><td>2</td><td>次世代加工技術プロジェクト I</td><td>2</td></tr> <tr><td>燃焼工学特論</td><td>2</td><td>次世代加工技術プロジェクト II</td><td>2</td></tr> <tr><td>制御工学特論</td><td>2</td><td>ロボット創造プロジェクト I</td><td>2</td></tr> <tr><td>知的計測制御特論</td><td>2</td><td>ロボット創造プロジェクト II</td><td>2</td></tr> <tr><td>IRT システム特論</td><td>2</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	授業科目名	単位	授業科目名	単位	機械材料学特論	2	機能ロボティクス特論	2	新素材プロセス特論	2	ロボットビジョン特論	2	電子材料学特論	2	医用工学特論	2	固体力学特論	2	計測工学特論	2	表面科学特論	2	応用計測・制御特論	2	応用材料学特論	2	塑性加工学特論	2	製品デザイン特論	2	成形加工学特論	2	人間生活特論	2	機械加工学特論	2	CAD/CAM 工学特論	2	マイクロ加工学特論	2	表面設計特論	2	生産工学特論	2	メカトロニクス特論	2	応用加工学特論	2	ロボット機構学特論	2	プロダクトデザインプロジェクト I	2	応用設計学特論	2	プロダクトデザインプロジェクト II	2	流体工学特論	2	次世代加工技術プロジェクト I	2	燃焼工学特論	2	次世代加工技術プロジェクト II	2	制御工学特論	2	ロボット創造プロジェクト I	2	知的計測制御特論	2	ロボット創造プロジェクト II	2	IRT システム特論	2		
			授業科目名	単位	授業科目名	単位																																																																									
			機械材料学特論	2	機能ロボティクス特論	2																																																																									
			新素材プロセス特論	2	ロボットビジョン特論	2																																																																									
			電子材料学特論	2	医用工学特論	2																																																																									
			固体力学特論	2	計測工学特論	2																																																																									
			表面科学特論	2	応用計測・制御特論	2																																																																									
			応用材料学特論	2	塑性加工学特論	2																																																																									
			製品デザイン特論	2	成形加工学特論	2																																																																									
			人間生活特論	2	機械加工学特論	2																																																																									
			CAD/CAM 工学特論	2	マイクロ加工学特論	2																																																																									
			表面設計特論	2	生産工学特論	2																																																																									
			メカトロニクス特論	2	応用加工学特論	2																																																																									
			ロボット機構学特論	2	プロダクトデザインプロジェクト I	2																																																																									
			応用設計学特論	2	プロダクトデザインプロジェクト II	2																																																																									
			流体工学特論	2	次世代加工技術プロジェクト I	2																																																																									
			燃焼工学特論	2	次世代加工技術プロジェクト II	2																																																																									
			制御工学特論	2	ロボット創造プロジェクト I	2																																																																									
			知的計測制御特論	2	ロボット創造プロジェクト II	2																																																																									
			IRT システム特論	2																																																																											

表 8 - 3 【教科に関する科目・教職に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目 (電子情報メディア工学専攻)																																																																			
区分	科目	必要単位数																																																																	
大学院	教科に 関する科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目名</th> <th>単位</th> <th>授業科目名</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>先端マテリアル特論</td><td>2</td><td>計算知能工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>デバイスプロセス特論</td><td>2</td><td>情報ネットワーク工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>電子物性特論</td><td>2</td><td>情報システム性能評価特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>半導体物性特論</td><td>2</td><td>プログラム意味解析特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>非線形工学特論</td><td>2</td><td>無線通信システム工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>複雑ネットワーク特論</td><td>2</td><td>電磁波工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>電子制御工学特論</td><td>2</td><td>画像情報システム特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>情報制御システム特論</td><td>2</td><td>グラフ理論特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>アナログ集積回路特論</td><td>2</td><td>アンテナ工学特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>アナログ集積回路応用特論</td><td>2</td><td>自律分散システム特論</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気電子計測特論</td><td>2</td><td>次世代デバイス応用プロジェクト I</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気接点特論</td><td>2</td><td>次世代デバイス応用プロジェクト II</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気機器制御特論</td><td>2</td><td>次世代メディア開発プロジェクト I</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気エネルギー工学特論</td><td>2</td><td>次世代メディア開発プロジェクト II</td><td>2</td></tr> <tr><td>適応信号処理特論</td><td>2</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	授業科目名	単位	授業科目名	単位	先端マテリアル特論	2	計算知能工学特論	2	デバイスプロセス特論	2	情報ネットワーク工学特論	2	電子物性特論	2	情報システム性能評価特論	2	半導体物性特論	2	プログラム意味解析特論	2	非線形工学特論	2	無線通信システム工学特論	2	複雑ネットワーク特論	2	電磁波工学特論	2	電子制御工学特論	2	画像情報システム特論	2	情報制御システム特論	2	グラフ理論特論	2	アナログ集積回路特論	2	アンテナ工学特論	2	アナログ集積回路応用特論	2	自律分散システム特論	2	電気電子計測特論	2	次世代デバイス応用プロジェクト I	2	電気接点特論	2	次世代デバイス応用プロジェクト II	2	電気機器制御特論	2	次世代メディア開発プロジェクト I	2	電気エネルギー工学特論	2	次世代メディア開発プロジェクト II	2	適応信号処理特論	2		
			授業科目名	単位	授業科目名	単位																																																													
			先端マテリアル特論	2	計算知能工学特論	2																																																													
			デバイスプロセス特論	2	情報ネットワーク工学特論	2																																																													
			電子物性特論	2	情報システム性能評価特論	2																																																													
			半導体物性特論	2	プログラム意味解析特論	2																																																													
			非線形工学特論	2	無線通信システム工学特論	2																																																													
			複雑ネットワーク特論	2	電磁波工学特論	2																																																													
			電子制御工学特論	2	画像情報システム特論	2																																																													
			情報制御システム特論	2	グラフ理論特論	2																																																													
			アナログ集積回路特論	2	アンテナ工学特論	2																																																													
			アナログ集積回路応用特論	2	自律分散システム特論	2																																																													
			電気電子計測特論	2	次世代デバイス応用プロジェクト I	2																																																													
			電気接点特論	2	次世代デバイス応用プロジェクト II	2																																																													
			電気機器制御特論	2	次世代メディア開発プロジェクト I	2																																																													
			電気エネルギー工学特論	2	次世代メディア開発プロジェクト II	2																																																													
			適応信号処理特論	2																																																															
			教職に 関する科目		教育工学特論	2																																																													

表 8 - 4 【教科に関する科目】 ◎高等学校・工業科に関する科目
(建築デザイン学専攻)

区分	科目	必要単位数				
大学院	工業の 関係科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
			都市建築の設計	2	建築材料と人間工学	2
			福祉生活環境論	2	建築設計と材料性能	2
			ユニバーサルデザイン設計論	2	木質構造設計論	2
			建築空間の構成システム	2	鋼構造特論	2
			集合住宅計画論	2	建築材料性能論	2
			地域設計論	2	コンクリート材料特論	2
			生活環境形成論	2	建築環境設計論	2
			福祉空間設計論	2	都市環境設計論	2
			公共空間の設計	2	住まい環境設計論	2
			空間認知論	2	建築熱環境特論	2
			街路空間設計論	2	建築・都市環境デザインプロジェクトⅠ	2
			建築文化リテラシー	2	建築・都市環境デザインプロジェクトⅡ	2
			建築設計と構法	2	住環境デザインプロジェクトⅠ	2
建築表現の手法	2	住環境デザインプロジェクトⅡ	2			
組積造建築技術史特論	2	福祉環境デザインプロジェクトⅠ	2			
建築技術史と修復設計論	2	福祉環境デザインプロジェクトⅡ	2			
建築構造設計学	2	建築設計インターンシップ	4			
鉄筋コンクリート構造特論	2	建築設計スタジオⅠ	2			
		建築設計スタジオⅡ	2			

<高等学校・情報科免許>

※ 高等学校・情報科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて右記の通り科目を修得すること。

所属専攻	履修すべき科目
電子情報メディア工学専攻	表9-1

表 9 - 1 【教科に関する科目・教職に関する科目】
◎高等学校・情報科に関する科目 (電子情報メディア工学専攻)

区分	科目	必要単位数						
大学院	教科に 関する科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。					
			授業科目名	単位	授業科目名	単位		
			群れ知能システム特論	2	コンピュータグラフィックス特論	2		
			情報システム信頼性特論	2	進化システム特論	2		
			ソフトコンピューティング特論	2	コンピュータビジョン特論	2		
			最適フィルタ状態推定特論	2	マルチメディア通信特論	2		
			エージェント技術特論	2	写真メディア特論	2		
			クラウドコンピューティング特論	2	情報検索特論	2		
			ユビキタスネットワーク特論	2	Web 情報処理特論	2		
			認知インターフェース特論	2	コンピュータゲーム設計特論	2		
			論理回路特論	2	次世代情報技術プロジェクトⅠ	2		
			グループウェア特論	2	次世代情報技術プロジェクトⅡ	2		
			教職に 関する科目		教育工学特論	2		

< 中学校・技術科免許 >

※ 中学校・技術科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目（介護等の体験を含む。）に加えて右記の通り科目を修得すること。

所属専攻	履修すべき科目
環境共生システム学専攻	表10-1
機械システム工学専攻	表10-2
電子情報メディア工学専攻	表10-3

区分	科目	必要単位数				
大学院	技術の 関係科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
			エネルギー・環境システム特論	2	機能性材料特論	2
			システム理論特論	2	材料プロセス工学特論	2
			ライフサイクル工学特論	2	機能性流体工学特論	2
			環境学特論	2	新素材プロセス特論	2
			環境施設マネジメント論	2	表面設計特論	2
			環境プラントシステム特論	2	サステナブル建築特論	2
			量子化学特論	2	都市環境システム特論	2
			光化学特論	2	木質構造設計論	2
			資源循環プロセス工学特論	2	鋼構造特論	2
			材料熱力学特論	2	住まい環境設計論	2
機械材料学特論	2	建築熱環境特論	2			
電子材料学特論	2	建築材料性能論	2			
先端マテリアル特論	2	コンクリート材料特論	2			
環境熱工学特論	2	生物応用デザインプロジェクトⅠ	2			
自然エネルギー特論	2	生物応用デザインプロジェクトⅡ	2			
交通現象解析特論	2	社会環境デザインプロジェクトⅠ	2			
交通工学特論	2	社会環境デザインプロジェクトⅡ	2			

区分	科目	必要単位数				
大学院	技術の 関係科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
			機械材料学特論	2	機能ロボティクス特論	2
			新素材プロセス特論	2	ロボットビジョン特論	2
			電子材料学特論	2	医用工学特論	2
			固体力学特論	2	計測工学特論	2
			表面科学特論	2	応用計測・制御特論	2
			応用材料学特論	2	塑性加工工学特論	2
			製品デザイン特論	2	成形加工工学特論	2
			人間生活特論	2	機械加工工学特論	2
			CAD/CAM 工学特論	2	マイクロ加工工学特論	2
			表面設計特論	2	生産工学特論	2
			メカトロニクス特論	2	応用加工工学特論	2
			ロボット機構学特論	2	プロダクトデザインプロジェクトⅠ	2
			応用設計学特論	2	プロダクトデザインプロジェクトⅡ	2
			流体工学特論	2	次世代加工技術プロジェクトⅠ	2
			燃焼工学特論	2	次世代加工技術プロジェクトⅡ	2
			制御工学特論	2	ロボット創造プロジェクトⅠ	2
			知的計測制御特論	2	ロボット創造プロジェクトⅡ	2
			IRT システム特論	2		

表 10-3 【教科に関する科目・教職に関する科目】
◎中学校・技術科に関する科目（電子情報メディア工学専攻）

区分	科目	必要単位数				
大学院	教科に関する科目	24	◎ 以下の科目の中から、24単位以上を修得すること。			
			授業科目名	単位	授業科目名	単位
	教職に関する科目		教育工学特論	2		

先端マテリアル特論	2	計算知能工学特論	2
デバイスプロセス特論	2	情報ネットワーク工学特論	2
電子物性特論	2	情報システム性能評価特論	2
半導体物性特論	2	プログラム意味解析特論	2
非線形工学特論	2	無線通信システム工学特論	2
複雑ネットワーク特論	2	電磁波工学特論	2
電子制御工学特論	2	画像情報システム特論	2
情報制御システム特論	2	グラフ理論特論	2
アナログ集積回路特論	2	アンテナ工学特論	2
アナログ集積回路応用特論	2	自律分散システム特論	2
電気電子計測特論	2	次世代デバイス応用プロジェクトⅠ	2
電気接点特論	2	次世代デバイス応用プロジェクトⅡ	2
電気機器制御特論	2	次世代メディア開発プロジェクトⅠ	2
電気エネルギー工学特論	2	次世代メディア開発プロジェクトⅡ	2
適応信号処理特論	2		

電気主任技術者資格について

電気電子工学科の学生は、指定された科目の単位を修得して卒業し、工学部卒業後の実務経験を所定の年数積みこむことにより、電気主任技術者の資格を申請する際、国家試験が免除される。

- ・電気保安の確保の観点から、電気事業法により事業用電気工作物（電気事業用および自家用電気工作物）の設置者（所有者）には、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者の選任が義務付けられている。
- ・電気主任技術者の資格には、保安・監督ができる電気工作物の規模により、第一種から第三種までである。
 - 第一種：すべての事業用電気工作物の工事、維持及び運用
 - 第二種：電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用
 - 第三種：電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物（出力5千キロワット以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用

電気主任技術者資格取得について

- ・電気主任技術者の資格を得るためには、通常は国家試験を受験して合格しなければならない。本学電気電子工学科は電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格を取得させるための教育施設として経済産業省から認定を受けているので、指定された科目の単位を全て満たし、卒業後、1年の実務経験を経れば、第3種電気主任技術者の資格を申請することができる。
- ・申請は、各自の居住地の最寄りに所在する経済産業局（関東地区では、関東東北産業保安監督部（さいたま市））に出向いて行うこと。必要とされる単位修得証明書は教務課が発行する。
- ・その他の注意事項は、2年次4月に実施される電気主任技術者資格取得に関するガイダンスで説明する。ガイダンスをのがすことのないように注意すること。
- ・電気主任技術者国家試験に関する情報は、電気技術者試験センターホームページ <http://www.shiken.or.jp> から得ることができる。

	授業科目名	単 位 数				主 な 授 業 内 容
		1年	2年	3年	4年	
電 気 電 子 工 学 の 基 礎	★1：下記の科目は、いずれか片方を必ず修得しなければならない。					
	電気計測基礎	2				基礎電気計測、測定精度、各種電気計器
	センシング技術			2		アナログ計測・制御、デジタル計測・制御
	★2：以下の科目から17単位以上を修得すること。 但し17単位中には、◎印科目を8単位以上含まなければならない。					
	◎電気磁気学入門（集中）		2			電位、電界、静電容量、定常磁界
	◎電気磁気学基礎（発展）		2			同上専門高校出身者向け
	◎電気磁気学		2			インダクタンス、電磁誘導、磁性体、電磁界
	◎電気回路入門（集中）	2				直流回路と正弦波交流の基礎
	◎電気回路基礎（発展）	2				同上専門高校出身者向け
	◎電気回路入門演習（集中）	1				上記内容の演習
	◎電気回路基礎演習（発展）	1				同上専門高校出身者向け
	◎交流回路入門（集中）		2			正弦波交流、電力、複素記号法、線形回路
	◎交流回路基礎（発展）		2			同上専門高校出身者向け
	◎交流回路入門演習（集中）		1			上記内容の演習
	◎交流回路基礎演習（発展）		1			同上専門高校出身者向け
	電気回路		2			過渡現象、三相回路、分布定数回路
	デジタル回路入門（集中）	2				論理演算、論理回路、組合せ論理回路
	デジタル回路基礎（発展）	2				同上専門高校出身者向け
	アナログ電子回路設計		2			トランジスタ・アナログICによる各種電子回路
デジタル演算技術			2		離散データを扱うデジタル演算・制御の要点	

科目は多めに修得すること

(2) 電力発生輸送	授業科目名	単位数				主な授業内容
		1年	2年	3年	4年	
★1：下記の3科目を必ず修得しなければならない。						
	電力発生技術			2		水力・火力・原子力・その他の発電
	電力系統技術			2		変電・送電・配電技術、系統保護・系統安定化技術
	高電圧・放電工学			2		高電圧工学と放電現象理論
★2：下記の科目は、いずれか片方を必ず修得しなければならない。						
	電気電子材料			2		導電材料、半導体材料、磁性材料、絶縁材料
	電子デバイス			2		半導体の基礎、集積回路、受光・発光デバイス

(3) 電気利用	授業科目名	単位数				主な授業内容
		1年	2年	3年	4年	
★1：下記の2科目を必ず修得しなければならない。						
	電機エネルギー変換		2			変圧器、回転電気機械の原理、直流機・誘導機・同期機
	パワーエレクトロニクス			2		各種パワー半導体素子、各種電力変換回路の概要
★2：下記の科目は、いずれか片方を必ず修得しなければならない。						
	システム解析		2			制御工学の基礎、伝達関数とブロック線図、ボード線図による解析・設計
	システム制御			2		自動制御理論、現代制御理論（最適制御）
★3：★1、★2の条件を満たした上で、★1～★3の修得単位数合計が12単位以上でなければならない。						
	電力応用			2		電力応用、照明、電熱、空調、電気化学
	産業オートメーション			2		産業・ビルオートメーションのシステム構成とマルチタスク制御
	メカトロニクス		2			メカトロニクス、センサー技術、マイコン応用ドライブ技術
	新エネルギー技術と環境		2			環境とエネルギー消費、及び太陽電池、燃料電池、風力発電
	情報通信ネットワーク		2			IT化社会とデジタル通信ネットワーク
	通信機器			2		アナログ通信機器、及びデジタル通信機器
	情報通信伝送			2		情報の概念と情報源、符号化、通信容量
	情報リテラシー入門（集中）	2				計算機の構成、操作法、アプリケーションプログラムの利用法
	情報リテラシー基礎（発展）	2				同上専門高校出身者向け
	プログラミング言語入門（集中）		2			C言語、Java、Perlを用いた応用プログラミング
	プログラミング言語基礎（発展）		2			同上専門高校出身者向け

(4) 実験	授業科目名	単位数				主な授業内容
		1年	2年	3年	4年	
★1：下記の科目は、必ず修得しなければならない。						
	電気電子工学実験Ⅰ		2			測定原理及び実験、データ解析
	電気電子工学実験Ⅱ		2			整流回路、共振回路、電力測定、小型電動機実験
★2：下記では、強電系のⅢaとⅣaもしくは弱電系のⅢbをⅣbを修得しなければならない。						
	電気電子工学実験Ⅲa			1		電気機器実験（回転機、静止器、高電圧、受電設備）
	電気電子工学実験Ⅳa			1		電気機器実験（回転機、静止器、高電圧、受電設備）
	電気電子工学実験Ⅲb			1		電気回路実験（デジタル回路、アナログ回路、計算機）
	電気電子工学実験Ⅳb			1		電気回路実験（デジタル回路、アナログ回路、計算機）

(5) 設計製図	授業科目名	単位数				主な授業内容
		1年	2年	3年	4年	
★1：下記の科目は、いずれか片方を必ず修得しなければならない。						
	電気CAD			2		規格、投影法、電気機器製図、受電回路とシーケンス図
	電気電子部品と実装		2			集積回路を含む電子回路の実装設計技術

(6) 法規	授業科目名	単位数				主な授業内容
		1年	2年	3年	4年	
★1：下記の科目を必ず修得しなければならない。						
	電気法規と施設管理			2		電気事業法、電気関係法令、電力施設管理

科目は多めに修得すること

無線従事者資格について

電気電子工学科の指定科目の単位を取得して卒業することにより、以下の無線従事者資格の国家試験が免除され、免許を申請することができる。

第1級陸上特殊無線技士

第2級（3級）海上特殊無線技士

免許の申請に必要な指定科目は以下の通りである。

- ・電気計測基礎
- ・通信機器
- ・電波システム
- ・電気通信法規

履修上の注意

免許の申請に必要な指定科目の単位は、科目が設定されている学年次に取得しなければならない。具体的には、平成31年度までに、全ての指定科目の単位を取得する必要がある。

（第3級海上特殊無線技士は、上記の指定科目の内、電気計測基礎の単位は不要である。）

免許の申請方法

免許の申請は卒業後いつでも可。免許を申請する場合は、教務課にて免許申請用の証明書を取得して、免許申請書等の必要書類と共に、各自の住民票のある区域（都道府県）を管轄する総合通信局へ提出する。詳細は、総務省関東総合通信局のホームページ等で確認すること。

（参考）

無線従事者資格と操作範囲（詳細は電波法の関係法令を参照のこと。）

○第1級陸上特殊無線技士：

陸上の無線局で空中線電力500W以下の多重無線設備、100W以下の多重無線以外の無線設備、人工衛星の中継による無線設備（VSAT 地球局）、移動無線局、レーダー、タクシー無線の基地局設備などの操作。

○第2級海上特殊無線技士：

小型船舶の無線局、海岸局および船舶用無線航行局の空中線電力50W以下の無線設備による国内通信のための通信操作。船舶用レーダーなどの操作。

○第3級海上特殊無線技士：

プレジャーボート等の小型船舶の無線電話、船舶用小型レーダーなどの操作。

一級建築士及び二級・木造建築士受験資格要件

平成21年度から建築士試験受験資格を得るための学歴要件が変更され、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目（指定科目）を修めて卒業」となりました。それに伴い、平成29年度入学生は下表に示す建築士試験指定科目の中から、科目の分類ごとに定められた修得単位数を満たすことが必要とされます。また、建築士試験を受験するにあたっては、本学が発行する「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」が必要です。なお、実務経験要件については別に定められています。

建築士試験指定科目

指定科目の分類 (開講科目の単位数合計)	指定科目として開講する科目*				履修単位数の条件			
	科目名	履修 学年	必選 の別	単位 数	一級建築士試験	二級・木造建築士試験		
建 築 士 試 験 必 修 科 目	①建築設計製図 (18単位)	建築表現入門	} いずれかを選択	1	選 択 必 修	7 単位以上	5 単位以上	
		建築表現						
		設計と製図	} いずれかを選択	1	選 択 必 修			
		建築設計 I						
		建築設計 II a	} いずれかを選択	2	選 択			3
		建築設計 II b						
		建築設計 II c						
	建築設計 III a	} いずれかを選択	2	選 択	3			
	建築設計 III b							
	建築設計 III c							
	建築設計 IV a	} いずれかを選択	3	選 択	3			
	建築設計 IV b							
	建築設計 V a	} いずれかを選択	3	選 択	3			
	建築設計 V b							
②建築計画 (18単位)	建築計画 I (住宅計画)	1	選 択	2	7 単位以上	7 単位以上		
	建築計画 II (集住計画)	2	選 択	2				
	建築計画 III (施設計画)	2	選 択	2				
	空間構成論	3	選 択	2				
	近代建築史	2	選 択	2				
	西洋建築史	2	選 択	2				
	日本建築史	3	選 択	2				
	住宅史	3	選 択	2				
	現代建築論	3	選 択	2				
③建築環境工学 (7 単位)	環境工学 I	2	選 択	2	2 単位以上			
	環境工学 II	2	選 択	2				
	環境工学実験演習	3	選 択	3				
④建築設備 (6単位)	建築設備	3	選 択	2	2 単位以上			
	建築設備計画	3	選 択	2				
	電気設備	3	選 択	2				

[建築学科]

指定科目の分類 (開講科目の単位数合計)	指定科目として開講する科目*					履修単位数の条件						
	科目名	履修 学年	必選 の別	単位 数		一級建築士試験			二級・木造建築士試験			
建築士試験必修科目	⑤構造力学 (14単位)	構造力学Ⅰ	1	選択 必修	3	4単位以上						
		骨組の力学										いずれかを選択
		架構と力の流れ										
		構造力学Ⅱ	2	選択	3							
		部材の応力と変形										いずれかを選択
		部材の力学										
	構造力学Ⅲ	2	選択	3								
	建築防災	3	選択	2								
	地盤工学	3	選択	3								
	⑥建築一般構造 (14単位)	建築のしくみ	1	選択	2							3単位以上
建築構法		いずれかを選択										
木質構造			3	選択	2							
鋼構造			3	選択	2							
鉄筋コンクリート構造			3	選択	2							
構造実験演習			3	選択	3							
構造設計・演習	3	選択	3									
⑦建築材料 (7単位)	建築材料	2	選択	2	2単位以上							
	構造材料	2	選択	2								
	材料実験演習	3	選択	3								
⑧建築生産 (4単位)	施工と監理	3	選択	2	2単位以上							
	建築積算	3	選択	2								
⑨建築法規 (4単位)	建築法規	2	選択	2	1単位以上							
	建築基準法と都市計画	3	選択	2								
建築士試験必修科目(①～⑨)の総単位数						30単位以上			20単位以上			
⑩その他 (18単位)	建築図法入門	1	選択	2	適宜							
	建築図法											いずれかを選択
	環境と住まい	1	選択	2								
	都市の環境計画	1	選択	2								
	建築CADⅠ	2	選択	2								
	建築CADⅡ	2	選択	2								
	建築DD(デジタルデザイン)	3	選択	2								
	世界遺産とアジアの建築	3	選択	2								
	まちづくりと地域計画	3	選択	2								
都市とみどり	4	選択	2									
建築士試験必修科目(①～⑨) + その他(⑩)の総単位数						60単位以上	50～59単位	40～49単位	40単位以上	30～39単位	20～29単位	
建築実務の経験						2年	3年	4年	0年	1年	2年	

*授業計画が変更された科目については、その都度財団法人建築技術教育普及センターに対し指定科目の確認申請を行う必要がある。したがって、指定科目・開講科目は今後変更される可能性もあり、また同センターホームページ等に掲載されている指定科目・開講科目とは一部異なる場合もある。

一級建築士及び二級・木造建築士受験資格要件

平成21年度から建築士試験受験資格を得るための学歴要件が変更され、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目（指定科目）を修めて卒業」となりました。それに伴い、平成29年度入学生は下表に示す建築士試験指定科目の中から、科目の分類ごとに定められた修得単位数を満たすことが必要とされます。また、建築士試験を受験するにあたっては、本学が発行する「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」が必要です。なお、実務経験要件については別に定められています。

建築士試験指定科目

指定科目の分類 (開講科目の単位数合計)	指定科目として開講する科目				履修単位数の条件		
	科目名	履修 学年	必選 の別	単位 数	一級建築士試験	二級・木造建築士試験	
建 築 士 試 験 必 修 科 目	①建築設計製図 (24単位)	建築表現入門	} いずれかを選択	1	選択 必修	7 単位以上	5 単位以上
		建築表現					
		設計と製図	} いずれかを選択	1	選択 必修		
		建築設計 I					
		住空間の設計 I	2	選択	3		
		住空間の設計 II	2	選択	3		
		福祉空間の設計	2	選択	3		
	生活空間の設計 I	3	選択	3			
	生活空間の設計 II	3	選択	3			
	②建築計画 (20単位)	建築計画 I (住宅計画)	1	選択	2	7 単位以上	7 単位以上
		現代建築論	3	選択	2		
		近代建築史	2	選択	2		
		西洋建築史	2	選択	2		
日本建築史		3	選択	2			
住宅史		3	選択	2			
ライフスタイルと住空間		2	選択	2			
インテリアの空間構成		2	選択	2			
インテリアの空間演出		3	選択	2			
高齢者・障がい者の生活と空間		2	選択	2			
福祉施設の計画	3	選択	2				
③建築環境工学 (6単位)	室内環境	2	選択	2	2 単位以上		
	環境工学 II (建築学科開講科目をオープン履修)	2	選択	2			
④建築設備 (6単位)	建築設備	3	選択	2	2 単位以上		
	建築設備計画 (建築学科開講科目をオープン履修)	3	選択	2			
	電気設備	3	選択	2			

[生活環境デザイン学科]

指定科目の分類 (開講科目の単位数合計)	指定科目として開講する科目					履修単位数の条件													
	科目名	履修 学年	必選 の別	単位 数		一級建築士試験			二級・木造建築士試験										
建築士試験 必修科目	⑤構造力学 (9単位)	構造力学Ⅰ	1	選択	3	4単位以上													
		骨組の力学																	
		架構と力の流れ																	
	部材の力学	2	選択	3															
	構造力学Ⅲ (建築学科開講科目をオープン履修)	2	選択	3															
	⑥建築一般構造 (8単位)	建築のしくみ	1	選択	2								3単位以上	6単位以上					
		建築構法																	
		木造住宅の構造	2	選択	2														
		鉄筋コンクリート構造 (建築学科開講科目をオープン履修)	3	選択	2														
	⑦建築材料 (4単位)	建築材料	2	選択	2								2単位以上						
構造材料 (建築学科開講科目をオープン履修)		2	選択	2															
⑧建築生産 (4単位)	施工と監理	3	選択	2	2単位以上	1単位以上													
	建築積算 (建築学科開講科目をオープン履修)	3	選択	2															
⑨建築法規 (4単位)	建築法規	2	選択	2	1単位以上	1単位以上													
	建築基準法と都市計画 (建築学科開講科目をオープン履修)	3	選択	2															
建築士試験必修科目(①～⑨)の総単位数								30単位以上	20単位以上										
⑩その他 (22単位)	建築図法入門	1	選択	2	適宜	適宜													
	建築図法																		
	環境と住まい	1	選択	2															
	ユニバーサルデザイン論	2	選択	2															
	インテリアマネージメント	3	選択	2															
	生活空間実験演習	3	選択	2															
	都市とみどり	4	選択	2															
	インテリアCADⅠ	2	選択	2															
	インテリアCADⅡ	2	選択	2															
	デジタルプレゼンテーション	3	選択	2															
環境共生住宅	1	選択	2																
まちづくりと福祉	3	選択	2																
建築士試験必修科目(①～⑨) + その他(⑩)の総単位数					60単位以上	50～59単位	40～49単位	40単位以上	30～39単位	20～29単位									
建築実務の経験					2年	3年	4年	0年	1年	2年									

建築積算士補資格について

建築学科開講の「建築積算」を修了し、社団法人日本建築積算協会が実施する試験に合格・登録申請することにより、「建築積算士補」の資格が付与される。本資格を取得すると、社団法人日本建築積算協会が実施する「建築積算士」試験の一次試験（学科試験）、二次試験（実技試験）のうち、一次試験が免除される。なお、この科目は平成20年度（2008年度）以前の入学生は履修できない。また、オープン履修が可能な科目であり、他学科の学生も単位取得はできるが、建築学科、生活環境デザイン学科以外の学生に関しては、この授業の修了による「建築積算士補」の受験資格は得られない。

※この「建築積算士補」の資格は在学中の学生のみが取得できる。また、「建築積算」を修了した翌年度以降にこの資格試験を受けられる学生は、「建築積算」を修了した年度に「建築積算士補」の試験を受けて不合格となった場合に限るので注意すること。

建築積算士に関する情報は、公益社団法人日本建築積算協会のホームページ（<http://www.bsij.or.jp/>）等で確認すること。

大学院進学について

本学の大学院工学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的として昭和57年3月に、また同博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的として、昭和62年3月に設置されました。現在本学に開設されている大学院工学研究科の組織、およびその募集要項は次の通りです。

1. 組織および募集人員

工学研究科	(募集人員)
○博士前期課程〔修業年限2年〕	
環境共生システム学専攻	15名
機械システム工学専攻	35名
電子情報メディア工学専攻	25名
建築デザイン学専攻	25名
○博士後期課程〔修業年限3年〕	
環境共生システム学専攻	2名
機械システム工学専攻	2名
電子情報メディア工学専攻	2名
建築デザイン学専攻	2名

2. 出願資格

博士前期課程

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者、及び卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本学工学部3年次在学中で本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時点で22歳に達している者。
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。

博士後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者、及び大学院修士課程修了見込の者又は専門職学位取得見込の者。
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は見込の者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は見込の者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で入学時点で24歳に達した者。

3. 選考時期

選考時期は、博士前期課程・博士後期課程ともに以下のとおりです。

- (1) 8月下旬(秋季入学)
- (2) 10月上旬(春季入学)
- (3) 2月下旬(春季入学)

4. 選抜方法および科目

博士前期課程

入学者の選考は、筆答試験・面接試験の結果と書類審査により判定する。

(1) 試験科目

専攻名	試験科目		
	数 学	外 国 語	専 門 科 目
環境共生システム学専攻	出題範囲は線形代数、微分積分学、常微分方程式	英語。但し、外国人留学生は、英語に代えて日本語とすることができる。	下 記 参 照
機械システム工学専攻	同 上	同 上	同 上
電子情報メディア工学専攻	同 上	同 上	同 上
建築デザイン学専攻	同 上	同 上	同 上

(2) 専門試験科目の選択方法

専 攻	専 門 試 験 科 目
環境共生システム学専攻	流体力学および流体機械、熱工学、都市環境システム、廃棄物処理処分工学、エネルギー・環境工学、機能材料工学、ナノ・バイオマテリアル、生物工学、制御工学および交通工学、有機発光材料工学、物理化学、材料熱工学 上記より1科目選択してください
機械システム工学専攻	材料力学、機械力学、熱力学、機械工作、流体機械、機械材料、電子材料、制御工学、設計工学、マイクロ・ナノ、メカトロニクス、機械デザイン 上記より1科目選択してください
電子情報メディア工学専攻	エレクトロニクス、情報通信技術、マルチメディア 上記より1科目選択してください
建築デザイン学専攻	建築計画、建築史、建築意匠、建築構造、建築材料、建築環境工学 上記より1科目選択してください

博士後期課程

筆記試験および口頭試問により判定する。

(1) 筆記試験

英語

(2) 口頭試問

専門科目、修士論文またはそれに代わる論文および博士後期課程入学後の研究計画について試問する。

5. 推薦入学制度について

本学卒業見込みまたは修了見込みの者で、学業成績が特に優れている者に対しては推薦入学の制度があります。出願基準等については、教務課窓口もしくは各専攻の専攻幹事教員まで確認して下さい。

博士前期課程

選考時期は、6月、10月及び2月です。

博士後期課程

選考時期は、10月及び2月です。

※不明な点は、教務課窓口もしくは各専攻の専攻幹事教員まで確認して下さい。

学生生活の手引

学生生活の基本的なことからについて	119
1. 事務等取扱い案内	119
2. 事務等の取扱い内容	119
3. 学生証	120
4. 保証人の変更等は学生支援課へ届け出を	121
5. 学生に対する伝達、連絡について	121
6. 学費の納入について	122
7. 学籍上の届出・願出	123
8. 証明書等一覧	124
9. 自動車・バイクによる通学	124
10. 自転車に関する注意事項	125
11. 交通機関の利用	126
12. 海外研修	126
13. 拾得物の扱い	127
14. 学生専用ロッカー	127
15. ATM（現金自動預払機）	127
16. 20歳になったら国民年金—学生納付特例制度について	127
経済支援について—奨学金など	128
1. 奨学金制度	128
2. アルバイト	129
クリーン・グリーン・エコキャンパス◇◇環境にやさしいキャンパスを	130
1. 学生環境方針	130
2. 喫煙マナーと環境を守ろう	130
3. 迷惑行為はやめましょう	131
一人暮らしの学生諸君へ	132
うまい話にご用心	134
1. 悪質商法あれこれ	134
2. サイバー犯罪	135
3. インターネットでのマナーとルール	135
ハラスメントについて	136
健康管理について	138
1. 健康管理センター	138
2. 定期健康診断	138
3. 医務室	138
4. 医師による健康相談	138
5. 保険についての基礎知識	139
6. 知っておきたい知識	139
学生相談　こころの健康を求めて	141
1. 学生相談室	141
課外活動編　キャンパスライフの充実を求めて	142
1. 学生自治会	142

2. 課外活動における諸注意	142
3. 学内施設の利用について	143
4. 宿泊施設	143
5. 学外施設	144
6. スチューデントセンター	144
7. スチューデント・ラボ	144
日本工業大学学生表彰	145
LCセンターの利用について	146
1. 入館	146
2. 利用上の注意	146
3. 館内案内	146
4. 所蔵資料の利用	147
5. 利用サービス	148
6. 各階案内図	150
外国人留学生のためのインフォメーション	152
☆日本に滞在するための注意事項	
1. 在留資格	152
2. 在留カード	152
3. 住居地の（変更）届出	152
4. 住居地以外の（変更）届出	152
5. 「在留カード」を紛失したときは	152
6. 在留期間の更新	152
7. みなし再入国許可	152
☆在留期間更新等の申請取次	
1. アルバイト	153
☆医療・保険について	
1. 健康管理	153
2. 国民健康保険	153
☆経済支援について	
1. 私費外国人留学生授業料減免奨学金制度	153
2. 外国人留学生のための奨学金	154
3. 住居	155
就職支援について	156
1. 就職支援課の業務	156
2. 就職支援課の利用について	156
3. 就職支援課からの要望	156
外郭団体について	157
1. NITクリエイト	157
2. 日本工業大学工友会	157
3. 日本工業大学後援会	157

学生生活の基本的なことからについて

事務等取扱い案内

	事務取り扱い時間（厳守して下さい）	
教務課	9:00-11:30	12:30-17:00
学生支援課	9:00-11:30	12:30-17:00
LCセンター事務課	9:00-20:30（開講日）、9:00-17:00（休講日）	
健康管理センター医務室	9:00-11:30	12:30-17:00
就職支援課	9:00-11:30	12:30-17:00
財務課	9:00-11:30	12:30-16:00（現金取扱時間は15:00まで）
総務課	9:00-11:30	12:30-17:00
広報室	9:00-11:30	12:30-17:00
入試室	9:00-11:30	12:30-17:00
	① 日曜、祝祭日（授業日を除く）、は事務を取り扱わない。	
	② 特別に変更のある場合は、あらかじめ掲示する。	

事務等の取扱い内容

- 教務課**
- 授業に関すること。（授業時間割・教室割・補講・休講措置等）
 - 履修申請に関すること。（履修申告等）
 - 学籍に関すること。（休学・復学・退学・除籍等）
 - 試験に関すること。（期末試験）
 - 学業成績に関すること。（成績の記録・証明等）
 - 進級・卒業（修了）に関すること。
 - 科目等履修生・特別聴講生および研究生に関すること。
 - 証明書の発行に関すること。（在学証明書、成績証明書、卒業・修了（見込）証明書等）
 - 願出・届出に関すること。（休学願・退学願・復学願・留年届・欠席届・忌引届）
 - 教員免許に関すること。（教職教育センターでも取り扱う）
 - 大学院に関すること。
- 学生支援課**
- 学生証に関すること。（交付、再発行等）
 - 証明書の発行に関すること。（学割、通学証明書、奨学金関係証明書等）
 - 届出、願書に関すること。（保証人変更届、住所・電話番号変更届、氏名変更届、団体結成届、対外活動許可願、学内施設使用許可願、印刷物許可願等）
 - 学生の遺失物、郵便物に関すること。
 - 学生の自治活動及び課外活動に関すること。
 - 学内の秩序、風紀の維持に関すること。
 - 奨学金に関すること。
 - アルバイトに関すること。（直接に斡旋はしない）
 - 赤倉山荘、合宿棟、スチューデントセンターの利用に関すること。
 - 学生用ロッカーの利用に関すること。
 - 学生の傷害保険に関すること。
 - 学生の弔慰金、見舞金に関すること。
 - 学生生活実態調査に関すること。
 - 運動用具等の貸出しに関すること。
 - 学生の賞罰に関すること。
 - 留学生の申請取次に関すること。
 - 構内乗り入れ自転車及びバイクの登録に関すること。
 - 学生駐車場に関すること
- 健康管理センター医務室**
- 健康診断に関すること
 - 健康診断証明書発行に関すること
 - 健康相談に関すること
 - 救急措置並びに健康保持増進に関すること
 - 感染予防に関すること

2017 学生便覧

- LCセンター** (1) 図書館資料の閲覧サービス及び貸出・返却に関すること。
- 事務課** (2) 外部データベース検索等による文献調査に関すること。
 (3) 図書館相互貸借及び文献複写に関すること。
 (4) 図書館刊行物(青塔・LCセンター図書館ガイド・利用案内・LCセンターニュースレター)に関すること。
 (5) 図書館の広報に関すること。
 (6) LCセンター施設設備の運用管理に関すること。
- 就職支援課** (1) 学生の就職相談並びに指導に関すること。
 (2) 学生の就職紹介・斡旋に関すること。
 (3) 就職支援ガイダンス等の開催に関すること。
 (4) 「就職総合支援システム」に関すること。
 (5) 学生への求人情報の提供に関すること。
 (6) 届出・登録に関すること。(進路調査票、進路決定報告、受験報告書等)
 (7) 業界・業種セミナー(学内セミナー)に関すること。
 (8) 学内合同企業説明会に関すること。
 (9) 就職活動の手引き、テキストブック等の作成・発行に関すること。
- 財務課** (1) 学費、自治会費、その他諸会費並びにセミナーハウス利用料の収納に関すること。
 (2) 証明書発行に係わる手数料の収納に関すること。
- 総務課** (1) 学友会館に関すること。
 (2) 後援会に関すること。
 (3) 施設時間外使用に関すること。
- 広報室** (1) 大学の広報および広告宣伝に関すること。
 (2) 学内刊行物(日本工業大学通信・英文大学案内など)に関すること。
 (3) 大学公式ウェブページに関すること(コンテンツ作成および配信)。
- 入試室** (1) 入学者の選抜に関すること。
 (2) 学生募集に関すること。
 (3) 大学の広報および広告宣伝に関すること(広報室担当分を除く)。

学生証

学生証は皆さんが本学の学生であることを証明するためのものです。大学にいるときはいつも携帯してください。また、学生証はICカードを用いていますので、曲げたりせずに大事に取り扱ってください。

学生証の役割

- ①身分証明書
- ②試験を受ける際は、必ず机上に置いてください
- ③LCセンターへの入館、および図書の貸出・返却
- ④大学の設備・備品等を借りるとき
- ⑤定期健康診断受診時、及び健康診断証明書発行時

学籍番号の見方

学籍番号は、学生個人番号を7桁で表したもので、各数字の意味は右の通りです。

1	2	3	4	5	6	7
学生分類コード	入学年度	所属コード	連続番号			
1:学部生 2:博士前期課程 3:博士後期課程	13:2013年入学 14:2014年入学 15:2015年入学 16:2016年入学 17:2017年入学	【学部生】 1:機械工学科 2:電気電子工学科 3:建築学科 4:創造システム工学科 5:情報工学科 6:ものづくり環境学科 7:生活環境デザイン学科 【大学院生】 6:環境共生システム学専攻 7:機械システム工学専攻 8:電子情報メディア工学専攻 9:建築デザイン学専攻	001~499:春季入学 501~599:春季編入学・再入学 601~799:秋季入学 801~999:秋季編入学・再入学			

学生証の裏面

学生証裏面の通学定期券発行控欄がいっぱいになったときや、住所・交通経路を変更したときは新しい裏面シールを交付しますので、学生支援課に申し出てください。

紛失、破損した場合

学生証を紛失、破損した場合は、学生支援課に届け出てください。紛失した場合は、悪用される可能性もありますので、すぐに学生支援課に連絡してください。

再交付金額は1,000円（即日発行）です。

破損した場合には、破損したカードも添えて学生支援課に届け出てください。

学生証の返却

本学を退学・除籍したときには、学生証を大学に返却してください。また、有効期限が切れた後、引き続き在学する場合は、学生証を学生支援課に返却して、再交付を受けてください。

保証人の変更等は学生支援課へ届け出を

保証人の変更

保証人とは、父母または独立の生計を営み、且つ学生の保証人として確実にその責務を果たすことができ、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負える人のことです。

学生諸君は、入学時に、すでに自分の保証人を届け出しています。保証人が何らかの理由で、その責務を果たせなくなったときは、速やかに新たな保証人を選定して、学生支援課へ届け出なければなりません。また、保証人が住所を変更した場合もまた、同様に届け出てください。

学生の住所等の変更

学生諸君は、入学時に、現住所等を記載した「学生カード」をすでに提出していますが、姓名、現住所、携帯電話番号等の記載内容に変更があったときは、直ちに学生支援課へ届け出てください。変更の届け出がないと、緊急時に連絡が取れず、不利益をこうむることがあります。

学生に対する伝達、連絡について

教務課・学生支援課の掲示板

教務課や学生支援課などの大学から学生に対する伝達、連絡、呼び出し等は、ポータルサイトや掲示によって行われます。毎日ポータルサイトを確認したり、登下校の際は、掲示物の確認をしましょう。

教務課の掲示板は、1号館1階ロビーにあります。

学生支援課の掲示板は、同館2階のロビーにあり、奨学金、アルバイト情報、外国人留学生のための情報などを掲示しています。

就職求人情報の掲示は、同館2階ロビーにあります。

学科の掲示板

ほかに、学科ごとに掲示板があり、学科からの伝達等は学科掲示板に掲示されます。学科掲示板の位置は、オリエンテーション時に確認しておいてください。

緊急時の連絡は携帯電話等で

緊急を要する場合は、当該部署から直接、文書や電話で連絡することがあります。そのため、現住所や携帯電話番号等の変更があったときは、速やかに学生支援課へ届け出るようにしましょう。

その他

電話による掲示内容についての問い合わせや学生の呼び出しなどには、緊急の場合を除き、応じられませんので、あらかじめ承知しておいてください。

学費の納入について

学費の納入時期

学費の納入は、春学期・秋学期の年2回払になっております。

各学期の納入期限は次のとおりです。

区 分	春 学 期	秋 学 期
納入期限	平成29年4月10日（月）	平成29年10月2日（月）
備 考	新1年生、編入学者は入学時	◇

学費の納入方法

- ①納入すべき学費については、『平成29年度学費等一覧』をご参照ください。
- ②学費は本学所定の「振込依頼書」（記載金額が納入額）により、銀行等からお振込ください。
- ③平成28年度以前入学の学生については、毎年春学期分は3月中旬に、秋学期分は9月中旬迄に財務課から保証人（父母等）宛に各学期分の「振込依頼書」を郵送いたします。
- ④新1年生については、入学手続き時に春学期分の学費を納入済みですので、秋学期分の「振込依頼書」を9月中旬迄に財務課から保証人（父母等）宛に郵送いたします。

振込時の注意

- ①本学発行の「振込依頼書」をご使用の上、銀行窓口で手続きをしてください。やむを得ず、ATMまたはインターネットバンキング等により振込む場合は、キー情報となる整理番号・学生氏名を正確に入力の上、振込みしてください。
- ②金融機関において10万円を超える現金の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となりますのでご注意ください。尚、詳しくは、振込みを依頼する金融機関に問い合わせてください。
- ③学費納付に要する振込手数料は、納入者負担となります。ただし、本学発行の「振込依頼書」により、みずほ銀行本店、各支店窓口で振込手続をされる場合は、振込手数料は不要です。

学費の延納

- ①経済的事情または特別な理由により学費を期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限日までに、本学所定の「学費等延納許可願」を提出してください。尚、学費が所定の手続きを経ずに未納の場合は、学則により除籍となりますのでご注意ください。
- ②「学費等延納許可願」には、その事由を具体的に記載して、本人及び保証人が各人自署捺印後、財務課に提出してください。学生が保証人欄に記載することは、原則認めません。保証人が自署捺印していないと判断される場合には、事情を学生本人にヒヤリングの上、直接保証人に財務課より連絡をとる場合もあります。「学費等延納許可願」用紙は財務課にあります。
- ③延納を許可される期間は、最長で春学期は7月10日・秋学期は1月10日（各学期とも金融機関の休業日にあたる場合は金融機関の翌営業日）です。この期間を超える延納は認められません。
- ④経済的な理由等により学費納入期限までに学費の納入が困難になった場合は、事由により奨学金貸与等の対象となる場合がありますので、速やかに学生支援課または財務課に相談してください。
- ⑤学費納入期限までに学費の納入がない場合は、その学期の試験が受けられないほか、図書の利用、各種証明書の交付も受けられません。

その他の注意

- ①1年次秋学期以降において、新学期（1年次秋学期以降の各学期）の開始日前日までに「退学願」を教務課に提出し、教授会において承認された場合には、当該新学期の学費等の支払は免除されます。
- ②学期途中で、休学、退学する場合は、その学期の学費等を納入しなければなりません。（学費未納のままでの休学、退学は認められません。）但し、学期開始日前日までに「休学願」を教務課に提出された場合は、休学期間に応じた在籍料（各学期75,000円）のみの納付となります。
- ③「振込依頼書」はコンピュータで印字されます。出力される保証人（父母等）の住所・氏名等は、学生諸君が入学手続きの際に提出した書類にもとづき処理していますので、保証人の住所・氏名等の変更がある場合は、必ず「変更届」を学生支援課に提出してください。
- ④「振込依頼書」を紛失した場合は、財務課で「振込依頼書」再交付の手続をとってください。
- ⑤留年者、休学者の復学時の「振込依頼書」は、新学期開始後に送付いたします。
- ⑥学則は学生諸君が大学に在籍する期間、学費納入をはじめとし、従うべき規則をまとめたものですので、必ず目をとおしてください。（学則は年度により改訂されることがあります。）

平成29年度学費等一覧

(単位：円)

		納入区分	春学期分	秋学期分	合 計
		納入期限	平成29年 4月10日	平成29年10月 2日	
入学金・学費	入 学 金		224,000	0	224,000
	授 業 料		490,000	490,000	980,000
	施 設・設 備 拡 充 費		126,000	126,000	252,000
	実 験 研 究 費		55,500	55,500	111,000
	小 計		895,500	671,500	1,567,000
委託会費等	後 援 会 入 会 金		1,000	0	1,000
	後 援 会 会 費		10,000	10,000	20,000
	後 援 会 特 別 会 費		5,000	5,000	10,000
	学 生 自 治 会 会 費		5,000	5,000	10,000
	災 害 傷 害 保 険 料		2,200	0	2,200
	工 友 会 (同窓会) 会 費		3,750	3,750	7,500
	小 計		26,950	23,750	50,700
合 計			922,450	695,250	1,617,700
休学者	在 籍 料		75,000	75,000	150,000

〔備 考〕

- ①入学金は、入学初年度だけ徴収します。
- ②授業料、施設・設備拡充費、実験研究費は、毎年度見直しが行われます。
- ③授業料、施設・設備拡充費、実験研究費は、年2回に分けて徴収します。
- ④委託会費等（後援会入会金、災害傷害保険料を除く）は、年2回に分けて徴収します。
- ⑤後援会入会金は、入学初年度だけ徴収します。
- ⑥災害傷害保険料（学生教育研究災害傷害保険、学生団体傷害保険）は、毎年度の初めに徴収します。
- ⑦工友会（同窓会）会費は、終身会費30,000円を分割して徴収します。（終身会費30,000円÷4年間 =7,500円/年）

学籍上の届出・願出

教務課扱い

- 欠席届** 欠席理由を記し、教務課窓口に提出します。事故、病気などにより30日以上欠席した場合は、必ず学生支援課にも報告してください。
- 忌引届** 父母・祖父母・兄弟姉妹が死亡したときに提出します。
正保証人が死亡した場合は、学生支援課で正保証人変更届等の手続をしてください。
- 休学願** 事故、病気など正当な理由で、3か月以上欠席せざるをえない場合、保証人連署の上、提出して下さい。休学は原則として最長1年以内とし、休学期間に応じた在籍料を納入しなければなりません。
- 復学願** 休学の理由が消滅したときは、保証人連署の上、復学願を提出しなければなりません。復学は学期のはじめからで、学期途中の復学は認められません。
- 退学願** やむをえない理由で、退学しようとするときは、保証人連署の上、退学願を提出しなければなりません。在籍する学期分の学費を納入していないと、退学は認められません。
- 留年届** 標準修業年数を超えて在学する場合、学期ごとに留年届を提出しなければなりません。

学生支援課扱い

- 氏名変更届**
学生の姓名に変更があったときに提出します。戸籍抄本が必要となります。
- 住所・電話番号変更届**
学生本人または家族の住所・電話に変更があったときに提出します。
- 保証人変更届**
入学時に提出した「誓約書」に署名捺印している正保証人を変更するときに提出します。

自然災害、身内の不幸、事故等に遭われたときは

実家が風水害や地震で被害を受けたとき、保護者が不幸にも死亡したとき、学生本人が事故や病気によって30日以上欠席

をせざるをえなかったときは、事後ただちに学生支援課に報告してください。学内規程などにより、当該者には見舞金・弔慰金などを贈呈します。

証明書等一覧

種 類	扱 い 窓 口	手 数 料	交 付 日
学 生 証 再 交 付	学 生 支 援 課	1,000円	即 日
通 学 証 明 書	学 生 支 援 課	無 料	即 日
学 生 旅 客 運 賃 割 引 証	学 生 支 援 課	無 料	即 日
在 学 証 明 書	教 務 課 (英 文)	200円	2 日 後
		500円	1 週 間 後
成 績 証 明 書	教 務 課 (英 文)	200円	2 日 後
		1,000円	1 週 間 後
卒 業 (修 了) 見 込 証 明 書	教 務 課 (英 文)	200円	2 日 後
		500円	1 週 間 後
卒 業 (修 了) 証 明 書	教 務 課 (英 文)	200円	2 日 後
		1,000円	1 週 間 後
教 員 免 許 状 受 得 見 込 証 明 書	教 務 課	500円	2 日 後
学 力 に 関 す る 証 明 書 (教 職 に 関 す る 証 明 書)	教 務 課	500円	1 週 間 後
大 学 院 調 査 書	教 務 課	500円	5 日 後
人 物 調 査 書	学 科 事 務 室	無 料	3 日 後
推 薦 書	学 科 事 務 室	無 料	3 日 後
健 康 診 断 証 明 書	健 康 管 理 セ ン タ ー	200円	翌 日 午 後
そ の 他 の 証 明 書	学 生 支 援 課 又 は 教 務 課	窓 口 に て 確 認 す る こ と。	

追 試 験 料	教 務 課	500円	「申告票」に 必要事項を記入、財務課に 料金を納入した後、教務課 に提出する。
再 試 験 料	教 務 課	2,000円	

自動車・バイクによる通学

自動車・バイク通学は「自粛」

本学では、自動車・バイクによる交通事故が多く発生しているため、自動車・バイクによる通学は「自粛」としています。

学内には学生用の駐車場がありますが、この駐車場は、夜遅くまで卒業研究等があり、公共交通機関が利用できない学生のための駐車場です。台数が限られているので、必ず駐車できるとは限りません。また、駐車状況によっては入出庫できなくなる場合もあります。従って自動車通学が欠かせない場合は事前に大学周辺の民営駐車場を契約しておくほうが良いでしょう。尚、民営駐車場についてはNITクリエイトでも斡旋しています。

駐車場・駐輪場における被害、盗難、事故等については、大学は一切責任を負いませんので心得ておいてください。

尚、バイクについては全て登録制となっており未登録車は入構できません。

違反駐車・迷惑駐車の禁止

大学周辺の道路上に駐車はできません。路上駐車はもちろんのこと、店舗等の駐車場への違反駐車や迷惑駐車は、絶対にしないようにしましょう。(警察への通報やレッカー移動の対象となります)

自転車に関する注意事項

最近、学生の自転車の通行や駐輪のマナーが悪いという苦情や自転車の盗難が発生しています。そこで、下記の点について十分理解し、注意してください。

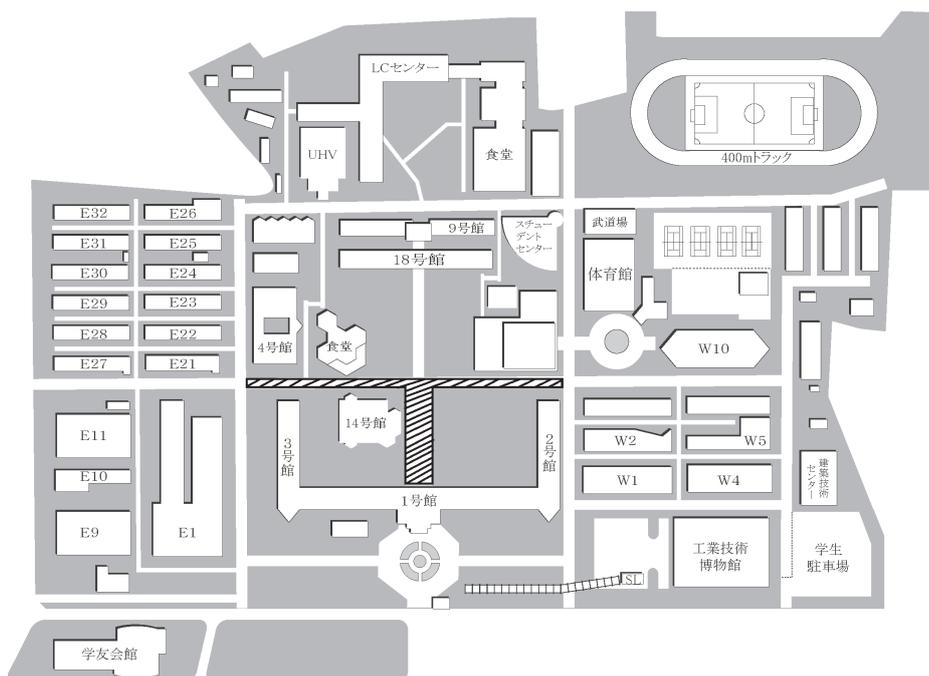
自転車の登録について

本学では構内乗り入れの自転車については全て「登録制」になっています。受付は学生支援課の窓口で行っていますが、登録できる自転車は使用者本人の名義で「防犯登録」（購入時もしくは自転車販売店で登録できます）がしてあるものに限ります。尚、窓口での登録時には「防犯登録」の控えを持参してください。

未登録の自転車については撤去・処分しますので注意してください。

自転車のマナーに関する注意点

1. 進入禁止区域での通行はやめましょう。学内では、以下の区域（）で図示）が進入禁止です。



- 2. 駐輪区域以外での駐輪はやめましょう。
- 3. 自転車を放置するのはやめましょう。
- 4. 二人乗りはやめましょう。
違反した場合は、2万円以下の罰金又は料料。
- 5. 携帯電話をしながら運転するのはやめましょう。
違反した場合、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金。
- 6. 夜、無灯火での運転はやめましょう。
違反した場合、5万円以下の罰金。
- 7. 飲酒運転はやめましょう。
違反した場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- 8. 傘をさしながら運転するのはやめましょう。
違反した場合、5万円以下の罰金。
- 9. その他自転車ルールは必ず守りましょう。
違反した場合、様々な懲役又は罰金。

自転車の盗難防止に関する注意点

- 1. 自分の自転車には堅固な鍵をかけるように心掛けましょう。ワイヤー錠などを利用して自転車の前後2箇所にかけるようにしましょう。
- 2. 自転車の防犯登録は義務付けられていますので、防犯登録を必ず行ってください。
- 3. 宮代町では、自転車等の放置・防止に関する条例が平成19年7月より施行されました。

この条例により、「指定された自転車放置禁止区域内に放置された自転車を撤収し、引取り手がある撤収自転車については保管料を徴収して返却するが、引き取り手が無い場合には処分する」ことになっています。

4. 盗難にあった場合には、速やかに警察と学生支援課に届け出るようにしてください。

自転車窃取は犯罪行為である

1. 放置状態にある自転車であっても、これを勝手に使用した場合には、占有離脱物横領罪・遺失物横領罪となります。

「以前に自転車を盗まれたことがあったのでやってしまった」という弁解は、決して罪を軽減する情状酌量の根拠にはなりません。自転車窃取がれっきとした犯罪であることを認識してください。

2. 自転車窃取に対する大学の対応

本学では、こうした反社会的な行為を犯した学生に対しては、停学処分を含む厳しい処分をもって対応します。

交通機関の利用

通学定期券

通学定期券は、通学を目的とした、現住所から大学までの最短区間の定期券です。通学定期券を購入する際は、学生証の裏面にある「通学定期券発行控」に、現住所および通学期間をあらかじめ明記しておいてください。定期券発売窓口にある申し込み用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて購入してください。

通学定期券を購入する際に、交通機関によっては、通学証明書が必要なときがあります。通学証明書の交付は、学生支援課が行っています。

☆使用上の注意

通学定期券の貸し借りはもちろんのこと、キセル乗車などの不正乗車は絶対してはいけません。不正乗車が発覚すると、通学定期券の没収と正規運賃の数倍の金額が追徴されます。

通学定期券を使用するときは、学生証を必携するようにします。駅等の係員から請求されたときは、それを提示しなければなりません。

学割証（JR・学生旅客運賃割引証）

学生が、片道100kmを超える区間を旅行する場合は、学割証を使用することによって、JRの窓口で割引普通乗車券を1人1回に限り、購入できます。普通乗車運賃が2割引になります。学割証が必要な人は、学生支援課窓口にある申請書に必要事項を記入して、「学校学生生徒旅客運賃割引証」の交付を受けてください。

☆使用上の注意

学割証は、本人以外は使用できません。学割証を不正使用した場合は、多額の追徴金が課せられ、以後学割証の使用ができなくなります。

学割証を使用するときは、学生証を必携するようにします。駅等の係員から請求されたときは、それを提示しなければなりません。

団体旅行割引

ゼミナール旅行や課外活動などで、同一行程を旅行する場合は、学生数が8人以上で、引率者（本学教職員）が同行すれば、学生団体割引制度が利用できます。学生の割引率は、普通乗車運賃の5割引です。ただし、引率者は3割引。

団体旅行の申し込みは、旅行代理店やJRの「みどりの窓口」で取り扱っているので、そこで所定の用紙をもらい、学生支援課で証明印を受けてください。

海外研修

語学力の向上や異文化理解などを目的とした研修旅行が、本学主催で行われています。

国際人をめざす学生諸君、ぜひ参加してみましょ。

英会話カナダ特別セミナー

カナダのバンクーバー市内でホームステイしながら、ブリティッシュ・コロンビア・ユニバーシティ内の語学研修所で、現地スタッフによる英会話のレッスンをを行います。習熟度別にクラス分けしたレッスンなので、気後れすることなく参加できます。カナダ人家庭で生活体験ができるということは、めったに味わえない貴重なチャンスです。

拾得物の扱い

本学のキャンパス内での拾得物は、学生支援課で扱っています。拾得物は学生支援課窓口まで届けてください。落し物、忘れ物をした人は、学生支援課まで問い合わせてください。

キャッシュカードなどを紛失したときは

キャッシュカードやクレジットカードを紛失したときは、警察に届け出るとともに、ただちにカード取扱会社に連絡するようにしてください。カード番号と連絡先の控えを、カード入れとは別に保管しておくことが大事です。

学生専用ロッカー

日本工業大学後援会の援助によって設置された学生専用のロッカールームがあります。

4号館ロッカールーム

2048人分のロッカーがあり、学生に貸与しています。

貸与対象者は、機械工学科・ものづくり環境学科・創造システム工学科・電気電子工学科・情報工学科の1年次から3年次までの男子学生。ロッカーを利用したい学生は、毎年4月に、「ロッカー貸与願」を学生支援課に提出して、利用の許可を得なければなりません。尚、建築学科及び生活環境デザイン学科の学生は学科教員の指示に従ってください。

ロッカーの貸与期間は1年間で、2月末日までに明け渡すことになります。明け渡し期限を過ぎてもロッカー内に物品が残っている場合は、大学で処分します。

パウダールーム付ロッカー室

W3棟にあり、240人分のロッカーが用意されています。ここは、女子学生専用のロッカー室です。

☆ロッカールーム使用上の注意

- ① 鍵は必ずかけること。(暗証番号式のロッカーは他人に番号を見られないように注意すること)
- ② 貴重品・現金等はロッカー内に置かないこと。(極力持って来ないこと)
- ③ ゴミを放置しないこと。
- ④ ロッカーの外に荷物を放置しないこと。(処分される場合があります)
- ⑤ ロッカー室内での盗難等については大学は一切責任を負いませんので、自己管理を徹底してください。

A T M (現金自動預払機)

1号館2階ロビーの一角に、ゆうちょ銀行キャッシュサービスとみずほ銀行のATMが設置されています。

20歳になったら国民年金—学生納付特例制度について

国民年金は、高齢になったときや障害が残ったときなどにも安定した生活が送れるよう、みんなで保険料を負担して支えあう制度です。学生も20歳になったら国民年金の保険料を納付する義務が生じます。ただ、学生の多くは、収入がなかったり少なかったりして、保険料を納めるのが難しいのが現状です。学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度というものを利用することができます。申請手続きは、学生が住民登録している市区町村の役所に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出することになります。申請は毎年必要です。承認期間は4月から翌年の3月までとなっていますので、申請は早めに行うようにしましょう。

20歳からの学生期間中に保険料を納めないでいると、在学中のケガや病気で障害が残っても障害基礎年金が支給されません。また、将来の老齢基礎年金は納めない期間に応じて減額され、まったく受け取れなくなる場合もあります。

なお、国民年金の加入義務は「日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人」に生じます。すなわち、外国人留学生にも国民年金の加入・保険料納付の義務がありますので、日本人学生同様、「学生納付特例制度」の手続きを忘れないようにしてください。

経済支援について—奨学金など

奨学金制度

奨学金制度には、勉学の意欲がありながら、経済的な理由によって学ぶことが困難な学生に対し、一定の金額を給付または貸与する制度と、学業などの功績を讃える報奨金のような制度とがあります。いずれの制度も、就学を経済的に支援することにより、教育の機会均等をはかり、社会に貢献する人材の育成を目的としています。

奨学金には、国の奨学金「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」、それぞれの大学独自に設けている学内奨学金、各地方自治体の奨学金と民間の篤志家による奨学金および留学生に対する奨学金があります。

奨学金は趣旨、出願資格、給付または貸与等特徴があります。違いを考慮し、自分自身の受給目的に合わせた奨学金を選択しましょう。

国の奨学金

■独立行政法人日本学生支援機構奨学金（平成28年度）

○第一種奨学金（貸与：返還時利子無し）

自宅生 54,000円／月、自宅外生 64,000円／月 自宅生・自宅外生 30,000円／月

○第二種奨学金（貸与：返還時利子有り）

貸与月額 3万円、5万円、8万円、10万円、12万円のうち、希望の月額を選択できる。

【募集時期】 春季（4月）のみ

【返還期間】 金額により、最長20年

*奨学金は、毎年度、継続手続をして頂きますが、取得単位によっては、継続できないことがあります。

学内奨学金

① 日本工業大学育英資金（貸与：返還時利子無し）

【貸与額】 出願した年度の学費の半額を上限とし、自己資金を差し引いた額

【出願資格】 1セメスター以上在籍し、他の奨学金を受けていないこと。当該学期の学費が未納である者。

【貸与方法】 学費に充当

【返還期間】 1年から最長5年

【募集時期】 7月・1月

② 日本工業大学工友会奨学金（給付）

【給付年額】 20万円（9月と3月の2回に分けて支給）

【出願資格】 2年生以上。卒業後工友会会員として積極的に活動し、社会に貢献できる者。ほかに給付の奨学金を受けている者は不可。

【給付期間】 1年間（在学期間中1回限り）

【募集時期】 6月

③ 日本工業大学学業奨励奨学金（給付）

本学に1年以上在籍する学生で、在学中の学業成績および人物を評価し、更に今後の学業の伸長を奨励することを目的としています。

◆ ES奨学金（エクセレント スチューデント）：在籍学科・年次の学業成績優秀者
若干名

年額 50万円

◆ RS奨学金（リマーカーブル スチューデント）：ES以外の学業成績優秀者
若干名

年額 20万円

いずれの奨学金も 【給付期間】 1年間

【給付方法】 4月および10月に半額ずつ学費に充当する

その他の奨学金

■ 地方自治体・民間・留学生の奨学金

都道府県・市区町村等地方自治体の奨学金、民間の奨学金、留学生対象の奨学金がある。

■ 新聞奨学金

朝日、毎日、読売、日経の各新聞社が運営する奨学制度。新聞配達をすることにより奨学金が給付されるもの。配達数・配達時間等により、奨学金が全額給付されない場合がある。日本学生支援機構奨学金との併用が可能。

奨学金の詳細については、学生支援課までお問い合わせください。

アルバイト

学生生活を送るにあたっては、学業を第一に考えた生活設計を立てるよう心がける必要があります。アルバイトを行う場合は、学業に支障をきたさないよう計画的に行い、自分に適した職種を選んでください。

学生支援課掲示板にアルバイト情報コーナーがありますので、利用してください。大学が情報提供するアルバイトは、学生自身が求人先に直接連絡を取り、条件を確認のうえアルバイト契約を行ってください。

求人情報誌による豊富な求人情報は、アルバイトを探す側にとってはたいへん便利です。しかし、危険を伴ったり、教育上好ましくないものも含まれています。十分に注意してください。

クリーン・グリーン・エコキャンパス◇◇環境にやさしいキャンパスを

日本工業大学は、ISO14001を認証取得し、地球環境保全修復宣言をしている大学です。

キャンパス内にある全事業所や学生自治会をも含めた形で、全教職員が環境推進活動に取り組んでいます。環境問題は人類最大の関心事、といっても過言ではありません。学生諸君には、ぜひとも、クリーン・グリーン・エコキャンパスの標榜のもと、快適な学習環境づくりを心がけていただきたい。

学生環境方針

日本工業大学学生自治会は、大学とのコミュニケーションや連携を緊密に保ちつつ、学生自身の環境マネジメントシステムを構築し、実行し、継続的改善をはかります。

- 1 私たちは、将来を担う若者として、地球環境に対する有益な取り組みを主体的に行えるように心がけます。
- 2 私たちは、積極的に学び、研究し、環境に優しいエンジニアを目指します。
- 3 私たちは、学生生活を通してマナーやモラルの向上をはかり、自らの学ぶ環境を大切にします。
- 4 私たちは、エネルギーや資源を有効に使い、本学が掲げる「クリーン・グリーン&エコキャンパス」の達成を積極的に推進します。
- 5 私たちは、自らの環境保全活動が、地球住民と調和し、理解され、互いに協力しあえるよう努力します。
- 6 私たちは、この学生環境方針を達成するために、一致協力して環境保全活動を推進します。

私たちが創造していく 21 世紀の合言葉
“目ざせ 3 つの E 改革”

Ecology & Energy & Engineer

平成 28 年 3 月 1 日

日本工業大学学生自治会 中央執行委員会 委員長

ISO14001とは

ISOは、International Organization for Standardizationの略で、国際標準化機構のことです。ISO14001は、ISOが取り決めている環境関連規格の一つで、環境負荷低減のための環境管理・監視システムの整備がなされているかどうかを審査登録機関が審査し、適合を確認できた場合だけ取得できます。具体的には、まず組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画(Plan)し、それを実施及び運用(Do)し、その結果を点検及び是正(Check)し、それを定期的に見直し(Action)していきます。このシステムを継続的に実施することで、環境負荷の低減や汚染の未然防止が行われるものです。

喫煙マナーと環境を守ろう

喫煙が健康を害することは、いうまでもないことです。そのため、最近では、いろいろな場所で禁煙化が急速に広まっています。たばこの販売を禁止する国が出現する時代です。わが国でも、学校等多数の者が利用する施設では、受動喫煙の防止に努めなければならない、という健康増進法が施行されました。

喫煙者がたばこを吸わない人の健康を害することは、決して許されるものではないはずです。喫煙者は、このことを十分認識してください。また、母親が喫煙者の場合は、子どもが肺炎、気管支炎やぜん息などを起こす割合が高くなっています。女性の方は特に認識しておくべきでしょう。

各種アンケートによると、本学では、全体の8割近くの学生が非喫煙者です。たばこを吸う人は少数派です。この少数派の喫煙者の喫煙マナーが大きな問題となっています。歩行喫煙、吸い殻のポイ捨てなどです。非常識で、「喫煙資格」のない喫煙者には猛省を促します。

本学では、現在、分煙化を行っており、定められた場所に吸殻入れを設置しています。それ以外の場所での喫煙は禁止です。喫煙者は、ぜひ喫煙マナーと環境を守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

受動喫煙

平成15年5月に施行された健康増進法で、「学校、体育館、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用するものについて、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められました。

迷惑行為はやめましょう

学生のモラルやマナーのことで、地域住民から大学へ、次のような苦情がたびたび寄せられています。

- たばこの吸殻・ゴミ・飲料容器などを通学路や住居内に投げ捨てる。
- 大声を発しながら歩く。
- 道いっばいに広がって歩き、通行や交通の妨害をする。
- 大学周辺の路上に違反駐車する。
- 買い物目的ではなく、店舗が所有する駐車場に長時間駐車する。
- ゴミの分別がなっていない、など。

社会秩序を守れない非常識な学生は、日本工業大学の‘恥’です。違法・迷惑行為は絶対やめましょう。

スケートボード・キックボード等は禁止

スケートボード・キックボード等の使用は、通行人の迷惑となるだけでなく、ひとつ間違えば死亡事故にもつながりかねません。キャンパス内はもちろんのこと、通学路での使用も絶対にしないようにしてください。

スマートフォン等の使用マナー

スマートフォン等は大変便利なツールですが、他人に迷惑がかからないように、使用する場所をわきまめましょう。電車内、教室、図書館などではマナーモードに設定して通話はしないようにしましょう。もちろん「ながらスマホ」は厳禁です。又、大学施設内コンセントからの充電は厳禁します。

悪質ないたずらは厳罰

最近、学内において器物破損や学内環境を乱すような悪質な行為が発生しています。行為者が本学学生であると特定できたときは、学則に基づき、重い懲戒処分に付します。悪質な行為の目撃情報などがありましたら、ぜひ学生支援課まで寄せてください。

その他

学内において無許可で物品の売買はできません。また政治活動や宗教等の勧誘行為は行えません。

一人暮らしの学生諸君へ

親もとを離れ、アパート・マンションなどで自活している学生諸君は、とくに健康には十分注意をはらいながら生活してほしいものです。栄養バランスのとれた食事、適度の睡眠などを心がけ、自らつくる快適な生活環境のもと、シングルライフを楽しんでください。

アパート・マンション等の紹介

現在住んでいるアパート・マンションを借り替えたいときは、大学のキャンパス内にある（株）NITクリエイトの不動産部で紹介してもらうのが便利です。大学周辺にあるアパート・マンションの豊富な物件を取り扱っています。

賃貸契約は順守しましょう

入居に際しては、学生と家主との間で、賃貸契約書を交わすことになります。契約した内容は守らなければなりません。家主の許可なく勝手に室内を改造することや、家主に事前に申し出ることなく、アパート・マンションを転出することは避けてください。

移転したら住民登録を

住居を移転したときは、ただちに「住所・電話番号 変更届」を学生支援課に提出するとともに、新しい居住地の市区町村役所で住民登録をしてください。その際、旧居住地の役所からもらう転出証明書と印鑑を持参します。旧配達郵便局にも転居先を届けておきましょう。

地域のルールを守ろう

大学生は特別で、自由気ままな振る舞いをしていると思いませんか。そのように思っているとしたら、大きな間違いです。たとえ学生であっても生活するに当たっては社会を構成する一員として、守るべきルールが存在します。社会人としての自覚を持ち、地域のルールを守りましょう。

☆注意事項

- 日常生活において、近隣の住民に迷惑を及ぼすような騒音を発しないこと。
- ゴみの処理は、居住地区によって分別の種類や収集の曜日などが異なりますので、居住する地域のルールにしたがって行うこと。
- 転居等の際に粗大ゴミを放置しておかないこと。

こんなことにも気をつけよう

- 電気、ガス、灯油などによる火災には十分すぎるほど注意を払いましょう。また、玄関先などに燃えるようなゴミを出したり、寝たばこをしたりすることはやめましょう。万一の事態に備えて、消火器を常備しておきましょう。
- 空き巣狙いによる盗難に対する日ごろの備えをしておきましょう。
- 訪問販売や割賦販売は、できるだけ避けたほうが無難です。無用と思ったらきっぱりと断りましょう。玄関から中に入れてはいけません。相手が執拗だったら警察に通報しましょう。

病気などをしたときのために

病気やケガなどで医療機関を利用するときに必要なのが、健康保険証です。健康保険証が家族と共用で自分専用の保険証を持っていない場合は、保護者から「遠隔地被扶養者証」(P.139)を取り寄せておいてください。外国人留学生は、国民健康保険 (P.153) に加入して万一のときに備えましょう。

急病のときは119番へ

一人住まいをされていて急病にかかり、身動きできない状態に陥ったときは、119番に連絡しましょう。携帯電話でもつながります。その際、住所、氏名、年齢、症状などを相手に伝えましょう。出勤中の救急車から連絡が入るかもしれないので、救急車が到着するまで電話を使用しないようにしましょう。

日本工業大学周辺の主な医療機関

● 緊急医療機関

東埼玉総合病院 40-1311



休日夜間急患センター・在宅当番医により診察が受けられない場合は
救急医療センター 048-824-4199へ (24時間対応 精神科・歯科以外)

※宮代福祉医療センターは、時間外急患受付あり。(夜間・休日も可。要電話。下記電話番号参照)

● 日本工業大学周辺の主な医療機関

医療機関名	電話番号	診療時間帯	休診日
東埼玉総合病院	40-1311	午前9時～11時30分 午後2時～4時30分	科によって違う為、要問い合わせ
東埼玉総合病院附属 清地クリニック	37-2511 要予約	午前8時30分～11時30分 午後1時30分～4時30分 (土は午前のみ)	土曜午後 日祭日 6月第3金曜
宮代福祉医療センター 六花 (内・小・整・外)	36-2760	午前9時～12時 午後2時～4時 (受付は30分前で終了) 整形：第1・3・5週土曜日午前のみ	土曜午後・日祭日
花園医院 (内・皮・整)	48-6476	午前9時～午後1時 午後2時～5時	土曜午後・日祭日 火曜・水曜午前
鈴木医院 (内・外・整)	37-1500	午前8時45分～12時30分 午後2時～6時 (診療15分前に受付開始)	木・土曜午後 日祭日
もとむらクリニック (内・呼・アレルギー)	36-2121	午前8時30分～12時 午後3時～6時 (日曜日は、午前9時～12時)	水・日曜午後・祭日
今井病院	32-0065	午前9時～12時30分 午後2時～4時30分 (日曜日は、午前9時～午後1時)	日祭日
すずき整形外科 クリニック	31-1181	午前9時～12時 午後3時～6時30分 (土曜日 午前9時から午後3時)	木・日祭日
朝尾整形外科	33-5380	午前9時～12時 午後3時～6時 (水・土曜日 午前のみ)	水・土曜午後 日祭日
いそ整形外科	33-8611	午前9時～12時 午後2時～6時	水・日祭日
杉戸耳鼻咽喉科	32-2841 要予約	午前9時～午後1時 午後2時～4時 午後5時～終了まで (火曜日：16時～終了まで)	火曜午前・木・ 日祭日
西本眼科	32-2105	午前9時～12時 午後3時～6時	木・土曜午後 日祭日
えぐち眼科	37-1730	午前9時～12時30分 午後3時～6時 (土曜日は午前9時～午後1時)	木・土曜午後 日祭日
佐久間歯科	35-1151	午前9時～12時30分 午後2時～7時30分 (受付は午後7時まで)	木・日祭日
高柳歯科	37-1181	午前9時～午後1時 午後2時30分～7時 (土曜日の午後5時まで)	水曜午後・日祭日
宮代皮膚科	34-6760	午後1時～6時 (土曜は午後5時まで)	水・日祭日
高田歯科	33-6697	午前9時～12時 午後2時～8時 (火曜午後：2時～5時30分・土曜午後：2時～5時)	木曜・祝日

上記医療機関の市外局番は、すべて0480です。

年度により、診療時間や休診日が変わることがあります。各医療機関に電話で確認の上、受診するようにして下さい。
詳細は、健康管理センター医務室 (33-7539) まで、お問い合わせ下さい。

うまい話にご用心

最近、巧妙な手口を駆使して、お金をだまし取ったり、高額な商品売りつけたりなどする悪質な商法が増えています。代表的な事柄を以下に挙げてみましたので、くれぐれも用心するようにしてください。

悪質商法あれこれ

- 路上等で、アンケートなどと言って、販売目的を隠して近づいてくる事業者がいます。店などに連れて行かれると、商品を買うまで帰してもらえなかったりします。(キャッチセールス)
- 安売りや新商品普及の名目で、会場に人を集め、日用雑貨品を無料で配り、おもしろおかしく雰囲気盛り上げ、人々を興奮させた状態で高額な商品売りつける、といった商法があります。(催眠商法)
「タダ」「無料」「格安」「激安」「プレゼント」の言葉につられないようにしましょう。
- 電話で、「あなただけに、耳寄りな話が」「期間限定で紹介している」「プレゼントがあるので取りに来て」などとウマイ話で誘い出し、商品売ったり、契約させたりする商法があります。(アポイントメントセールス)
「選ばれました」「あなただけは特別」「特典」などの誘い文句に惑わされないように。
- 「友だちを誘って入会させ、商品売れば超もうかるよ」などと誘って、販売組織の会員を拡大させようとする商法。(マルチ商法) 思うように会員を誘うことができず、高額な商品を買わされるはめになることがあります。
「必ずもうかる」「絶対、損はさせない」といった言葉を信じてはいけません。
- 電話やインターネットなどで、資格が簡単に取れるからと受講を勧められます。あいまいな返事で対応していると、「契約した」と解釈されて、商品と請求書が送られてきます。(資格商法)
契約の意思がないときは、あいまいな返事は避け、はっきり「NO」と断りましょう。
- 全く身に覚えのない携帯電話サイトの利用料や、不当に高額な延滞料の支払いを求める脅迫まがいのメールを送りつけられるなどの被害が多く発生しています。(架空・不当請求) そんな目にあったら、返信や電話はしないようにしましょう。メールの内容は後で証拠になるので、その記録を残しておきましょう。
身に覚えのない場合は反応しないで徹底的に無視しましょう。
- 1回だけ着信音を鳴らして切り、着信記録に電話をかけさせたり、親しげな書き出しのメールを送り、友達だと思わせて開封させ、商品の広告を読ませたり、出会い系サイトやアダルトサイトの案内をすることがあります。不用意に返信すると、自分の情報を事業者に知らせてしまうことになり、その後、不当請求や、しつこい勧誘が繰り返されることがあります。
携帯電話での返信はくれぐれも慎重に。
- 学生の名前を装ったり、学生を加害者にしたりして、もっともらしい緊迫した状況をつくりあげ、家族や親戚などへ電話で、緊急に現金が必要だからと、特定の銀行口座に入金させる手口が急増しています。(振り込め詐欺等)
日ごろから、家族間で対応を考えておき、お互いの連絡を密にしましょう。
- 身分を偽り、公的機関の職員と思わせる格好で訪問し、事実と違うことを言って商品売りつける事業者がいます。(訪問販売) 公的機関の職員が自宅やアパートを訪問し販売することはありません。親もとを離れ、アパート暮らしの学生諸君は特に注意してください。
ドア越しに用件を聞き、不要ならきっぱりと断りましょう。
- 注文もしていないのに、一方的に品物を送りつけてくる場合があります。(送りつけ商法) 代金を支払う義務も、商品を送り返す義務もありません。ただし、14日間は保管しておく義務があり、その後の処分は自由です。代金引換郵便で送りつけてくるものもあります。注文したかどうかかわからないものは、その場では受け取らないようにしましょう。

クーリング・オフ

訪問販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内なら消費者が一方的に、無条件で契約がなかったことのできる制度です。自分で、クーリング・オフ通知書を書いて、手続きができます。

消費者契約法

事業者の説明に問題があって、消費者が判断を誤って契約した場合などは、取り消しを求めることができます。消費者に一方的な負担を求める契約の条文も無効になります。

トラブルにあったら、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

全国統一消費者専用ダイヤル ☎局番なし「188」

学生ローン

「学生証だけで低利融資します」といった誘い文句で勧誘する学生ローンには、くれぐれも注意してください。安易な気持ちで利用すると、たとえわずかな借金でも、利息が増え続け大変なことになりかねません。

サイバー犯罪

あらゆる情報が手に入るインターネット。ますますその普及が広まる一方で、インターネットを利用した犯罪など、さまざまなトラブルが急増しています。こうした被害にあわないように十分注意しましょう。

- 「代金を振り込んだのに商品が届かない」といったトラブルが多くなっています。インターネット・ショッピングにも気をつけましょう。誰もが自由に利用できるインターネット上では、「なりすまし」が存在することがあります。ホームページが突然なくなり、連絡がとれなくなるなどのリスクがあることを十分認識して、次のことを心がけましょう。オンラインマークなどを確認する。取引の過程を印刷して記録を残す。自分のクレジット情報の入力や、代金の前払いは避ける。
- インターネットのサイトを次々に見ていくうちに、自分では、気づかないうちに国際電話につながるプログラムがパソコンに設定されてしまうことがあります。国際電話の利用を休止することもできます。
国際電話不取扱受付センター ☎0120-210364
あやしいプログラムはダウンロードしないようにしましょう。

サイバー犯罪については、警察に連絡してください。

埼玉県犯罪被害者支援室（犯罪被害者相談センター）

犯罪被害や交通事故のあったとき、犯罪や事故で身近な人をなくしたとき、いろいろな形で思い悩むことがあるかもしれません。そんなとき、電話相談やカウンセリングを通じて精神的なサポートしてくれます。相談は無料で、専門の相談員が相談にあたります。

フリーダイヤル 0120-381858

ストーカー被害の相談は警察へ

ストーカー（悪質つきまとい、監視・のぞき、住居侵入、痴漢、無言電話、わいせつ電話、脅迫電話、ネットストーカーなど）は、被害者にとって精神的負担が重くのしかかります。また、放っておくと、その行為はエスカレートし、身の危険さえ覚えることにもなります。警察に相談するなど早期に手を打つことが、重大な犯罪を未然に防ぐことにもなります。

全国共通の警察相談 #9110（プッシュホン回線専用 携帯電話からもつながります）

埼玉県警察本部 けいさつ総合相談センター 048-822-9110

インターネットでのマナーとルール

スパム（迷惑）メールが届いたときには、返事をしたり転送しないようにしましょう。出会い系サイト、海賊版ソフトの通信販売、やせる薬などは迷惑メールなので、注意が必要です。

SNS等インターネット上での情報発信

ツイッター、フェイスブック、ブログ等をはじめとするSNS（ソーシャルネットワークサービス）への悪ふざけの投稿が、社会的に大きな問題としてニュース等で取り上げられています。他人のプライバシーを侵害したり、公共の場でのいたづら行為を投稿した結果、本人はもとより家族や大学に迷惑をかけ、他人の利益に損害を与えることで法的に訴えられる場合もあります。

本学の学生諸君は、改めて社会の一員として節度と品位を守り、自覚を持った行動を心掛けてください。

SNSの特性を理解し、発信した情報に責任をもち、誤解を与えるような投稿は慎むように注意してください。

不用意に自分の氏名、住所、電話番号などの個人情報発信しないよう注意してください。

ファイル共有ソフトのダウンロードにも注意をしましょう。著作権者の許諾を得ていない音楽ファイル・ソフトウェア・映像ファイルなどは、アップロードすることもダウンロードすることも違法行為になります。

ハラスメントについて

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他個人の尊厳を不当に傷つける言動のことを言います。

(1) セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により不快感を与えることです。

性的な言動の例として次のような行為があります。

- ◆性的な発言：性的な冗談、食事等への執拗な誘い、身体的特徴を話題にするなど
- ◆性的な行動：性的関係の強要、身体への不必要な接触等の直接的行為、ストーカー行為、わいせつな画像の掲示・表示など

(2) パワー・ハラスメントとは、教職員が地位または職務権限を利用して、これに抗し難い地位にある教職員または学生等に対して行為を強制する又は不快感を与えることです。その中でも、教育研究上の地位または権限を利用して行われるハラスメントをアカデミック・ハラスメントと言います。

例として次のような行為があります。

- ◆正当な理由なく、研究・実験・教育の遂行を立場の違いを利用して妨害する行為
- ◆学生への「大学を辞めさせてやる」とか「卒業させないぞ」などの言動
- ◆成績評価に対して見返りを求める行為

(3) その他、飲酒の強要、風評の流布なども、個人の尊厳を不当に傷つけるハラスメントになりえます。

●ハラスメント防止のために

加害者に悪意はなくても、被害者には精神的・肉体的苦痛を与えてしまうことがあります。加害者とならないために、次の事柄について常に振り返るようにしましょう。

◆日頃の偏見を排除する

知らず知らずのうちに、偏った考えになっていないでしょうか？「男性だから・・・」、「女性だから・・・」など無意識な偏見や、「普通は・・・」という考えが差別的な発言につながる可能性もあります。あらゆる偏見に対して日頃から注意を向けましょう。

◆立場に関係なく互いを尊重する

立場や能力の違いから、相手の人格を否定するような言動や相手の意見を尊重できないことはありませんか？教員、職員、学生などの立場に関係なく、私たちはそれぞれが尊重されるべき人格を持ち、不当に傷つけられることは許されません。常に、相手の気持ちを思いやり接することが大切です。

●ハラスメントの現場を見かけたり、自分が被害を受けたりしたら

ハラスメントと思われる言動・行為を見かけたら、立場・地位に関係なくその場で注意してください。注意により、反省・改善が見られない場合には、紹介窓口にご相談してください。

自身がハラスメントの被害を受けた場合には、不快であることを明確に意思表示しましょう。不快と感じるあなたの気持ちは尊重されるべきものです。相手の前での意思表示が難しい場合や、意思表示をしても改善が見られない場合には周囲の方や、紹介窓口にご相談しましょう。

●紹介窓口と相談員

本学では、「日本工業大学ハラスメント防止等に関する規程」及び「ハラスメント防止・対応ガイドライン」を制定しています。また、リーフレットを配布して、ハラスメント防止に努めています。もし、被害にあった場合は、一人で悩まずに、勇気を持って、下記の紹介窓口か相談員まで連絡してください。相談内容や名前等のプライバシーは必ず守られます。相談することが、あなたにとって不利になることはありません。

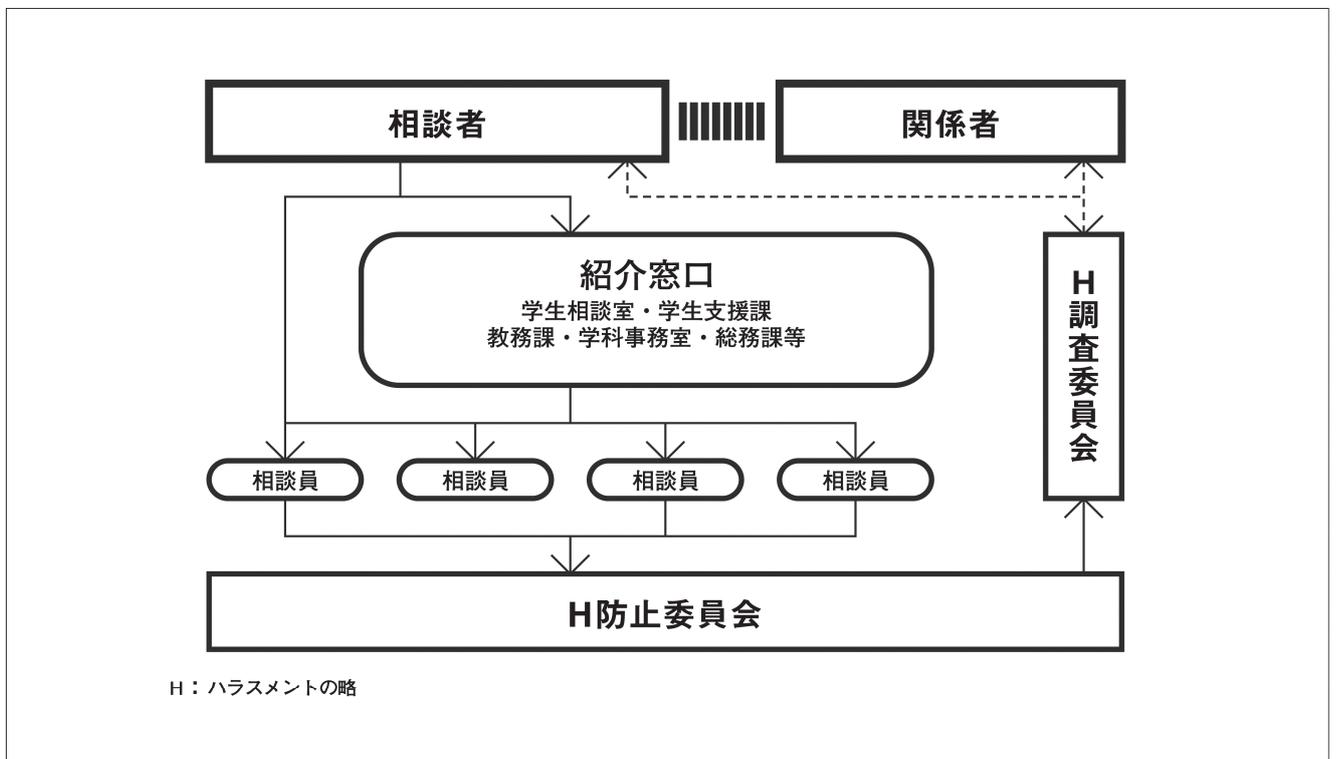
<紹介窓口> (いつでも受け付けています)

学生相談室	1号館1階	教務課	1号館1階	留学生別科事務室
学生支援課	1号館2階	総務課	1号館1階	各センター 各学科事務室
就職支援課	1号館2階	共通教育系事務室		

<相談員>

村 田 泰 彦	0480-33-7633	ymurata@nit.ac.jp
勝 木 祐 仁	0480-33-7683	ykatsuki@nit.ac.jp
上 野 貴 博	0480-33-7667	ueno@nit.ac.jp
松 田 洋	0480-33-7468	hiroshi@nit.ac.jp
小 山 将 史	0480-33-7975	mthkoy@nit.ac.jp
劉 雯	0480-33-7548	liuwen@nit.ac.jp
初 見 範 子	0480-33-7510	nori@nit.ac.jp
日下部 恵美子	0480-33-7507	e-kusa@nit.ac.jp
小 川 万希子	0480-33-7539	ma_ogawa@nit.ac.jp
江 原 里 織	0480-33-7503	moteki@nit.ac.jp
杉 村 京 子	0480-33-7503	sugimura@nit.ac.jp

- ・相談員は、本学常勤の教員・事務職員です。
- ・相談者は、相談員を途中で代えることもできます。



健康管理について

健康管理センター

本学には、学生をはじめ教職員の健康保持増進のため健康管理センターが設置されております。

学業・運動に専念できる学生生活を送るためには、心身共に健康であることが最も大切です。健康保持増進は自己管理が基本です。当センターでは常時健康相談・応急処置をはじめ、簡単に測定できる体組成計を用意しBMI、体脂肪、血圧を学生自身が把握できるようにしております。

また、定期健康診断を毎年実施すると共に、学校医による健康相談及び指導も行っております。

社会的活動としては、AED講習会や献血を学生の協力を得て行っております。

定期健康診断

定期健康診断は「学校保健安全法」及び「感染症法」で受診が義務づけられています。

本学では、通常3月末から、4日間の日程で実施しています。春季休暇前に詳細な日程を掲示しております。注意事項も含めて掲示を確認の上、受診してください。

検査項目は次のとおりです。

胸部X線検査・内科診察・形態測定・血圧測定・視力・聴覚・心電図・尿検査・血液検査

定期健康診断の結果は、本人と保護者あてに郵送にて通知いたします。

結果通知までは、3～4週間程かかりますので、至急に再検査もしくは精密検査が必要な場合は、本人に電話連絡いたします。

本学で受診出来なかった場合

健康管理センター医務室に、ご相談ください。

医 務 室

日常の健康管理のため看護師が常時勤務しています。

体調が悪くなったりケガをした時に応急処置等を行います。必要に応じて医療機関を紹介いたします。健康について気になることなど、相談にのりますので気軽にご利用ください。

また、医療機関で感染症（例：インフルエンザ）と診断された場合や感染症を疑う場合（高熱や発疹が出た時など）は医務室に電話連絡ください。

尚、判断に迷う場合も電話（0480-33-7539）で相談してください。

医師による健康相談

週1回（春季・夏季・冬季休暇期間を除く）内科医師による健康相談を実施しております。症状によっては、診察の結果、薬も処方されます。費用負担はありませんので、安心して相談にお越しください。

水曜日 15時～17時

医師の都合により変更になる場合があります。毎月掲示をいたしますので、ご確認ください。

健康診断証明書の発行

本学で健康診断を受診した学生を対象に健康診断証明書を発行しております。健康診断証明書は、就職活動・教職課程において必要となります。発行を希望する方は、「健康診断書発行申請書」に必要事項を記入の上、健康管理センター医務室に申し込んでください。

救急セット貸出

対外試合、合宿、研究室のゼミ旅行をする場合には、救急セットの貸し出しをします。必要とする団体は、医務室に申し込んでください。

献血に協力しましょう

本学では、年2回、集団献血を実施しています。献血によって大勢の人の命が救われています。ぜひ、献血に協力しましょう。

献血することによって、自分の血液型を知ると同時に、身体のチェックができるメリットがあります。

保険についての基礎知識

本学の学生は、すでに学生教育研究災害傷害保険と学生団体傷害総合保険に加入しています。思いがけない事故などにあり、傷害を受けたときに保険金が支払われますので、よく認識しておいてください。もし、傷害を受けたときは、必ず学生支援課へ報告し、必要な手続きをとることを忘れないでください。

学生教育研究災害傷害保険と学生団体傷害総合保険については、休学期間中は適用されません。

学生教育研究災害傷害保険

次のようなときに発生した災害や事故で、学生が傷害を受けたときは、傷害の程度により保険金が支払われます。

- ① 講義、実験・実習、演習または実技の授業（正課）中
- ② 大学が主催して行う入学式、オリエンテーション、卒業式などの学校行事中
- ③ 大学が教育活動のため所有、使用または管理している施設にいる間
- ④ 大学の施設外で、大学が認めた学生団体が体育活動または文化活動などの課外活動を行っている間
- ⑤ 通学中 など

詳細については、巻末の「学内規程・その他」中に記載している学生教育研究災害傷害保険を参照してください。

学生団体傷害総合保険

この保険は、24時間担保傷害総合保険といい、より充実した保険です。

この保険の特色は、次のようになっています。

- ① 正課および課外活動中の傷害はもちろんのこと、日常生活（24時間いつでも）での傷害も対象となります。
- ② 治療日数が1日だけでも適用されます。
- ③ 治療費の金額が、保険金額の範囲内で支払われます。

詳細については、巻末の「学内規程・その他」中に記載している学生団体傷害総合保険を参照してください。

遠隔地被扶養者証 親もとから離れて暮らしている学生に必要です

親もとから離れてアパートなどで学生生活を送っている学生は、医療機関で治療を受けるときに、保険証がないと実費を自己負担しなければなりません。そのために、遠隔地被扶養者証を取得しておくことが必要です。

遠隔地被扶養者証を取得するためには、まず、教務課で「在学証明書」を発行してもらい、それを保護者の下へ送ります。保護者は、自分が加入している保険組合で手続きをして被扶養者証を取得することになります。学生は、それを大切に保管するようにしてください。

外国人留学生は国民健康保険に加入を

外国人留学生は、とくに健康に留意してください。不慣れた生活環境で精神的な苦労も大変だと思います。病気やケガなどで医療機関へ行くと高額な治療費がかかります。治療費の負担を大幅に軽減するためには国民健康保険に加入することです。詳しくはP.153を参照してください。

知っておきたい知識

エイズ

エイズ（AIDS）は、後天性免疫不全症候群のことで、HIVというウイルスで起こります。免疫力が低下し、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかりやすくなる病気です。主な感染経路は、性行為による感染、注射器の回し打ちなどによる感染のほか、母子感染があります。

エイズは、外国だけの話ではありません。日本でも急増しているのが実態です。血液検査をすれば、感染しているのかわかります。血液検査は、全国の保健所でできます。プライバシーも守られます。感染の予防策としては、性行為の際はコンドームを正しく使うこと。また、麻薬や覚せい剤には絶対手を出してはいけません。HIV感染の危険に関係なく、心身がボロボロになってしまう違法行為です。

急性アルコール中毒

お酒(アルコール)を飲むことによって血液中のアルコール濃度が最高に達するまでには通常30分から1時間かかります。このとき酩酊度(酔いの深さ)はもっとも深くなります。ゆっくり飲んでいれば、その深さを自覚できますが、イッキに飲んだときはアツという間に昏睡状態へ進み、全身麻痺と同じ状態になります。それがさらに進むと呼吸も麻痺して死に至ります。

イッキ飲みや飲めない人にお酒を強要して、急性アルコール中毒を起こさせた場合、強要した人は、過失傷害罪、過失致死罪にも問われかねません。

お酒の無理強いやイッキ飲みは絶対やめましょう。

薬物乱用

最近、大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用や販売などの理由で、大学生が逮捕される事件が増えています。

乱用というのは、薬を処方箋に書かれている以外の目的や方法で使用することをいいます。薬物を乱用することにより、使用することを自分でやめることができない状態に陥り、死に至ることもあります。

薬物には、中枢神経を興奮させる作用、抑制させる作用、幻覚を起こす作用などがあります。ヘロイン・コカイン・LSDなどの**麻薬**、**覚せい剤**、**大麻**、**睡眠薬**・**抗不安薬**などの**向精神薬**、**シンナー**・**トルエン**の**有機溶剤**などがあります。最近は、**コーク**や**スピード**といった俗語で呼ばれることも多く、薬物だと知らずに手にしてしまう危険もあります。

薬物乱用は犯罪です。薬物の所持・使用・譲渡・譲受・売買は、法律で厳しく禁止されています。覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒薬及び劇物取締法があり、懲役10年以下の罰を受けます。

身体に障がいを持つ学生のみなさんへ

本学では、学科および事務局に複数の「障がい学生相談員」を配置しています。

身体の障がいにより、大学での学修、生活を送る上で相談したいことがある場合は、気軽に各学科等の「障がい学生相談員」を訪ねてください。

また、相談したい内容により、どこの「相談窓口」がよいか迷ったら、まずは学生支援課を訪ねてみてください。

※本人の意に反して障がいに関する情報を公開することはありません。

学生相談 こころの健康を求めて

学生相談室

高校とは違い、大学のキャンパス環境は、いろいろな意味で、新入生にとって少なからずとまどいを覚える所でしょう。とくに、親もとを離れアパートなどで生活することになった新入生にとって、一人暮らしというとまどいからくる不安感や孤独感におそわれることもあるでしょう。そのとまどいが長く続くと過度のストレスを背負うことにもなりかねません。

新入生に限らず在学生においても、勉学のこと、人間関係のこと、自分の性格や能力のことなどいろいろな悩みをもつことがあります。このような悩みや困難に直面し、失敗をくり返しながら困難を乗り越えることで、人間的に成長をしていきます。しかし、悩みや困難が過度であったり、それらを1人で抱え込みすぎたりしてしまうと、心身の混乱をきたし、学業に支障が出てくる場合もあります。

学生相談室では、臨床心理士が学生生活全般にわたるこころの相談を受けつけています。

悩みを相談することは決して恥ずかしいことではありません。困ったことがあったときは、人に相談することで容易に解決策を見いだすことがあります。一人で考え込まないで気軽に学生相談室を利用してください。どんなことでも相談に応じています。

プライバシーは守ります。

相談内容（例）

- ・ 人間関係がうまくいかない
- ・ 大学の生活になじめない
- ・ 自分の性格が気になる
- ・ 家族のことで悩んでいる
- ・ 勉強が難しすぎてついていけない
- ・ 進路のことで迷っている
- ・ いつも不安で緊張している
- ・ 友達ができない
- ・ 一人暮らしで気がふさいでいる
- ・ もっと充実した生活を送りたい
- ・ クラブ活動のことで悩んでいる

相談日と場所

月曜日～金曜日 10：00～17：00

1号館1階107号室

☎0480-34-4111（代表）内線2403 0480-33-7612（直通）

予約受付は、電話・FAXで行っております。直接、相談室に来て頂いても構いません。

課外活動編 キャンパスライフの充実を求めて

学生生活は、学業中心であることはいうまでもないのですが、自分なりの価値観や人格を形成していくことも非常に大切なことです。

個人的な趣味や才能をとおして人と出会い、同好の集団の中で活動することで、協調することを学び、忍耐力・責任感を身につけ、人間としての幅を広げていく。学生であればこそできることです。キャンパスの中で自分の「居場所」を見つけてみてはいかがでしょうか。

学生自治会

学生は、入学と同時に学生自治会の会員になります。学生自治会は、学生活動の自主的な発展と会員相互の親睦を図ることなどを目的とした組織です。

学生自治会には、自治会の執行機関である中央執行委員会をはじめとする各種委員会、体育会、文化団体連合会のほかに、自主サークルがあります。

学生が主催して行う学内イベントの代表的なものとして、『若杉祭』（大学祭）や体育祭などがあります。積極的に参加して、青春を謳歌しましょう。

委員会等

中央執行委員会、大学祭実行委員会、体育祭実行委員会、卒業アルバム委員会
学生生活向上委員会、学生環境推進委員会、体育会、文化団体連合会、吹奏楽団

体育会所属クラブ（24）

アーチェリー部、アメリカン・フットボール部、空手道部、弓道部、剣道部、硬式庭球部
硬式野球部、ゴルフ部、サッカー部、自転車競技部、柔道部、少林寺拳法部、スキー部、軟式庭球部、軟式野球部
体操競技部、卓球部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部
ハンドボール部、陸上競技部、ワンダーフォーゲル部、ラグビー部

文化団体連合会所属クラブ（15）

無線部、BJPフルバンド・ジャズ・サークル、モダン・フォーク・ソング・クラブ（MFSC）
写真部、車両製作部、第三文明研究会、ユース・ホステル・クラブ（YHC）、美術部
新建築デザイン研究会（NADS）、ロックフィールド部、マイクロコンピュータ研究部、放送研究部（NBC）
コミック・イラスト研究部、サウンド・オブ・ミュージック、友遊楽団

自主サークル（平成28年度届出分）（29）

青森県人会、秋田県人会、Application Create（AC）、RPGサークル、岩手県人会、エアソフトサークル、NIT（フットサル）
NITアイドル研究会、NITみやしろイルミネーション、沖縄県人会、国際文化交流会、車両競技サークル、JAM STAR、準
硬式野球サークル、超イラスト研究会、天文サークル、特撮研究会、日工大フットサル、日本工業大学ルービックキュー
ブサークル、文化表現研究会、ホビースタジオ、宮城県人会、模型サークル、模型同好会、料理研究会、留学生会、和菓
子サークル、輪ゴム銃同好会、わんでいサークル

クラブ・サークルを作りたいときは

学生が、新しくサークルなどの団体を結成しようとするときは、10人以上の人数と、専任の教職員を顧問に置くことが必要となり、「団体結成届」を学生支援課に提出します。詳細については、巻末に記載してある「学生自治会会則」を参照してください。

課外活動における諸注意

学内で集会等を催すときは

- 学内で、学生が主催する学生総会、講演会、コンサートなどの集会等を開催するときは、責任者を定め、その目的、種類、日時、場所のほか、会費を要するときはその金額を記入し、学生支援部長の許可を得なければなりません。
- 大学祭、体育祭、学生総会を除き、学内での行事、会合、集会などは放課後に行うことを原則とします。

- 学外の人を学内に入れるときは、学生支援部長の許可が必要です。

学外で集会等を催すときは

- 学生団体が、学外で合宿や他団体との試合などを行う場合は、当該団体（個人の場合も含む）の責任者は、「対外活動許可願」を7日以前に学生支援課に提出し、学生支援部長の許可を得てください。終了後は、「大会結果報告書」（体育会）もしくは「対外活動結果報告書」（文化団体連合会・自主サークル）を学生支援課に提出します。
- 学生団体が、学外の諸団体に加入・加盟するときは、当該団体の責任者は、15日以前に学生支援部長に願い出て、許可を得てください。
- 学生団体（個人の場合も含む）が、学外で日本工業大学の名称を用いて集会等を催すときは、当該団体の責任者は、7日以前に学生支援部長に願い出て、許可を得てください。

印刷物の配布、掲示などについて

- 学生が学内で印刷物を勝手に配布してはいけません。
- 学生団体が、学内に掲示しようとするときは、学生自治会中央実行委員長の許可を得て、学生自治会専用の掲示板を利用してください。

学内施設の利用について

課外活動などで利用できる施設として、次のような施設があります。

体育施設

- 体育館、武道場、弓道場、アーチェリー場、野球場、陸上グラウンド、テニスコート等の使用に当たっては、授業を最優先とし、当該競技の体育会所属団体が練習や試合などの課外活動を優先しています。休暇中、日曜・祝祭日などに、これらの施設を使用したいときは、使用する1週間前に、「大学施設使用許可願」に必要事項を記入の上、健康管理センターの許可を得た後、学生支援課に提出してください。
- 野球場、陸上グラウンドなどの屋外施設の使用に当たっては、グラウンドコンディションによっては、使用許可を取り消すことがあります。
- 体育館内のトレーニング場を使用するときは、「利用者講習会」を受講した上で、事前に健康管理センターに申し出てください。使用に当たっては、心得を守り、ケガのないように注意を払ってください。
- 体育施設内での喫煙は禁止です。また、体育館での土足も厳禁です。
- 体育施設の使用後は、清掃や整備をきちんと行ってください。
- 運動後は、体育館内にあるシャワーを自由に使用することができます。

運動用具の貸し出し

軽い運動で体をほぐし、リフレッシュすることも健康管理の上で必要なことです。学生支援課では、野球用具のほかサッカーボール、バドミントンラケットなどを用意し、学生の利用に供しています。運動用具の貸し出しは、「用具借用申請書」を学生支援課に提出してください。

教室の使用

学生団体が、課外活動などで、授業に使っていない教室を使用したいときは、使用する一週間前までに「大学施設使用許可願」を学生支援課に提出し、許可を得てください。禁止事項等の制約がありますので、遵守してください。

宿泊施設

合宿棟

学生団体が、課外活動などのために宿泊の必要が生じたときは、合宿棟を利用できます。「合宿所使用申込書」に必要事項を記入し、学生支援課へ提出し使用許可を得てください。使用に際しては使用月前月の学生自治会主催の合宿棟スケジュール会議に参加してください。（詳細は学生自治会 中央執行委員会まで問合せください）

学友会館

学友会館は宿泊施設を有していますが、学生の宿泊はできません。ただし、学生の保護者は宿泊できます。

学外施設

学生諸君が旅行や合宿のために利用できる施設が学外にあります。学生の家族の方や本学園の卒業した方も利用できます。申し込みは学生支援課で受け付けています。詳細については、巻末の使用要領を参照してください。

赤倉山荘

新潟県の妙高高原にあります。186人収容の大型施設です。大浴場は温泉つきです。近くの赤倉スキー場は、ゲレンデが豊富で、スノーボードやスキーには絶好のスポットです。

スチューデントセンター

1階は多目的ホールで、学生は自由に利用することができます。ほかの利用者に迷惑がかからないように節度を守って使用してください。

半地下には、防音が施されたスタジオが9室あり、主に音楽団体の利用に供しています。利用にあたっては、学生支援課へ申し出て許可を得てから利用してください。

スチューデント・ラボ

正課の実験・実習とは別に、自分で何か“もの”をつくってみたい。そういう学生にお勧めするのがスチューデント・ラボです。ラボには、部品づくりに必要な工作機械や木工具などが用意されています。専任のスタッフが常駐していて、学生のものづくりに適切なアドバイスなどを行っています。

ラボ独自の企画もあります。学生支援課の掲示板で案内しますので、一度はぜひ参加してください。初心者も歓迎します。

日本工業大学学生表彰

平成19年4月1日より、「日本工業大学学生表彰規程」に従って、下表に示す学生表彰を実施しています。詳細については、学生支援課にお問い合わせ下さい。

<表彰名称と学生表彰項目>

	項 目	表 彰 名 称
学業面	学部卒業時において、各学科で学業成績が特に優れ、かつ人物が優秀と認められる者	学長賞
	大学院（博士前期課程）の修了時において、学術研究業績が特に顕著と認められる者	学長賞
	学部の単年度（1、2、3年次）において、各学科で学業成績が特に優秀で、人物が優れていると認められる者	エクセレントスチューデント賞
	学部の単年度（1、2、3年次）において、各学科で上記A3以外の学業成績優秀者で、人物が優れていると認められる者	リマークブルスチューデント賞
	学部のエクセレント工房において、定められた条件を満足したと認められる者	カレッジマイスター賞
	学部のプライマリー工房において、定められた条件を満足したと認められる者	カレッジマイスター プライマリー賞
	学部卒業時において、英語科目で特に優秀な成績を挙げたと認められる者	英語教育センター長賞
学生生活面	課外活動において、特に優秀な成績を挙げたと認められる者	学生支援部長賞
	社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者	学生支援部長賞

LCセンターの利用について

LCセンターは豊富な図書・文献を備えた学術施設、インターネット、PC、AVシステムが整った情報施設、そして、授業やゼミ、クラブ活動など日常的な交流の場として、多目的に使用されるコミュニティ施設です。

利用する際は、利用方法や注意事項をよく理解しましょう。また、不明な点は2階カウンター担当者に相談して下さい。

入 館

●利用できる者

学部学生、大学院学生、留学生別科学生、研究員、研究生、科目等履修生、本学卒業生、本学教職員、その他センター長が許可した者。

●開館時間

月曜～土曜 9：00～20：30（授業期間）

9：00～17：00（上記以外）

●休館日

日曜日、祝祭日、学園創立記念日、その他臨時に休館する場合があります。

利用上の注意

- 入館には学生証が必要です。忘れないで下さい。
- 図書施設内では静粛にし、携帯電話での通話や飲食などはしないこと。
- LCセンター内はすべて禁煙です。
- 掲示に注意し、職員の指示に従うこと。
- 図書は大切に扱って下さい。

館内案内

●1階

雑誌ライブラリー

和・洋雑誌や国内の主要新聞、英字新聞および中国・韓国・タイの各国語新聞。

映像学習コーナー

ブルーレイ・DVDなどの視聴ができます。

保存書庫（開架式）

和・洋雑誌のバックナンバーや和・洋図書、修士論文などが配架されています。

学習コーナー

常設のパソコンが34台あり、ご自由にご利用頂けます。ただし、パソコンは認証制です。

詳細は、館内掲示をご覧ください。

第1・2ゼミ室

グループでの勉強等にご利用できます。（予約不要）

マルチメディア教室

授業や各種イベントを行います。

オープンスペース

こちらでのみ飲食可能です。※外部業者運営によるカフェ・レストラン「アルテリーベ」が併設されています。

●2階

カウンター

図書の貸出・返却・各種申込やレファレンスを行います。不明な点があれば、カウンター担当者に相談して下さい。

書架（開架式）

参考図書（辞書・辞典類・JISハンドブック）、後援会文庫、新書・文庫、資格・環境関連、指定図書などがあります。

●3～8階

書架（開架式）

一般図書の他、産業技術史関連図書、学位論文、日本工業大学研究報告、年鑑・白書、本学教員著作、JIS本体などが配架されています。

* 書架から出した図書は、自分で書架に戻さずに返本台に置いて下さい。

所蔵資料の利用

●資料の検索

資料の検索は、OPACまたは、スマートフォン用アプリ「Ufinity」で行います。館内にあるOPAC専用端末もしくは、スマートフォン、携帯電話、LCセンターHPからでも利用することができます。操作方法は、OPAC備付のマニュアルを、「Ufinity」はLCセンターHPか館内配布のマニュアルを参考にして下さい。

●電子資料の閲覧

従来からある冊子体の資料の他、電子資料をLCセンターHPから閲覧することができます。

・ebook

ebookとは、印刷された書籍の電子版です。電子ブック、電子書籍とも言われます。

学内ネットワークに接続されたパソコンであれば、どのパソコンからでも閲覧できます。電子化されているため、本文内容のキーワード検索や複数資料の横断検索が可能です。

・電子ジャーナル

電子ジャーナルとは、Web上で読むことのできる雑誌のことです。

インターネットを通じて、学術雑誌などの目次・抄録（要約）・論文本文などをみることができます。

●日本工業大学学術情報リポジトリ

本学の研究成果、学内刊行物等を電子ファイルで保存・公開する「電子書庫」です。「博士論文」とその要旨、「日本工業大学研究報告」「青塔」などをWeb上で閲覧できます。

●データベース

LCセンターHPから下記データベースで情報の検索・閲覧ができます。ご利用には学内LAN接続が必要です。

名称	特徴
	「JDreamⅢ」は科学技術や医学・薬学関係の国内外文献情報を検索し、外国語で書かれた論文の抄録を日本語で閲覧できます。学協会誌、会議・論文集、予稿集、企業技報、公共資料など約6,000万件の文献情報を収録しています。
	「JapanKnowledge Lib」は約50種類の辞事典、叢書、雑誌を検索できる国内最大級の辞書・事典サイトです。基本検索はすべての辞事典を横断検索できます。また、詳細（個別）検索では各辞事典に応じたオリジナルな絞り込み機能（ファセット）をご利用いただけます。
	「聞蔵Ⅱ ビジュアル」は朝日新聞の記事データベースです。1945年から現在に至るまでの朝日新聞紙面（各地方版含む）を収録しており、Web上での記事検索・閲覧ができます。また、週刊誌「AERA」「週刊朝日」のほか「知恵蔵」も閲覧可能です。
	「日経テレコン21」は日本経済新聞の記事データベースです。日本経済新聞をはじめとした日経各紙、企業情報、統計データをご覧いただけます。記事検索のほか、業種・所在地・資本金などによる企業検索、人事情報検索など多様な検索方法があります。サイトを英語に切り換えることで、主要な日経各紙の英訳版などの検索・閲覧も可能です。
	「理科年表プレミアム」は国立天文台が編纂し、大正14年（1925）から最新年度版までの自然科学の全分野を網羅したデータベースです。「暦部、天文部、気象部、物理/化学部、地学部、生物部、環境部」の図表データが収録されています。データはダウンロードして、表計算ソフトなどで編集・加工が可能です。
	「ル・コルビュジェ・プランズ・オンライン」は、建築家ル・コルビュジェのエスキース、スケッチ、設計図面、出版物など38,000点を超えるコレクションを閲覧できるオンラインサービスです。高精密の画像閲覧や充実した検索機能を備え、画像印刷が可能です。ご利用には、アカウント登録が必要となります。
	「化学書資料館」は国内で出版された化学書を統合的に検索し、閲覧することができるサイトです。日本化学会の編集による専門書・便覧・辞典が147冊、約83,300ページ相当の情報が集められています。

他にも、CiNii Articles（論文の検索・閲覧）、CiNii Books（全国の大学図書館蔵書検索）など無料のデータベースがあります。詳細は、LCセンターHPを参照して下さい。

利用サービス

●貸出・返却

貸出には2階カウンターにある自動貸出機を利用して下さい。貸出手続きには学生証が必要となります。返却は、図書をカウンターに提出して下さい。

なお、貸出冊数・期間は利用者によって異なります。

学部1～3年生・留学生別科学生・科目等履修生・研究生	5冊以内	14日
学部4年生・大学院学生・特別研究員	10冊以内	30日
専任教育職員	10冊以内	30日
その他の職員	4冊以内	30日
本学卒業生（工友会）	2冊以内	14日

また、禁帯出資料や雑誌（製本含む）、DVDなどの視聴覚資料は貸出できませんので注意して下さい。

*長期休暇中は、貸出期間が長くなります。

●注意事項

- 返却期限日の過ぎた資料があると、返却されるまで貸出・予約等ができません。
- 返却期限日を過ぎると、一定日数貸出ができなくなります。
- 図書の「また貸し」や、学生証の貸し借りはしないで下さい。
- 無断持ち出しはやめて下さい。
- 出入り口にはBDS（Book Detection System）が設置されており、貸出手続きが済んでいない資料や禁帯出の資料が通るとブザーがなります。

●予約図書の申込

借りたい図書が貸出中の場合、予約することができます。貸出予約申込書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。

●図書の購入希望

希望する図書がある場合、希望図書購入申込書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。購入の可否については、2階コピー機横に掲示します。

●「マイライブラリ」サービス

学内外からアクセス可能な、図書館の情報に関する個人のページです。

OPAC（図書の検索画面）から貸出状況や履歴、返却期限日などを確認することができます。利用には登録が必要です。マイライブラリ申請書に記入の上、カウンターへ提出して下さい。

●A V（視聴覚）設備の利用

図書以外の資料、ブルーレイ、DVDなどの視聴覚資料は1階にある映像学習コーナーで利用できます。

●複写サービス

コピー機は、1階・2階・4階・8階に設置されています。

事前に現金がチャージされていれば、学生証でもコピーできます。

LCセンターで所蔵している資料をコピーする場合は、著作権法に触れるような違法コピーはしないで下さい。著作権法の詳細は、コピー機に掲示されています。

●プリンターサービス

学習コーナーのPCから、インターネットで検索した情報やご自分で作成したデータを出力できます。

● LCセンターHP

HPでは、開館カレンダーやLCセンターからのお知らせを見ることができ、OPAC、各種データベース、電子資料が利用可能です。

日本工業大学LCセンター図書館 <http://lib.nit.ac.jp>

● 刊行物

LCセンターでは、「LCセンター利用案内」「LCセンター図書館ガイド」（利用方法等の案内）「青塔」「LCセンターニュースレター 息抜きの散歩道」を発行しています。

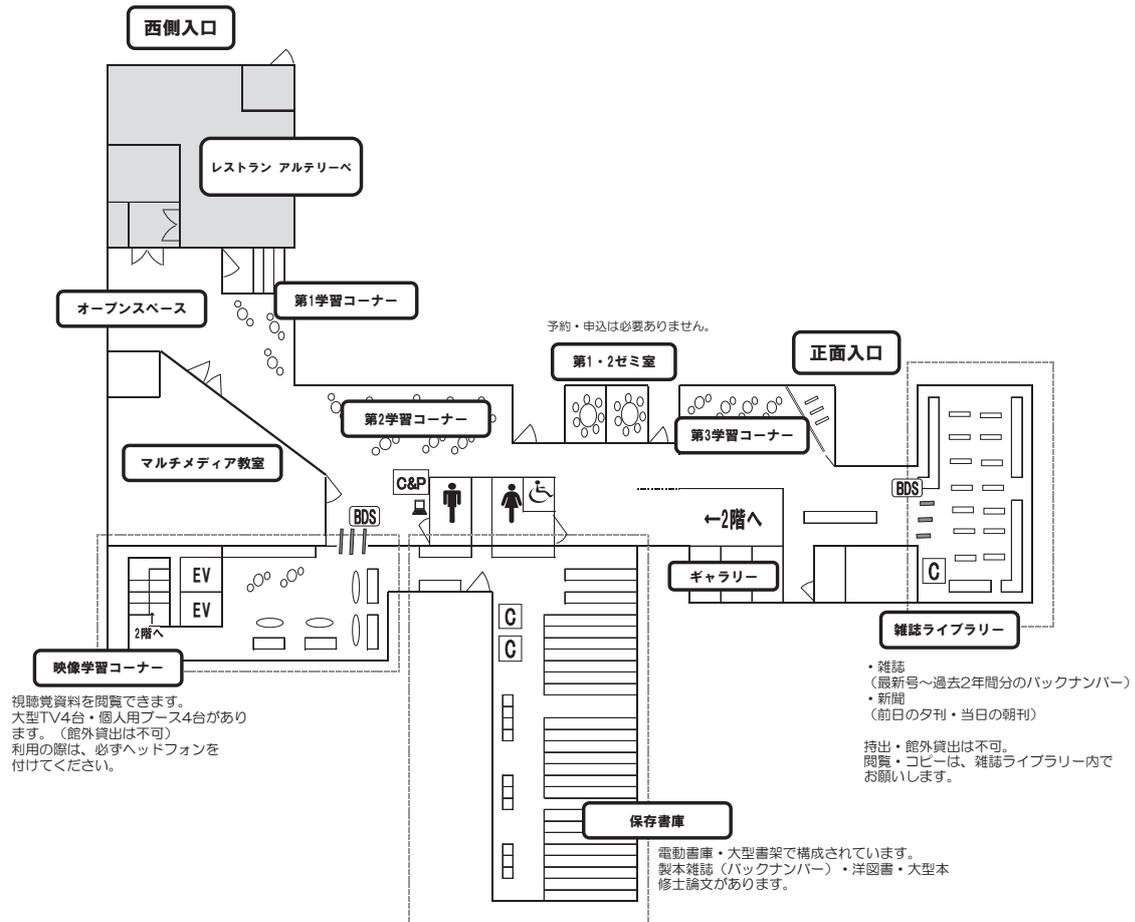
● イベント

館内オープンスペースにて年2回「ライブラリカフェ」を開催しています。本学教員を講師にお迎えし、研究のエピソードや裏話を交えたトークとコーヒーブレイクで、気軽に先生と会話ができます。

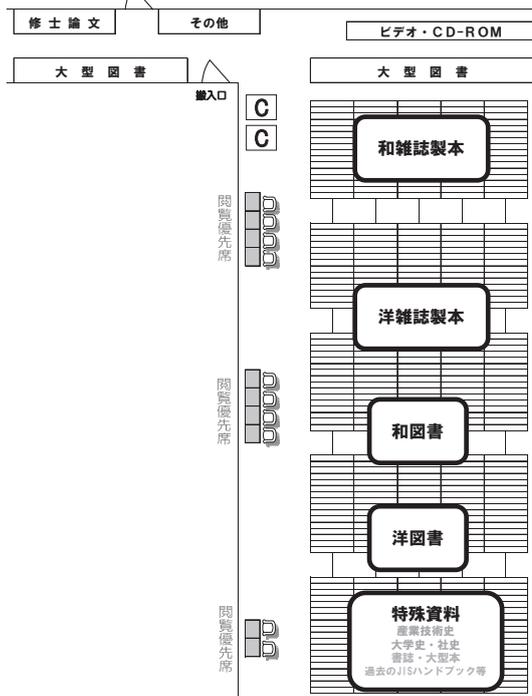
○図書や文献の探し方・使い方、その他利用についてわからないことがありましたら、カウンター担当者に相談して下さい。

各階案内図

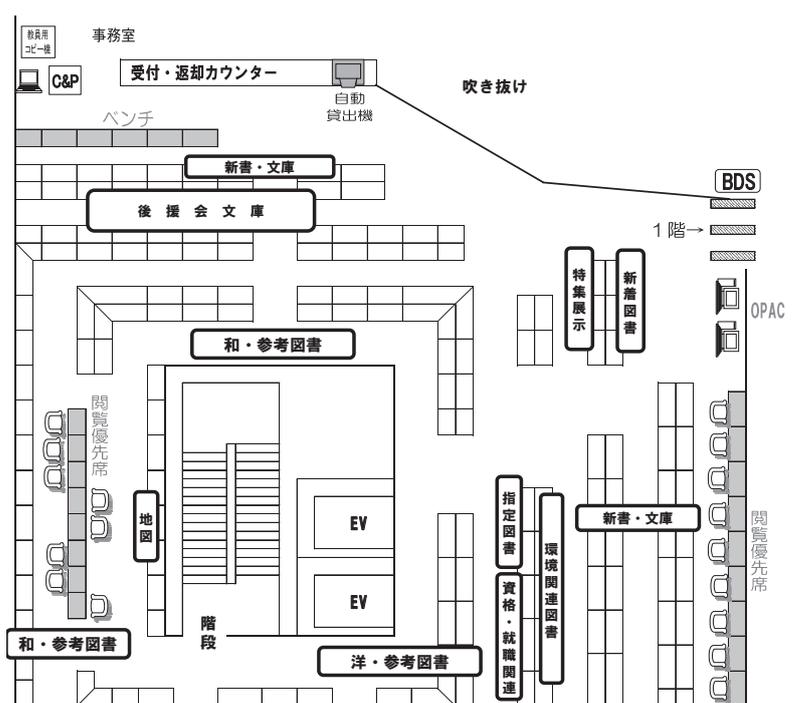
< 1 階 >



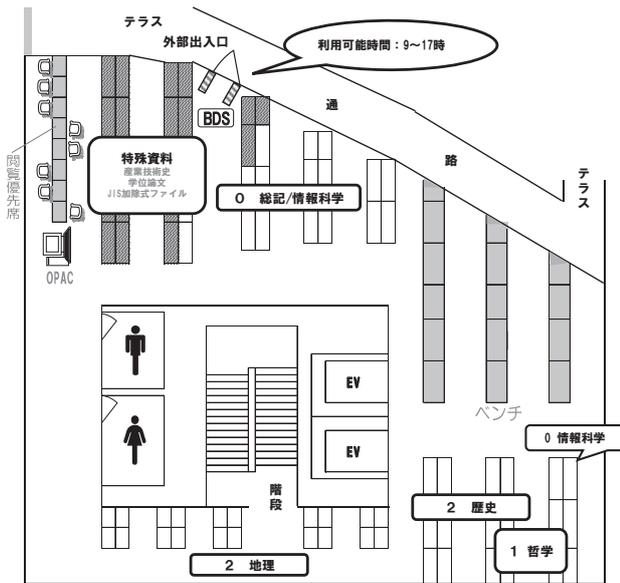
< 保存書庫 >



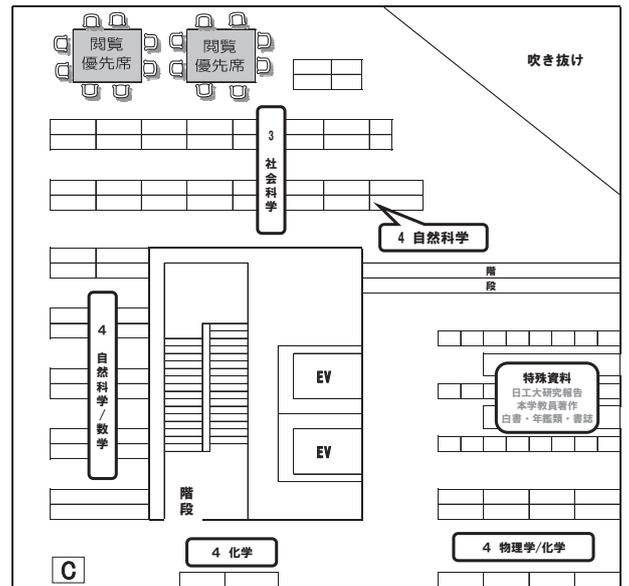
< 2 階 >



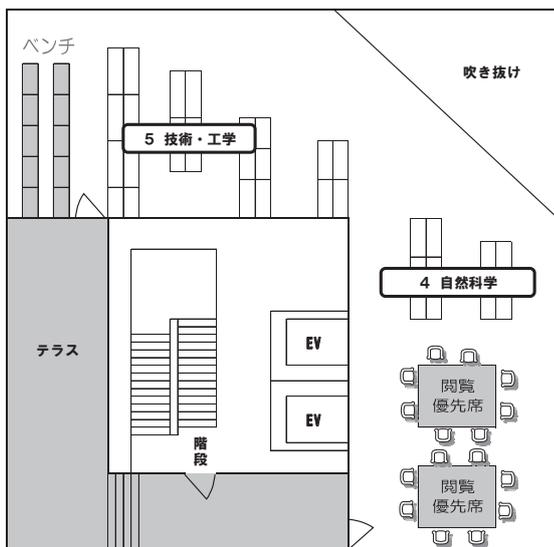
< 3階 >



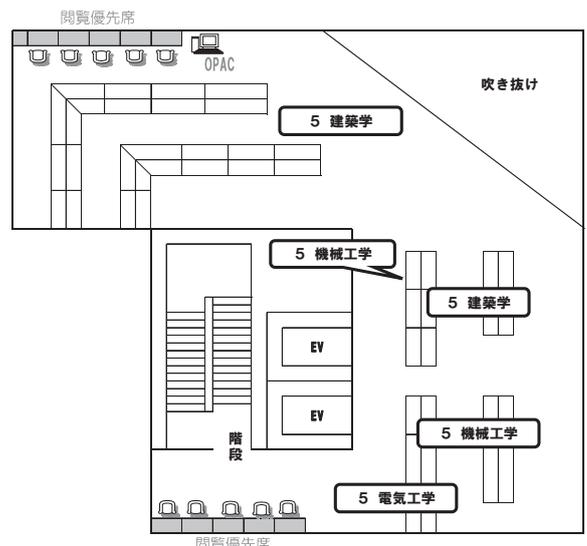
< 4階 >



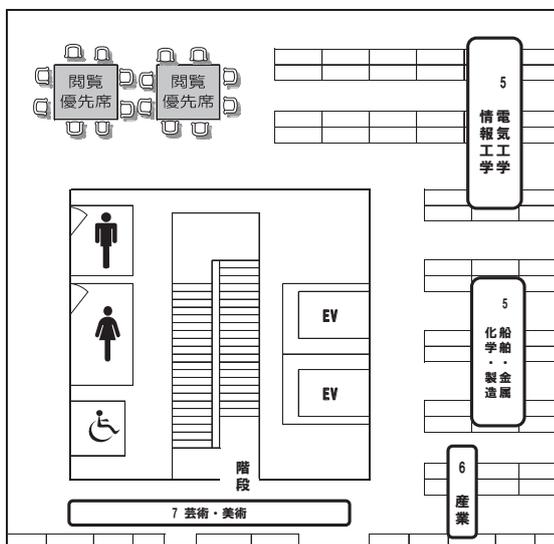
< 5階 >



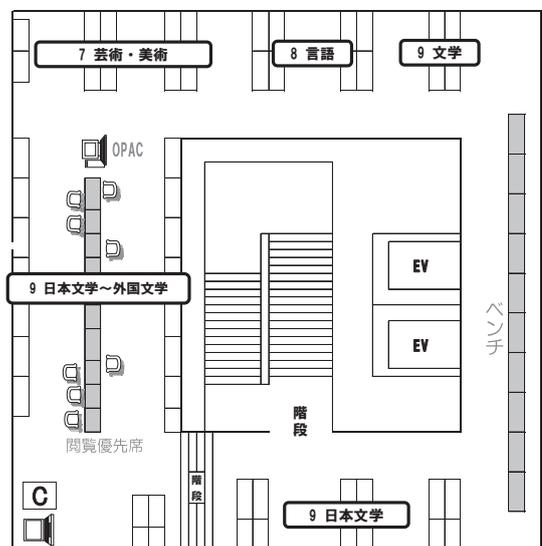
< 6階 >



< 7階 >



< 8階 >



外国人留学生のためのインフォメーション

☆日本に滞在するための注意事項

在留資格

留学生として日本の大学に入学するためには、在留資格が「留学」となっていなければなりません。大学に進学する時は、在留資格を「留学」に変更しておく必要があります。

留学生が、日本工業大学を除籍や退学になった場合には、ただちに帰国しなければなりません。帰国しない時は、不法滞在者となります。

在留カード

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

住居地の（変更）届出

出入国港において在留カードが交付された方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

引越しをした方は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出なければなりません。学生支援課にも届け出なければなりません。（携帯）電話番号の変更も同様に学生支援課に届け出なければなりません。

住居地以外の（変更）届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方入国管理官署で法務大臣に届け出なければなりません。旅券、写真及び在留カードを持参してください。学生支援課にも届け出なければなりません。

「在留カード」を紛失したときは

紛失してから14日以内に地方入国管理官署へ再交付を申請しなければなりません。申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される「遺失届受理証明書」（もしくは、その受理番号）を持参してください。

在留期間の更新

留学生の在留資格「留学」の在留期間は、最長4年3月です。在留期間が4年未満の場合、本学在学中に在留期間の更新をする必要が生じるので、覚えておいてください。

【登録のための提出書類】

- ① 在留期間更新許可申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書
- ④ パスポート
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 経費支弁者の証明書類（前回の更新時からのもので、預金通帳、送金証明書等のコピー）
- ⑦ 手数料納付書（4,000円の印紙を貼付）

みなし再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

☆在留期間更新等の申請取次

本学では、在留期間の更新、資格外活動許可の2件につきまして、留学生の代わりに学生支援課職員が入国管理局に行き申請を行う申請取次を実施しています。希望者は学生支援課に申し出てください。尚、留学生本人が申請に行く場合は、学生証を持参してください。

在留資格の更新に当たって最も重要なことは、留学生の本分である学業に取り組み、所定の単位を修得していることです。在留資格を更新したら、必ず学生支援課に届け出てください。

アルバイト

外国人留學生がアルバイトをするときは、資格外活動の許可が必要です。許可があってもアルバイト時間には制限があります。違反しますと、日本から強制退去および罰則の対象になります。次のことについては十分認識しておいてください。

◆資格外活動許可書

アルバイトをするためには、「資格外活動許可書」が必要です。資格外活動許可申請書を入国管理局に提出して、許可書を受けることになります。資格外活動許可書は、学生支援課に提示してください。

◆アルバイト時間

アルバイトは1週28時間以内。ただし、長期休業中は1日8時間以内。

風俗営業や性風俗特殊営業の店や会社でのアルバイトは禁止されています。

学生支援課に申し込みがあったアルバイト情報は、**学生支援課の掲示板に掲示**されます。

☆医療・保険について

健康管理

外国人留學生は、母国の文化や習慣と異なる日本で生活していくためには、何よりも健康であることが必要です。健康には十分留意しましょう。大学には、次のような施設があります。

◆医務室

体育館の脇に、「健康管理センター」があり、その中に医務室があります。医務室には、保健師と看護師が常駐しています。軽微なケガや初期の風邪程度なら治療ができますし、健康相談にも応じています。そのほかにも、毎週水曜日（午後3時～5時）に医師による健康相談も行っています。（医師の都合により変更になる場合があります。毎月掲示をしますので、確認してください。）無料ですので、気軽に利用してください。

◆健康診断

外国人留學生は、大学が行う定期健康診断を、毎年、必ず受けてください。この定期健康診断は無料です。奨学金などを申請するときや日本で就職試験を受けるときに、「健康診断書」が必要となる場合があります。定期健康診断を受けない場合は、留學生本人が直接医療機関等に行き受診しなければならなくなり、高額な料金を負担することになります。

国民健康保険

日本に在留中に、病気やケガをして医療機関で治療を受けた場合、高額な医療費を自己負担しなければなりません。医療費の負担を軽くするためには、「国民健康保険」に加入してください。日本に1年以上滞在する外国人は、加入が義務づけられています。「国民健康保険」に加入すると、医療機関で治療を受けた場合に本人が支払う費用は、治療総額の30%ですみます。

本学では、別途傷害保険に一括加入していますので、ケガをしたときは、**学生支援課に申し出てください。**

◆国民健康保険に加入するには

居住する地域の役所の「国民健康保険担当課」に行き、申し込んでください。国民健康保険に加入するためには、保険料を支払う必要があります。

☆経済支援について

私費外国人留學生授業料減免奨学金制度

私費外国人留學生授業料減免奨学金（授業料減免奨学金）の制度は、私費外国人留學生（留學生）のうち、学業、人物ともに優れ、経済的理由により就学が困難な者に対し授業料を減免し、経済的負担を軽減することによって、学修活動の充実を図ることを目的としています。減免される額は、入学の時から1ヶ年以内として200,000円を上限とします。

授業料減免奨学金を希望する人は、指定された期間内に授業料減免奨学金の申請をする必要があります。授業料減免奨学金の申請窓口は、学生支援課です。

◆春季入学の場合

入学時の春学期の始めに授業料減免奨学金申請のための手続きを行います。

申請にあたっては、「私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書」の提出のほかに、パスポート・在留カード・資格外活動許可書の他、学生支援課が指定する書類を提出します。

申請後、学内の委員会で審査を行い、授業料減免者を決定します。

春学期の減免奨学金分は、秋学期の学費へ充当します。

◆秋季入学の場合

入学時の秋学期の始めに、授業料減免奨学金申請のための手続きを行います。

申請にあたっては、「私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書」の提出のほかに、パスポート・在留カード・資格外活動許可書の他、学生支援課が指定する書類を提出します。

申請後、学内の委員会で審査を行い、授業料減免者を決定します。

入学時の学費の納入にあたっては、秋学期分の学費全額を納入してもらいますが、授業料減免奨学金決定者には、秋学期分の100,000円を返還します。次年度春学期は、授業料が減免されます。

◆授業料減免が適用されないケース

次のいずれかに該当した場合は、授業料減免奨学金は適用されません。

- ① 傷病などのため、成業の見込みがないと認められたとき。
- ② 長期間にわたり欠席し、学業継続の意思がないと認められたとき。
- ③ 学業成績および性行不良であると認められたとき。
- ④ 学則に定める懲戒事項に該当したとき。
- ⑤ その他減免奨学生として不適格と認められたとき。

外国人留学生のための奨学金

学生支援課では、外国人留学生のために各種の奨学金を紹介しています。募集要項等を学生支援課の留学生専用掲示板に掲示します。主な奨学金は、次のとおりです。

<国費外国人留学生（研究留学生）>（2014年度実績）

- ① 応募資格 当該年度4月1日現在の年齢が35歳未満の者で、正規生として大学院に在籍する者
- ② 支給期間 1年間（ただし、大学院に進学する学部留学生は、審査によって延長も可能）
- ③ 支給金額 145,000円（月額）
- ④ 採用実績 1名
- ⑤ 募集期間 11月

<留学生受入れ促進プログラム（旧文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）>（2016年度実績）

- ① 応募資格 学業・人物とも優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的援助が必要な者
- ② 支給期間 1年間
- ③ 支給金額 学部 48,000円（月額）
大学院 48,000円（月額）
- ④ 採用実績 学部 2名
大学院 1名
- ⑤ 募集期間 4月

<ロータリー米山記念奨学金>（2016年度実績）

- ① 応募資格 日本の大学に在籍する外国人留学生で学部3年次以上、大学院博士前期課程、同後期課程2年次以上に在籍の者で、奨学会の規約を遵守できる者
- ② 支給期間 課程終了の2年間まで
- ③ 支給金額 学部 100,000円（月額）
大学院 140,000円（月額）
- ④ 採用実績 大学院 1名
- ⑤ 募集期間 8月下旬から9月下旬

上記以外の奨学金についても、大学に募集があった時点で、掲示板で通知します。

住 居

新しい住居を探したいときや現在の住居からほかの住居へ移りたいときは、大学内にある（株）NITクリエイト・不動産部へ行き、探すのが便利です。

入居時には、家賃・共益金のほかに礼金、敷金がかかるのが、一般的です。

◆留学生住宅総合補償制度

民間の住宅を賃貸するときは、連帯保証人が必要となります。その保証人に迷惑がかからないようにするため、また、火災などで損害を被ったときのための補償制度です。少ない保険金（1年間 4,000円、2年間 8,000円）で加入でき、安心して留学生活を送ることができます。

就職支援について

学生諸君が卒業後それぞれの希望する職業につけるか否かは、人生を左右する重要なことです。よって、本学では、就職支援委員会を設け、各学科の教員と連絡を密にし学生諸君の就職活動に万全を期して支援します。

就職支援課の業務

就職支援課では、下記のような業務を行っています。

(1) 渉外業務

採用依頼、求人書類の発送・受理、採否通知の処理
企業の採用担当者との情報交換、求人企業の新規開拓
学外加盟団体等との会議

(2) 相談・指導業務

就職相談にあたっての指導・助言
就職支援ガイダンス、適性検査等の実施
保護者のための就職ガイダンスおよび就職相談会の実施
就職総合支援システムに関すること
業界・業種セミナーの開催
学内合同企業説明会の開催
進路調査票の登録確認、進路決定報告の登録確認・集計、受験報告書の登録確認

(3) 斡旋業務

就職先の紹介、斡旋

(4) 出版業務

就職活動の手引き、テキストブック
求人ガイド、後援会会員の皆様へ

(5) その他

就職・進路関連データの集計及び関係官公庁への報告
就職支援委員会の開催

就職支援課の利用について

就職支援課は、1号館2Fにあります。主に企業に関する各種の情報を収集・整理し学生諸君が企業を選択するための便宜を図っています。学年を問わず資料を閲覧したり、パソコンを利用して本学の求人企業情報の検索などもできます。就職に関する相談も随時受付けていますので気軽に利用して下さい。

本学独自の「就職総合支援システム」は学生諸君の就職活動に関する手続きをはじめ、本学に寄せられた2万社以上の企業・求人情報の検索など、様々な角度から就職活動を支援できるシステムです。利用に関するお問い合わせは就職支援課窓口までお越しください。

就職支援課からの要望

入学早々の諸君にとって、就職に関してのことはまだ痛切に感じられないと思いますが、ここ数年、諸君を取り巻く就職環境は年々変化しています。就職支援課では、就職活動に支障をきたさないように、学部3年生、大学院1年生を対象に「就職支援ガイダンス」を実施しています。内容は、より実践に近づけ充実したものにするための“企業研究”“自己分析”“筆記試験対策”“面接”等、活動の流れに沿った講座です。必ず出席して内定を勝ち取ってください。

また、卒業生が多数勤務している企業や就職支援課より諸君へ薦めたい企業等を学内に招き、年4～5回程度の「学内合同企業説明会」や、就職活動サポート室において「個別の企業説明・選考会」を実施しています。この説明会への参加企業は600社以上であり人事担当者と直接話のできるまたとない機会です。就職者の約4割が参加した企業に就職しています。

さらに、ハローワークと連携をとり、週1～2回、ジョブサポーターによる就職相談を実施しており、Uターン希望者に地元の「求人企業情報」の提供も行っています。

本学学生のために沢山の求人票が送られてきます。この求人票は「ぜひ、日本工業大学の学生を採用したい」という採用意欲の高い企業です。これらの企業の求人内容は、自宅からでも「就職総合支援システム」を利用して、希望する勤務地や業種などの条件を絞ることによりスピーディーに確認することができます。

今後の就職活動をするにあたり、大いに就職支援課を利用されることを希望いたします。

外郭団体について

NITクリエイト

(株)NITクリエイトは、大学、学生の保護者によって組織される日本工業大学後援会と本学卒業生によって組織される日本工業大学工友会とで設立された会社です。中でも、大学と後援会が90%以上の株式を所有しており、さしずめ「大学と保護者が経営する会社」といえます。

食堂部門

第一食堂(1000席) 定食類、うどん・そば・ラーメン、寿司(テナント)など
 第二食堂<ピザリア・トレビ>(130席) パスタ、ピザ、グラタン、ドリアなど
 スチューデント・センター(200席) カレーライス
 焼きたてパンコーナー 焼きたてパン、ソフトクリーム

購買部門(コンビニ)

書籍、文具・事務用品、模造紙・ケント紙、製図用品、コピーサービス、パン、菓子、飲料

アパートのあっせん

宅地建物取引業を行っていて、学生のアパート・マンション探しに一役買っています。大学周辺の豊富な物件をもっており、学生の希望に応じてアパート・マンション等をあっせんしています。

損害保険の取扱い

損害保険代理店業も行っていて、とくに、学生に直接関係する学生団体傷害総合保険の取扱いをしています。ほかの損害保険も扱っています。

資格取得支援

自動車運転免許をはじめ2級建築士、宅地建物取引士等資格他資格取得のための様々な支援・アドバイスをしています。

日本工業大学工友会

一般社団法人日本工業大学工友会は大学の同窓会組織で、卒業生相互の連携と親睦を図るとともに、母校の発展に貢献することを目的として設立されています。定款が巻末に掲載されていますので、参照下さい。

現在、全国に約37,400人の会員がおり、学内に7の学科支部、国内外に26の地域支部があります。支部の無い地域についても、順次設立を行っていきます。

学科支部一覧：機械工学科、ものづくり環境学科、創造システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、建築学科、生活環境デザイン学科

地域支部一覧：栃木県、神奈川県、静岡県、千葉県、岩手県、愛知県、沖縄県、広島県、山口県、青森県、長野県、秋田県、山形県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、埼玉県、福島県、大阪府、兵庫県、岡山県、山陰(鳥取県、島根県)、群馬県、大分県、バンコク(タイ)

また、工友会の事業としては、奨学金の給付や部活動・クラブ活動への援助金の支給、卒業式での記念品の贈呈等、在学生(準会員)に対してバックアップを行っております。その他、毎年、大学との共催でホームカミングデーを実施しています。

上記支援に関するお問い合わせ等、工友会事務局は本館中央の階段を上った3階にありますので、お気軽にお越し下さい。

日本工業大学後援会

日本工業大学後援会は、本学に在籍する学生の父母または保証人をもって構成された組織で、大学の教育方針に則り大学と学生家庭との連絡を緊密にして大学を後援し、その興隆発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする団体です。この会はその目的を達成するために種々の事業を継続的に行っています。

現在、行っている主な事業は次の通りです。

① 大学の施設および教育環境に関する援助

セミナーハウス天元山荘の建設(S48年完成)、グラウンド(テニスコート、ハンドボールコート等)の整備(S49年)、クラブ棟の建設(S49年完成)、学生へ貸与のロッカー設置(半額補助)、本館玄関前庭園造園(S52年完成) 学内緑化事業ーグリーンキャンペーン(S53年開始、S55年完了)、学園下田寮設備、備品等補助(S58年)、グラウンド散水施設(S59年)、サービスセンター全面改装(S61年)、学友会館の建設(工友会との共同事業)および

び備品等の購入寄贈（S62年完成）、談話室の新設（S63年）、学生食堂（H元年）および購買部（H2年）の改善、学生食堂の空調設備新設（H3年）、テラスの改装（H4年）、寿司コーナー新設およびパンコーナーの移設（H5年）、第2食堂の新設（H6年）、大学ロゴマーク入りゴミ箱及び吸殻入れの設置（H7年）、サービスセンターおよび合宿棟トイレ改装（H8年）、スチューデントセンターにイス、テーブル、音響・照明設備を設置（H9年）、スチューデントセンターに空調、モニターシステムを設置（H10年）、大食堂床貼替え（H11年）、談話室改装（H12年）、スチューデントラボ改装、『後援会35年のあゆみ』発行（H13年）、キャンパス内樹木調査・表示・データベース化の整備（H14年）、男子ロッカーの改修（H15・16年）、オートバイ駐輪場設置（H17年）、サービスセンター購買部の改装（コンビニ化）及びテラス・屋根の新設（H18・19年）、駐輪場設置（H20・21・22年）、第2食堂の改修及びテント屋根の設置（H23年）、東門の改修及び周辺の整備（H24年）、北門・学生駐車場門の改修及び正門から学生駐車場門までの外壁をネットフェンス化、各門・駐輪場に防犯カメラ設置（H25年）、合宿棟リノベーション（H26年）、本館東側中庭池造成・整備（H27年）、本館西側中庭整備（H28年）

- ② 学生自治会等への援助
- ③ 学生の課外活動を指導する教職員への援助
- ④ 表彰記念品の贈呈
- ⑤ 行事への協力
- ⑥ 後援会文庫（LCセンター所蔵図書）の寄贈
- ⑦ 健康診断料の負担
- ⑧ 地域別教育懇談会の開催
各地で毎年開催（28年度は22会場で開催）
- ⑨ 後援会支部活動への援助
青森、岩手、秋田、蔵王（山形、宮城）、福島、栃木、茨城、群馬、山梨、長野、新潟、静岡、東海（愛知、岐阜、三重）、近畿（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫）、東中国（岡山、鳥取）、西中国（広島、山口、島根）、北陸（富山、石川、福井）、沖縄および千葉の19支部が現在活動しています。
- ⑩ 教職員と学生による環境に関する研究への助成
- ⑪ 学生生活の環境整備協力（スチューデントセンターの観葉鉢を毎月交換。）

事務局は、大学総務部総務課内に設置され、後援会のしおり、総会資料や後援会々報（年3回）等を発行しています。

なお、後援会では会員（保護者）および学生への慶弔規程（巻末に掲載）も設けているので該当する学生は学生支援課窓口へ申し出てください。

大学院工学研究科

平成29年度 日本工業大学大学院 学年暦

春季入学生用

平成29年	4月2日(日)	春季入学式
	4月2日(日)	春季オリエンテーション
	4月8日(土)	春学期授業開始
	6月29日(木)	学園創立記念日
	9月21日(木)	秋学期授業開始
平成30年	1月6日(土)	授業開始
	3月20日(火)	学位記授与式

秋季入学生用

平成29年	9月20日(水)	秋季入学式
	9月21日(木)	秋学期授業開始
平成30年	1月6日(土)	授業開始
	4月3日(火)	春季オリエンテーション
	4月9日(月)	春学期授業開始
	6月29日(金)	学園創立記念日
	9月20日(木)	学位記授与式

日本工業大学大学院学則

日本工業大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本工業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、7年以内の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(組織的研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修を除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

(研究科)

第3条 本大学院に工学研究科を置く。

(課程)

第4条 工学研究科に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱うものとする。

(研究科の目的)

第5条 工学研究科は、工学に関する精深な学識を究め、技術社会に対応し得る実工学的研究をすすめ、もって社会に寄与することを目的とする。

2 学研究科博士前期課程は、広い視野に立って工学における先進的かつ実践的な学識および能力を授け、高い専門性と研究能力を有する創造的職業人を養成することを目的とする。

3 工学研究科博士後期課程は、工学の専門分野において創造性豊かで実践的な研究開発能力を持ち、自立して研究を行うことができる研究者、又は工業技術の進展に寄与し得る実践的研究開発能力を持った高度に専門的な創造的職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第6条 工学研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程

環境共生システム学専攻
 機械システム工学専攻
 電子情報メディア工学専攻
 建築デザイン学専攻

博士後期課程

環境共生システム学専攻
 機械システム工学専攻
 電子情報メディア工学専攻
 建築デザイン学専攻

(収容定員)

第7条 工学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

博士前期課程

専 攻	収容定員	入学定員
環境共生システム学専攻	30名	15名
機械システム工学専攻	70名	35名
電子情報メディア工学専攻	50名	25名
建築デザイン学専攻	50名	25名
計	200名	100名

博士後期課程

専攻	収容定員	入学定員
環境共生システム学専攻	6名	2名
機械システム工学専攻	6名	2名
電子情報メディア工学専攻	6名	2名
建築デザイン学専攻	6名	2名
計	24名	8名

(標準修業年限)

- 第8条 博士課程の標準修業年限は5年とする。
- 2 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。
 - 3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

- 第9条 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることはできない。
- 2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

(学年・学期・休業日)

- 第10条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、第2項に規定する秋学期に入学した者の学年は、別に定める。
- 2 学年は次の2期に分ける。ただし、必要に応じ学長は各学期の授業開始日及び終了日を研究科委員会の議を経て変更することができる。
 - 春学期 4月1日から9月20日まで
 - 秋学期 9月21日から翌年3月31日まで
 - 3 休業日は次のとおりとする。ただし、特別に必要があるときは、臨時に休業し、また休業日に授業を行うことがある。
 - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (2) 本学園創立記念日 6月29日
 - (3) 春季休業日、夏季休業日、冬季休業日 別に定める日

第2章 教育課程及び履修方法**(教育課程)**

- 第11条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
 - 3 本大学院の教育方法は、授業科目の履修及び研究指導（これに当たる教授又は准教授を「指導教授」という。以下の条において同じ。）によって行う。

(授業科目等)

- 第12条 工学研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

- 第13条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し博士前期課程においては30単位以上を、博士後期課程においては各専攻の特殊研究科目を履修するほか必要な研究指導を受けなければならない。
- 2 研究指導は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
 - 3 履修方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(単位の計算、修得認定及び成績の評価)

- 第14条 各授業科目の単位の計算、単位修得認定の方法及び成績の評価については、日本工業大学学則第13条、第13条の2及び第18条から第22条の2までの規定を準用する。ただし、第22条の規定中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

- 第14条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を研究科委員会の議を経て本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第37条に規定する転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、合せて10単位を超えないものとする。

(教員免許状)

第17条 本大学院において、教員免許状の所要資格を得ようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める免許状の種類は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	
工学研究科	環境共生システム学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業
	機械システム工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業
	電子情報メディア工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	技術 工業 情報
	建築デザイン学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

第3章 教員組織及び運営組織

(教員)

第18条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院担当の教員が担当する。

(運営組織)

第19条 本大学院工学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の運営等について、大学院学則に定めるもののほかは、別に定めるところによるものとする。

(研究科委員会)

第20条 研究科委員会（以下「委員会」という。）は、学長及び大学院担当の専任教員をもって構成する。ただし、学長が認めた場合は、これ以外の者を加えることができる。

- 2 委員会の委員長は、学長とする。
- 3 委員会に委員長を補佐するため、副委員長を置くことができる。

(委員会の招集)

第21条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。
- 3 委員会は、議事録を作成し、委員長がこれを保管する。

(審議事項)

第22条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項として、学長が研究科委員会規程に定める事項

- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 4 第1項第2号に関する委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第23条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は研究科委員会が適当と認める特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で修了を認めることができる。

(博士課程の修了要件)

第24条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第30条第4項の入学資格により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者、標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間以上とし、修士課程を優れた研究成果をあげ1年以上の在学期間をもって修了した者もあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする）を減じた期間とする）以上の在学で修了を認めることができる。

(論文の審査)

第25条 論文の審査は、委員会の定める審査委員によって行うものとする。

- 2 修士の学位論文の審査委員は、指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教授2名以上とし、主査は指導教授とする。
- 3 博士の学位論文の審査委員は、指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教授5名以上とし、主査は指導教授とする。

(最終試験)

第26条 最終試験は、前条の審査委員が論文を中心とし口頭試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

(合否の決定)

第27条 合否の決定は、前2条の結果に基づき委員会において審議の上決定する。

(修了の時期)

第27条の2 修了の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位の授与)

第28条 博士前期課程を修了した者には修士（工学）の学位を、博士課程を修了した者には博士（工学）の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士課程を経ないで論文を提出して博士（工学）の学位を請求した者については、第25条から第27条までの規定を準用して論文の審査及び試験を行い、合格した者に博士（工学）の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、復学、転入学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第30条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、入学させることができるものとする。
- 3 前項の取扱いは、別に定める。
- 4 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第32条 入学の許可は、本大学院所定の選抜試験に合格した者につき研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(入学手続)

第33条 入学を許可された者は、別に定める期日までに、入学金及び授業料等を添えて所定の手続を完了しなければならない。

(保証人)

第34条 入学者は、入学手続に際し、その保証人を定めなければならない。

- 2 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。
- 3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 4 本大学院が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

らない。

6 保証人が住所を変更した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

第35条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、その事由を示す書類を添え保証人連署の上学長に願い出てその許可を得なければならない。

2 休学期間は、博士前期課程にあつては、通算して2年を、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数には算入するが、第23条及び第24条にいう在学の年数には算入しない。

(復学)

第36条 休学の事由が止み復学しようとする場合は、保証人連署で学長に願い出てその許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転入学)

第37条 他の大学院又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者が本大学院に転入学を志望する場合は、選考の上これを許可することがある。

(退学又は転学)

第38条 退学又は他の大学院へ転学を希望する者は、その事由を付し保証人連署で学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第39条 正当な事由で退学した者が再入学を志望した場合は、選考の上これを許可することがある。この場合には既に履修した科目の全部又は一部を再履修させることがある。

(除籍)

第40条 本大学院学生で、次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 在学期間が所定の年数を越えた者
- (2) 休学期間が所定の年数を越えた者
- (3) 復学・留年等に際し、正当な理由なく手続を怠った者
- (4) 学費等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (5) 死亡の届出があつた者

第6章 学費等

(入学検定料)

第41条 本大学院に入学を志望する者は、入学検定料として3万円を納入しなければならない。

(学費)

第42条 学費とは、入学金、授業料、実験研究費及び施設設備拡充費とし、次のとおりとする。

入学金	22万4千円 (入学時)
授業料	63万円 (年額)
実験研究費	11万1千円 (年額)
施設設備拡充費	25万2千円 (年額)

2 第10条の規定する秋学期により入学した者の授業料、実験研究費及び施設設備拡充費の取り扱いについては別に定める。

(学費の納入時期及び方法)

第43条 本大学院の学生は、学費等を各学期の定める期日までに納入しなければならない。

2 各学期に納入する額については、別に定める。

(学費等の延納)

第43条の2 前条第1項にかかわらず、特別な理由により所定の期日までに学費等を納入できない者は、所定の手続きを経て学費等を延納することができる。

2 学費等の延納手続きについては、別に定める。

(休学者の学費等)

第44条 休学者が、学期の初めから休学した場合、休学期間中の学費を免除し、次の在籍料を徴収する。

在籍料	15万円 (年額)
-----	-----------

2 学期の途中から休学する場合は、その学期分の所定の学費を徴収する。

(停学、退学の場合の学費等)

第45条 停学、退学の場合は、その日の属する学期分の学費等を納めなければならない。

(既納入金 of 取扱い)

第46条 既納の入学金、授業料等の納入金は、事由の如何にかかわらずこれを返還しない。

第7章 賞 罰

(賞罰)

第47条 学生の表彰及び懲戒については、日本工業大学学則第49条から第51条までの規定を準用する。

ただし、第51条の規定中「教授会」とあるは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第8章 科目等履修生及び委託学生

(科目等履修生)

第48条 本大学院の科目等履修生については、日本工業大学学則第60条並びに第63条第1項第1号の規定を準用する。

(委託学生)

第49条 本大学院の委託学生については、日本工業大学学則第61条並びに第63条第1項第2号の規定を準用する。

第9章 研究指導施設

(研究指導施設)

第50条 第50条 本大学院に、学生研究室を設ける。

(附属施設等)

第51条 大学院学生の附属施設及び厚生施設の利用に関しては、別に定めるところによる。

第10章 補 則

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、研究科委員会の審議を経て、学長および理事会の承認を得て理事長が決定する。

付 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、改正後の第36条の規定は昭和58年度入学志願の者から適用する。

付 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第38条の規定の適用に当たって、昭和59年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第38条の規定の適用に当たって、昭和59年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和61年9月20日から施行する。

付 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、改正後の第38条の規定は昭和62年度入学志願の者から適用し、同じく第40条の規定の適用に当たって昭和61年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正後の第39条の規定は昭和63年度入学者から適用し、同じく第40条の規定の適用に当たって昭和62年度以前の入学者については別に定めるところによる。

なお、第11条別表の改正については、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定の適用に当たって昭和62年度以前の入学者については別に定めるところによる。

なお、第11条別表の改正中修士課程電気工学専攻に係る部分中「アンテナ工学特論」及び「レーザ工学特論」の増設については、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条の規定は平成2年度入学志願の者から、また、同じく第39条の規定は平成2年度入学者から適用する。
なお、改正後の第40条の規定の適用については、別に定めるところによる。
- 3 改正後の第11条の別表「I 工学研究科修士課程専攻別授業科目及び単位数」のうち、機械工学専攻中「サーボ設計特論 2」、「自動化設計特論 2」及び「成形加工学特論 2」の増設並びに「鑄造工学特論 4」、「生産管理特論 4」及び「安全・強度特論 4」の廃止、電気工学専攻中「電気エネルギー変換工学特論 2」、「電力系統工学特論 2」及び「生体情報工学特論 4」の増設並びに「情報システム特論 4」の廃止については、平成元年4月1日から適用する。
- 4 改正後の第14条の規定は、平成元年4月1日から適用する。
なお、平成2年3月31日に在学する者が教員免許状を取得しようとする場合の修得すべき当該教科及び教職に関する専門教育科目及び単位数は従前どおりとする。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定の適用に当たって平成元年度以前の入学者については別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は平成4年3月1日から適用する。
なお、第38条の改正規定は、平成4年度の入学志願者から、また第39条の改正規定は平成4年度入学者から適用する。
第40条の改正規定の適用に当たって平成3年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第41条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定の適用に当たって平成4年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち機械工学専攻の「機械設計特論 2」の増設については、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち機械工学専攻の「機能材料特論 2」の増設については、平成13年10月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条別表「大学院工学研究科授業科目及び単位数 博士前期課程」のうち情報工学専攻の「計算論特論 2」の増設については、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この学則は、平成19年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第10条に規定する学期の区分について、平成19年度は別に定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第44条の在籍料の徴収については、平成21年度の入学者から適用する。

付 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成23年9月30日から施行する。
- 2 第43条の2の規定は、平成23年度在学の学生から適用する。

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第6条、第7条、第12条及び第17条の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第6条、第7条、第12条及び第42条の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

学 位 規 程

日本工業大学学位規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、日本工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、日本工業大学学則、同大学院学則及び同専門職大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士(工学)、修士(工学)、技術経営修士(専門職)及び博士(工学)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学工学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(専門職学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学専門職大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

2. 前項に定めるもののほか、本学大学院学則第28条第2項の定めるところにより、学位論文の審査及び試験に合格した者に授与することができる。

第2章 修士及び博士の学位

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位論文は、論文1通に論文要旨を添えて、指導教授を通じて研究科委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2. 修士の学位論文は、研究科委員会が適当と認める特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)をもって代えることができる。

(審査委員)

第7条 委員会は、修士の学位論文又は研究の成果を受理したときは指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教授2名以上を審査委員に選任する。

2. 委員会は、博士の学位論文を受理したときは指導教授を含む、当該論文の分野に関連ある大学院担当の教授又は准教授5名以上を審査委員に選任する。

(論文審査及び最終試験)

第8条 審査委員は、修士の学位論文又は研究の成果及び博士の学位論文の審査及び最終試験を行う。

2. 最終試験は、提出された修士の学位論文又は研究の成果及び博士の学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行う。
3. 修士の学位論文又は研究の成果及び博士の学位論文の審査及び最終試験は、学年度末までに終了するものとする。

(論文審査の協力)

第9条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査報告)

第10条 審査委員は、修士の学位論文又は研究の成果及び博士の学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位授与の可否についての意見を添えて、委員会に対して文書で報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

2. 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、学位授与の議決には無記名投票の方法により、出席者の過半数の賛成がなければならない。ただし、公務出張のため委員会に出席することのできない委員については、委員の数に算入しない。

第3章 雑 則

(学位の授与)

第12条 学長は、本規程の定めるところにより、所定の学位を授与する。

(論文要旨等の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第14条 博士の学位を授与されたものは、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3. 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学または独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「日本工業大学」の文字を付記するものとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は別記のとおりとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付を受けようとする者は、所定の手続に従い、別に定める手数料を添えて学長に願い出なければならない。

付 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行し、平成4年3月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 第13条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、なお従前の例による。

3 第14条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

各専攻の概要と教授陣

博士前期課程各専攻の概要と教授陣

環境共生システム学専攻

目的・目標

環境共生システム学専攻は、持続可能な社会を築く工学基盤の創出を目指し、科学技術と地球環境のより高い次元での共生に向かって自然の仕組みに学ぶ「生物応用デザイン技術」、自然と共生する社会・都市システムを創造する「社会環境デザイン技術」を2本の柱に、新たな教育・研究分野を開拓します。さらに、これら分野のプロジェクトに取り組むことにより、専門知識の融合力、新規技術の創造力をもつ研究者・技術者を養成します。

アドミッションポリシー

環境共生システム学専攻は、「生物応用デザイン技術」「社会環境デザイン技術」という新たな研究・教育分野の開拓を目標としています。既存の専門分野の枠組みを越えて、新しい技術やシステムの創出に挑戦し、技術開発の最前線で活躍できる技術者を目指す諸君を、歓迎します。

カリキュラムポリシー

環境共生システム学専攻では、自然（大気・水循環系、生態系、生物）の仕組みに学び工学に応用する「生物応用デザイン技術」、自然と共生する社会・都市システムを創造する技術や評価手法を体系的に確立するための「社会環境デザイン技術」の2つの技術分野を中心に、カリキュラムを整備しています。

1. 専門分野の基礎的素養を身につけるため、「生物資源工学系」「機械エネルギーシステム系」「持続社会システム系」の3つの科目区分の専門講義科目を用意しています。
2. 講義科目による基礎的知識を踏まえて、『生物応用デザインプロジェクト』『社会環境デザインプロジェクト』のいずれかのプロジェクト科目を履修することにより、知識を有機的に融合し応用する力を養います。
3. 『生物応用デザインプロジェクト』を履修する学生には、「ナノ・バイオシステム特論」「バイオマテリアル特論」「機能性材料特論」「物理化学特論」などの専門科目を用意しています。
4. 『社会環境デザインプロジェクト』を履修する学生には、「ライフサイクル工学特論」「環境施設マネジメント論」「自然エネルギー特論」「交通工学特論」「サステナブル建築特論」などの専門科目を用意しています。
5. 関連分野に関する基礎的素養の涵養に配慮し、共通科目として「応用数学特論1～4」を配置しています。
6. 「特別研究」において本格的な研究に取り組み、学位論文を執筆します。

ディプロマポリシー

環境共生システム学専攻では、2つのプロジェクト『生物応用デザインプロジェクト』『社会環境デザインプロジェクト』のいずれかと「特別研究」を履修することで、持続可能な社会基盤を構築するための専門知識を修得し、複眼的視野で問題の抽出・分析・解決が図れる素養が身につきます。いずれかのプロジェクトに複数教員の下で取り組むことにより、知識や実践力の幅を広げるとともに、「特別研究」における学位論文のとりまとめを通して特定分野の深い知識と研究力が身についたことを学位授与の要件とします。

教 授	工学博士	八木田 浩 史	「エネルギー・環境システム特論」ほか
教 授	博士(工学)	丹 澤 祥 晃	「環境熱工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	伴 雅 人	「バイオマテリアル特論」ほか
教 授	博士(環境学)	雨 宮 隆	「環境施設マネジメント論」ほか
教 授	博士(工学)	大 澤 正 久	「量子化学特論」ほか
教 授	博士(理学)	佐 野 健 一	「ナノ・バイオシステム特論」ほか
教 授	Dr. Eng.	鈴 木 宏 典	「交通現象解析特論」ほか
教 授	博士(工学)	内 田 祐 一	「資源循環プロセス工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	安 原 鋭 幸	「機能性材料特論」ほか
教 授	博士(工学)	三 坂 育 正	「サステナブル建築特論」ほか
教 授	博士(工学)	白 木 将	「生物応用デザインプロジェクトⅠ」ほか
教 授	博士(工学)	新 倉 謙 一	「生物応用デザインプロジェクトⅠ」ほか
教 授	博士(工学)	竹 内 貞 雄	「機械材料学特論」
教 授	博士(工学)	飯 塚 完 司	「電子材料学特論」
教 授	工学博士	石 川 豊	「先端マテリアル特論」

教 授	博士(工学)	渡 部 修 一	「新素材プロセス特論」
教 授	博士(工学)	那 須 秀 行	「木質構造設計論」ほか
准 教 授	博士(工学)	池 添 泰 弘	「物理化学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	桑 原 拓 也	「機能性流体工学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	樋 口 佳 樹	「住まい環境設計論」ほか
准 教 授	博士(工学)	菊 田 貴 恒	「建築材料性能論」ほか
教 授	博士(理学)	衛 藤 和 文	「応用数学特論1」ほか

機械システム工学専攻

目的・目標

機械システム工学専攻では、材料・設計・計測・制御・加工など、ものづくりに必要な分野の技術を、『プロダクトデザイン』『次世代加工技術』『ロボット創造』の3つのプロジェクトを通して学びます。また、それに関連した学術研究と専門科目の修得を通して、多様化する社会的要請に柔軟に対応できる専門知識と実践力を備えた開発技術者および研究者を養成します。

アドミッションポリシー

機械システム工学専攻では、多様化する社会の要請に柔軟に対応する、高度な専門能力と実践力を備えた技術者・研究者を養成します。ものづくりに対するあつい情熱と意欲にあふれた皆さんに、期待します。

カリキュラムポリシー

機械システム工学専攻は、ものづくりに必要な各分野の技術を修得し、プロジェクトリーダーとして活躍できる技術者・研究者の養成を目標に、専門知識の獲得と実践力の養成に重点をおいたカリキュラムを編成しています。

1. 1年次では、ものづくりに必要な専門分野（材料・設計・計測・制御・加工）を、体系的に学び、多分野にまたがる高度な専門知識を修得します。
2. 1年次のプロジェクト科目に主体的に取り組むことで、目的の設定から実施計画の立案、プロジェクトの実行、結果発表までの過程を体験し、実践的問題解決能力を養成します。
3. 2年次の「特別研究」では、プロジェクト科目等で得られた成果を基礎として、修士論文に取り組み、これを発表する一連の過程において、分析能力、問題解決能力および発表能力を養成します。
4. 最新鋭の設備を備えた機械実工学教育センターでの研究装置の製作、あるいは先端材料技術研究センターでの材料分析により、実践的研究開発能力を養成します。

ディプロマポリシー

機械システム工学専攻では、3つのプロジェクトを設け、それぞれに目標とすべき能力を設定しています。『プロダクトデザインプロジェクト』では、高い機能や付加価値を有する機械製品などの研究開発を通じて、製品のデザインから、様々な材料応用技術、CAD/CAM/CAEを駆使した設計・製作、計測・制御、さらに、大量生産技術などに関する一連のものづくりの専門知識と実践力を修得します。『次世代加工技術プロジェクト』では、次世代のものづくりを担う最先端加工技術の研究開発を通じて、工具などに利用される新素材、加工機械の設計・制御、マイクロ・ナノ加工、精密計測などに関する専門知識と実践力を修得します。『ロボット創造プロジェクト』では、人間生活や社会を豊にする人型や医療などの各種ロボットの研究開発を通じて、ロボットに利用される機械要素、機構設計・製作、機械制御、各種センサによる計測技術などに関する専門知識と実践力を修得します。

上記3つのプロジェクトのいずれかと、それらプロジェクトで得られた成果をより発展させる「特別研究」を必修として、さらに、当該プロジェクトに関連する科目の修得が、学位授与の要件です。

教 授	博士(工学)	古 閑 伸 裕	「塑性加工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	渡 部 修 一	「新素材プロセス特論」ほか
教 授	工学博士	吉 澤 信 幸	「知的計測制御特論」ほか
教 授	博士(工学)	竹 内 貞 雄	「機械材料学特論」ほか
教 授	博士(工学)	長 坂 保 美	「CAD/CAM工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	村 田 泰 彦	「成形加工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	中 里 裕 一	「メカトロニクス特論」ほか

教 授	博士(工学)	神 雅 彦	「機械加工学特論」ほか
教 授		大 島 康 彰	「製品デザイン特論」ほか
教 授	博士(工学)	中 野 道 王	「燃焼工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	張 暁 友	「制御工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	飯 塚 完 司	「電子材料学特論」ほか
教 授	博士(工学)	二ノ宮 進 一	「生産工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	樋 口 勝	「ロボット機構学特論」ほか
教 授		細 田 彰 一	「人間生活特論」ほか
准 教 授	工学博士	高 木 茂 男	「流体工学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	野 口 裕 之	「マイクロ加工学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	櫛 橋 康 博	「機能ロボティクス特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	滝 田 謙 介	「IRTシステム特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	瀧 澤 英 男	「固体力学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	福 田 めぐみ	「表面科学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	田 村 仁	「ロボットビジョン特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	秋 元 俊 成	「医用工学特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	石 川 貴一朗	「計測工学特論」ほか
教 授	博士(理学)	衛 藤 和 文	「応用数学特論1」ほか

電子情報メディア工学専攻

目的・目標

電子情報メディア工学専攻は、電気工学、電子工学および情報工学に関連する技術が、互いに関連しながら発展してきたことを踏まえ、ハードウェアとソフトウェアの両面の知識・技術をもつ、実践的開発技術者と創造的研究者を養成します。電気工学、電子工学、情報工学、メディア工学、通信工学などの学問分野が、たがいに融合した新たな専門領域である「エレクトロニクス」「情報通信技術」「マルチメディア」を3本の柱として教育・研究活動を展開します。

アドミッションポリシー

電子情報メディア工学専攻は、「エレクトロニクス」「情報通信技術」および「マルチメディア」の3つの専門領域に高い関心と興味をもち、その専門領域だけに留まることなく、急速な技術の進歩にも臆することなく挑戦する意欲ある学生を受け入れます。

カリキュラムポリシー

電子情報メディア工学専攻に関する基礎的素養を、ひとつの専門領域にとらわれることなく、関連した境界領域的な科目も学べるように配慮し、各専門領域の講義科目を「エレクトロニクス」「情報通信技術」「マルチメディア」の3つに分類しています。さらに各専門領域に共通する基本技術、基礎技能、課題発見能力、問題解決能力を身につけ、プレゼンテーション能力を育むことを目的に、1年次に必修のプロジェクト科目である『次世代デバイス応用プロジェクト』『次世代情報技術プロジェクト』『次世代メディア開発プロジェクト』を設けています。これらプロジェクト科目を通じて、知識の有機的な融合と、応用力を養成します。「特別研究」では、各自の研究を進め、修士論文を作成します。また、関連分野に関する基礎的素養の涵養に配慮し、共通科目として「応用数学特論1～4」を1年次春学期から2年次秋学期までに配置しています。

ディプロマポリシー

電子情報メディア工学専攻は、ハードウェアとソフトウェアの両面の知識・技術を持ち、世界の技術革新をリードできる広い視野と柔軟性を備えた、実践的開発技術者と創造的研究者を養成します。そこで、授業科目の履修、プロジェクトへの取り組み、および研究の遂行により、学生が以下の能力を習得したことをもって学位授与の要件とします。

1. 本専攻の柱となる「エレクトロニクス」「情報通信技術」および「マルチメディア」の3つの専門領域に沿って授業科目を履修し、基礎力と先端的専門力を習得した。
2. 1年次に次の3つのプロジェクトのいずれかを履修し、技術開発や研究に対する広い視野を身につけた。
 - ・『次世代デバイス応用プロジェクト』: 新素材の開発により発展するデバイスがもたらす進歩について、素材の合成から各分野への応用までの広い知識を習得。
 - ・『次世代情報技術プロジェクト』: 進歩を続ける情報技術について、デバイス開発から、コンピュータを応用するため

のハードウェアとソフトウェアの最新技術までの広い知識を習得。

・『次世代メディア開発プロジェクト』: 多様化を続けるメディア技術とネットワーク技術について、電気、電子、情報通信分野のハードウェアとソフトウェアの最新技術の広い知識を習得。

3. 社会・産業の基盤となるハードウェアとしての電気電子技術、および、それらに立脚して、社会と暮らしへのコンピュータの応用を目指すソフトウェアとしての情報技術について、指導教員の下で「特別研究」に取り組み、その成果を公表することで、高い専門性と研究開発能力を習得した。

教 授	工学博士	石 川 豊	「先端マテリアル特論」ほか
教 授	博士(学術)	新 藤 義 昭	「コンピュータグラフィックス特論」ほか
教 授	博士(工学)	青 柳 稔	「電子物性特論」ほか
教 授	博士(工学)	神 野 健 哉	「非線形工学特論」ほか
教 授	博士(学術)	於 保 茂	「電子制御工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	宇賀神 守	「アナログ集積回路特論」ほか
教 授	工学博士	辻 村 泰 寛	「情報システム信頼性特論」ほか
教 授	博士(工学)	山 地 秀 美	「進化システム特論」ほか
教 授	博士(理学)	吉 野 秀 明	「情報ネットワーク工学特論」ほか
教 授	博士(工学)	吉 田 清	「電気電子計測特論」ほか
教 授	博士(情報理工学)	佐 藤 進 也	「情報検索特論」ほか
教 授	博士(学術)	生 駒 哲 一	「ソフトコンピューティング特論」ほか
教 授	博士(工学)	上 野 貴 博	「電気機器制御特論」ほか
教 授	博士(情報学)	平 栗 健 史	「マルチメディア通信特論」ほか
教 授	博士(工学)	高 瀬 浩 史	「無線通信システム工学特論」ほか
教 授		石 原 次 郎	「写真メディア特論」ほか
准 教 授	博士(理学)	北久保 茂	「グラフ理論特論」ほか
准 教 授	Ph.D.	神 林 靖	「プログラム意味解析特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	糸 野 文 洋	「クラウドコンピューティング特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	松 田 洋	「教育工学特論」ほか
准 教 授	博士(学術)	江 藤 香	「認知インターフェース特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	中 村 一 博	「論理回路特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	勝間田 仁	「グループウェア特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	木 許 雅 則	「適応信号処理特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	竹 村 暢 康	「電磁波工学特論」ほか
准 教 授	博士(学術)	大 橋 裕 太 郎	「コンピュータゲーム設計特論」ほか
准 教 授	博士(工学)	木 村 貴 幸	「自律分散システム特論」ほか
教 授	博士(理学)	衛 藤 和 文	「応用数学特論 1」ほか

建築デザイン学専攻

目的・目標

建築デザイン学専攻は、建築をさまざまな視点から捉え、よりよい建築空間、生活環境ならびに地域環境を、次世代に伝達することのできる建築家、建築技術者および研究者を養成します。この目的を達成するため、プロジェクト・ベースト・ラーニング (PBL) を基本とする実践的教育プログラムを整備するとともに、各学問分野の科目を幅広く提供します。

アドミッションポリシー

建築デザイン学専攻が求める入学者は、本専攻が掲げる教育方針に共感し、幅広い建築的能力と創造性を備えようと志す意欲にあふれた人です。このため、建築における実践的な学びに対する意欲や行動力を、入学者選抜の指針として重視します。

カリキュラムポリシー

本専攻が対象とする専門領域は、以下の4領域です。「設計・計画」空間デザインの視点で建築からインテリア・家具までの設計とその基礎になる研究、あるいはライフスタイルや地域計画の視点でまちづくりに関する研究や実践的活動に取り組

みます。「歴史」住宅、都市、さらに文化環境の視点から、建築史学およびそれらに基づく保存・再生や復原設計に関する研究やプロジェクトに取り組みます。「構造・材料」構造力学および構造デザインの視点から、建築物の構造や架構法、ディテール等の技術を研究し、また建築材料の視点から、建築部位や家具の材料性能について研究します。「環境・設備」環境・設備の視点から、建築・地域および都市の温熱環境について研究します。

1. 1年次に専門の講義科目を数多く設けています。これらの科目は、扱う対象のスケールや性格に応じて、「建築・都市環境デザイン分野」「住環境デザイン分野」「福祉環境デザイン分野」の3分野に大別しています。
2. 1年次にPBL科目『建築・都市環境デザインプロジェクト』『住環境デザインプロジェクト』『福祉環境デザインプロジェクト』を設け、設計・計画、歴史、構造・材料、環境・設備など異なる専門領域のコラボレーションを通して、建築空間や家具などの具体的な成果物を創作する能力を育成します。
3. 一級建築士の受験資格に係る大学院での実務経験のために「インターンシップ科目」を設けています。具体的な建築の設計やプロジェクト等の課題を継続的に体験し、設計および工事監理の実務的な能力を培います。
4. 関連分野に関する基礎的素養の涵養に配慮し、共通科目として「応用数学特論」を1年次に配置しています。
5. 「特別研究」「特別研究（修士設計）」において、入学時から指導教員の下で研究・設計に取り組み、修士論文あるいは修士設計を完成させ、発表します。

ディプロマポリシー

本専攻は、以下のような知識と能力を身につけ、必要な授業科目、PBL科目および「特別研究」を修得した学生に「修士（工学）」の学位を授与します。

1. 知識と技術に裏打ちされた状況把握能力、判断力、想像力、発想力などの柔軟な思考力。
2. 「特別研究」における修士論文あるいは修士設計のとりまとめを通して得られた特定分野の深い知識と研究力、課題設定・問題解決・立案実行能力、総合的かつ実践的な建築デザイン力。

教 授	工学博士	白 石 一 郎	「建築構造設計学」ほか
教 授	工学博士	黒 津 高 行	「建築表現の手法」ほか
教 授	博士(工学)	川 村 清 志	「建築材料と人間工学」ほか
教 授	博士(工学)	小 川 次 郎	「都市建築の設計」ほか
教 授	博士(教育学)	瀬 戸 眞 弓	「福祉生活環境論」ほか
教 授	博士(工学)	三 坂 育 正	「建築環境設計論」
教 授	博士(工学)	那 須 秀 行	「木質構造設計論」ほか
教 授	博士(工学)	足 立 真	「建築空間の構成システム」ほか
教 授	博士(工学)	西 本 真 一	「組積造建築技術史特論」ほか
教 授	博士(工学)	佐々木 誠	「集合住宅計画論」ほか
准 教 授	博士(工学)	勝 木 祐 仁	「生活環境形成論」ほか
准 教 授	博士(工学)	樋 口 佳 樹	「住まい環境設計論」ほか
准 教 授	博士(工学)	吉 村 英 孝	「公共空間の設計」ほか
准 教 授	博士(工学)	菊 田 貴 恒	「建築材料性能論」ほか
准 教 授	博士(工学)	徐 華	「空間認知論」ほか
講 師		長 島 明 夫	「建築文化リテラシー」
教 授	博士(理学)	衛 藤 和 文	「応用数学特論1」ほか

博士前期課程専攻別授業科目および単位数

環境共生システム学専攻

学科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	週 時 間 数				担 当 教 員
			1 年		2 年		
			春	秋	春	秋	
生物資源工学	バイオマテリアル特論	2	2			教授 博士(工学) 伴 雅人	
	メディカルエンジニアリング特論	2		2		教授 博士(工学) 伴 雅人	
	ナノ・バイオシステム特論	2	2			教授 博士(理学) 佐野 健一	
	タンパク質工学特論	2		2		教授 博士(理学) 佐野 健一	
	エネルギー・環境システム特論	2	2			教授 工学博士 八木田浩史	
	システム理論特論	2	2			教授 工学博士 八木田浩史	
	ライフサイクル工学特論	2		2		教授 工学博士 八木田浩史	
	環境学特論	2		2		教授 工学博士 八木田浩史	
	環境施設マネジメント論	2	2			教授 博士(環境学) 雨宮 隆	
	環境プラントシステム特論	2		2		教授 博士(環境学) 雨宮 隆	
	量子化学特論	2	2			教授 博士(工学) 大澤 正久	
	光化学特論	2		2		教授 博士(工学) 大澤 正久	
	資源循環プロセス工学特論	2	2			教授 博士(工学) 内田 祐一	
	材料熱力学特論	2		2		教授 博士(工学) 内田 祐一	
	物理化学特論	2	2			准教授 博士(工学) 池添 泰弘	
材料電磁気学特論	2		2		准教授 博士(工学) 池添 泰弘		
機械材料学特論	2	2			教授 博士(工学) 竹内 貞雄		
電子材料学特論	2		2		教授 博士(工学) 飯塚 完司		
先端マテリアル特論	2	2			教授 工学博士 石川 豊		
機械エネルギーシステム	環境熱工学特論	2	2			教授 博士(工学) 丹澤 祥晃	
	自然エネルギー特論	2		2		教授 博士(工学) 丹澤 祥晃	
	交通現象解析特論	2	2			教授 Dr. Eng 鈴木 宏典	
	交通工学特論	2		2		教授 Dr. Eng 鈴木 宏典	
	機能性材料特論	2	2			教授 博士(工学) 安原 鋭幸	
	材料プロセス工学特論	2		2		教授 博士(工学) 安原 鋭幸	
	機能性流体工学特論	2	2			准教授 博士(工学) 桑原 拓也	
	応用数理工学特論	2		2		准教授 博士(工学) 桑原 拓也	
	新素材プロセス特論	2		2		教授 博士(工学) 渡部 修一	
	表面設計特論	2		2		休講	
持続社会システム	サステナブル建築特論	2	2			教授 博士(工学) 三坂 育正	
	都市環境システム特論	2		2		教授 博士(工学) 三坂 育正	
	木質構造設計論	2	2			教授 博士(工学) 那須 秀行	
	鋼構造設計論	2		2		教授 博士(工学) 那須 秀行	
	住まい環境設計論	2	2			准教授 博士(工学) 樋口 佳樹	
	建築熱環境特論	2		2		准教授 博士(工学) 樋口 佳樹	
	建築材料性能論	2	2			准教授 博士(工学) 菊田 貴恒	
	コンクリート材料特論	2		2		准教授 博士(工学) 菊田 貴恒	
プロジェクト・特別研究	生物応用デザインプロジェクトⅠ	2	6			伴 雅人、佐野 健一、安原 鋭幸、池添 泰弘、大澤 正久、白木 将、新倉 謙一	
	生物応用デザインプロジェクトⅡ	2		6		伴 雅人、佐野 健一、安原 鋭幸、池添 泰弘、大澤 正久、白木 将、新倉 謙一	
	社会環境デザインプロジェクトⅠ	2	6			八木田浩史、丹澤 祥晃、三坂 育正、鈴木 宏典、雨宮 隆、桑原 拓也、内田 祐一	
	社会環境デザインプロジェクトⅡ	2		6		八木田浩史、丹澤 祥晃、三坂 育正、鈴木 宏典、雨宮 隆、桑原 拓也、内田 祐一	
	特別研究Ⅰ	4			12	八木田浩史、丹澤 祥晃、三坂 育正、伴 雅人、佐野 健一、鈴木 宏典、雨宮 隆、安原 鋭幸、池添 泰弘、桑原 拓也、大澤 正久、内田 祐一、白木 将、新倉 謙一	
	特別研究Ⅱ	4			12	八木田浩史、丹澤 祥晃、三坂 育正、伴 雅人、佐野 健一、鈴木 宏典、雨宮 隆、安原 鋭幸、池添 泰弘、桑原 拓也、大澤 正久、内田 祐一、白木 将、新倉 謙一	
共通科目	応用数学特論 1	2	2			教授 博士(理学) 衛藤 和文	
	応用数学特論 2	2		2		教授 博士(理学) 衛藤 和文	
	応用数学特論 3	2	2			休講	
	応用数学特論 4	2		2		休講	

《修了要件》

「生物応用デザインプロジェクト」か「社会環境デザインプロジェクト」のどちらかを必ず履修し、特別研究8単位を必ず履修するとともに、指導教授の指導により、それ以外に授業科目18単位以上を履修すること。

《履修要件》

オープン履修科目(プロジェクト・特別研究、インターンシップを除く)は担当教員の承認を得て履修し、8単位を上限として修了要件に算入することができる。

機械システム工学専攻

学科 区分	授業科目	単 位 数	週 時 間 数				担 当 教 員
			1 年		2 年		
			春	秋	春	秋	
材料	機械材料学特論	2	2				教授 博士(工学) 竹内 貞雄
	新素材プロセス特論	2		2			教授 博士(工学) 渡部 修二
	電子材料学特論	2		2			教授 博士(工学) 飯塚 完司
	固体力学特論	2		2			准教授 博士(工学) 瀧澤 英男
	表面科学特論	2		2			准教授 博士(工学) 福田めぐみ
	応用材料学特論	2			2		渡部 修一、竹内 貞雄、飯塚 完司、 瀧澤 英男、福田めぐみ
	製品デザイン特論	2	2				教授 工学修士 大島 康彰
	人間生活特論	2		2			教授 修士(工学) 細田 彰一
	CAD/CAM工学特論	2		2			教授 博士(工学) 長坂 保美
	表面設計特論	2		2			休 講
計測・制御	メカトロニクス特論	2		2			教授 博士(工学) 中里 裕一
	ロボット機構学特論	2		2			教授 博士(工学) 樋口 勝
	応用設計学特論	2			2		大島 康彰、長坂 保美、中里 裕一、 細田 彰一、樋口 勝
	流体工学特論	2	2				准教授 工学博士 高木 茂男
	燃焼工学特論	2	2				教授 博士(工学) 中野 道王
	制御工学特論	2	2				教授 博士(工学) 張 暁友
	知的計測制御特論	2		2			教授 工学博士 吉澤 信幸
	IRTシステム特論	2	2				准教授 博士(工学) 滝田 謙介
	機能ロボティクス特論	2	2				准教授 博士(工学) 榎橋 康博
	ロボットビジョン特論	2		2			准教授 博士(工学) 田村 仁
加工	医用工学特論	2		2			准教授 博士(工学) 秋元 俊成
	計測工学特論	2	2				准教授 博士(工学) 石川貴一朗
	応用計測・制御特論	2			2		吉澤 信幸、中野 道王、張 暁友、高木 茂男、 榎橋 康博、滝田 謙介、田村 仁、秋元 俊成、 石川貴一朗
	塑性加工学特論	2	2				教授 博士(工学) 古閑 伸裕
	成形加工学特論	2	2				教授 博士(工学) 村田 泰彦
	機械加工学特論	2	2				教授 博士(工学) 神 雅彦
	マイクロ加工学特論	2		2			准教授 博士(工学) 野口 裕之
	生産工学特論	2	2				教授 博士(工学) 二ノ宮進一
	応用加工学特論	2			2		古閑 伸裕、村田 泰彦、神 雅彦、野口 裕之、 二ノ宮進一
	プロジェクト・特別研究	プロダクトデザインプロジェクトⅠ	2	6			
プロダクトデザインプロジェクトⅡ		2		6			大島 康彰、長坂 保美、古閑 伸裕、竹内 貞雄 村田 泰彦、高木 茂男、中野 道王、樋口 勝
次世代加工技術プロジェクトⅠ		2	6				渡部 修一、神 雅彦、野口 裕之、飯塚 完司、 張 暁友、二ノ宮進一、瀧澤 英男、福田めぐみ
次世代加工技術プロジェクトⅡ		2		6			渡部 修一、神 雅彦、野口 裕之、飯塚 完司、 張 暁友、二ノ宮進一、瀧澤 英男、福田めぐみ
ロボット創造プロジェクトⅠ		2	6				吉澤 信幸、中里 裕一、榎橋 康博、細田 彰一、 滝田 謙介、田村 仁、秋元 俊成、石川貴一朗
ロボット創造プロジェクトⅡ		2		6			吉澤 信幸、中里 裕一、榎橋 康博、細田 彰一、 滝田 謙介、田村 仁、秋元 俊成、石川貴一朗
特別研究Ⅰ		4			12		渡部 修一、吉澤 信幸、古閑 伸裕、竹内 貞雄、 大島 康彰、長坂 保美、高木 茂男、村田 泰彦、 中里 裕一、神 雅彦、野口 裕之、飯塚 完司、 中野 道王、榎橋 康博、張 暁友、細田 彰一、 二ノ宮進一、樋口 勝、滝田 謙介、瀧澤 英男、 福田めぐみ、田村 仁、秋元 俊成、石川貴一朗
特別研究Ⅱ		4			12		渡部 修一、吉澤 信幸、古閑 伸裕、竹内 貞雄、 大島 康彰、長坂 保美、高木 茂男、村田 泰彦、 中里 裕一、神 雅彦、野口 裕之、飯塚 完司、 中野 道王、榎橋 康博、張 暁友、細田 彰一、 二ノ宮進一、樋口 勝、滝田 謙介、瀧澤 英男、 福田めぐみ、田村 仁、秋元 俊成、石川貴一朗
共通科目	応用数学特論	1	2	2			教授 博士(理学) 衛藤 和文
	応用数学特論	2	2	2			教授 博士(理学) 衛藤 和文
	応用数学特論	3	2	2			休 講
	応用数学特論	4	2	2			休 講

《修了要件》
「プロダクトデザインプロジェクト」か「次世代加工技術プロジェクト」若しくは、「ロボット創造プロジェクト」のいずれかを必ず履修し、特別研究8単位を必ず履修するとともに、指導教授の指導により、それ以外の授業科目18単位以上を履修すること。
《履修要件》
オープン履修科目(プロジェクト・特別研究、インターンシップを除く)は担当教員の承認を得て履修し、8単位を上限として修了要件に算入することができる。

電子情報メディア工学専攻

学科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	週 時 間 数				担 当 教 員			
			1 年		2 年					
			春	秋	春	秋				
エレクトロニクス	先端マテリアル特論	2	2				教授 工学博士	石川 豊		
	デバイスプロセス特論	2	2				教授 工学博士	石川 豊		
	電子物性特論	2	2				教授 博士(工学)	青柳 稔		
	半導体物性特論	2	2				教授 博士(工学)	青柳 稔		
	非線形工学特論	2	2				教授 博士(工学)	神野 健哉		
	複雑ネットワーク特論	2	2				教授 博士(工学)	神野 健哉		
	電子制御工学特論	2	2				教授 博士(学術)	於保 茂		
	情報制御システム特論	2	2				教授 博士(学術)	於保 茂		
	アナログ集積回路特論	2	2				教授 博士(工学)	宇賀神 守		
	アナログ集積回路応用特論	2	2				教授 博士(工学)	宇賀神 守		
	電気電子計測特論	2	2				教授 博士(工学)	吉田 清		
	電気接点特論	2	2				教授 博士(工学)	吉田 清		
	電気機器制御特論	2	2				教授 博士(工学)	上野 貴博		
	電気エネルギー工学特論	2	2				教授 博士(工学)	上野 貴博		
適応信号処理特論	2	2				准教授 博士(工学)	木許 雅則			
情報通信技術	群れ知能システム特論	2	2				休 講			
	情報システム信頼性特論	2	2				教授 工学博士	辻村 泰寛		
	計算知能工学特論	2	2				教授 工学博士	辻村 泰寛		
	情報ネットワーク工学特論	2	2				教授 博士(理学)	吉野 秀明		
	情報システム性能評価特論	2	2				教授 博士(理学)	吉野 秀明		
	ソフトコンピューティング特論	2	2				教授 博士(学術)	生駒 哲一		
	最適フィルタ状態推定特論	2	2				教授 博士(学術)	生駒 哲一		
	プログラム意味解析特論	2	2				准教授 Ph.D	神林 靖		
	エージェント技術特論	2	2				准教授 Ph.D	神林 靖		
	クラウドコンピューティング特論	2	2				准教授 博士(工学)	糸野 文洋		
	無線通信システム工学特論	2	2				教授 博士(工学)	高瀬 浩史		
	ユビキタスネットワーク特論	2	2				教授 博士(工学)	高瀬 浩史		
	認知インターフェース特論	2	2				准教授 博士(学術)	江藤 香		
	論 理 回 路 特 論	2	2				准教授 博士(工学)	中村 一博		
グループウェア特論	2	2				准教授 博士(工学)	勝間田 仁			
電磁波工学特論	2	2				准教授 博士(工学)	竹村 暢康			
マルチメディア	コンピュータグラフィックス特論	2	2				教授 博士(学術)	新藤 義昭		
	画像情報システム特論	2	2				教授 博士(学術)	新藤 義昭		
	進化システム特論	2	2				教授 博士(工学)	山地 秀美		
	コンピュータビジョン特論	2	2				教授 博士(工学)	山地 秀美		
	グラフィック理論特論	2	2				准教授 博士(理学)	北久保 茂		
	マルチメディア通信特論	2	2				教授 博士(情報学)	平栗 健史		
	アンテナ工学特論	2	2				教授 博士(情報学)	平栗 健史		
	教育工学特論	2	2				准教授 博士(工学)	松田 洋		
	写真メディア特論	2	2				教授	石原 次郎		
	情報検索特論	2	2				教授 博士(情報理工学)	佐藤 進也		
	Web情報処理特論	2	2				教授 博士(情報理工学)	佐藤 進也		
	コンピュータゲーム設計特論	2	2				准教授 博士(学術)	大橋裕太郎		
	自律分散システム特論	2	2				准教授 博士(工学)	木村 貴幸		
	プロジェクト・特別研究	次世代デバイス応用プロジェクトI	2	6				石川 豊、青柳 稔、上野 貴博、神林 靖、 北久保 茂、吉田 清、糸野 文洋、木村 貴幸		
次世代デバイス応用プロジェクトII		2	6				石川 豊、青柳 稔、上野 貴博、神林 靖、 北久保 茂、吉田 清、糸野 文洋、木村 貴幸			
次世代情報技術プロジェクトI		2	6				神野 健哉、於保 茂、宇賀神 守、 宇賀神 守、生駒 哲一、江藤 香、 竹村 暢康、木許 雅則			
次世代情報技術プロジェクトII		2	6				神野 健哉、於保 茂、宇賀神 守、 宇賀神 守、生駒 哲一、江藤 香、 竹村 暢康、木許 雅則			
次世代メディア開発プロジェクトI		2	6				新藤 義昭、山地 秀美、高瀬 浩史、 松田 洋、中村 一博、佐藤 進也、			
次世代メディア開発プロジェクトII		2	6				新藤 義昭、山地 秀美、高瀬 浩史、 松田 洋、中村 一博、佐藤 進也、			
特別研究 I		4		12			石川 豊、於保 茂、辻村 泰寛、神野 健哉、 吉野 秀明、宇賀神 守、青柳 稔、吉田 清、 新藤 義昭、山地 秀美、佐藤 進也、生駒 哲一、 上野 貴博、神林 靖、北久保 茂、平栗 健史、 江藤 香、勝間田 仁、高瀬 浩史、 松田 洋、中村 一博、竹村 暢康、 石原 次郎、大橋裕太郎、木村 貴幸			
特別研究 II		4		12			石川 豊、於保 茂、辻村 泰寛、神野 健哉、 吉野 秀明、宇賀神 守、青柳 稔、吉田 清、 新藤 義昭、山地 秀美、佐藤 進也、生駒 哲一、 上野 貴博、神林 靖、北久保 茂、平栗 健史、 江藤 香、勝間田 仁、高瀬 浩史、 松田 洋、中村 一博、竹村 暢康、 石原 次郎、大橋裕太郎、木村 貴幸			

学科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	週 時 間 数				担 当 教 員
			1 年		1 年		
			春	春	春	春	
共 通 科 目	応 用 数 学 特 論 1	2	2				教 授 博 士 (理 学) 衛 藤 和 文
	応 用 数 学 特 論 2	2		2			教 授 博 士 (理 学) 衛 藤 和 文
	応 用 数 学 特 論 3	2	2				休 講
	応 用 数 学 特 論 4	2		2			休 講

《修了要件》

「次世代デバイス応用プロジェクト」か「次世代情報技術プロジェクト」若しくは、「次世代メディア開発プロジェクト」のいずれかを必ず履修し、特別研究8単位を必ず履修するとともに、指導教授の指導により、それ以外の授業科目18単位以上を履修すること。

《履修要件》

オープン履修科目（プロジェクト・特別研究、インターンシップを除く）は担当教員の承認を得て履修し、8単位を上限として修了要件に算入することができる。

建築デザイン学専攻

学科目 区分	授 業 科 目	単 位 数	週 時 間 数				担 当 教 員		
			1 年		2 年				
			春	秋	春	秋			
設計・計画	都市建築の設計	2	2				教授	博士(工学)	小川 次郎
	福祉生活環境論	2	2				教授	博士(教育学)	瀬戸 真弓
	ユニバーサルデザイン設計論	2		2			教授	博士(教育学)	瀬戸 真弓
	建築空間の構成システム	2		2			教授	博士(工学)	足立 真
	集合住宅計画論	2	2				教授	博士(工学)	佐々木 誠
	地域設計論	2		2			教授	博士(工学)	佐々木 誠
	生活環境形成論	2	2				准教授	博士(工学)	勝木 祐仁
	福祉空間設計論	2		2			准教授	博士(工学)	勝木 祐仁
	公共空間の設計	2	2				准教授	博士(工学)	吉村 英孝
	空間認知論	2	2				准教授	博士(工学)	徐 華
歴史	街路空間設計論	2		2			准教授	博士(工学)	徐 華
	建築文化リテラシー	2		2			講師		長島 明夫
	近世の都市と村	2	2				休 講		
	歴史的建造物の復原設計	2		2			休 講		
	建築設計と構法	2	2				教授	工学博士	黒津 高行
	建築表現の手法	2		2			教授	工学博士	黒津 高行
構造・材料	組積造建築技術特論	2	2				教授	博士(工学)	西本 真一
	建造技術史と修復設計論	2		2			教授	博士(工学)	西本 真一
	建築構造設計学	2	2				教授	工学博士	白石 一郎
	鉄筋コンクリート構造特論	2		2			教授	工学博士	白石 一郎
	建築材料と人間工学	2	2				教授	博士(工学)	川村 清志
	建築設計と材料性能	2		2			教授	博士(工学)	川村 清志
	木質構造設計論	2	2				教授	博士(工学)	那須 秀行
	鋼構造特論	2		2			教授	博士(工学)	那須 秀行
	建築材料性能論	2	2				准教授	博士(工学)	菊田 貴恒
	コンクリート材料特論	2		2			准教授	博士(工学)	菊田 貴恒
環境・設備	建築環境設計論	2		2			教授	博士(工学)	三坂 育正
	都市環境設計論	2	2				休 講		
	住まい環境設計論	2	2				准教授	博士(工学)	樋口 佳樹
	建築熱環境特論	2		2			准教授	博士(工学)	樋口 佳樹
プロジェクト・特別研究	建築・都市環境デザインプロジェクトⅠ	2	6				小川 次郎、白石 一郎、吉村 英孝、徐 華		
	建築・都市環境デザインプロジェクトⅡ	2		6			小川 次郎、白石 一郎、吉村 英孝、徐 華		
	住環境デザインプロジェクトⅠ	2	6				那須 秀行、足立 真、西本 真一、勝木 祐仁、樋口 佳樹		
	住環境デザインプロジェクトⅡ	2		6			那須 秀行、足立 真、西本 真一、勝木 祐仁、樋口 佳樹		
	福祉環境デザインプロジェクトⅠ	2	6				瀬戸 真弓、黒津 高行、川村 清志、佐々木 誠、菊田 貴恒		
	福祉環境デザインプロジェクトⅡ	2		6			瀬戸 真弓、黒津 高行、川村 清志、佐々木 誠、菊田 貴恒		
	特別研究Ⅰ	4			12		白石 一郎、黒津 高行、川村 清志、小川 次郎、瀬戸 真弓、足立 真、那須 秀行、西本 真一、佐々木 誠、勝木 祐仁、樋口 佳樹、吉村 英孝、菊田 貴恒、徐 華		
	特別研究Ⅱ	4			12		白石 一郎、黒津 高行、川村 清志、小川 次郎、瀬戸 真弓、足立 真、那須 秀行、西本 真一、佐々木 誠、勝木 祐仁、樋口 佳樹、吉村 英孝、菊田 貴恒、徐 華		
	特別研究Ⅰ(修士設計)	4			12		小川 次郎、足立 真、黒津 高行、西本 真一、瀬戸 真弓、佐々木 誠、樋口 佳樹、吉村 英孝、徐 華		
	特別研究Ⅱ(修士設計)	4			12		小川 次郎、足立 真、黒津 高行、西本 真一、瀬戸 真弓、佐々木 誠、樋口 佳樹、吉村 英孝、徐 華		
インターンシップ	建築設計インターンシップ	4	4				小川 次郎		
	建築設計スタジオⅠ	2	2				小川 次郎、足立 真、吉村 英孝、徐 華		
	建築設計スタジオⅡ	2		2			小川 次郎、足立 真、吉村 英孝、徐 華		
共通科目	応用数学特論1	1	2	2			教授	博士(理学)	衛藤 和文
	応用数学特論2	2	2		2		教授	博士(理学)	衛藤 和文
	応用数学特論3	2	2		2		休 講		
	応用数学特論4	2		2			休 講		

《修了要件》

「建築・都市環境デザインプロジェクト(4単位)」か「住環境デザインプロジェクト(4単位)」若しくは、「福祉環境デザインプロジェクト(4単位)」のいずれかを必ず履修し、「特別研究」8単位または「特別研究(修士設計)」8単位を必ず履修するとともに、指導教授の指導により、それ以外の授業科目18単位以上を履修すること。

《履修要件》

オープン履修科目(プロジェクト・特別研究、インターンシップを除く)は担当教員の承認を得て履修し、8単位を上限として修了要件に算入することができる。

インターンシップ関連資料

日本工業大学 工学研究科 博士前期課程 建築デザイン学専攻 カリキュラム表

本学の工学研究科 博士前期課程 建築デザイン学専攻は、(財)建築技術教育普及センターより、各専門領域において所定の単位数を修得することで、実務経験年数1年とみなすことが認められています。

科目区分	新科目名	単位数	開講時期		担当者	専門領域		
			春	秋		意匠	構造	設備
演習・実験・実習	建築設計インターンシップ	4	○	○	小川	○	○	○
	建築設計スタジオⅠ	2	○		小川、足立、吉村、徐	○	○	○
	建築設計スタジオⅡ	2		○	小川、足立、吉村、徐	○	○	○
	特別研究(修士設計)Ⅰ	4	○		小川、足立、黒津、西本、瀬戸、佐々木、樋口、吉村、徐	○		
	特別研究(修士設計)Ⅱ	4		○	小川、足立、黒津、西本、瀬戸、佐々木、樋口、吉村、徐	○		
	建築・都市環境デザインプロジェクトⅠ	2	○		小川、白石、吉村、徐	○	○	○
	建築・都市環境デザインプロジェクトⅡ	2		○	小川、白石、吉村、徐	○	○	○
	住環境デザインプロジェクトⅠ	2	○		那須、足立、西本、勝木、樋口	○	○	○
	住環境デザインプロジェクトⅡ	2		○	那須、足立、西本、勝木、樋口	○	○	○
	福祉環境デザインプロジェクトⅠ	2	○		瀬戸、佐々木、黒津、川村、菊田	○	○	○
福祉環境デザインプロジェクトⅡ	2		○	瀬戸、佐々木、黒津、川村、菊田	○	○	○	
講義	都市建築の設計	2	○		小川	○		
	ユニバーサルデザイン設計論	2		○	瀬戸	○		○
	建築空間の構成システム	2		○	足立	○		
	街路空間設計論	2		○	徐	○		
	建築設計と構法	2	○		黒津	○	○	○
	建造技術史と修復設計論	2		○	西本	○	○	○
	福祉空間設計論	2		○	勝木	○		○
	地域設計論	2		○	佐々木	○		○
	公共空間の設計	2	○		吉村	○		
	建築構造設計学	2	○		白石		○	○
	建築設計と材料性能	2		○	川村		○	○
	木質構造設計論	2	○		那須		○	
	建築環境設計論	2		○	三坂		○	○
住まい環境設計論	2	○		樋口		○	○	

博士後期課程各専攻の概要

環境共生システム学専攻

目的・目標

自然の仕組みに学ぶ「生物応用」および自然と共生する社会・都市システムを創造する「社会環境デザイン」について、地球環境と人間社会の持続的な調和・共生を大局的に捉えながら、実用および基礎研究の両側面から挑戦することができる技術者・研究者を養成します。

<生物応用研究部門>

機械・電子工学、化学・生物学のより専門的な知識を身につけ、生物のもつ機能や形態を物理・化学の基礎現象まで掘り下げて考察することにより新しい材料や機械システムを生み出す研究開発や、生体材料を利用あるいは融合することで新しい機械システムや医療システムを生み出す研究開発などを通じて、材料設計・作製技術、分析・評価技術、システム構築技術などに関する専門知識と実践力を習得します。

<社会環境デザイン研究部門>

機械工学、エネルギー工学、建築学などのより専門的な知識を身につけ、地球システムや都市システムの物質循環とエネルギーフローを学ぶことで自然と共生する社会・都市システムを創造する社会システム設計技術の研究開発や、地球環境保全と持続可能社会形成を両立させる研究開発などを通じて、分析評価技術、システム構築技術、制度設計技術などに関する専門知識と実践力を習得します。

アドミッションポリシー

博士後期課程環境共生システム学専攻では、地球環境と人間社会の持続的な調和・共生という視点から技術の在り方を見つめ直そうとする提案力を持ち、「生物応用」および「社会環境デザイン」に関する専門知識の獲得と新規技術の開発創造をめざし研究活動に意欲的に取り組む人材を受け入れます。入学判定に際しては、修士論文の学術的貢献度および学会等における論文などの発表実績を重視します。

機械システム工学専攻

目的・目標

材料工学・設計工学・計測制御工学・生産加工学の各専門領域について、最先端の研究・技術開発に取り組むことが可能な技術者および研究者を養成します。さらに、高度の専門的知識と広い視野を合わせもち、急速に複雑化する機械工学の進展を見据え、これらの専門領域を統合・演繹できる創造的な研究能力と技術力を兼ね備えた人材を養成します。

<材料工学研究部門>

工業製品に飛躍的な性能向上をもたらす新材料を開発をするため、材料設計や表面改質技術の開発などに取り組み、各種環境規制に適合した材料開発に挑戦できる能力の習得を目的とします。

<設計工学研究部門>

製品設計を安全性、環境負荷、省資源など様々な視点から捉え、CAD/CAM/CAE を駆使した設計制御、高い機能や付加価値を有する機械製品やロボットなど、生産現場を刷新できる研究技術・開発力の習得を目的とします。

<計測制御工学研究部門>

高度制御技術、高機能計測システム、及び人工知能やロボット工学について研究し、さらにこれらを含めたシステムの応答・挙動のダイナミクスおよびその制御、についての研究開発力の習得を目的とします。

<加工学研究部門>

新素材並びに各種高機能材料の加工技術を、広範囲にわたって研究・開発をする能力を習得します。さらに、大量生産技術などに関する一連のものづくりの専門知識や次世代のものづくりを担う最先端加工技術の研究を通じて、加工機械の設計・制御、マイクロ・ナノ加工、精密計測などに関する研究開発力の習得を目的とします。

アドミッションポリシー

博士後期課程機械システム工学専攻は、生産現場に直結し、牽引する研究者・開発技術者を養成する目的から、高いレベルの専門知識ばかりでなく、リーダーシップに優れた人材を求めています。その指標として、修士論文の学術的成果と学会等における発表実績、さらには研究成果の社会的貢献度を重視します。

電子情報メディア工学専攻

目的・目標

電気工学、電子工学および情報工学に関連する技術は、近年たがいに強く関係しながら発展しています。このような状況に対応してエレクトロニクス、情報通信技術およびマルチメディアの3つの専門領域について、ハードウェアに関する視点とソフトウェアに関する視点を兼ね備え、世界の技術革新をリードできる広い視野と柔軟性を備えた、実践的開発技術者・創造的研究者を養成します。

<エレクトロニクス領域>

材料の生成方法の検討、新たな機能材料の創出とその応用、アナログ集積回路、制御理論、電気機器、電気接点など、電気電子機器を構成する材料やその特性に関する研究・開発に取り組みます。そして、社会・産業の基盤となるハードウェアとしてのエレクトロニクスに関する専門知識と実践力を習得します。

<情報通信技術領域>

無線伝送、情報理論、通信トラヒック理論、移動ソフトウェアエージェント等、情報通信では必要不可欠なシステムの研究・開発に取り組みます。そして、社会と暮らしへのコンピュータ応用を目指すソフトウェアとしての情報通信技術に関する専門知識と実践力を習得します。

<マルチメディア領域>

コンピュータグラフィックス、ソフトコンピューティング、計算知能化技術等、人間と情報システムの関わりを中心にした新たな技術創出に関する研究・開発に取り組みます。そして、多様な情報メディアとネットワークからなるマルチメディアに関する専門知識と実践力を習得します。

アドミッションポリシー

博士後期課程電子情報メディア工学専攻に進学するには、多様化する電子情報メディア工学分野の進展を見据え、自らの研究を客観的に位置付ける、広い視野が欠かせません。また、チームで研究するためのリーダーとしての資質も必要です。これらの指標として、修士論文の学術的成果のみならず、学会等における発表実績を重視します。

建築デザイン学専攻

目的・目標

建築計画、建築意匠設計、建築史、建築構造・材料、建築環境・設備の各専門領域における高度な専門性に加え、自ら課題を発見し、問題を整理・解決し、持てる知識と柔軟な発想を駆使して立案実行できる能力の開発、また、広い視野と深い洞察力のもと、異なる専門領域が協働する研究、創作、技術開発においても実践的に活動できる能力を習得し、次世代の研究分野や設計分野を切り拓き、新たな世界を提案できる、研究者、建築家、技術者を養成します。

<建築計画>

都市や地域における居住とその空間のあり方、ケアが求められる居住を含む建築空間やコミュニティのあり方を、建築計画や都市計画、地域計画、まちづくりの視点から分析し、保健・医療・福祉分野との連携において、調査・分析・提案する専門的な能力を習得します。

<建築意匠設計>

建築・都市・インテリア空間のデザイン特性とその背景について、社会・文化・技術との関わりから分析し、新たな認識のもとに空間を創造する提案能力を習得します。

< 建築史 >

歴史的な文化環境や建築のあり方を、世界的な視点で調査・研究し、その保存再生プロジェクトを実践する専門的な能力を習得します。

< 建築構造・材料 >

木質構造・鉄筋コンクリート構造・鉄骨構造およびその複合構造の耐震技術や耐久性向上の技術に関する研究・開発や実施・普及に資する専門的な能力を習得します。

< 建築環境・設備 >

建築や都市を対象とした環境問題について、問題発生の原理やメカニズム、要因を調査・分析し、適切な対策の検討とその効果の検証を通して、快適空間を創出する設計手法に関する提案能力を習得します。

アドミッションポリシー

博士後期課程建築デザイン学専攻が求める入学者は、本専攻が掲げる教育方針に共感し、幅広い建築的能力と創造性をもとに、次世代の研究分野や設計分野を開拓する高い志をもつ意欲あふれた人です。その可能性をはかる指標として、自らの提案を正確に伝えるプレゼンテーション能力と、修士論文の学術的成果、学会等における発表実績を重視します。

博士後期課程専攻別授業科目および単位数

【博士後期課程の修了要件】

博士後期課程では、単位制による授業は行わない。必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

【環境共生システム学専攻】

研究分野	単位数	指導教授
環境共生システム学特殊研究	0	教授 博士(環境学) 雨宮 隆
		教授 工学博士 成田 健一
		教授 工学博士 八木田 浩史
		教授 博士(工学) 伴 雅人
		教授 博士(工学) 丹澤 祥晃
		教授 博士(工学) 大澤 正久
		教授 博士(理学) 佐野 健一
		教授 Dr.Eng 鈴木 宏典
		教授 博士(工学) 内田 祐一
		教授 博士(工学) 白木 將一
		教授 博士(工学) 新倉 謙一

【機械システム工学専攻】

研究分野	単位数	指導教授
機械システム工学特殊研究	0	教授 工学博士 吉澤 信幸
		教授 博士(工学) 渡部 修一
		教授 博士(工学) 長坂 保美
		教授 博士(工学) 古閑 伸裕
		教授 博士(工学) 竹内 貞雄
		教授 博士(工学) 村田 泰彦
		教授 博士(工学) 中里 裕一
		教授 博士(工学) 神 雅彦
		教授 博士(工学) 中野 道王
		教授 博士(工学) 張 暁友
		教授 博士(工学) 飯塚 完司
		教授 博士(工学) 二ノ宮 進一

【博士後期課程の修了要件】

博士後期課程では、単位制による授業は行わない。必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

【電子情報メディア工学専攻】

研 究 分 野	単位数	指 導 教 授
電子情報メディア工学特殊研究	0	教 授 博士(学術) 新 藤 義 昭
		教 授 博士(学術) 於 保 茂
		教 授 博士(工学) 山 地 秀 美
		教 授 工学博士 石 川 豊
		教 授 博士(工学) 吉 田 清
		教 授 博士(理学) 吉 野 秀 明
		教 授 博士(工学) 宇賀神 守
		教 授 博士(工学) 青 柳 稔
		教 授 工学博士 辻 村 泰 寛
		教 授 博士(工学) 神 野 健 哉
		教 授 博士(情報理工学) 佐 藤 進 也
		教 授 博士(学術) 生 駒 哲 一
		教 授 博士(工学) 高 瀬 浩 史
		教 授 博士(工学) 上 野 貴 博
		教 授 博士(情報学) 平 栗 健 史
		准教授 Ph.D 神 林 靖

【建築デザイン学専攻】

研 究 分 野	単位数	指 導 教 授
建築デザイン学特殊研究	0	教 授 工学博士 白 石 一 郎
		教 授 工学博士 黒 津 高 行
		教 授 博士(工学) 小 川 次 郎
		教 授 博士(教育学) 瀬 戸 眞 弓
		教 授 博士(工学) 足 立 眞 行
		教 授 博士(工学) 那 須 秀 行
		教 授 博士(工学) 西 本 眞 一
		教 授 博士(工学) 佐々木 誠

論文審査手続要領

3. 修士論文および修士論文概要原稿の提出

(1) 修士論文（本論文）の提出

審査稿に審査過程での補訂を加えて、提出用の修士論文（本論文）を作成し、1部を学位授与式の2日前までに指導教授を経て教務課に提出する。

★論文題目、著者（専攻、番号、氏名）、指導教授（資格、氏名）を楷書体で明記する。

(2) 修士論文概要原稿の提出

修士論文の概要は「日本工業大学研究報告」に収録することが義務づけられている。次頁以降の「修士論文概要（原稿）の作成要領」によって作成し、修士論文（本論文）に添えて、学位授与式の2日前までに指導教授を経て教務課に提出する。

修士論文概要の作成要領

修士論文概要は、修士論文の審査が終了し論文が完備した時点で、「日本工業大学研究報告」に収録し、公にしなればなりません。その原稿を次に記載する要領でまとめ、**学位授与日2日前までに、教務課へ提出してください。**

1. 原稿は、図・表とともにA4サイズ、『**テンプレート**』* を使用して作成する。
 - * 本学Webサイト（『学内限定』→『教務課』→『研究報告』→『テンプレート』）
 この要領以外の事項（著作権規定など）は、本学Webサイトの『日本工業大学研究報告応募要綱・執筆要領』を原則として適用するので、参照すること。別刷りの印刷・配布は行わない。
2. 原稿は**4 ページの分量**とする。既刊の日本工業大学研究報告を参照し、図・表の大きさ等を調整する。
3. 原稿の書き方
 - (1) 要旨は和文・英文とも必要としない。
 - (2) 原稿の字数・行数・段組みは、**26字×48行×2段**とする。
 - 1 ページ目の冒頭に**標題・著者名・提出日（受理日）**を書く。
 - (3) 数式はできるだけ簡潔にする。文中に入る式は、1 行に収める工夫をする。
 - (4) 図の題は図の下に、表の題は表の上に活字で入れる。
 - 図・表の題および記入文字は、和文または英文とする。
4. 原稿の第1 ページ左下の注釈
 - 例えば、下記のようにする。
 - † 本論文の一部は・・・において発表
 - * 日本工業大学大学院博士前期課程・学専攻20・・・年・・・月修了（・・・研究室）
5. 参考文献
 - (1) 参考・引用文献は、本文所要個所の右肩に¹⁾ のように記し、文末に一括して記入する。
 - (2) 文献の表記法はそれぞれの所属学会の慣用による。
6. 謝辞について
 - 謝辞を書く場合は、本学教員に対する謝辞は割愛する。
7. 論文審査委員（必ず記述）
 - 論文審査委員の全員の氏名等は、論文の最後に必ず記述し、論文の分量に含める。
 - 記述事項は、論文審査委員の区分（主査、審査委員）、役職（教授、准教授など）、氏名である。
 - 審査委員の所属が学外の場合は、役職欄に所属・役職等を記入する。
 - 論文審査委員以外では論文作成過程で特に指導を仰いだ教員の氏名を併記してもよい（区分欄は空白）。
 - 記入例を以下に示す。
 - 論文審査委員**
 - 主査 教授 氏名
 - 審査委員 教授 氏名
 -
8. 原稿等の提出について
 - 提出書類と注意事項を下記に示す。
 - 修士論文概要（原稿）**
 - i) 報文種別「**修士論文概要**」は、原稿の先頭ページ左上の枠内に記述する。
 - ii) 原稿は、指導教授の承認を得た上で提出する。
 - iii) 提出原稿は、紙及び電子データの両方とする。電子データは、「元原稿及びフォント埋め込みPDFファイル」を原則とし、USBメモリ又はCDなどに格納する。
 - iv) 紙と電子データは、同じ原稿内容で作成する。（著者の誤り等によって、提出原稿の紙と電子データが異なる内容の場合には、「日本工業大学研究報告」の掲載内容は、提出原稿と不一致になる。）
 - v) 校正は行わないので、提出原稿のまま掲載される。

課程博士の学位申請手続要領

日本工業大学大学院工学研究科

(目的)

1. この要領は、日本工業大学学位規程に基づき、これを定める。

(書類審査の申請)

2. 博士の学位を受けようとする者（以下申請者という）は、書類審査申請書及び研究業績書を、指導教授を経て当該専攻幹事に提出する。

なお、優れた研究業績を有すると認められた者が修業年限を短縮し書類審査を受けようとする場合は、早期修了に係る書類審査申請書及び研究業績書を、指導教授を経て当該専攻幹事に提出する。

(書類審査)

3. 当該専攻幹事は、専攻会議を開催し、申請者の研究活動及びその成果の判定について、指導教授からの報告に基づき協議する。

(学位の申請)

4. 申請者は、指導教授から書類審査の終了の確認を得た上、次の書類等を研究科委員会に提出し、学位の申請を行う。

- | | |
|---|----|
| ① 論文審査申請書（所定用紙） | 1部 |
| ※早期修了に係る審査の場合は、その旨を明記。 | |
| ② 履歴書（所定用紙） | 1部 |
| ③ 研究業績書（当該論文に関連するもの） | 1部 |
| ④ 論文概要（和文、2千字程度、所定用紙） | 1部 |
| ⑤ 論文概要（欧文、5百語程度、所定用紙） | 1部 |
| ⑥ 論文（A4版用紙） | 1部 |
| ⑦ 論文の内容に印刷公表する予定のものを含む場合は、その印刷公表予定を確認するための証明書 | 1通 |

(論文の受理及び審査委員の選任)

5. 研究科委員会は、指導教授の所属する専攻会議の議を経て論文受理の可否を決定し審査委員を選任し、論文審査委員会設置の可否を諮る。

- (2) 専攻幹事は、前項の審議を行うために研究科委員会へ次の書類を各1部提出する。

- | |
|------------------------|
| ① 論文審査申請書（所定用紙） |
| ※早期修了に係る審査の場合は、その旨を明記。 |
| ② 履歴書 |
| ③ 研究業績書（当該論文に関連するもの） |
| ④ 論文概要（和文、2千字程度、所定用紙） |
| ⑤ 論文審査委員会の構成申請書（所定用紙） |
| ※早期修了に係る審査の場合は、その旨を明記。 |

- (3) 審査委員は、主査を含む5名以上とし、学外審査委員は学内審査委員の人数に満たない数とする。

(論文審査・最終試験の実施及び判定)

6. 論文審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、可否について判定する。

- (2) 論文審査は、論文を受理した日から12カ月以内に行わなければならない。

- (3) 最終試験は、次の方法によって行う。

- | |
|--|
| ① 研究能力の有無を判定するため、論文を中心としてこれに関連する科目についての口頭又は筆答試験。 |
| ② 専門の学術研究を行うのに十分な外国語の素養の有無を判断するため、論文審査委員会が指定する一つの外国語についての口頭又は筆答試験。 |

- ③ 論文審査委員会が指定する外国語は、英語、独語、仏語のうち1ヶ国語とする。
ただし、外国人にあっては日本語を含めることができる。
- (4) 在学年数及び修得単位数において、修了要件を充足しているかを確認する。

(公聴会の開催)

- 7. 主査は、当該専攻幹事を経て研究科委員長に公聴会の開催を申告する。
- (2) 研究科委員長は、2週間前に公聴会の開催日時を公示する。
- (3) 論文審査委員会は、公聴会終了までに、論文についての最終判定をする。

(審査報告及び学位授与の審議)

- 8. 研究科委員会は、論文審査委員会からの論文の審査及び最終試験についての報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。
- (2) 主査は研究科委員会に次の書類を提出する。
なお、優れた研究業績を有すると認められた者が修業年限を短縮し修了判定を受けようとする場合には、早期修了に係る判定である旨を、以下の書類に付すこと。
 - ① 博士論文の審査報告
 - ② 最終試験の結果報告
 - ③ 博士課程修了判定資料（在学年数及び修得単位数）
- (3) 学位授与の議決については、日本工業大学学位規程第11条第2項を適用する。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

論文提出による博士の学位申請手続要領

日本工業大学大学院工学研究科

(目的)

1. この要領は、日本工業大学大学院学則第28条第2項及び日本工業大学学位規程第5条第2項に基づき、論文提出による博士の審査手続等について定めることを目的とする。

(論文の提出・論文予備審査)

2. 博士課程を経ないで論文を提出して博士の学位を受けようとする者（以下申請者という）は、当該論文の分野に関連ある本大学院博士後期課程の研究指導にあたる教授又は准教授（以下指導教授という）に次の書類を提出し、予備審査の開催を申し込む。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 履歴書（所定用紙） | 1部 |
| ② 研究業績書（当該論文に関連するもの） | 1部 |
| ③ 論文（A4版用紙を原則とする） | 1部 |

- (2) 指導教授は、所属する専攻会議の議を経て、当該論文に関連する研究分野の研究指導担当教員と共に予備審査を実施する。

- (3) 指導教授は、論文予備審査終了後、審査の結果について専攻幹事を経て研究科委員長へ報告し、また教務課を経て申請者へ文書で通知する。

なお、論文の提出、論文予備審査は、随時行うことができる。

(学位の申請)

3. 申請者は、予備審査の結果学位の申請が認められた場合、指導教授の指示により、次の書類等を教務課を経て研究科委員会に提出し、学位の申請を行う。

- | | |
|---|----|
| ① 論文審査申請書（所定用紙） | 1部 |
| ② 履歴書（所定用紙） | 1部 |
| ③ 研究業績書（当該論文に関連するもの・A4版） | 1部 |
| ④ 論文概要（和文、2千字程度、所定用紙） | 1部 |
| ⑤ 論文概要（欧文、5百語程度、所定用紙） | 1部 |
| ⑥ 論文（A4版用紙を原則とする） | 1部 |
| ⑦ 予備審査確認書（指導教授が執筆、所定用紙） | 1部 |
| ⑧ 研究業績書の内容に印刷・公表する予定のものを含む場合は、それを確認するための証明書 | 1通 |
| ⑨ 本学以外の大学院等に当該論文で学位を申請していない旨の誓約書（所定用紙） | 1通 |
| ⑩ 審査料（審査料は別に定める） | |

- (2) 学位の申請は、随時行うことができる。

(論文の受理及び審査委員の選任)

4. 研究科委員会は、指導教授の所属する専攻会議の議を経て論文受理の可否を決定し審査委員を選任し、論文審査委員会設置の可否を諮る。

- (2) 専攻幹事は、前項の審議を行うために研究科委員会へ次の書類を各1部提出する。

- | |
|-----------------------|
| ① 論文審査申請書（所定用紙） |
| ② 履歴書（所定用紙） |
| ③ 研究業績書（当該論文に関連するもの） |
| ④ 論文概要（和文、2千字程度、所定用紙） |
| ⑤ 論文審査委員会の構成申請書（所定用紙） |

- (3) 審査委員は、主査を含む5名以上とし、学外審査委員は学内審査委員の人数に満たない数とする。

(論文審査及び公聴会の開催)

5. 主査は、論文審査委員会を開催し、論文の審査を行うと共に、公聴会を開催する。
- (2) 論文審査は論文を受理した日から、12カ月以内に行わなければならない。
 - (3) 主査は、当該専攻幹事を経て研究科委員長に公聴会の開催を申請する。
 - (4) 研究科委員長は、2週間前に公聴会の開催日時を公示する。
 - (5) 論文審査委員会は、公聴会の終了後、論文についての最終判定を行う。

(最終試験の実施及び判定)

6. 論文審査委員会は、最終試験を行い、可否について判定する。
- (2) 最終試験は、次の方法によって行う。
 - ① 研究能力の有無を判定するため、論文を中心としてこれに関連する科目についての口頭又は筆答試験。
 - ② 専門の学術研究を行うのに十分な外国語の素養の有無を判断するため、論文審査委員会が指定する一つの外国語についての口頭または筆答試験。
 - ③ 論文審査委員会が指定する外国語は、英語、独語、仏語のうち1ヶ国語とする。
ただし、外国人にあっては日本語を含めることができる。
 - ④ 外国に在住している者等についての最終試験は、論文受理の前でも、審査委員予定者によって行うことができる。
審査委員は、その結果に基づいて認定し、研究科委員会に報告することができる。

(審査報告及び学位授与の審議)

7. 研究科委員会は、論文審査委員会からの論文の審査及び最終試験についての報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。
- (2) 主査は研究科委員会に次の書類を提出する。
 - ① 博士論文の審査報告
 - ② 最終試験の結果報告
 - (3) 学位授与の議決については、日本工業大学学位規程第11条第2項を適用する。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。なお、この要領に関わる事務処理は教務課が行うものとする。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

博士論文のインターネット公表について

日本工業大学大学院
工学研究科

平成25年4月1日より施行された学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）により、博士の学位を授与された者は、印刷公表に代えて、インターネットを利用して博士論文を公表することとなりました。インターネットによる公表は授与大学の協力を得て行なうことになっており、本学ではLCセンターの「日本工業大学学術情報リポジトリ」（<http://lib.nit.ac.jp/>）にて博士論文を公表いたします。

つきましては、下記の要領に従い、電子データおよび確認書をご提出ください。

【学位規則の一部を改正する省令の施行等について】

●博士論文の公表

- 1 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（第9条第1項関係）
- 2 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。こと。（第9条第2項関係）
- 3 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。こと。（第9条第3項関係）

(1) 提出物

①博士論文（PDF）

※CD-R等に保存してご提出ください。

※インターネット公表できない場合は、内容の要約もご提出ください。（3）注意事項を参照

②博士論文公表確認書

(2) 電子媒体仕様

- ①電子媒体は、PDF/A（PDF1.4）を推奨とする。
- ②形式設定は、Acrobat5.0以上とする。
- ③データには、暗号化・パスワード設定・印刷制限等を行なわない。
- ④文字フォントは全て埋め込みとする。（外部フォントを使用しない）
- ⑤ページサイズはA4版（基本）、A3版（図等）とする
- ⑥1ページに表紙を付ける（別紙見本参照）

(3) 注意事項

博士論文のインターネット公表に際して第三者との紛争が生じることのないよう、博士学位受領者はあらかじめ関係者との調整等を行ってください。下記のようなやむを得ない事由があり、学位授与日から1年以内にインターネット公表できない場合は、当該博士の学位を授与した工学研究科等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約を公表することになります。

●学位規則の一部を改正する省令の施行等について（平成25年高等教育局長通知）より

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm

(3) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 1 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 2 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

(4) 補足

●学位論文表紙見本

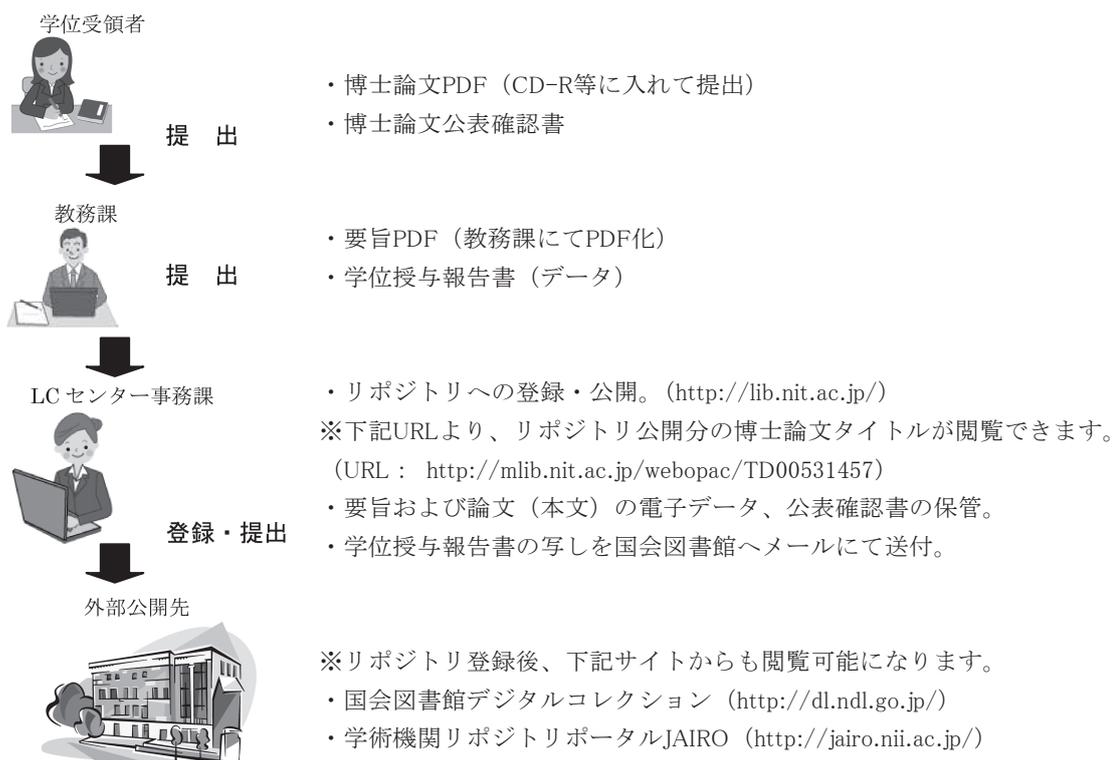
記載項目：①論題 ②発行年月 ③著者名 ④大学名

⑤著作権表示 (© あるいは copyright、発行年、著作権者名、All rights reserved

例：© 2012 Taro Nihon, All rights reserved.)

<p>①</p> <p>シナリオ*言語を用いた***システムの研究</p> <p>② 2015年3月</p> <p>③ 日工 太郎</p> <p>④ 日本工業大学</p> <p>⑤ Copyright© 2006 Hiroshi Matsuda, All rights reserved.</p>
--

●論文の提出から登録・公開の流れ（学位授与から1年以内）



●Q & A

Q 1、なぜPDF（PDF/A）が推奨されているのですか。

A、博士論文公開先でもある国会図書館がPDF（PDF/A（ISO 19005））を推奨していることもありますが、長期的な保存およびアクセシビリティ確保のため国際基準である上記仕様が適しています。

Q 2、PDF（PDF/A）の作り方がわかりません。

A、下記サイトをご参照下さい。

Acrobat

→ http://help.adobe.com/ja_JP/acrobat/using/WS58a04a822e3e50102bd615109794195ff-7b40.w.html

Word2007以降

→ <http://office.microsoft.com/ja-jp/word-help/HA102850064.aspx?CTT=1>

Q 2、博士論文を学術誌に掲載予定です。その場合は、インターネット公開できないのでしょうか。

A、掲載論文をインターネット公開するか否かは学会・出版社によって異なります。下記のサイトまたは、直接出版社等にご確認ください。

国内学協会：学協会著作権ポリシーデータベース <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

海外学協会：SHERPA/ROMEO <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

●参考ページ

・文部科学省：学位規則の一部を改正する省令の施行について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

博士論文 公表確認書

年 月 日

日本工業大学大学院
工学研究科委員長 殿

著者（自著） _____ 印

私が執筆した博士論文をインターネット公表することについて、下記の通り確認いたします。

【 公表方法 】 ※該当するものにチェックを入れてください。

公表区分： 全文公表 要約公表（1年以内に全文公表が難しい場合のみ要約にて公表）

公表開始日： 即日公表可能 平成 年 月 日より可能（1年以内に公表可能な場合）
 未定 もしくは 公表に1年以上かかる

【 公表内容 】

フリガナ			
著者氏名			
ローマ字			
題目（副題を含む）			
学位授与年月(予定)		取得学位	
主査氏名		研究科名	
著者 連絡先	住所		
	電話		
	E-mail		

【要約の公表について】

以下の「やむを得ない事由」により、博士論文のインターネット公表ができません。代わりに、要約を公表いたします。なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、論文（本文）をインターネット公表いたします。

(1) 該当する事由にチェックを入れてください。

- 立体形状による表現を含む等、技術的な問題のため。
- 著作権保護，個人情報保護等の理由のため。
- 出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係で，インターネット公表をすることが、学位授与者に明らかな不利益が生じるため。

掲載出版物)

※掲載された雑誌等の誌名・巻号・年月を記入してください。

- その他の理由

(2) (1)の理由により、インターネット公表を延期しておりますが、下記より全文公表可能です。

全文公表可能日： 年 月 日

大学院の学費等及び奨学金

学費納入について

1. 学費の納入について

学費の納入時期

学費の納入は、春学期・秋学期の年2回払になっております。

各学期の納入期限は次のとおりです。

区 分	春 学 期	秋 学 期
納入期限	平成29年4月10日（月）	平成29年10月2日（月）
備 考	新1年生は入学時	◇

学費の納入方法

- ①納入すべき学費については、『2. 平成29年度学費等一覧』をご参照ください。
- ②学費は本学所定の「振込依頼書」（記載金額が納入額）により、銀行等からお振込ください。
- ③平成28年度以前入学の学生については、毎年春学期分は3月中旬に、秋学期分は9月中旬迄に財務課から保証人（父母等）宛に各学期分の「振込依頼書」を郵送いたします。
- ④新1年生については、入学手続き時に春学期分の学費を納入済みですので、秋学期分の「振込依頼書」を9月中旬迄に財務課から保証人（父母等）宛に郵送いたします。

振込時の注意

- ①本学発行の「振込依頼書」をご使用の上、銀行窓口で手続きをしてください。やむを得ず、ATMまたはインターネットバンキング等により振込む場合は、キー情報となる整理番号・学生氏名を正確に入力の上、振込みしてください。
- ②金融機関において10万円を超える現金の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となりますのでご注意ください。尚、詳しくは、振込みを依頼する金融機関に問い合わせてください。
- ③学費納付に要する振込手数料は、納入者負担となります。ただし、本学発行の「振込依頼書」により、みずほ銀行本店、各支店窓口で振込手続きをされる場合は、振込手数料は不要です。

学費の延納

- ①経済的事情または特別な理由により学費を期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限日までに、本学所定の「学費等延納許可願」を提出してください。尚、学費が所定の手続きを経ずに未納の場合は、学則により除籍となりますのでご注意ください。
- ②「学費等延納許可願」には、その事由を具体的に記載して、本人及び保証人が各人自署捺印後、財務課に提出してください。学生が保証人欄に記載することは、原則認めません。保証人が自署捺印していないと判断される場合には、事情を学生本人にヒヤリングの上、直接保証人に財務課より連絡をとる場合もあります。「学費等延納許可願」用紙は財務課にあります。
- ③延納を許可される期間は、最長で春学期は7月10日・秋学期は1月10日（各学期とも金融機関の休業日にあたる場合は金融機関の翌営業日）です。この期間を超える延納は認められません。
- ④経済的な理由等により学費納入期限までに学費の納入が困難になった場合は、事由により奨学金貸与等の対象となる場合がありますので、速やかに学生支援課または財務課に相談してください。
- ⑤学費納入期限までに学費の納入がない場合は、その学期の試験が受けられないほか、図書の利用、各種証明書の交付も受けられません。

その他の注意

- ①1年次秋学期以降において、新学期（1年次秋学期以降の各学期）の開始日前日までに「退学願」を教務課に提出し、研究科委員会において承認された場合には、当該新学期の学費等の支払は免除されます。
- ②学期途中で、休学、退学する場合は、その学期の学費等を納入しなければなりません。（学費未納のままでの休学、退学は認められません。）但し、学期開始日前日までに「休学願」を教務課に提出された場合は、休学期間に応じた在籍料（各学期75,000円）のみの納付となります。
- ③「振込依頼書」はコンピュータで印字されます。出力される保証人（父母等）の住所・氏名等は、学生諸君が入学手続きの際に提出した書類にもとづき処理していますので、保証人の住所・氏名等の変更がある場合は、必ず「変更届」を学生支援課に提出してください。
- ④「振込依頼書」を紛失した場合は、財務課で「振込依頼書」再交付の手続きをとってください。

⑤留年者、休学者の復学時の「振込依頼書」は、新学期開始後に送付いたします。

⑥学則は学生諸君が大学に在籍する期間、学費納入をはじめとし、従うべき規則をまとめたものですので、必ず目をおしてください。(学則は年度により改訂されることがあります。)

2. 平成29年度学費等一覧

[博士前期課程]

(単位：円)

		納入区分 納入期限	春学期分	秋学期分	合 計
			平成29年 4 月10日	平成29年10月 2 日	
入学金・学費	*入 学 金		224,000	0	224,000
	授 業 料		315,000	315,000	630,000
	施設・設備拡充費		126,000	126,000	252,000
	実 験 研 究 費		55,500	55,500	111,000
	小 計		720,500	496,500	1,217,000
委託会費等	健 康 診 断 料		4,730	0	4,730
	災 害 傷 害 保 険 料		2,200	0	2,200
	*工友会(同窓会)会費		7,500	7,500	15,000
	小 計		14,430	7,500	21,930
合 計 (他学出身)			734,930	504,000	1,238,930
*合 計 (本学出身)			503,430	496,500	999,930
休学者	在 籍 料		75,000	75,000	150,000

[博士後期課程]

(単位：円)

		納入区分 納入期限	春学期分	秋学期分	合 計
			平成29年 4 月10日	平成29年10月 2 日	
入学金・学費	*入 学 金		224,000	0	224,000
	授 業 料		315,000	315,000	630,000
	施設・設備拡充費		126,000	126,000	252,000
	実 験 研 究 費		55,500	55,500	111,000
	小 計		720,500	496,500	1,217,000
委託会費等	健 康 診 断 料		4,730	0	4,730
	災 害 傷 害 保 険 料		2,200	0	2,200
	*工友会(同窓会)会費		5,000	5,000	10,000
	小 計		11,930	5,000	16,930
合 計 (他学出身)			732,430	501,500	1,233,930
*合 計 (本学出身)			503,430	496,500	999,930
休学者	在 籍 料		75,000	75,000	150,000

*入学金/工友会(同窓会)会費/合計(本学出身)について

本学出身者は、入学金が免除され、かつ、工友会(同窓会)会費は学部にて徴収済みのため、他学出身者と合計が異なります。

[備 考]

①入学金は、入学初年度だけ徴収します。

②授業料、施設・設備拡充費、実験研究費は、毎年度見直しが行われます。

③授業料、施設・設備拡充費、実験研究費は、年2回に分けて徴収します。

④委託会費等のうち、健康診断料、災害傷害保険料(学生教育研究災害傷害保険、学生団体傷害保険)は、毎年度の初めに徴収します。

⑤工友会(同窓会)会費は、年2回に分けて徴収します。(終身会費30,000円を分割して徴収します。)

(博士前期課程=終身会費30,000円÷2年間=15,000円/年)

(博士後期課程=終身会費30,000円÷3年間=10,000円/年)

奨 学 金 制 度

本学学生支援課で取り扱っている奨学金には、日本工業大学育英資金、日本工業大学工友会奨学金、日本学生支援機構奨学金、日本工業大学大川陽康奨学金がある。

(1) **日本工業大学育英資金**（貸与：返還時利子無し）

【貸与額】 出願した年度の学費の半額を上限とし、自己資金を差し引いた額

【出願資格】 1セメスター以上在籍し、他の奨学金を受けていないこと。当該学期の学費が未納である者。

【貸与方法】 学費に充当

【返還期間】 1年から最長5年

【募集時期】 7月・1月

(2) **日本工業大学工友会奨学金**（給付）

【給付年額】 200,000円（9月と3月の2回に分けて支給）

【出願資格】 本学に1年以上在籍する学部生および大学院生。卒業後、工友会会員として積極的に活動し、社会に貢献できる者。ほかに給付の奨学金を受けている者は不可。

【給付期間】 1年間（在学期間中1回限り）

【募集時期】 6月

(3) **日本学生支援機構奨学金**（平成28年度）

・ **日本人学生対象**（貸与）

【貸与額】 ○ **第一種奨学金**（無利子）

博士前期課程 88,000円／月額、50,000円／月額

博士後期課程 122,000円／月額、80,000円／月額

○ **第二種奨学金**（有利子）

5万円・8万円・10万円・13万円・15万円／月額

月額を自分で選択できる。

【出願資格】 人物が優れ、修学に充分耐え得る身体で、日本学生支援機構奨学金の基準を満たす者。

【出願期間】 4月

【返還免除】 日本学生支援機構の第一種奨学金については、「特に優れた業績による返還免除制度」があり、その内容により半額または全額免除の特典がある。学内選考後、機構へ推薦する。

【貸与期間】 採用時より卒業までの最短修業年限

【返還期間】 金額により最長20年

・ **留学生対象**（給付）

給付額 ○ **学習奨励費** 博士前期・後期課程とも 48,000円／月額

(4) **日本工業大学大川陽康奨学金**（給付）

対象学生 本学大学院入学予定者

詳細については在籍する学科にお問い合わせください。

工学部・大学院共通

学内規程・その他

- 日本工業大学ライブラリー&コミュニケーションセンター利用規程 (221)
- 日本工業大学研究生規程 (224)
- 日本工業大学科目等履修生取扱規程 (226)
- 日本工業大学編入学に関する規程 (228)
- 日本工業大学早期卒業に関する規程 (230)
- 日本工業大学工学部再入学に関する規程 (231)
- 日本工業大学大学院工学研究科再入学に関する規程 (233)
- 日本工業大学大学院工学研究科博士後期課程満期退学者の再入学に関する内規 (235)
- 日本工業大学ティーチング・アシスタント規程 (236)
- 日本工業大学資格等の試験合格による単位認定に関する規程 (238)
- 日本工業大学ハラスメント防止等に関する規程 (244)
- 日本工業大学育英資金貸与規程 (247)
- 日本工業大学学業奨励奨学金規程 (249)
- 日本工業大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程 (250)
- 日本工業大学学生弔慰・見舞金規程 (252)
- 学校法人日本工業大学 個人情報保護方針 (253)
- 学校法人日本工業大学 個人情報保護基本規程 (254)
- 学校法人日本工業大学 赤倉山荘 利用細則 (259)
- 日本工業大学後援会慶弔金・見舞金贈与規程 (260)
- 一般社団法人日本工業大学工友会定款 (261)
- 学生教育研究災害傷害保険 (266)
- 学生団体傷害総合保険 (267)
- 日本工業大学スチューデントセンター規程 (268)
- 日本工業大学スチューデントセンター使用細則 (269)
- 日本工業大学スチューデントラボ規程 (271)
- 日本工業大学学生等施設時間外使用規程 (273)
- 日本工業大学学生等施設時間外使用規程の運用について (275)

日本工業大学ライブラリー & コミュニケーションセンター利用規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学ライブラリー&コミュニケーションセンター規程第8条の規程に基づき、ライブラリー&コミュニケーションセンター（以下「LCセンター」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 LCセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部学生・大学院学生
- (2) 留学生別科生
- (3) 研究員・研究生・科目等履修生・委託学生・特別聴講生・ポストドクター
- (4) 公開講座受講生
- (5) 工友会会員
- (6) 定年退職教員・名誉教授
- (7) 私工大懇話会図書館連絡会加盟校学生
- (8) 本学園の職員
- (9) ㈱NITクリエイト職員
- (10) 地域住民及び地域在勤者
- (11) その他ライブラリー&コミュニケーションセンター長（以下「センター長」という。）が許可した者

(開館日)

第3条 LCセンターは、次の日を除き開館する。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律の定める休日
- (2) 年末・年始
- (3) 蔵書点検等図書の整理に必要な期間
- (4) 前号以外のセンター長が休館の必要を認めた日時

(開館時間)

第4条 LCセンターの開館時間を次のとおり定める。

- (1) 授業が行われる日 午前9時から午後8時30分
- (2) 授業の行われない日 午前9時から午後5時

2. 前項の開館時間は、必要に応じて変更することができる。

第2章 図書及びその他の資料（以下「図書」という。）の利用

(館内閲覧)

第5条 利用者は、開架書架及び保存書庫内の全ての図書を、LCセンター内で閲覧できる。

(館外貸出)

第6条 利用者は、図書について、学生証、身分証明書またはLCセンター利用カード（以下、「学生証等」という。）によって、館外貸出を受けることができる。

(貸出冊数及び貸出期間)

第7条 貸出冊数及び貸出期間については別に定める。

(貸出手続)

第8条 図書の館外貸出を受けるときは、学生証等を、担当者に提出または自動貸出機を利用して貸出を受けるものとする。

(貸出制限)

第9条 次の各号に掲げる図書の貸出は、原則として行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 新聞、雑誌及び視聴覚資料等
- (4) 指定図書
- (5) 製本雑誌
- (6) その他センター長が指定するもの

(特別貸出)

第10条 教育職員に限り、前条第1号、第2号、第5号等について特別貸出を認めることがある。

2. 特別貸出の貸出冊数と貸出期間は2冊14日以内とする。

(貸出予約)

第11条 貸出しを受けたい図書が貸出し中である場合、貸出予約申込書(様式第1)に必要事項を記入のうえ担当者に提出し、予約することができる。

(貸出更新)

第12条 引き続き同一図書の貸出しを受けたい場合は、返却予定日までに、図書と学生証等を担当者に提出し、手続きを行わなければならない。予約のある場合を除き、図書の貸出期間を更新することができる。

(貸出図書の返却)

第13条 貸出図書は、必ず貸出期間内に返却しなければならない。

2. 貸出期間内の返却を怠った場合は、一定期間、図書の貸出を受けることができない。

(貸出図書の転貸禁止)

第14条 貸出を受けた者は、当該貸出図書を他人に貸してはならない。

(弁済)

第15条 利用者が図書を紛失、破損又は汚損した場合には、速やかに、原則として同一図書をもって弁償しなければならない。

2. 紛失等が、不可抗力によるものと認められる場合は、弁済を免除することができる。
3. 前項の適用については、明瞭な反証のない限り、貸出を受けた者を該当者とみなす。

(長期貸出)

第16条 学科等に予算配分された教育研究経費によって購入された図書については、長期貸出を受けることができる。

2. 長期貸出を受けた者(以下「長期貸出者」という。)は、原則として年1回、貸出図書の点検を行うものとする。
3. LCセンターは、長期貸出中の図書に対して、他に閲覧希望がある場合、長期貸出者の利用状況を勘案のうえ、図書の活用を図ることができる。
4. 長期貸出図書の返却期限は設けない。ただし、利用が終了した図書は、返却することができる。
5. 長期貸出者が退職等で職員の身分を失うときは、一括返却しなければならない。その場合の返却手続きについては別に定める。

(貸出の停止・返却)

第17条 センター長は点検、整理その他必要に応じて図書の貸出を一時停止、または貸出中の図書を臨時に返却させることができる。

(図書の複写)

第18条 利用者は、著作権関連法令の範囲内で図書の複写をすることができる。

(レファレンス・サービス)

第19条 利用者は、次に掲げるレファレンス・サービスを受けることができる。

- (1) 資料・文献の所在・所蔵・利用に関する調査・案内
- (2) 特定の事項に関するLCセンター所蔵資料を使った調査・案内

(図書館相互協力サービス)

第20条 LCセンターは、利用者の教育・研究に資するため、他大学図書館等の学外機関(以下「学外機関」という。)との協定等に基づき、相互利用の便宜を図る。

2. 利用者は、LCセンターに求める資料がない場合には、次に掲げる図書館相互協力サービスを受けることができる。
 - (1) 学外機関への利用紹介状の発行
 - (2) 学外機関への文献複写申込
 - (3) 学外機関への資料貸出申込
3. 学外機関への相互協力サービスは、LCセンター利用者の教育・研究に支障がない範囲で行う。

(購入希望図書)

第21条 センターに所蔵を希望する図書がある場合は、希望図書購入申込書(様式第2)に必要事項を記入のうえ担当者に提出する。

第3章 施設と設備の利用**(施設と設備の利用)**

第22条 利用者は、次に掲げる施設、設備を利用することができる。

- (1) マルチメディア教室
- (2) 第1・第2・第3ゼミ教室
- (3) 第1・第2・第3学習コーナー
- (4) 映像学習コーナー

2. 前項の施設・設備の利用の手続きについては別に定める。

第4章 利用マナー・遵守事項

(利用マナー・遵守事項)

第23条 利用者は、他の利用者に不快感を与えたり、迷惑をかけることのないよう、マナーに十分心がけ、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること
- (2) 喫煙をしないこと
- (3) 所定の場所以外では、飲食をしないこと
- (4) 携帯電話での通話をしないこと
- (5) 図書、機器等を断りなく持ち出さないこと
- (6) 図書、機器類は丁寧に扱うこと
- (7) その他、マナーに欠けると思われる行為をしないこと

(利用の停止・禁止)

第24条 センター長は、この規程に従わない利用者に対して、一部又はすべてのLCセンター利用を一定期間、停止することができる。

第5章 雑則

(地域住民及び地域在勤者の利用)

第25条 地域住民及び地域在勤者の利用については、別に定める。

(その他)

第26条 この規程に定めのない事項については、センター長が定める。

付 則

- 1 この規程は平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い日本工業大学図書館利用規程は廃止する。

付 則

この規程は平成22年10月28日から施行する。

付 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

	貸出冊数	貸出期間
学部学生（1～3年生） 留学生別科生 科目等履修生 研究生 委託学生 学内研究員・協力研究員・受託研究員 特別聴講生 公開講座センター受講生	5冊	14日
学部4年生 大学院生 特別研究員 ポストドクター	10冊	30日
専任教員・非常勤教員	10冊	30日
その他の職員	4冊	30日
定年退職教員 工友会会員 私工大懇話会図書館連絡会加盟校学生 日本工業大学サービスセンター職員	2冊	14日
センター長が許可した者	4冊	30日

日本工業大学研究生規程

(趣旨)

第1条 本規程は、日本工業大学（以下「本学」という。）の学則第62条第2項の規定に基づき、研究生の修学手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

(研究生)

第2条 研究生は、本大学において特定の研究課題について、本学教員の指導（この教員を「指導教員」という。）を受け研究を行う。

(出願資格)

第3条 本学の研究生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ研究に必要な学力を十分に有する者とする。

- (1) 大学を卒業又は卒業見込みの者
- (2) 本学において前号と同等以上の学力があると認めた者

(修学期間)

第4条 研究生の研究期間は、次の2期を単位とする半年間または1年間とする。

- 春学期 4月1日から9月20日まで
秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2. 前項に関わらず、本学が研究上の必要を認めた場合は、研究期間の半年間又は1年間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第5条 研究生として出願する者は、本学の指定する期間内に、入学検定料30,000円を納付のうえ、所定の書類を提出して出願しなければならない。

(審査)

第6条 研究生の出願を受けた学科等は、書類審査の上、必要な者には面接を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2. 学科等での審査の結果、学長に研究生として推薦される者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。
- (1) 専門分野に関する基礎的知識を有するにたる経歴であること
 - (2) 研究課題及び研究内容に関する十分な学力を有していること
 - (3) 外国人については、必要とされる日本語能力を有していること

(許可)

第7条 学長は、当該学科等の審査に基づき、教授会の議を経て、研究生となることを許可する。

(入学手続)

第8条 研究生として許可された者は、次条に規定する研究許可料、及び研究料を本学の指定する期間内に納入しなければならない。

2. 大学を卒業見込みの者は卒業したことを証する書類を提出しなければならない。
3. 前2項の手続を終えた者には、研究許可証（入学許可証）を交付する。
4. 所定期間内に、第1項及び第2項の手続が完了しない場合は、研究生としての許可を取り消す。

(研究料等)

第9条 研究許可料は、20,000円とする。

2. 研究料は、一の学期につき180,000円とし、全ての学期において所定の期日までに前納しなければならない。

(実験実習費)

第10条 研究生の実験実習等に要する費用は本人の負担とする。

(納付金の返還)

第11条 既納の入学検定料、研究許可料、研究料、実験実習費は、事由の如何を問わず返還しない。

(研究許可料の免除)

第12条 本学工学部を卒業している研究生については、研究許可料を免除することができる。

(研究生身分証明書)

第13条 研究生には、研究生身分証明書を交付する。

(外国人登録証明書の提出)

第14条 研究生として許可された外国人は、所定の期日までに外国人登録証明書を提出しなければならない。

2. 前項の外国人登録証明書を所定の期日までに提出しない場合は研究生としての許可を取り消す。

（研究関連科目の履修）

第15条 研究生で、本学工学部又は大学院の授業科目の履修を必要とする者は、別途科目等履修生としての出願を行わなければならない。

（延長手続）

第16条 研究期間の延長を希望する者は、研究期間延長願を学長に提出しなければならない。

2. 外国人留学生の場合は、前項の書類のほかに第14条第1項に定める書類を添えなければならない。

（延長許可）

第17条 研究期間の延長は、学長が教授会の議を経て許可する。

（研究報告書の提出）

第18条 研究生は、研究期間の終了に際して、研究報告書を学長に提出しなければならない。

（研究等の証明）

第19条 研究生又は研究生であった者が、研究期間及び研究事項に係る証明を願い出た場合には、これに関する証明書を交付する。

（退学）

第20条 研究期間の中途において退学しようとする者は、学科等の承諾を得て、学長に願い出なければならない。

（除籍）

第21条 次の各号に該当する研究生は、除籍する。

- (1) 研究料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 正当な理由なく指導教員との連絡を絶ち、研究を放棄したとみなせる者

（懲戒）

第22条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は懲戒する。

（懲戒の種類）

第23条 懲戒処分の種類は、戒告又は退学とする。

（様式）

第24条 この規程に定める願書等の様式は、別に定める。

（準用）

第25条 研究生に関し、この規程に定めのないことについては、本学学生に関する規定を準用する。

付 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年8月30日一部改定
- 3 平成4年4月1日一部改定
- 4 平成9年4月1日一部改定
- 5 平成11年4月1日一部改定
- 6 平成12年4月1日一部改定
- 7 平成18年4月1日一部改定

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

日本工業大学科目等履修生取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学学則第60条及び第63条の規定並びに日本工業大学大学院学則第48条の規定に基づき、科目等履修生の修学手続及び学費等に関する必要事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 科目等履修生とは、日本工業大学（以下「本大学」という。）工学部又は日本工業大学大学院（以下「本大学院」という。）において単位の取得を目的とし、一又は複数の科目を履修する者をいう。

(出願資格)

第3条 本大学工学部に科目等履修生として出願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学学則第30条に規定する者
- (2) 本大学工学部の科目を履修する能力があると本大学が認めた者

2. 本大学院に科目等履修生として出願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学院学則第30条に規定する者
- (2) 本大学院の科目を履修する能力があると本大学院が認めた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として出願する者は、本大学の指定する期間内に、検定料15,000円を納付のうえ、必要な書類を教務課に提出しなければならない。

(履修科目)

第5条 履修できる科目は次の科目中1又は数科目とする。

- (1) 本大学工学部の授業科目。ただし、実験実習及び演習科目を除く。
- (2) 本大学院工学研究科の授業科目。ただし、実験実習及び演習科目を除く。
- (3) 教職に関する専門科目。

(選考方法)

第6条 科目等履修生の選考については、次の手続によるものとする。

- (1) 当該科目担当教員において書類審査のうえ、必要な者には面接を行いその結果を教務課に送付する。
- (2) 必要に応じて本大学校医の健康診断を受けさせることがある。

2. 学長は、当該担当教員の報告及び校医の健康診断に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て科目等履修生として許可するものとする。

(科目等履修生許可通知)

第7条 科目等履修生として許可された者には本大学から本人あてに通知する。

(学費等)

第8条 科目等履修生として許可された者は、履修許可料20,000円及び当該履修料1単位につき30,000円を所定の期日までに財務課に納入しなければならない。

2. 第4条及び前項に定める学費等について、本大学が必要と認める場合は免除することがある。

(履修期間)

第9条 履修期間は1か年以内とする。ただし、引き続き履修を認めることがある。

(納付金の返還)

第10条 既納の検定料、許可料、履修料は事由の如何を問わず、返還しない。

(証明書の交付等)

第11条 科目等履修生がその履修した科目について試験を受け合格した時は、その科目の単位を授与し、願出により履修証明書又は単位修得証明書を交付する。

(準用)

第12条 科目等履修生に関し、学則及びこの規程に定めのないことについては、正規の学生に関する規程を準用する。

付 則

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年11月18日一部改定
- 3 平成4年4月1日一部改定
- 4 平成5年4月1日一部改定

- 5 平成8年4月1日一部改定
- 6 平成9年4月1日一部改定
- 7 平成13年4月1日一部改定
- 8 平成18年4月1日一部改定
- 9 平成24年4月1日一部改定

日本工業大学編入学に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、日本工業大学学則第29条の規定に基づき、編入学に関して必要な事項を定める。

(編入学資格)

第2条 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 本学を卒業（卒業見込者を含む。）した者で、卒業した学科以外の学科に編入学を希望する者
- (2) 他の大学を卒業した者
- (3) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者
- (4) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
- (5) 短期大学を卒業した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 高等専門学校を卒業した者
- (8) 修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- (9) 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了若しくは卒業した者

(時期)

第3条 編入学できる時期は、学年又は学期の始めとする。

(出願)

第4条 編入学を志願する者は、指定の期日までに、別に定める入学検定料に所定の出願書類を添えて、学長に願いでなければならない。

(選考)

第5条 前条の志願者に対する選考は、書類審査、面接及び学力試験により行う。ただし、第2条第1号に該当する志願者については、学力試験を免除することがある。

2. 前項の選考は、教授会の議を経て行う。

(編入学手続及び編入学の許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、指定の期間中に別に定める学費等を納入し、所定の書類を提出して入学手続を行わなければならない。

2. 前項の入学手続を完了した者に編入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第7条 編入学を許可された者が既に修得した授業科目及び単位数については、本学の教育課程と照合の上、教授会の議を経て、既修得単位の一部又は全部を認定する。

(編入学年次の決定)

第8条 編入学させる年次は、前条の規定により認定された授業科目及び単位数並びに選考結果を勘案して決定する。

2. 第2条第8号の編入学資格を有する者が編入学する場合には、本学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修学年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、編入学年次を決定する。ただし、在学すべき期間は1年を下ってはならないものとする。

(在学期間)

第9条 編入学による学生の在学期間は、前条により決定された在学すべき年数の2倍を超えることはできない。

(適用学則等)

第10条 編入学を許可された者には、編入学年次の学則及び他の規程を適用する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

日本工業大学早期卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学学則第26条第2項の規定に基づき、大学院への進学を原則とする日本工業大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者（以下「成績優秀者」という。）を対象とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 前条の成績優秀者は、2年次終了時において、次の各号に該当する者とする。

- (1) 2年次終了時でのGPAが3.5以上であること。
- (2) 修得単位数が100単位以上である者、ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まない。
- (3) 学科教員により構成される「早期卒業のための指導教員会議」において、3年次から卒業研究の着手が可能と認められること。

2. 前項の成績優秀者のうち、早期卒業を希望する者は、2年次末までに所属する学科の学科主任を経て、学長に申し出るものとする。

3. 前項による申し出があったときは、所属学科の推薦を得て教授会において第1項の規定に基づく審査をし、適格の認定をしなければならない。

(早期卒業のための卒業研究、卒業計画の着手)

第4条 前条の規定により適格の認定を受けた学生は、本学学修規程第20条の規定にかかわらず、3年次から卒業研究、卒業計画を行うことができる。

(卒業の要件)

第5条 卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 本学で定める卒業に要する単位を124単位以上修得し、かつ、成績優秀であること。
- (2) 卒業研究、卒業計画の審査において優秀な成績で合格していること。

2. 教授会は、前項の要件について審査を行わなければならない。

(履修等の指導)

第6条 各学科は、第3条第3項により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たっては、適切な指導を行うこととする。

(卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は、3月又は9月とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、早期卒業に関し必要な事項は、各学科において別に定める。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

日本工業大学工学部再入学に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、日本工業大学学則第40条に基づき、再入学に関して必要な事項について定めることを目的とする。

（再入学の時期）

第2条 再入学の時期は、学籍を失った学期より1学期を経過した以降の学期の初めとし、かつ学籍を失った日より2年内とする。

（出願）

第3条 再入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類を添えて学長に願出しなければならない。

（出願できる学科）

第4条 再入学の出願ができる学科は退学前に在学していた学科とし、他の学科への再入学の出願は認めない。ただし、学科の再編等があった場合には、他学科への出願を認めることがある。

（選考）

第5条 前条の志願者に対する選考は、面接、書類審査及び学業への取組み状況等、ならびにこれらに基づいた各学科からの意見を踏まえた上で、教授会にて審議する。

（選考料）

第6条 再入学の選考料は、30,000円とする。

（再入学手続及び再入学の許可）

第7条 第5条の選考に合格した者は、指定の期間中に第10条に定める学費等を納入した上、所定の書類を提出して再入学の手続きを行わなければならない。

2. 前項の入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

（既修得単位の認定）

第8条 再入学を許可された者が既に修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、その一部又は全部を認定できる。

（再入学学期・年次の決定）

第9条 再入学させる学期は春学期または秋学期とし、年次は原則として退学前に在籍していた年次またはそれ以下の年次とし、認定された授業科目及び単位数並びに選考結果を勘案して決定する。

（学費等）

第10条 再入学に際しての入学金については、再入学した時点の本大学学則に定める額の半額とする。

2. 入学金以外の学費については、前条により決定される年次に留年および休学等を経ずに在学する学生に適用される本大学学則に定める額と同額とする。

（修業年限）

第11条 再入学した者の修業年限は、第9条により決定される年次に相当する年数を在籍していたものとみなし、当該年数と再入学後の年数を通算して学則等を適用するものとする。

（在学年数）

第12条 再入学による学生の在学年数は、再入学を許可された年次以後の修業年限の2倍に相当する年数を超えることはできない。

（学費未納による除籍者の再入学）

第13条 学費未納により除籍となった者が再入学を志願する場合には、当該志願者の経済状況、除籍前の成績等を勘案し、出願を認めることがある。

2. 学費未納による再入学者の取り扱いについては、本規程を準用する。

（留学生の取扱い）

第14条 留学生で再入学を志願する者については、退学・除籍となった場合、在留資格喪失により、原則帰国しなければならないことから、パスポート等により、帰国または不法滞在の事実のないこと等を確認した後に出願を受理するものとする。

（事務取扱）

第15条 再入学に関する出願・選考の事務取扱は、教務部教務課が行う。

（その他）

第16条 この規程及び別に定めのない事項については、教授会の議を経て、学長が決定するものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「学費未納による除籍者の再入学の取扱いについて（平成18年12月14日教授会申し合わせ）」は廃止する。

付 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

日本工業大学大学院工学研究科再入学に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、日本工業大学大学院学則第39条に基づき、再入学に関して必要な事項について定めることを目的とする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学籍を失った学期より1学期を経過した以降の学期の初めとし、かつ学籍を失った日より2年以内とする。

(出願)

第3条 再入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類を添えて研究科委員長に願出しなければならない。

(出願できる専攻)

第4条 再入学の出願ができる専攻は退学前に在学していた専攻とし、他の専攻への再入学の出願は認めない。ただし、本大学院に専攻の再編等があった場合には、他専攻への出願を認めることがある。

(選考)

第5条 前条の志願者に対する選考は、面接、書類審査及び学業への取組み状況等、ならびにこれらに基づいた各専攻からの意見を踏まえた上で、研究科委員会にて審議する。

(選考料)

第6条 再入学の選考料は、30,000円とする。

(再入学手続及び再入学の許可)

第7条 第5条の選考に合格した者は、指定の期間中に第10条に定める学費等を納入した上、所定の書類を提出して再入学の手続きを行わなければならない。

2. 前項の入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第8条 再入学を許可された者が既に修得した授業科目及び単位数については、研究科委員会の議を経て、その一部又は全部を認定できる。

(再入学学期・年次の決定)

第9条 再入学させる年次は、原則として退学前に在籍していた年次またはそれ以下の年次とし、認定された授業科目及び単位数並びに選考結果を勘案して決定する。

(学費等)

第10条 再入学に際しての入学金については、再入学した時点の本大学院学則に定める額の半額とする。

2. 入学金以外の学費については、前条により決定される年次に留年および休学等を経ずに在学する学生に適用される本大学院学則に定める額と同額とする。

(標準修業年限)

第11条 再入学した者の標準修業年限は、第9条により決定される年次に相当する年数を在籍していたものとみなし、当該年数と再入学後の年数を通算して学則等を適用するものとする。

(在学期間)

第12条 再入学による学生の在学期間は、再入学を許可された年次以後の標準修業年限の2倍に相当する年数を超えることはできない。

(博士後期課程満期退学者の取り扱い)

第13条 博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、所定の単位を修得した後に退学することを満期退学という。

2. 満期退学した者（「満期退学者」という。）の取り扱いについては別に定める。

(学費未納による除籍者の再入学)

第14条 学費未納により除籍となった者が再入学を志願する場合には、当該志願者の経済状況、除籍前の成績等を勘案し、出願を認めることがある。

2. 学費未納による再入学者の取り扱いについては、本規程を準用する。

(留学生の取扱い)

第15条 留学生で再入学を志願する者については、退学・除籍となった場合、在留資格喪失により、原則帰国しなければならないことから、パスポート等により、帰国または不法滞在の事実のないこと等を確認した後に、出願を受理するものとする。

(事務取扱)

第16条 再入学に関する出願・選考の事務取扱は、教務部教務課が行う。

(その他)

第17条 この規程及び別に定めのない事項については、本大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

日本工業大学大学院工学研究科博士後期課程 満期退学者の再入学に関する内規

（目的）

第1条 本内規は、「日本工業大学大学院工学研究科再入学に関する規程」（以下、「規程」という。）第12条に基づき満期退学者の再入学に関する取扱いについて定めることを目的とする。

（適用条件）

第2条 本内規は、満期退学者が再入学後1年以内に学位論文が受理される可能性が大きいと研究科委員長が認めた場合についてのみ適用できるものとする。

（再入学の時期）

第3条 規程第2条にかかわらず満期退学者の再入学の時期は、満期退学した学期より1学期を経過した以降の学期の初めとし、かつ、満期退学した日より5年以内とする。

（学費等）

第4条 規程第10条にかかわらず満期退学者の入学金は20,000円とし、入学金以外の学費については、本大学院学則に定める額を徴収する。ただし、1年間に限りこれを免除することがある。

（修了に係る特例）

第5条 再入学後に学位論文が受理されたが、再入学後1年以内に当該論文の審査が終了せずに退学した者については、その退学後1年以内に当該論文の審査および最終試験に合格した場合に限り、再入学後の退学の日に遡って博士後期課程修了と認める。

付 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い「博士課程の再入学に関する申し合わせ事項」（平成5年2月20日研究科委員会承認）は、本内規施行の日をもって廃止する。

日本工業大学ティーチング・アシスタント規程

(趣旨)

第1条 日本工業大学（以下「本学」という。）における学部教育の充実を図るとともに、本学大学院工学研究科学生の教育経験と奨学に寄与するためティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の制度を設ける。

(職務)

第2条 TAは、各学科主任の監督の下、授業を担当する教員の指示に従い、以下の各号に定める教育補助業務に従事する。

- (1) 本学工学部において必要と認める授業の補助業務
- (2) 本学大学院工学研究科博士前期課程において必要と認める授業の補助業務
- (3) その他本学が特に必要と認める教育補助業務

(資格)

第3条 TAとなることのできる者は、本学工学研究科に在籍する学業・人物ともに優れた学生とする。ただし、前条第2号に定める業務に従事できる者は、博士後期課程に在籍する学生に限る。

(採用)

第4条 工学部の授業におけるTAの採用は、次の各号の手順に従う。

- (1) 各学科主任は、各授業科目で必要とするTAの人数を精選した上で、教務部長あてに届出て、承認・調整を受ける。
 - (2) 各学科主任は、前号で承認を受けたTAについて候補者を選定し、当該学生が所属する専攻幹事の承認を受けた上で、別紙1に定めるTA採用申請書を学長あてに提出する。
 - (3) 学長は、前号により申請されたTA候補者について、当該候補者が本学の教育に必要と認めた場合、理事長にTA採用の推薦を行う。
 - (4) 理事長は、前項により推薦された者について、TAとしての雇用の可否を決定する。
- 2 工学研究科博士前期課程の授業におけるTAの採用は、前項各号の定めを「各学科主任」を「各専攻幹事」に読替えた上で準用する。
- 3 その他採用に関する詳細は別に定める。

(雇用期間)

第5条 TAの雇用期間は当該年度限りとする。ただし、雇用契約は当該TAが博士前期課程または博士後期課程に在籍する期間に限り、連続して5年を超えない範囲で更新することができる。

(勤務時間)

第6条 TA一人あたりの勤務時間は、本学大学院工学研究科の学生としての学修に支障のない範囲とするため、原則として次の各号に示すコマ数を上限とする。

- (1) 各セメスターにつき6コマ
- (2) 各年度につき10コマ

(給与等)

第7条 TAの給与は、前後の準備作業等も含めて1コマあたり2,600円とし、勤務日の翌月20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日とする。

- 2 TAの交通費は支給しない。
- 3 その他、この規程に定めのない給与等の支給については日本工業大学給与規程に従う。

(退職)

第8条 TAが次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき
- (2) 本学大学院の学生としての学籍を失ったとき
- (3) 退職を願い出て承認されたとき

2 前項第3号の退職の願い出は、各学科主任を通じて学長あてに退職願を提出するものとする。

(解雇)

第9条 TAが次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、当該TAが補助を行う授業の履修学生又は大学に対し重大な損害を与えたとき。
- (2) 勤務態度又は勤務成績が著しく悪く、TAとして不適格と認められたとき。
- (3) 心身に故障を生じ、職務の遂行にたえられないと認められたとき。

(4) 組織の改廃その他財政上の事由等でやむを得ず事業を縮小するとき。

(5) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

(守秘義務)

第10条 TAは職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、教授会及び理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項については、教授会及び理事会の議を経て理事長が決定する。

付 則

本規程は平成27年4月1日から施行する。ただし、適用は平成27年度以降に本学大学院に入学する者に限り、平成26年度までに入学した者については、なお従前のおりとする。

日本工業大学資格等の試験合格による単位認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学学則第24条第1項の規定に基づき、「大学以外の教育施設等における学修」のうち、社会的評価を有する知識及び技能資格（以下、「資格等」という。）の審査に合格した者に対する単位認定について必要な事項を定める。

(資格等の名称、認定単位数、認定条件等)

第2条 単位認定の対象となる資格等の名称、認定条件、認定単位数及び対応する科目、学科は別に定める。

(単位認定の申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする者は、単位認定申請書に資格等の合格証書又は免許証の写しを添えて、所属する学科の学科主任を経て、学長に申し出なければならない。

2. 申請の時期は、1月及び7月とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(単位の認定)

第4条 単位の認定は、教授会の議決によるものとする。

(認定単位の取扱い)

第5条 認定された単位は、所定の卒業要件、卒業研究及び卒業計画着手条件、学修指導に係る修得単位数に算入することができる。

2. 認定された単位の成績評価は、「認定」とする。

3. 認定された単位とその科目は、GPA（グレードポイントアベレージ）並びに履修申告単位数の上限から除外する。

(事務取扱)

第6条 この規程に関する事務取扱いは、教務部教務課が当たる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

付 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。ただし、電気電子工学科について、平成15年度入学生から適用する。

付 則

1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

2 機械工学科については平成18年4月1日以降に在籍する学生から適用し、情報工学科については平成18年度入学生から適用する。

付 則

1 この規程は平成21年4月1日以降に在籍する学生から適用する。ただし、情報工学科については平成18年度入学生から適用する。

付 則

この規程は平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以降に在籍する学生から適用する。

付 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

別表1 資格等の名称、認定条件、認定単位数等

[機械工学科]

資格の名称等	実施法人、団体名	認定条件(注1)	級種と認定単位数(注2)	対応科目(注3)
機械設計技術者	(一社)日本機械設計工業会	試験合格	2級：6単位、3級：4単位	機械技術研修 (備考) 左欄による認定単位数のうち、12単位まで卒業要件単位数として算入することができる。
技術士	(公社)日本技術士会	1次試験合格	4単位	
一般計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	6単位	
環境計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	下記各4単位 ・環境計量士(濃度関係) ・環境計量士(騒音・振動関係)	
技能士	各都道府県 職業能力開発協会	実技合格 試験合格	1級：3単位(機械技能関連に限る) 2級：2単位(機械技能関連に限る) 3級：1単位(機械技能関連に限る)	
エックス線作業主任者	(公財)安全衛生技術試験協会	試験合格	4単位	
公害防止管理者	(一社)産業環境管理協会	試験合格	下記各4単位 ・大気関係(1種～4種)各種 ・水質関係(1種～4種)各種 ・騒音・振動関係 ・一般粉じん関係 ・特定粉じん関係 ・ダイオキシン類	
工業英語能力検定	(公社)日本工業英語協会	試験合格	1級：3単位、2級：2単位 準2級：2単位、3級：1単位	
情報処理技術者	独立行政法人 情報処理推進機構	試験合格	システム監査技術者試験：4単位 ITストラテジスト試験：4単位 システムアーキテクト試験：4単位 プロジェクトマネージャ試験：4単位 ネットワークスペシャリスト試験：4単位 データベーススペシャリスト試験：4単位 エンベデッドシステムスペシャリスト試験：4単位 情報処理安全確保支援士試験：4単位 ITサービスマネージャ試験：4単位 応用情報技術者試験：4単位 基本情報技術者試験：2単位 情報セキュリティマネジメント試験：2単位 ITパスポート試験：1単位	
デジタル技術検定	(公財)国際文化カレッジ	試験合格	1級(制御・情報)：2単位 2級(制御・情報)：1単位	
危険物取扱者	(一財)消防試験研究センター	乙種の内3種類以上の試験に合格	1単位	
電気工事士	(一財)電気技術者試験センター	試験合格 実技試験合格	1種：2単位 2種：1単位	
CAD利用技術者	(一社)コンピュータ教育 振興協会	試験合格	2次元CAD1級(機械)：2単位 2次元CAD1級(トレース)：1単位 2次元CAD2級：1単位 3次元CAD1級：2単位 3次元CAD準1級：1単位 3次元CAD2級：1単位	
溶接技能者	(一社)日本溶接協会	試験合格	基本級：1単位 専門級：2単位	

(注1) 試験合格の時期は、入学の前後は問わない。ただし、入学前に取得した資格は最大4単位まで認める。

試験合格には、試験合格または実務経験、その他による資格(免許)取得を含む。

(注2) 資格等の名称について、1つの欄の中に複数の級種がある場合、合格した最上位の1つのみの単位数を認定する。

(注3) 資格等による認定単位は、科目「機械技術研修」の単位として付与し、専門科目の修得単位とする。

但し、認定単位数のうち、最大12単位まで卒業要件単位数として算入することができる。

(注4) 認定された単位及びその科目は、GPA並びに履修申告単位数の上限から除外する。

資格等の名称、認定条件、認定単位数等

[ものづくり環境学科]

	資格の名称等	実施法人、団体名	認定条件(注1)	級種と認定単位数(注2)	対応科目(注3)
1	機械設計技術者	(一社)日本機械設計工業会	試験合格	2級：6単位、3級：4単位	環境技術資格認定(備考) 左欄による認定単位数のうち、12単位まで卒業要件単位数として算出することができる。
2	技術士	(公社)日本技術士会	1次試験合格	4単位	
3	一般計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	6単位	
4	環境計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	下記各4単位 環境計量士(濃度関係) 環境計量士(騒音振動関係)	
5	技能士	各都道府県職業能力開発協会	実技合格 試験合格	1級：3単位(機械技能関係に限る) 2級：2単位(機械技能関係に限る) 3級：1単位(機械技能関係に限る)	
6	エックス線作業主任者	(公財)安全衛生技術試験協会	試験合格	4単位	
7	公害防止管理者	(一社)産業環境管理協会	試験合格	下記各4単位 ・大気関係(1種～4種)各種 ・水質関係(1種～4種)各種 ・騒音・振動関係 ・一般粉じん関係 ・特定粉じん関係 ・ダイオキシン類	
8	工業英語能力検定	(公社)日本工業英語協会	試験合格	1級：3単位、2級：2単位 準2級：2単位、3級：1単位	
9	情報処理技術者	独立行政法人情報処理推進機構	試験合格	システム監査技術者試験：4単位 ITストラテジスト試験：4単位 システムアーキテクト試験：4単位 プロジェクトマネージャ試験：4単位 ネットワークスペシャリスト試験：4単位 データベーススペシャリスト試験：4単位 エンベデッドシステムスペシャリスト試験：4単位 情報処理安全確保支援士試験：4単位 ITサービスマネージャ試験：4単位 応用情報技術者試験：4単位 基本情報技術者試験：2単位 ITパスポート：1単位	
10	デジタル技術検定	(公財)国際文化カレッジ	試験合格	1級(制御・情報)：2単位 2級(制御・情報)：1単位	
11	危険物取扱者	(一財)消防試験研究センター	乙種の内3種類以上の試験に合格	1単位	
12	電気工事士	(一財)電気技術者試験センター	試験合格 実技試験合格	1種：2単位 2種：1単位	
13	CAD利用技術者	(一社)コンピュータ教育振興協会	試験合格	2次元CAD1級(機械)：2単位 2次元CAD1級(トレース)：1単位 2次元CAD2級：1単位 3次元CAD1級：2単位 3次元CAD準1級：1単位 3次元CAD2級：1単位	
14	溶接技能者	(一社)日本溶接協会	試験合格	基本級：1単位 専門級：2単位	
15	電気主任技術者	(一財)電気技術者試験センター	試験合格	1種：4単位、2種：3単位 3種：2単位	
16	エネルギー管理士	(一財)省エネルギーセンター	試験合格	熱管理士：3単位 電気管理士：3単位	
17	環境社会検定試験(eco検定)	東京商工会議所	試験合格	1単位(第6 Semesterまでに合格した場合)	

(注1) 試験合格の時期は、入学の前後は問わない。ただし、入学前に取得した資格は最大4単位まで認める。

試験合格には、試験合格または実務経験、その他による資格(免許)取得を含む。

(注2) 資格等の名称について、1つの欄の中に複数の級種がある場合、合格した最上位の1つのみの単位数を認定する。

(注3) 資格等による認定単位は、科目「環境技術資格認定」の単位として付与し、専門科目の修得単位とする。

但し、認定単位数のうち、最大12単位まで卒業要件単位数として算入することができる。

(注4) 認定された単位及びその科目は、GPA並びに履修申告単位数の上限から除外する。

資格等の名称、認定条件、認定単位数等

[創造システム工学科]

資格の名称等	実施法人、団体名	認定条件(注1)	級種と認定単位数(注2)	対応科目(注3)
機械設計技術者	(一社)日本機械設計工業会	試験合格	2級：6単位、3級：4単位	創造システム技術研修(備考) 左欄による認定単位数のうち、12単位まで卒業要件単位数として参入することができる。
技術士	(公社)日本技術士会	1次試験合格	4単位	
一般計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	6単位	
環境計量士	経済産業省産業技術環境局	試験合格	下記各4単位 環境計量士(濃度関係) 環境計量士(騒音振動関係)	
技能士	各都道府県職業能力開発協会	実技合格 試験合格	1級：3単位(機械技能関係に限る) 2級：2単位(機械技能関係に限る) 3級：1単位(機械技能関係に限る)	
エックス線作業主任者	(公財)安全衛生技術試験協会	試験合格	4単位	
放射線取扱主任者	原子力規制委員会	試験合格	1種：4単位、2種：2単位	
公害防止管理者	(一社)産業環境管理協会	試験合格	各4単位	
工業英語能力検定	(公社)日本工業英語協会	試験合格	1級：3単位、2級：2単位、準2級：2単位、3級：1単位	
情報処理技術者	独立行政法人情報処理推進機構	試験合格	システム監査技術者試験：4単位 ITストラテジスト試験：4単位 システムアーキテクト試験：4単位 プロジェクトマネージャ試験：4単位 ネットワークスペシャリスト試験：4単位 データベーススペシャリスト試験：4単位 エンベデッドシステムスペシャリスト試験：4単位 情報処理安全確保支援士試験：4単位 ITサービスマネージャ試験：4単位 応用情報技術者試験：4単位 基本情報技術者試験：2単位 情報セキュリティマネジメント試験：2単位 ITパスポート試験：1単位	
デジタル技術検定	(公財)国際文化カレッジ	試験合格	1級(制御・情報)：2単位 2級(制御・情報)：1単位	
危険物取扱者	(一財)消防試験研究センター	試験合格	乙種：1単位(3種類以上合格) 甲種：2単位	
毒劇物取扱者	各都道府県	試験合格	一般：1単位	
ME技術実力検定試験	(一社)日本生体医工学会	試験合格	2種：2単位	
電気工事士	(一財)電気技術者試験センター	試験合格 実技試験合格	1種：2単位 2種：1単位	
CAD利用技術者	(一社)コンピュータ教育振興協会	試験合格	2次元CAD1級(機械)：2単位 2次元CAD1級(トレース)：1単位 2次元CAD2級：1単位 3次元CAD1級：2単位 3次元CAD準1級：1単位 3次元CAD2級：1単位	
電気主任技術者	(一財)電気技術者試験センター	試験合格	1種：4単位、2種：3単位、3種：2単位	
エネルギー管理士	(一財)省エネルギーセンター	試験合格	熱管理士：3単位 電気管理士：3単位	
無線通信士、無線技術士	(公財)日本無線協会	試験合格	1級：4単位、2級：3単位、3級：2単位	
特殊無線技師	(公財)日本無線協会	試験合格	1級：2単位、2級：1単位	
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会	試験合格	伝送交換・線路：4単位	
電気通信設備工事担任者	(一財)日本データ通信協会	試験合格	総合職：2単位、1種：1単位 (AI、DD共1種合格は2単位)	
画像処理エンジニア検定	(公財)画像情報教育振興協会	試験合格	エキスパート：2単位、ベーシック：1単位	
弁理士	経済産業省 特許庁	試験合格	4単位	
知的財産管理技能検定	知的財産教育協会	試験合格	1級：4単位 2級：2単位	

(注1) 試験合格の時期は、入学前後は問わない。ただし、入学前に取得した資格は最大4単位まで認める。
試験合格には、試験合格または実務経験、その他による資格(免許)取得を含む。
(注2) 資格等の名称について1つの欄の中に複数の級種がある場合、合格した最上位の1つのみの単位数を認定する。
(注3) 資格等による認定単位は、科目「創造システム技術研修」の単位として付与し、専門科目の習得単位とする。但し、認定単位数のうち、最大12単位まで卒業要件単位数として算入することができる。
(注4) 認定された単位及びその科目は、GPA並びに履修申告単位数の上限から除外する。

資格等の名称、認定条件、認定単位数等

[電気電子工学科]

資格の名称等	実施法人、団体名	認定条件(注1)	級種と認定単位数(注2)	対応科目(注3)
電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	試験合格	1種：6単位 2種：4単位 3種：3単位	総合技術研修 (備考) 左欄による認定単位数のうち、12単位まで卒業要件単位数として算入する。
エネルギー管理士	(財)省エネルギーセンター	電気管理士試験合格	電気管理士：3単位	
電気工事士	(財)電気技術者試験センター	試験合格	1種：2単位	
情報処理技術者	独立行政法人 情報処理推進機構	試験合格	システム監査技術者試験：4単位 ITストラテジスト試験：4単位 システムアーキテクト試験：4単位 プロジェクトマネージャ試験：4単位 ネットワークスペシャリスト試験：4単位 データベーススペシャリスト試験：4単位 エンベデッドシステムスペシャリスト試験：4単位 情報処理安全確保支援士試験：4単位 ITサービスマネージャ試験：4単位 応用情報技術者試験(旧SW)：4単位 基本情報技術者試験：2単位 情報セキュリティマネジメント試験：2単位 ITパスポート試験(旧AD)：1単位	
デジタル技術検定	(財)国際文化カレッジ	試験合格	1級：2単位、2級：1単位	
無線通信士・無線技術士	(財)日本無線協会	試験合格	1級：4単位、2級：3単位、 3級：2単位	
特殊無線技士	(財)日本無線協会	試験合格	1級：2単位、2級：1単位	
電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会	試験合格	伝送交換・線路：4単位	
電気通信設備工事担任者	(財)日本データ通信協会	試験合格	総合種：2単位、1種：1単位 (AI、DD共1種合格は2単位)	
技術士	(社)日本技術士会	1次試験合格	4単位	
工業英語能力検定	(社)日本工業英語協会	試験合格	1級：3単位、2級：2単位、 3級：1単位	

(注1) 試験合格の時期は、入学の前後は問わない。ただし、入学前に取得した資格は最大4単位まで認める。

試験合格には、試験合格または実務経験、その他による資格(免許)取得を含む。

(注2) 資格等の名称について、1つの欄の中に複数の級種がある場合、合格した最上位の1つのみの単位数を認定する。

(注3) 資格等による認定単位は、総合技術研修の単位として付与し、専門科目の修得単位とする。

但し、認定単位数のうち、12単位まで卒業要件単位数として算入する。

(注4) 認定された単位及びその科目は、GPA並びに履修申告単位数の上限から除外する。

資格等の名称、認定条件、認定単位数等

[情報工学科]

資格の名称等	実施法人、団体名	認定条件(注1)	級種と認定単位数(注2)	対応科目(注3)
情報処理技術者	独立行政法人 情報処理推進機構	試験合格	システム監査技術者試験：4単位 ITストラテジスト試験：4単位 システムアーキテクト試験：4単位 プロジェクトマネージャ試験：4単位 ネットワークスペシャリスト試験：4単位 データベーススペシャリスト試験：4単位 エンベデッドシステムスペシャリスト試験：4単位 情報処理安全確保支援士試験：4単位 ITサービスマネージャ試験：4単位 応用情報技術者試験：4単位 基本情報技術者試験：2単位 情報セキュリティマネジメント試験：2単位 ITパスポート試験：1単位	情報技術資格 認定 (備考) 左欄による認 定単位数のう ち、12単位ま で卒業要件単 位数として算 入する。
Linux技術者認定試験	エルピーアイジャパン	試験合格	LPIC-1：2単位 LPIC-2：3単位 LPIC-3：4単位	
技術士	(公社)日本技術士会	1次試験合格	情報工学部門：4単位	
工業英語能力検定	(公社)日本工業英語協会	試験合格	1級：3単位、2級：2単位、準2級：2単位、 3級：1単位	
電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会	試験合格	伝送交換・線路：4単位	
電気通信設備工事担任者	(財)日本データ通信協会	試験合格	総合種：2単位、1種：1単位	
デジタル技術検定	(公財)国際文化カレッジ	試験合格	1級(制御・情報)：2単位 2級(制御・情報)：1単位	
色彩能力検定	(社)全国服飾教育者連合会	試験合格	2級：2単位	
CGエンジニア検定	(財)画像情報教育振興協会	試験合格	エキスパート：2単位、ベーシック：1 単位	
画像処理エンジニア検定	(財)画像情報教育振興協会	試験合格	エキスパート：2単位、ベーシック：1 単位	
CAD利用技術者	(一社)コンピュータ教育 振興協会	試験合格	2次元CAD1級(機械)：2単位 2次元CAD1級(トレース)：1単位 2次元CAD2級：1単位 3次元CAD1級：2単位 3次元CAD準1級：1単位 3次元CAD2級：1単位	
電気工事士	(財)電気技術者試験センター	試験合格	1種：2単位、2種：1単位	
福祉情報技術コーディネーター 認定試験	(財)全日本情報学習振興協会	試験合格	1級：2単位、2級：1単位	
弁理士	経済産業省 特許庁	試験合格	4単位	
知的財産管理技能検定	知的財産教育協会	試験合格	1級：4単位、2級：2単位	

- (注1) 試験合格の時期は、入学の前後は問わない。ただし、入学前に取得した資格は最大4単位まで認める。
試験合格には、試験合格または実務経験、その他による資格(免許)取得を含む。
- (注2) 資格等の名称において、1つの欄の中に複数の級種がある場合、合格した最上位の1つのみの単位数を認定する。
- (注3) 資格等による認定単位は、情報技術資格認定の単位として付与し、専門科目の修得単位とする。但し、認定単位数のうち、12単位までを卒業要件、卒業研究及び卒業研究着手条件、学修指導に係わる修得単位数として算入する。
- (注4) 認定された単位及びその科目は、GPA並びに履修申告単位数の上限から除外する。

日本工業大学ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学（以下「本学」という。）におけるあらゆるハラスメントの防止及び排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の範囲に適用するものとする。

- (1) 本学キャンパス内で行われたもの
- (2) 本学の職員及び学生等がキャンパス外で関わったもの（但し、ハラスメントの当事者間に本学の関知する職務上又は教育上の利害関係のある場合に限る。）

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント
行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせる性的な言動で、相手方にとって不快な言動として受け止められる行為。
- (2) アカデミック・ハラスメント
行為者の意図にかかわらず、教育・研究の場において、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用し、学生等や他の職員に対して行う教育研究上の不適切な行為。
- (3) パワー・ハラスメント
行為者の意図にかかわらず、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用し、他の職員に対して行う就労上の不適切な行為。
- (4) その他のハラスメント
行為者の意図にかかわらず、前3号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、他の者にとって不快な言動として受け止められる行為。

(職員および学生の責務)

第4条 職員、学生等は、ハラスメントおよびハラスメントに起因する問題を起こさないように努める。

- 2 職員は、ハラスメント防止に関する研修会に積極的に参加する。
- 3 職員は、ハラスメントに関する相談を受けた場合は、相談者の立場と状況に十分配慮して、第5条に規定するハラスメント防止委員会の相談員を紹介する。
- 4 職員及び学生は、第6条に規定するハラスメント防止委員会からの協力要請があった場合は、これに協力する。

(組織)

第5条 本学は、第1条の目的を達成するために、ハラスメントに関する次の組織を設置する。

- (1) 防止委員会
- (2) 相談窓口
- (3) 相談員

2. 防止委員会は、必要に応じて事案毎に調査委員会を設置することができる。

(防止委員会)

第6条 防止委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 各部長
- (3) 学長が推薦する複数の専任職員

2. 防止委員会委員長は、学長とする。

3. 第1項第3号の委員には、女性職員複数名を含むものとする。

4. 必要と認められる場合には、防止委員会委員長は、第1項以外の者を委員として加えることができる。

(防止委員会の運営)

第7条 防止委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント予防のための指針及びガイドラインの制定等、基本施策に関する事項。
- (2) 相談員の研修に関する事項。

- (3) 職員及び学生等への啓発・広報に関する事項。
 - (4) 調査委員会の報告に基づく、適切な措置に関する原案の作成・提示。
 - (5) ハラスメントの再発防止に関する事項。
 - (6) その他ハラスメントに関する事項。
2. 防止委員会委員長は、必要に応じ防止委員会を招集して、その議長となる。
 3. 防止委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の議決をもって決定する。
 4. 防止委員会の主務は総務課とし、学生に関する事案については学生支援課が分担する。

(相談窓口・相談員)

第8条 相談窓口は、職員及び学生等並びに関係者からの相談を受け、事案に応じて相談員を紹介する。

2. 相談員は、受けた相談に対し適切な助言を行うとともに、その内容等について防止委員会に所定の書面で報告しなければならない。
3. 相談員は、防止委員会委員長の指名によるものとし、男性及び女性職員により構成する。
4. その他相談窓口・相談員に関する必要な事項については、別に定める。

(相談員連絡会)

第9条 相談員の情報交換及び相談等の適切な措置等に資するために相談員連絡会を置く。

2. 相談員連絡会は、相談員をもって構成し、防止委員会委員長の指名による座長を置く。
3. 相談員連絡会は、必要に応じて開催するものとし、座長が招集する。
4. その他相談員連絡会に関する必要な事項については、別に定める。

(調査委員会)

第10条 調査委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 防止委員会の委員のうちから防止委員会委員長の指名する者
 - (2) 職員のうちから防止委員会委員長が任命する者
2. 調査委員会委員長は、防止委員会委員長の指名した者とする。
 3. 第1項の委員は、男性及び女性職員の割合に配慮し構成するものとする。
 4. 調査委員会は、次の事項を取り扱う。
 - (1) 防止委員会から依頼された特定の事案に関する事実の確認及び調査
 - (2) 防止委員会への調査結果の報告
 5. 調査委員会は、関係当事者及び事案の調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴取することができる。
 6. 調査委員会は、調査の実施に当たり、当該事案の関係者等に不利益が生じないよう務めなければならない。
 7. その他調査委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(弁明の機会)

第11条 この規程に基づき措置が講じられる場合には、当該措置の該当者は、弁明の機会が与えられるものとする。

(防止委員・相談員の公表)

第12条 防止委員及び相談員の氏名・連絡先等は、学内に公表する。

(プライバシーの保護)

第13条 この規程に定めるところにより設置される委員会の委員、その他この規程の運用に関係する者は、当事者及び事実関係の証人等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、相談内容や各委員会において知りえたことを他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第14条 職員を監督する立場にある者または学生を指導する立場にある者は、ハラスメントに対する苦情の申し出や調査への協力等を行った職員、学生等に対し、そのことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(任期)

第15条 第6条第1項第3号に定める防止委員並びに相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期を残して交代する場合は、新たに任命される防止委員並びに相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(処分・措置)

第16条 学長は、防止委員会より第7条第1項第4号の処分に関する原案の提示を受けた場合は、職員に対しては就業規則に基づき理事長に、学生等に対しては学則に基づき教授会に、処分に関する原案の提示を行なう。

(関係者等との協議)

第17条 第3条第2項3号に定める者がかかわる場合の措置については、当該者又はその者の所属する機関との協議による

ものとする。

(その他)

第18条 この規程により難い場合、またはハラスメントの防止および排除に関しこの規程に定めのない事項については、防止委員会において検討の上、理事長の承認を得て対応する。

(改廃)

第19条 この規程に関し必要がある場合は、理事会の議を経て改廃する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成14年11月28日制定の「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」は廃止する。

日本工業大学育英資金貸与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学育英資金規程に基づき、本学に在学する経済的理由により学費納入が困難な学部生および大学院生に対し、学費充当額を貸与することを目的とした育英資金の貸与に関する事項について定める。

(名称)

第2条 この規程により、日本工業大学育英資金（以下「育英資金」という。）を貸与される者を育英資金貸費生（以下「貸費生」という。）と称する。

第2章 貸費生の採用と貸与金の交付

(貸与金の額)

第3条 育英資金の貸与額は、出願した年度の学費（委託会費を除く）の半額を上限とし、その上限額から出願した学期の自己資金額を差し引いた残額を当該学期の貸与金とする。

2 育英資金の貸与は、複数の年度にわたってこれを受けることができない。

(貸与の方法)

第4条 貸与金は、学費に充当する。

(出願資格)

第5条 育英資金に出願できる学生は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 本学に1 Semester以上在籍する者。
- (2) 勉学意欲があり、かつ、学年相応の単位を取得し卒業が見込める者。
- (3) 人物が良好である者。
- (4) 出願する学期の学費を、納入期限までに納入することができない者。
- (5) 出願時に独立行政法人日本学生支援機構、その他の奨学金を受けていない者。ただし、やむを得ない事情が認められる場合は、この限りではない。
- (6) 日本国籍を有する者。日本国法務大臣が永住者または定住者として認める外国籍の者。

(出願手続)

第6条 育英資金に出願しようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署の「日本工業大学育英資金申請書」及び次の書類を学生支援部学生支援課に提出し、学長に願出するものとする。

- (1) 成績一覧表のコピー
- (2) 出願者の父および母それぞれの所得証明書。父母がともにいない場合は、父母に代わり家計を支える者の所得証明書。

2 前項に定める連帯保証人は、出願者の父または母であることを原則とする。

(選考)

第7条 貸費生の選考は、書類選考および面接により学生支援課が推薦し、日本工業大学奨学金委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 前項に定める貸費生の選考および決定は、学期ごとに行う。

(貸与金借用証書の提出)

第8条 採用が決定した貸費生は、連帯保証人と連署のうえ、育英資金貸与金借用証書を学長に提出するものとする。

(貸与の取り消し)

第9条 自己資金を調達できず、学費未納で除籍となった場合は、貸与を取り消すことがある。

第3章 貸与金の返還

(貸与金の利息)

第10条 貸与金は、無利息とする。

(貸与金の返還方法及び返還期限)

第11条 貸費生は、卒業・修了した月の翌月から、または退学・除籍等の場合は学籍を離れた翌月から、6カ月を据え置いた後、別途定める方法で返還しなければならない。

- 2 貸与金の返還は、貸与額に応じて、1年から最長5年間で返還しなければならない。
- 3 貸与金の返還は、年賦とする。
- 4 貸与金の返還は、償還期限が来る前に全額または一部を繰上返還することができる。

(貸与金の返還猶予)

第12条 貸費生が、次の各号の一に該当するときは、願い出により貸与金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害または傷い疾病によって、返還が困難になったとき
- (2) 日本工業大学に正規の学生として在学するとき
- (3) その他やむをえない事由により、返還が困難になったとき

2 貸与金の返還猶予の期間は1年とする。ただし、その事由が継続するときは、願い出により1年ずつ延長し、最長5年間とすることができる。

3 貸費生が、貸与金の返還猶予を願い出るときは、その事由を明記した育英資金貸与金返還猶予願及びその事由を証明する書類を、連帯保証人連署のうえ、学長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第13条 次の各号の一に該当するとき、貸費生は速やかに変更届を学長あてに提出しなければならない。

- (1) 貸費生本人または連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき。
- (2) 返還方法その他重要な事項に変更があったとき。
- (3) 退学および除籍等の学籍異動が生じたとき。

2 前項第2号および第3号に係る変更届は、連帯保証人連署のうえで届け出るものとする。

(貸与金の返還免除)

第14条 貸費生または貸与金返還中の者が、死亡または高度の心身の障害による労働能力喪失のため、貸与金の返還未済額の全部または一部について返還不能になったときは、その全部または一部を免除することがある。

(返還免除の願出)

第15条 前条の規定による貸与金の返還免除を願い出るときは、本人またはその相続人は、連帯保証人と連署のうえ、貸与金返還免除願に次の各号に掲げる書類を添えて願い出なければならない。

- (1) 死亡によるときは、戸籍または住民票の除票
- (2) 高度の心身の障害によるときは、その事実及び障害の程度を証する医師の診断書
- (3) 返還不能の事情を証する書類

2 前項による貸与金返還免除願は、返還不能の事由が発生したときから1年以内に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第16条 貸与金返還免除の決定は、日本工業大学奨学金委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(返還金の回収)

第17条 返還金の回収業務は、財務部財務課が当たる。

(事務取扱)

第18条 この規程についての事務取扱いは、学生支援部学生支援課が当たる。

(その他)

第19条 この規程に定めのない事項については、日本工業大学奨学金委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

付 則

- 1 この規程は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和58年4月1日一部改定。ただし、昭和58年3月31日以前に貸与したものについては、従前の規程を適用する。
- 3 平成5年4月1日一部改定。ただし、昭和58年4月1日から平成5年3月31日の間に給付を受けたものについては、従前の規程を適用する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年9月21日から施行する。
- 6 この規程は、平成25年10月1日から施行する。ただし、平成25年9月30日以前に貸与した者については、従前の規程を適用する。

日本工業大学学業奨励奨学金規程

(趣旨)

第1条 本学在学中の学業成績及び人物を評価し、更に今後の学業の伸長を奨励することを目的に、学業奨励奨学金制度を設ける。

(奨学生と奨学金の区分)

第2条 この規程により、奨学金を給付される者を学業奨励奨学生(以下「奨学生」という。)といい、次のとおり区分する。

- (1) エクセレントスチューデント (ES)
- (2) リマーカブルスチューデント (RS)

2. この規程により、本大学から奨学生に給付される奨学金を学業奨励奨学金(以下「奨学金」という。)といい、次のとおり区分する。

- (1) エクセレントスチューデントに給付するもの ES奨学金
- (2) リマーカブルスチューデントに給付するもの RS奨学金

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の給付を受ける奨学生の資格は、本大学に1年以上在籍する学部学生で、学業成績が特に優秀で、人物が優れている者とする。

2. 奨学生の学業成績については、次のとおり区分する。

- (1) エクセレントスチューデント 当該学科・年次の学業成績優秀者
- (2) リマーカブルスチューデント 当該学科・年次の前号以外の学業成績優秀者

(奨学金の額)

第4条 奨学金の給付額は、次のとおりとする。

- (1) ES奨学金 年額50万円
- (2) RS奨学金 年額20万円

(給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、1年以内とする。

(給付方法)

第6条 奨学金の給付は、4月及び10月に半額ずつ学費に充当するものとする。

(奨学生の選考と採用)

第7条 当該年度の奨学生の選考については、学科主任は、第3条の規定に該当する学生を別に定める人数を限度として選抜し、奨学生候補者として日本工業大学奨学金委員会に推薦する。

2. 奨学生の選考は、日本工業大学奨学金委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(奨学生の選考時期)

第8条 奨学生の選考は、毎年3月初めに行う。

(奨学生の資格取消)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、本大学は、その資格を取り消し、奨学金の給付を停止することがある。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 退学又は除籍となるとき。
- (3) 休学をするとき。
- (4) 素行不良のとき。

2. 奨学生が前項の事由によりその資格を取り消されたときは、本大学は、既に給付したその年度の奨学金を返済させることができる。

(給付の辞退)

第10条 奨学生は、いつでも学生支援部学生支援課に申し出て、奨学金の給付を辞退することができる。

(事務取扱)

第11条 この規程についての事務取扱いは、学生支援部学生支援課が当たる。

(その他)

第12条 この規程及び別に定めのない事項については、日本工業大学奨学金委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

日本工業大学日本学生支援機構奨学金 返還免除候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学（以下「本学」という。）が独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対し推薦する、奨学金の返還免除に係る候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(有資格者)

第2条 候補者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生のうち、当該年度内に貸与期間が終了する者であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(申請手続)

第3条 有資格者のうち奨学金の返還免除を希望する者（以下「申請者」という。）は、機構が定める「業績優秀者返還免除申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、研究指導担当教員（技術経営研究科については特定課題研究担当教員、以下同じ。）に提出するものとする。

2. 研究指導担当教員は、前項の書類に推薦理由等必要事項を記入し、当該申請者の所属する専攻幹事（技術経営研究科については研究科長、以下同じ。）に提出するものとする。
3. 専攻幹事は、前項の申請書を取りまとめ、「推薦者一覧」を付して、学長に提出するものとする。
4. 学長は、第6条に規定する委員会の議を経て、候補者に順位を付し、申請書及び推薦理由書等必要書類を添付し、機構に推薦するものとする。

(選考基準)

第4条 候補者の選考及び推薦順位の決定にあたっては、別に定める「学内選考基準」に基づくものとする。

(推薦の取消)

第5条 学長は、第3条第4項による推薦後、学則第50条による懲戒処分を受けた場合又は教育研究活動に関する業績等に不正の事実等が判明した場合は、次条に規定する委員会の議を経て当該推薦を取り消すことができる。

(委員会の設置)

第6条 候補者の選考を行うため、日本工業大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 候補者の選考に関する事項
- (2) 評価の項目及び方法に関する事項
- (3) その他候補者の選考に関する必要な事項

(構成)

第8条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 教務部長
- (3) 学生支援部長
- (4) 教育研究推進室室長
- (5) 必要に応じ学長の指名する者

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の2/3名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2. 委員会の議事は、議長を含め出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 議長が必要と認めた場合には、委員以外の者を出席させ、意見を徴することができる。

(事務)

第11条 この規程に関する事務取扱いは、学生支援部学生支援課が当たる。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、委員会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

日本工業大学学生弔慰・見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学の学生に不幸若しくは事故等があった場合、弔慰金若しくは見舞金等を贈呈することを目的とする。

(弔慰金)

第2条 学生が死亡した場合は、弔慰金として10,000円及び供花をその親族に贈呈する。

2. 学生の死亡が、授業及び大学が主催する行事又は大学公認の課外活動中或はこれに準ずるもの場合は、前項の規定に拘らず弔慰金として20,000円及び供花をその親族に贈呈する。

(金額の増額)

第3条 前条の規定に拘らず、特に必要と認定される場合には、その金額を増額することができる。

(見舞金)

第4条 学生の事故に関して、特に必要と認定される場合には、見舞金を贈呈することができる。

2. 見舞金の金額は、別に定める。

(届出、認定)

第5条 この規程に該当する事実が発生した場合は、速やかに学生支援課を経て総務課に届出なければならない。

2. 事故の認定は、学生支援部長が行う。

付 則

1 この規程は昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和57年4月1日一部改定

3 昭和61年4月1日一部改定

4 平成3年4月1日一部改定

5 平成18年4月1日一部改定

学校法人日本工業大学 個人情報保護方針

学校法人日本工業大学（以下、「当学園」といいます。）は、当学園およびその設置する学校において、学生、生徒およびそのご父母（保証人）、卒業生、教職員等、多くの個人情報を取り扱っています。

当学園は、個人情報保護の重要性を認識し、大切な個人情報の不正使用や流失を防ぎ適切に使用するために次のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

記

1. 適切な収集、利用

当学園は、個人情報を、適切な方法により収集し、利用目的の範囲内で使用します。

利用目的はできる限り特定し、明示するか、または通知若しくは公表します。

2. 第三者提供、委託、共同利用

当学園は、法令に定める場合を除いては、本人に無断で第三者に個人情報を提供することはありません。

業務上、委託または共同利用する場合には、適切な措置を講じた上で行います。

3. 安全管理措置

当学園は、個人情報を正確に保ち、また、不正アクセス、漏洩、滅失、き損等を防止するために、組織的、技術的な、必要かつ適切な措置を講じ、安全対策に努めます。

4. 法令の遵守

当学園は、個人情報の取扱いにあたっては、適用される法令、規範を遵守します。

5. 規程等の策定、改善

当学園は、個人情報の取扱いに関する規程等を策定し、また、必要に応じて見直し、継続的な改善に努めます。

6. 開示等

当学園は、本人から自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止等を求められた場合には、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに対応します。

平成17年4月1日

学校法人 日本工業大学

理事長 柳 澤 章

学校法人日本工業大学 個人情報保護基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、学校法人日本工業大学（以下「当学園」という。）が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）その他関連法令等の趣旨の下、これを適正に取扱い、個人の権利利益を保護するための基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 当学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、個人情報保護法第2条第5項の「保有個人データ」をいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第3条 当学園は、個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、当学園において処理される全ての個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いについて定めるものとし、当学園の業務に従事する全ての役員及び職員（専任職員のほかアルバイト職員、パート職員、契約職員等も含む、以下同じ。）に対しこれを適用するものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

第5条 当学園は、個人情報を取扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。

2. 当学園は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条 当学園は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2. 当学園は、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。
3. 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する

必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第7条 当学園は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 当学園は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2. 当学園は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 当学園は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。
4. 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当学園の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(第三者提供の制限)

第9条 当学園は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 当学園は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目。
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法。
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(第三者提供の適用除外)

第10条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、本規程においては、第三者に該当せず、あらかじめ本人の同意なくして、当該個人データを提供することができる。

- (1) 当学園が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

第2節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性の確保)

第11条 当学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。

(安全管理措置)

第12条 当学園は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(文書管理)

第13条 当学園は文書の記録・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について別に定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第3節 職員及び委託先の監督**(職員に対する指導・監督)**

第14条 当学園は、職員に対する指導・監督をするために必要な事項について別に定め、全ての職員にこれを遵守させるものとする。

2. 当学園は、職員に個人情報等を取り扱わせるに当たり、これが適切に行われるよう監督を行う。

(委託先の監督)

第15条 当学園は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該委託を受ける者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該委託を受ける者との間で秘密保持契約を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

2. 前項の適切性の判断に当たっては、当学園の定めの水準を基にこれを行うものとする。

第4節 本人からの開示等の請求に対する対応**(利用目的の通知)**

第16条 当学園の保有個人データについて、本人は、当学園に対し当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を請求（以下この条において「利用目的通知請求」という。）することができる。

2. 当学園は、本人から利用目的通知請求されたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報保護法第24条第1項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合。

3. 前項の規定に基づき、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、当学園は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(開示)

第17条 当学園の保有個人データについて、本人は、当該本人が識別される保有個人データの開示請求（以下この条において「開示請求」という。）することができる。

2. 前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、当学園は、別に定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。

3. 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、当学園は、その全部又は1部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 当学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 他の法令に違反することとなる場合。

4. 前項の規定に基づき、保有個人データの全部又は1部について開示しない旨の決定をしたときは、当学園は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(訂正等)

第18条 当学園の保有個人データについて、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、本人は、当学園に対し、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2. 前項に基づき本人から訂正等請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行う。

3. 前項の調査の結果、当該保有個人データの内容が事実でないことが判明したときは、当学園は、直ちに訂正等を行う。

4. 前項に基づき、求められた保有個人データの内容の全部若しくは1部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

(利用停止等)

第19条 当学園の保有個人データについて次に掲げる事由があるときは、本人は当学園に対し、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去もしくは第三者への提供の停止（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 当該本人が識別される個人情報が、第6条の規定に違反して取扱われているとき。
- (2) 当該本人が識別される個人情報が、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき。
- (3) 当該本人が識別される個人情報が、第9条の規定に違反して第三者に提供されているとき。
2. 前項に基づき本人から利用停止等請求を受けたときは、当学園は、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行うものとする。
3. 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事由が認められたときは、当学園は、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。
4. 第1項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、当該保有個人データの利用停止等を行わないことができる。ただし、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることを要する。
5. 第3項に基づき、保有個人データの全部若しくは1部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、当学園は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(請求の方法等)

第20条 本人が第16条、第17条、第18条及び第19条の各第1項が定める各請求を行う方法、当学園がその請求を受け付ける方法、手数料、その他各請求に関する手続き等の詳細については、当学園が別に定める。

2. 本人は、当学園が定めた手続き及び方法に従い、各請求をしなければならない。

(不服申し立て)

第21条 第16条、第17条、第18条及び第19条の各第1項が定める各請求に基づいて当学園が行った措置に不服がある本人は、当学園に対し、不服の申し立てを行うことができる。

2. 前項に基づく不服申し立てを受けたときは、当学園は、遅滞なく申し立ての理由の有無について審理を行う。
3. 当学園は、審理のため必要がある場合には、本人その他関係者から意見を徴することができる。
4. 本人が第1項の不服申し立てを行う方法、当学園がその申し立てを受け付ける方法、手数料その他各請求に関する手続き等の詳細については、当学園が別に定める。
5. 本人は、当学園が定めた手続き及び方法に従い、申し立てをしなければならない。

第5節 当学園に対する苦情への対応

(当学園による苦情の処理)

第22条 当学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2. 当学園は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

第3章 個人情報保護へ向けた体制

(個人情報保護責任者)

第23条 当学園に個人情報保護責任者を置く。

2. 個人情報保護責任者は、理事長とし、個人情報の保護に関し、内部規程の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。
3. 個人情報保護責任者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の収集、利用、提供又は委託処理について、全ての役員及び職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。

(個人情報保護管理者)

第24条 当学園の次の各号の区分ごとに個人情報保護管理者1名を置く。

- (1) 法人事務局
- (2) 日本工業大学
- (3) 日本工業大学駒場高等学校・日本工業大学駒場中学校
- (4) 日本工業大学専門学校
2. 個人情報保護管理者は、個人情報保護責任者の命を受け、所管する区分における個人情報の適切な管理その他必要な措置を行う。

(個人情報保護委員会)

第25条 当学園に個人情報保護委員会を置く。

2. 個人情報保護委員会については、別に定める。

(教育)

第26条 個人情報保護責任者は、当学園の業務に従事する全ての役員及び職員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るため、個人情報保護管理者を通じ、継続的かつ定期的

に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

第27条 個人情報保護責任者は、当学園における個人情報の管理の状況について監査させるため、監査責任者を指名し、年1回監査を行う。

2. 監査責任者の指名に当たっては被監査部門からの独立性に配慮しなければならない。
3. 監査責任者は、監査計画を作成し、かつ、実施する。
4. 監査責任者は、監査結果について、監査報告書を作成して個人情報保護責任者に報告しなければならない。
5. 個人情報保護責任者は、前項の報告により、個人情報の管理について改善すべき事項があると思料するときは、関係する役員あるいは職員に対し、改善のため必要な指示を行わなければならない。
6. 前項の指示を受けた者は、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その内容を個人情報保護責任者に報告しなければならない。

(廃棄)

第28条 当学園は、次に掲げる方法によりそれぞれ保有する個人情報を廃棄するものとする。

- (1) 個人情報が記載された書面を廃棄する場合は、シュレッダー等にかけてその内容を読み取ることができない状態にした上で、適切な方法により廃棄するものとする。
- (2) 個人情報が記録されたコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、記録された個人情報を完全に消去するか、物理的に破壊するものとする。

2. 個人情報を廃棄する基準、手続き等については、別に定めるものとする。

(学術研究の用に供する目的)

第29条 当学園または当学園の職員が、個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合は、本規程は適用されないものとする。

2. 前項の場合であっても、当学園または当学園の職員は、個人の人格尊重の理念に基づき適正な方法で個人情報を取り扱うものとする。

(懲戒)

第30条 当学園の職員は、その職務を遂行するにあたり、本規程その他関連規程に重大な違反をした場合は、就業規則の定めに従い懲戒処分を行う。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

学校法人日本工業大学 赤倉山荘 利用細則

第1条 本細則は、学校法人日本工業大学赤倉山荘規程第5条に基づき、赤倉山荘に宿泊する際の利用方法等について定める。

第2条 赤倉山荘の利用は、中学・高等学校では総務課において、大学では学生支援課において申込みの受付を行う。

第3条 前条の申し込みは、利用日の属する月の前月の1日から受け付ける。

第4条 宿泊料金等は、利用日の10日前までに納入すること。

第5条 宿泊料金等（1人当たり）は以下の通りとする。

	宿泊料（冬季を除く） （1泊2食付）	宿泊料（冬季） （1泊2食付）
駒場高校・中学の生徒	3,400円	3,800円
日本工業大学の学生	3,400円	3,800円
上記の父母及び卒業生教職員及びその家族	4,300円	4,700円

※1 本校関係者以外の利用については、「父母及び卒業生」あるいは「教職員」が同行する場合に限り認める。その時の宿泊料金は「父母及び卒業生」と同額とする。

※2 食事のみの提供を受けるときの料金は昼食800円・夕食1,500円とする。ただし、学校行事等のために団体で利用するときは昼食代を徴しない。

※3 未就学児は無料とするが、その場合食事・寝具は提供しない。また子供料金の設定はない。

※4 「冬季」とは、毎年11月16日から翌年4月15日までをいう。

※5 特別室を利用するときは別途料金が加算される。

第6条 利用の予約を取り消したときは、使用日から10日以内の場合は1名1泊につき500円、同2日以内の場合には料金の全額を、違約金として徴収する。

《利用時間・ルール等》

①チェックインの開始時刻は午後2時とし、チェックアウトの時限は利用最終日の午前11時とする。

②食事・寝具等はすべてセルフサービスとする。

③朝食の時間は原則として午前7時30分～8時30分、夕食は同じく午後6時00分～7時00分までとする。

④その他、管理人の指示に従うこと。

付 則

この細則は、昭和48年12月1日より施行する。

付 則

この細則は、昭和58年5月1日より施行する。

付 則

この細則は、昭和60年4月1日より施行する。

付 則

この細則は、昭和61年4月1日より施行する。

付 則

この細則は、平成元年10月1日より施行する。

付 則

この細則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則

この細則は、平成20年4月1日より施行する。

付 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

日本工業大学後援会慶弔金・見舞金贈与規程

第1条 この規程は日本工業大学後援会会則に則り、慶弔金、見舞金を贈るに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会会員及び学生死亡に際しては、金10,000円の弔慰金を贈る。

第3条 後援会会員が風水害、火災、その他非常災害により、その住居又は家財その他に損害を受けた場合、本人の申し出により、後援会長が認めたときは災害見舞金を贈る。

第4条 本学学生が事故、疾病により療養のため30日以上欠席した場合は見舞金、5,000円を贈る。

第5条 本学教職員への弔慰金、見舞金については上記各条を準用するものとし、結婚、勇退に際しては祝金、記念品をおくる。

第6条 理事会が特に必要があると認めた場合、この外に金品を贈ることができる。

付 則

- 1 この規程は昭和44年4月15日から施行する。
- 2 昭和49年5月26日一部改定
- 3 昭和55年2月24日一部改定

一般社団法人日本工業大学工友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本工業大学工友会（以下、本会という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4丁目1番1号学校法人日本工業大学内におく。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦及び日本工業大学又、関連団体の健全な発展を図る事を目的とし、事業活動を行う。

- 一 会員相互の連絡、親睦に関する事業
- 二 会員の福利厚生に関する一切の支援事業
- 三 工業技術の普及向上のための講演会、研究会等の開催、奨励
- 四 日本工業大学の発展並びに在学生への援助および支援
- 五 入学希望者の推薦
- 六 その他、本会の目的を達成するための一切の事業

(公告)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 一 正会員 日本工業大学の卒業生、大学院工学科研究科の修了者で、会費を納める者
- 二 副会員 日本工業大学に在籍したことのある者で理事会で認められた者
- 三 準会員 日本工業大学の在学生
- 四 特別会員 日本工業大学の現旧教職員およびこれに準ずる者
- 五 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会費等)

第6条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 総正会員が同意したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡又は失踪宣告をうけたとき
- 四 除名又は任意退会

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の日から1週間以上前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあて行うものとする。

る。

第3章 役員・代議員

(役員 の設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上20名以内
- 二 監事2名以上4名以内
- 2 理事より、会長1名、副会長2名を理事会の議決にて選定、解職する。
- 3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

(代議員 の設置)

第12条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員および役員をもって法人法上の社員とする。

(理事 の職務権限)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、本会の業務を執行する。

(監事 の職務権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会に対し本会の業務及び財産状況を報告する義務がある。

(役員・代議員 の選任及び任期)

第15条 役員及び代議員の選任は次の通りとする。

- 一 理事は正会員より選出する。なお、理事候補は地域支部および理事会から推薦し、役員推薦委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 二 監事は役員推薦委員会にて選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、他の役員と兼任することはできない。
- 三 代議員は正会員から選出する。なお代議員候補は代議員推薦委員会にて選出する。
- 四 役員推薦委員会及び代議員推薦委員会の委員は、会長が若干名指名する。
- 2 役員及び代議員の任期は次の通りとする。
 - 一 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 二 補欠として選任された場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 三 理事及び監事は、第11条第1項に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事及び監事としての権利義務を有する。

(報酬)

第16条 役員及び代議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支給することができる。

(役員 の損害賠償責任の一部免除)

第17条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、役員及び代議員をもって構成する。この総会をもって法人法上の社員総会とする。

- 2 総会における議決権は、総会を構成する役員及び代議員1名につき1個とする。

(権限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 役員 の選任又は解任
- 二 定款 の変更
- 三 会員 の除名
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 事業報告及び決算の承認

- 六 事業計画及び予算の承認
- 七 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第20条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、代議員の全員の同意がある場合には書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き招集手続きを省略することができる。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときはその総会において、出席した役員及び代議員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第23条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 正会員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散
 - 四 監事の解任
 - 五 その他法令で定めた事項
 - 3 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、または代理人に表決を委任することができる。この場合、社員は出席したとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第24条 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第25条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名捺印する。

第5章 理事会**(構成)**

- 第26条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事のなかから議長を選出する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長、副会長、事務局長の選定及び解職
 - 四 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

- 第28条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 理事会は、3箇月に1回以上開催する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、決議について特別の利害関係を有する理事を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、出席した理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会長、副会長、事務局長の選定及び解職
- 二 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告及びその附属明細書
- 二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 三 財産目録

2 本会の活動に係る経費は、別途定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、次の事由によって解散する。

- 一 総会の特別決議
- 二 正会員が欠けたとき
- 三 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 その他法令で定める事由

(剰余金)

第36条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第37条 本会が解散した場合に残余財産がある時は、学校法人日本工業大学に帰属する。

第8章 補則

(顧問)

第38条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関し会長の諮問に答えて意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とし、任期は2年とし再委嘱は妨げない。

(法令の根拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(実施細則)

第40条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(委員会)

第41条 本会の事業を的確かつ効率的に運営するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第42条 本会に事務局を置き、諸業務遂行上の事務を担当する。

- 2 事務局の組織、運営については理事会の決議を得て、会長が別に定める。
- 3 事務局には事務処理のため事務局長、職員及び嘱託を置くことができる。
- 4 事務局長は、理事会の決議により会長が任免し、職員及び嘱託の採用は、会長が任免する。

(地域支部)

第43条 適宜の各地区に地域支部を設けることができる。

(学科支部)

第44条 学科別の学科支部を設けることができる。

附 則

- 1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から2011年3月末日までとする。
- 2 本定款は、2011年3月に一部改正。
- 3 本定款は、2012年11月に一部改正し、2013年4月1日に施行。
- 4 日本工業大学工友会の会員は第5条の規定にかかわらず、本定款の施行日(2013年4月1日)から本会の会員になる。
- 5 本定款は、2014年6月7日に一部改正。
- 6 本定款は、2016年6月25日に一部改正。

学生教育研究災害傷害保険

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合、対象となります。

1. 保険金が支払われる場合

- ① 正課中
指導教員の指示に基き、講義、実験・実習、演習、または実技による授業を受けている間。
- ② 学校行事中
大学の主催する入学式、オリエンテーション等、教育活動の一環として学校行事に参加している間。
- ③ 学内休憩中
大学が教育活動のために所有、使用、管理している学校施設内にいる間。(但し、大学が禁じた時間、場所、行為を行っている間を除く。)
- ④ 課外活動中
大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う体育・文化活動を行っている間。(但し、学校施設については大学に届け出た活動に限る。)
- ⑤ 通学中
大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除く。)により、住居と学校施設等との間を往復する間。

2. 保険金が支払われない場合

疾病、故意、自殺・闘争・犯罪行為、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格・酒酔運転、学校施設外の課外活動で危険なスポーツ(山岳登山、ハングラライダー、スカイダンピング等)を行っている間。むちうち症や腰痛で他覚症状のない場合。通学中であっても、授業等への参加とは関係のない目的の場合及び経路を逸脱・中断した場合等。

3. 補償内容

- A. 正課中および学校行事中
 - ・死亡保険金：1,200万円
 - ・後遺障害保険金：54万円～1,800万円
 - ・医療保険金(治療期間1日以上)：0.3万円～30万円
 - ・入院加算金：4,000円/1日
- B. 学内休憩中および学内・外課外活動中
 - ・死亡保険金：600万円
 - ・後遺障害保険金：27万円～900万円
 - ・医療保険金(治療期間14日以上)：3万円～30万円
 - ・入院加算金：4,000円/1日
- C. 登下校中
 - ・死亡保険金：600万円
 - ・後遺障害保険金：27万円～900万円
 - ・医療保険金(治療期間4日以上)：0.6万円～30万円
 - ・入院加算金：4,000円/1日

ご不明な点は、学生支援課までお問い合わせください。

4. 保険約款等

学生教育研究災害傷害保険普通保険約款及び通学中等傷害危険担保特約については、下記日本国際教育支援協会ホームページをご覧ください。

学生教育研究災害傷害保険普通保険約款

http://www.jees.or.jp/gakkensai/pdf/yakkan/futsu_yakkan.pdf

通学中等傷害危険担保特約

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/pdf/yakkan/tsutoku.pdf>

学生団体傷害総合保険

(24時間担保傷害総合保険)

1. 支払われる保険金

(1) 死亡保険金

急激且つ偶然な外来の事故による傷害がもとで、事故の日から180日以内に死亡した場合、契約した保険金額の全額が支払われる。

(2) 後遺障害保険金

事故の日から180日以内にその傷害がもとで身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%が支払われる。

(3) 医療費用保険金

事故による傷害がもとで、入院したり、医師の治療を受けた場合、公的医療保険制度で自己負担した医療費を、事故の日から365日を経過した日の属する月末を限度として、1事故あたり契約の医療費用保険金額まで支払われる。

(但し、交通事故等で医療費が他より支払われる場合は、その額を除く。)

しかも、自動復元制なので保険期間中に何度事故に遭っても、医療費用保険金額までは支払われる。

2. 保険金が支払われる主な場合

- (1) 授業中の事故
- (2) 課外活動中の事故
- (3) 休憩中の事故
- (4) 交通事故
- (5) 日常生活上の事故
- (6) レジャー中の事故 等々

3. 保険金が支払われない主な場合

- (1) 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (2) 自動車などの無資格、酒酔運転
- (3) 脳疾患、疾病、心神喪失、熱中症
- (4) 地震、噴火、津波による事故
- (5) 放射線照射や放射能汚染
- (6) むちうち症および腰痛については、他覚症状のない場合
- (7) 加入者が下記に掲げるような危険な運動を行っている場合
山岳登山、ハンググライダー、スカイダイビング、ボブスレー、リュージュ等

4. 保険金額

死亡保険金	50.0万円
後遺障害保険金	2.0万円～50.0万円
医療保険金	40.0万円

日本工業大学スチューデントセンター規程

(設置)

第1条 日本工業大学（以下「本大学」という。）に学生の福利厚生の上と、学生相互の、または本大学職員との交流の促進をはかることを目的にスチューデントセンターを置く。

(使用者の範囲)

第2条 スチューデントセンターを使用することのできる者は、本大学学生及び本大学職員とする。
2. 特に必要と認められる場合は、第1項に規定する者の他に使用することができる。

(施設の使用)

第3条 スチューデントセンターの使用については、第5条に規定するスチューデントセンター運営協議会において協議し、決定する。
2. スチューデントセンター運営協議会は、前項に従い使用細則を定めるものとする。

(運営)

第4条 スチューデントセンターの運営及び指導は、学生支援部学生支援課が行う。

(運営協議会)

第5条 スチューデントセンターの運営に関する事項を協議するためスチューデントセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2. 協議会の構成は次のとおりとする。
(1) 学生支援部長、学生支援部長補佐、学生支援課長、総務課長
(2) 学生自治会から5名
3. 協議会の議長は、学生支援部長とする。
4. 協議会には、必要に応じて第2項のほか、関係の職員及び学生を出席させることができる。

(遵守事項)

第6条 施設の使用にあたっては、常に自己の責任を充分自覚し行動するものとする。

(弁償)

第7条 スチューデントセンターの施設・設備を損傷または汚損したときは速やかに学生支援部学生支援課に届け出るとともに、損害額を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、協議会において協議するものとする。

付 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

日本工業大学スチューデントセンター使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本工業大学スチューデントセンター規程第3条第2項に基づきスチューデントセンターの使用について定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 スチューデントセンターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日、国民の祝日及び大学が定める休業日（以下「休日等」という。）並びに大学が行事、設備等の点検のため使用を認めない日は使用できない。

2. 前項にかかわらず使用者が特別な理由により午後9時以降及び休日等の使用を希望する場合は、その理由を付した文書を学生支援部長に提出し、許可を得なければならない。
3. 喫茶、理髪店等の利用時間は、別に定める。

(多目的ホール及びスカイラウンジの使用)

第3条 多目的ホール及びスカイラウンジについては、第2条第1項の使用時間中、原則として自由に使用することができる。

(スタジオの使用)

第4条 スタジオ（9室）の使用は、午前9時から午後4時30分までの「第1部」と午後5時から午後9時までの「第2部」に分けて使用するものとする。

2. 第1部の使用希望者は、使用当日、学生支援課に「スチューデントセンタースタジオ使用願」（様式第1）を提出の上、学生証と引き換えにスタジオの鍵を借受け、使用後は午後4時30分までに鍵を学生支援課に返却するものとする。
3. 第2部の使用は、原則として大学公認の音楽団体（以下「公認団体」という。）を優先とする。使用にあたっては、公認団体の代表者等からなるスタジオ使用調整委員会において1カ月単位の部屋割を作成し、所定の期日までに学生支援課に提出、許可を受けるものとする。使用を許可された公認団体は、使用当日、警備員からスタジオの鍵を借受け、使用後は警備員に返却するものとする。
4. 公認団体以外の者が第2部の使用を希望する場合は、学生支援課と調整するものとする。

(スタジオ使用調整委員会)

第5条 第2部の使用にあたっては、円滑かつ公正な運用を図るためスタジオ使用調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会の構成は、公認団体の代表者とし、スチューデントセンター運営協議会（以下「協議会」という。）の承認を得るものとする。
3. 委員会には前項のほか、必要に応じて協議会の構成員が出席できるものとする。

(遵守事項)

第6条 スチューデントセンターの使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用時間を守ること。
- (3) 許可なく学外者を立ち入らせないこと。
- (4) 飲酒、宿泊はしないこと。
- (5) 禁煙室（席）での喫煙はしないこと。
- (6) 喫煙コーナー（席）の灰皿は、移動させないこと。
- (7) 紙コップ、空き缶、紙器等、必ずごみ箱に捨てること。
- (8) 施設、設備を無断で改装又は移動しないこと。
- (9) 掲示、展示等は、所定の場所に行うこと。
- (10) スタジオは、第1部及び第2部の使用に伴い、決して専用としないこと。
- (11) スタジオの使用後は、必ず施錠すること。
- (12) スタジオの鍵の複製は、絶対しないこと。
- (13) 多目的ホール及びスカイラウンジ内では、無断で騒音を発しないこと。
- (14) 常に防災、防犯、秩序維持に留意し、使用後は整理整頓の上使用前の状態に復すること。
- (15) 盗難等には十分注意し、物品の管理は使用者の責任で行うこと。

(弁償)

第7条 スチューデントセンターの施設・設備を滅失、損傷又は汚損した時は、速やかに学生支援課に届け出るとともに、

損害額を弁償しなければならない。ただし不可抗力その他やむを得ないと認められる場合は、これを減免することがある。

(使用許可の取消)

第8条 大学は、使用者がこの細則に違反した場合には、その使用許可を取消し、以後一定の期間使用を許可しないことができるものとする。

(補則)

第9条 この細則に定めのない事項については、協議会において審議、決定するものとする。

付 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

日本工業大学スチューデントラボ規程

(設置)

第1条 日本工業大学（以下「本学」という。）に、日本工業大学スチューデントラボ（以下「本ラボ」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本ラボは、本学学生が自由な発想で主体的にもの作りに取り組むことができる場を設けることにより、本学の教育理念である、もの作りを通しての実践的な技術体験教育をさらに発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 本ラボは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の自主的な研究・創作活動の場の提供と指導援助
- (2) 学生の研究・創作活動に関するイベントの開催と学内外のイベント参加への指導援助
- (3) もの作りを伴う教育活動の場の提供と指導援助
- (4) 大学祭、オープンキャンパス等学内諸行事への参加
- (5) その他本ラボの目的を遂行するために必要な事業

(構成)

第4条 本ラボに、次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 教育職員 若干名
- (3) 事務職員 若干名
- (4) 技術職員 若干名

2. その他必要に応じて前項に定める以外の職員を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

2. 所長は、学長の命を受け本ラボを統轄し、代表する。
3. 所長の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。所長が任期満了前に交代する場合は、新たに任命される者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他の職員)

第6条 その他の職員は、学長が任命する。

2. その他の職員は、所長の命を受け、それぞれの所管業務に従事する。

(職員の安全監視義務等)

第7条 本ラボの職員は、使用者の作業安全を監視し、指導するとともに必要に応じて技術的指導を行う。

(スチューデントラボ運営委員会)

第8条 本ラボの円滑な運営を図るため、スチューデントラボ運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2. 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、所長が議長となる。
 - (1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する者
 - (2) 所長の推薦により学長が指名する委員 原則として、各学科及び共通教育系から各1名
 - (3) 事務職員の中から所長と学生支援部長と協議の上学長が指名する委員
学生支援課職員1名
3. 所長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(委員の任期)

第9条 前条第2項第1号に掲げる委員の任期は、その在任期間とする。

2. 前条第2項第2号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。
3. 前項の委員が任期満了前に交代する場合は、新たに任命される者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本ラボの事業計画に関する事項
- (2) 本ラボの管理・運営に関する事項
- (3) 学長から付議された事項

(ラボの使用)

第11条 本ラボの使用について、委員会は使用細則を別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

日本工業大学学生等施設時間外使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学所属の施設（以下「施設」という。）の保安全管理と防火管理のため、本学学生等の施設時間外使用について定めることを目的とする。

(時間外の定義)

第2条 この規程において時間外とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 平日 午後9時から午後11時まで
- (2) 日曜日、祝日等（以下「休日等」という。）においては午前8時から午後11時まで
- (3) 本学が特に認めた場合における午後11時から翌日午前8時まで
- (4) その他本学が時間外と認めた日時

(適用)

第3条 この規程の適用を受ける者は研究、実験等のため止むを得ない事情で時間外に教室、研究室、実験実習室を使用する本学の学部学生、大学院学生、研究生、別科生及び研究員とする。

2. 学生等のクラブ活動に関する施設使用については別に定める。
3. ライブラリー&コミュニケーションセンターの利用についてはライブラリー&コミュニケーションセンター利用規程で定める。
4. 研究室、実験実習室の利用にあたり、センター等の附属施設等で、個別に使用規則、要領等がある場合には、それに従うものとする。ただし、その場合であっても第5条に定める手続は行うものとする。

(施設使用責任者)

第4条 この規程でいう施設使用責任者とは、教室については教務部長、研究室、実験実習室については各学科主任又は当該施設の責任者をいう。

(手続き)

第5条 第3条第1項に掲げる者（以下「施設使用者」という。）が、時間外に施設を使用する場合には、別記の学生等施設時間外使用願（以下「使用願」という。）に必要事項を記入し、施設使用責任者の許可印を得て総務課に提出しなければならない。

2. 使用願は、平日は当日の午後4時30分までに、休日等は前日の午後4時30分までに提出しなければならない。
3. 総務課は、当日受けの分のすべてを警備員に連絡、当該個所の巡視など管理に遺漏のないようにしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 施設使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し目的外の使用をしてはならない。

- (1) 火気の使用並びに戸締りについて十分注意すること。
- (2) 備付け以外の器具による火気を使用してはならない。特に必要とするときは、使用願の特記事項欄に記入、あらかじめ許可を得ることとする。
- (3) 使用願に記載した以外の者に使用させ、又は宿泊させてはならない。
- (4) その他、警備員の指示にしたがうこと。

(損害の賠償)

第7条 使用に際し、大学に損害を与えた場合は、使用者にその賠償を求めることがある。

付 則

- 1 この規程は、平成16年1月22日から施行する。
- 2 この規程の施行により、日本工業大学施設の時間外等使用規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

別記（第5条関係）

日本工業大学学生等施設時間外使用願

平成 年 月 日

総務部総務課長 殿

施設使用者（代表者）氏名	⑩
所 属	
学 科 ・ 学 籍 番 号	

下記理由により、大学施設を時間外に使用いたしたくご許可くださいますようお願いいたします。

年 月 日	年 月 日（ 曜日）			
時 間	時 分 ～ 時 分			
使 用 施 設				
使 用 目 的				
共同施設使用者の氏名等	学籍番号	氏 名	学籍番号	氏 名
備 考	※午後11時以降の使用を願ひ出る場合は、その理由を明記すること			

- ※ この「使用願」は、午後9時以降に研究等を行う場合（午後11時まで）当該日の午後4時30分までに総務課に届出ること。
 ※ 特別の事情がある場合は午後11時以降または休日の使用を認めることができるものとする。その場合「備考」欄に理由を記入すること。
 ※ 本使用願の控えは、使用する研究室等の前の目立つ場所に掲示すること。

許 可 印			
施 設 責 任 者		総 務 課	

※記入に当たっては次の事項に注意すること。

1. ボールペン等で記入すること。（鉛筆書きやコピー不可）
2. 申請日を記入すること。
3. 施設使用者（代表者）欄には、本人直筆によるサイン若しくは印鑑又は拇印を押印すること。
4. 共同施設使用者の氏名等の欄に共同で実験・研究をする学生の学籍番号及び氏名（姓のみでも可）を正確に記入すること。

施設使用者（代表者） → 総務課 → 警備員

日本工業大学学生等施設時間外使用規程の運用について

1 時間外とは、次に掲げる日時をいうものとする。

- (1) 平日 午後9時から午後11時まで
- (2) 日曜日、祝日等（以下「休日等」という。）においては午前8時から午後11時まで
- (3) 本学が特に認めた場合における午後11時から翌日午前8時まで
- (4) その他本学が時間外と認めた日時
 - ① 4月下旬から5月上旬の日曜日、祝日、休校日
 - ② 8月の行事予定表に示す職員の休業日（8月中旬（1週間程度））
 - ③ 年末年始期間（ただし、12月30日から翌年1月3日の期間は、施設使用は終日認めないものとする。）
 - ④ ①～③以外で本学が時間外と認めた日時

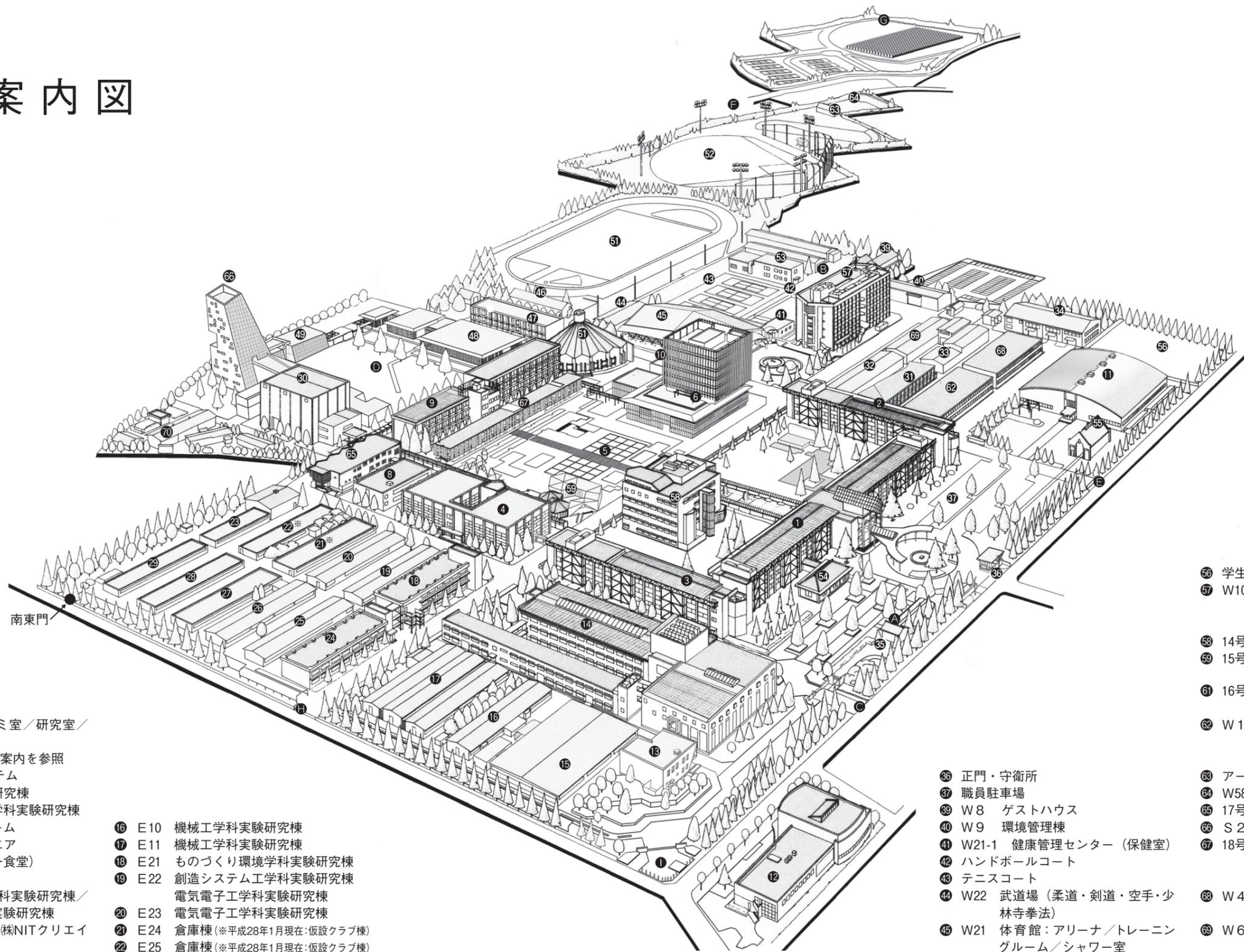
2 手続については次のとおりとする。

- (1) 平日の学生等施設時間外使用願（以下「使用願」という。）の提出は、使用日ごとに1枚提出するものとし、当日の午後4時30分までに施設使用者（代表者）が総務課に提出するものとする。
- (2) 休日等の使用願の提出は、前日の午後4時までに施設使用者（代表者）が総務課に提出するものとする。
- (3) 1の(3)に示す時間に施設を使用する場合は、使用願にその時間に使用しなければならない理由を明記するものとする。
- (4) 1の(3)に示す「その他本学が時間外と認めた日時」の場合は連続日数申請を認めるものとする。
- (5) 施設使用者（代表者）は、施設使用責任者の許可印を受けた使用願を総務課に提出し、総務課の許可印を受けた後、複写してもらうものとする。施設使用者（代表者）は、その複写された控えを、巡回する警備員が見やすいよう使用施設の出入口付近に掲示しておくものとする。
- (6) 手続き終了後、使用願に変更が生じた場合は、施設使用者（代表者）は、施設使用責任者に報告の上、複写された控えを訂正し、再掲示するものとする。

3 施設使用責任者の定義等について。

- (1) 施設使用責任者
 - ① 教室…教務部長
 - ② 研究室…学科主任又はセンター等附属施設の責任者若しくは指導教員
 - ③ 実験実習室、製図室…学科主任又はセンター等附属施設の責任者若しくは各学科の指定する教員
- (2) 施設使用責任者は、使用願に記載された施設使用者の使用目的、時間等が適切であるかどうかを判断した上で許可印を押印するものとする。

学内案内図



大学50周年記念建設事業
第2期工事中

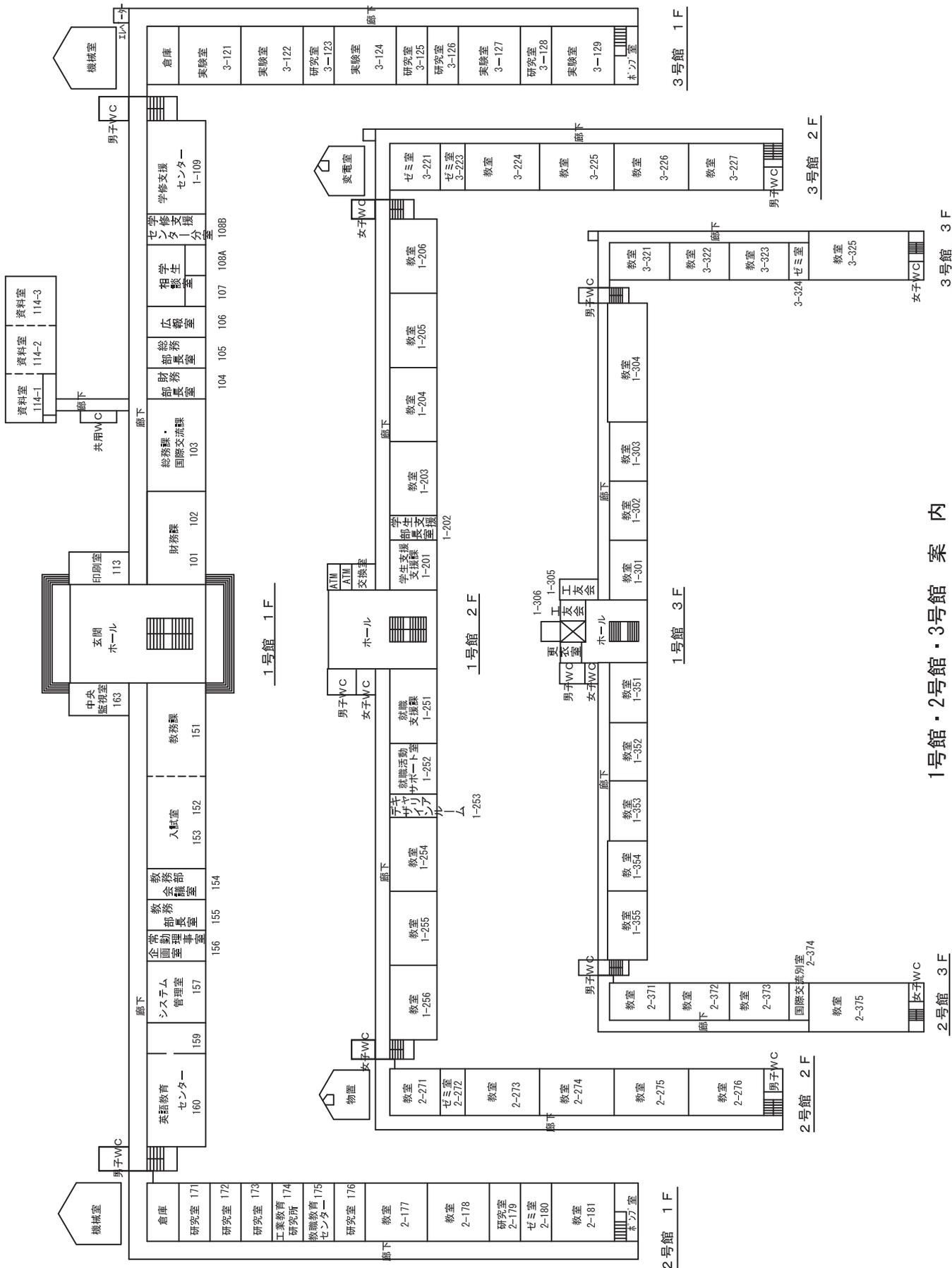
- ① 1号館 本館：教室／ゼミ室／研究室／各事務課管理室
- ② 2号館 各事務課管理室
- ③ 3号館 ※詳細はP291の案内を参照
太陽光発電システム
- ④ 4号館 情報工学科実験研究棟
創造システム工学科実験研究棟
男子ロッカールーム
- ⑤ セントラルスクエア
- ⑥ 6号館 学生ホール（第一食堂）
- ⑧ 8号館 物理実験研究棟
- ⑨ 9号館 創造システム工学科実験研究棟／電気電子工学科実験研究棟
- ⑩ 10号館 購買部・書籍部（株NITクリエイト）
- ⑪ 11号館 工業技術博物館
- ⑫ 12号館 学生会館：N.I.Tホール／会議室／宿泊室
- ⑬ E 8 産学連携起業教育センター
- ⑭ E 1 機械システム学群棟
機械実工学教育センター
CAD／CAM／CAE演習室
- ⑮ E 9 スチューデントラボ（ものづくり工房）／技術科教育実習室（中学校教諭一種免許「技術」）

- ⑯ E 10 機械工学科実験研究棟
- ⑰ E 11 機械工学科実験研究棟
- ⑱ E 21 ものづくり環境学科実験研究棟
- ⑲ E 22 創造システム工学科実験研究棟
電気電子工学科実験研究棟
- ⑳ E 23 電気電子工学科実験研究棟
- ㉑ E 24 倉庫棟（※平成28年1月現在：仮設クラブ棟）
- ㉒ E 25 倉庫棟（※平成28年1月現在：仮設クラブ棟）
- ㉓ E 26 電気電子工学科実験研究棟
創造システム工学科実験研究棟
- ㉔ E 27 ものづくり環境学科実験研究棟
創造システム工学科実験研究棟
- ㉕ E 28 機械工学科実験研究棟（日工テクノ）
- ㉖ E 29 機械工学科実験研究棟（日工テクノ）
- ㉗ E 30 創造システム工学科実験研究棟
- ㉘ E 31 ものづくり環境学科実験研究棟
電気電子工学科実験研究棟
創造システム工学科実験研究棟

- ㉙ E32 創造システム工学科実験研究棟
電気電子工学科実験研究棟
- ⑳ S 1 超高電圧研究センター
- ㉑ W 2 生活環境デザイン学科実験研究棟
- ㉒ W 3 女子ロッカー室
パウダールーム／休憩室
- ㉓ W 5 建築学科実験研究棟
- ㉔ W 7 建築技術センター
- ㉕ 日本工業大学天満宮

- ㉖ 正門・守衛所
- ㉗ 職員駐車場
- ㉘ W 8 ゲストハウス
- ㉙ W 9 環境管理棟
- ㉚ W21-1 健康管理センター（保健室）
- ㉛ ハンドボールコート
- ㉜ テニスコート
- ㉝ W22 武道場（柔道・剣道・空手・少林寺拳法）
- ㉞ W21 体育館：アリーナ／トレーニングルーム／シャワー室
- ㉟ S 21 合宿棟：ミーティングルーム／宿泊室／浴室
- ㊱ クラブ棟
- ㊲ ダイニングホール
- ㊳ レストラン アルテリベ
- ㊴ 陸上競技場（サッカー・ラグビー場）
- ㊵ 野球場
- ㊶ W24 鋳造実験研究棟（附属高校施設）
- ㊷ 1-1号館 資料室
- ㊸ 13号館 蒸気機関車（動態）展示館

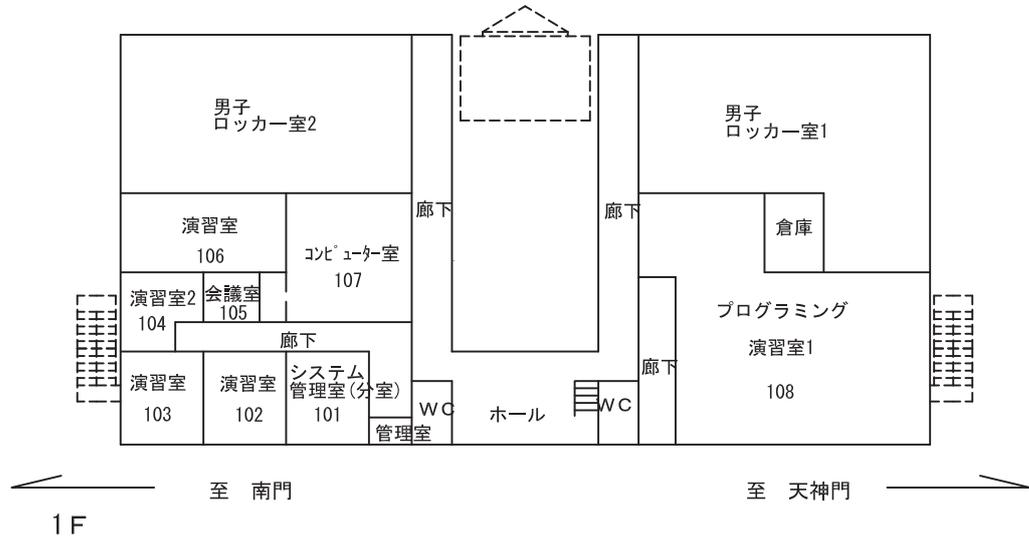
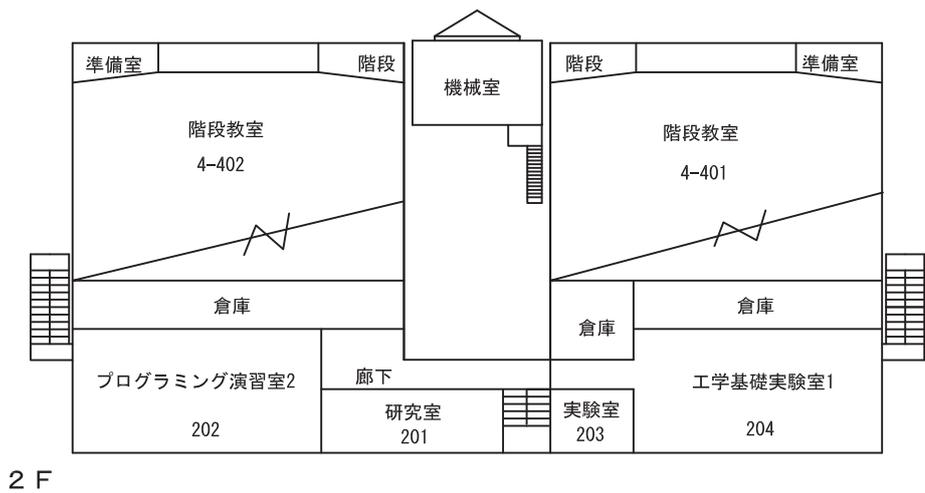
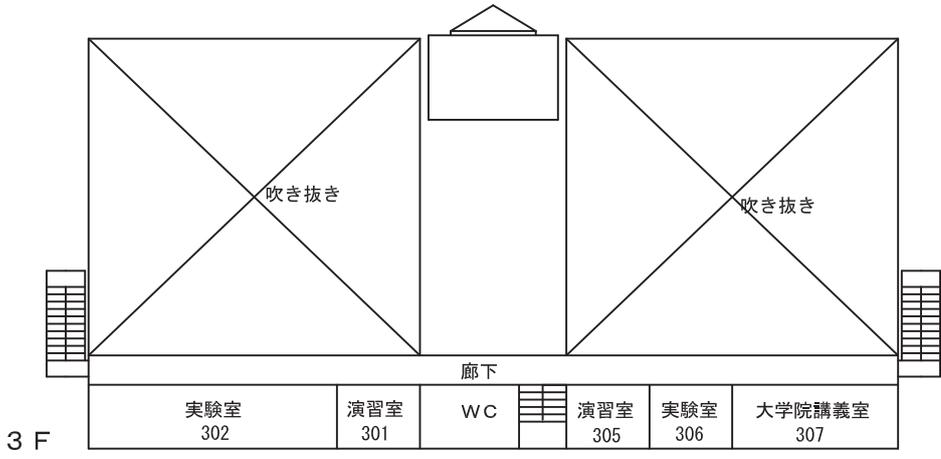
- ㊹ 学生駐車場
- ㊺ W10 建築学科実験研究棟
建築デザイン学群棟
生活環境デザイン学科実験研究棟
- ㊻ 14号館 情報工学科実験研究棟
- ㊼ 15号館 スチューデントテラス
（スチューデントサービスデスク、キッチン&カフェテレビ）
- ㊽ 16号館 スチューデントセンター：多目的ホール／防音スタジオ／軽食堂
- ㊾ W 1 留学生別科（日本語研修課程）／生涯学習センター／学生環境推進室／環境推進事務局／共通教育系研究室
- ㊿ アーチェリー場
- ㊽ W58 弓道場
- ㊽ 17号館 先端材料技術研究センター
- ㊽ S 2 LCセンター（図書館）、カフェテリア
- ㊽ 18号館 創造システム工学科実験研究棟／電気電子工学科実験研究棟／機械工学科実験・ゼミ室
- ㊽ W 4 生活環境デザイン学科実験研究棟
工業技術博物館別館
- ㊽ W 6 インテリアデザインラボ／株NITクリエイト
清掃部
- ㊽ S 55 廃棄物集積所
- ㊽ C 52 神輿倉（みこしぐら）
- ㊽ W23 倉庫棟
- ㊽ 天神門
- ㊽ 北門
- ㊽ 西門
- ㊽ ヒートアイランド実験施設（スケールモデル）
- ㊽ 東門
- ㊽ 学友門



1号館・2号館・3号館 案内

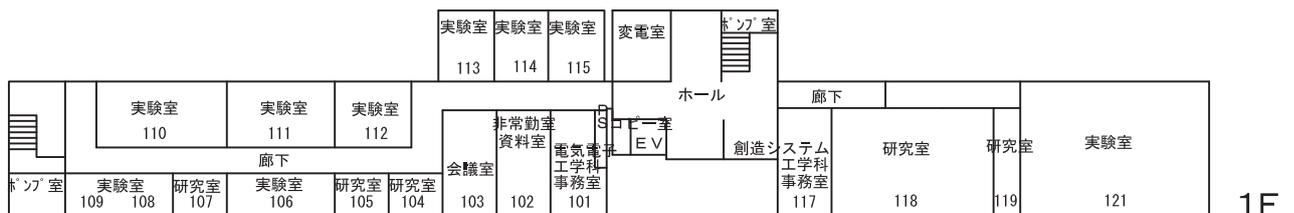
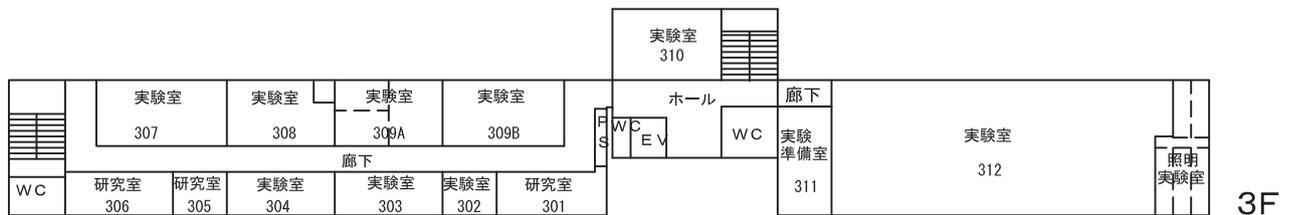
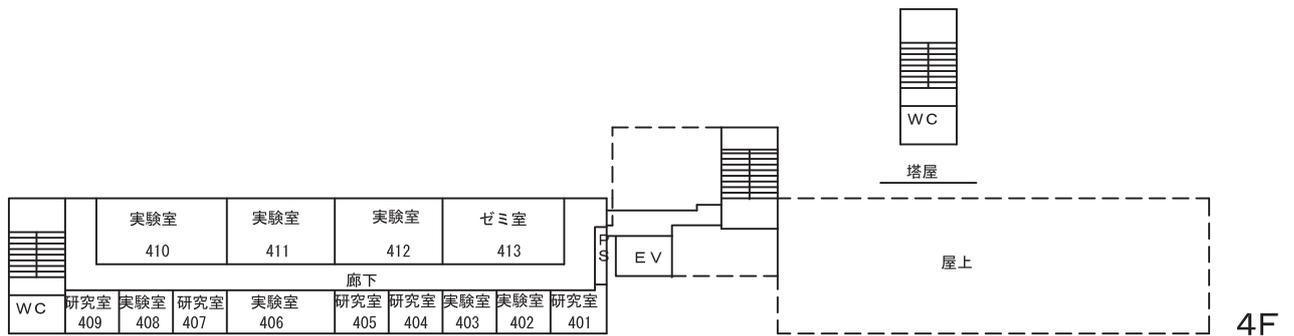
4号館 案内

創造システム工学科実験研究棟
 情報工学科実験研究棟
 男子ロッカー室



9号館 案内

創造システム工学科実験研究棟
電気電子工学科実験研究棟

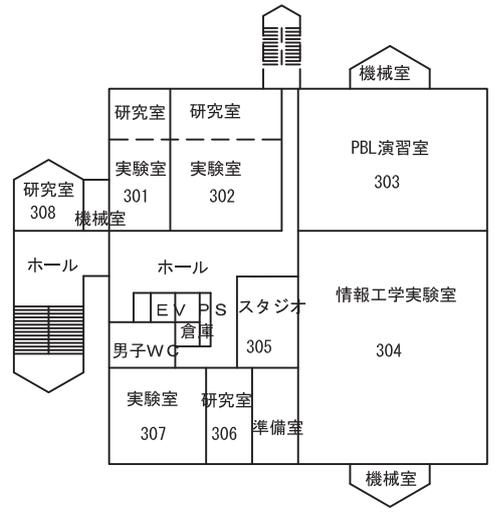


← 至 武道場

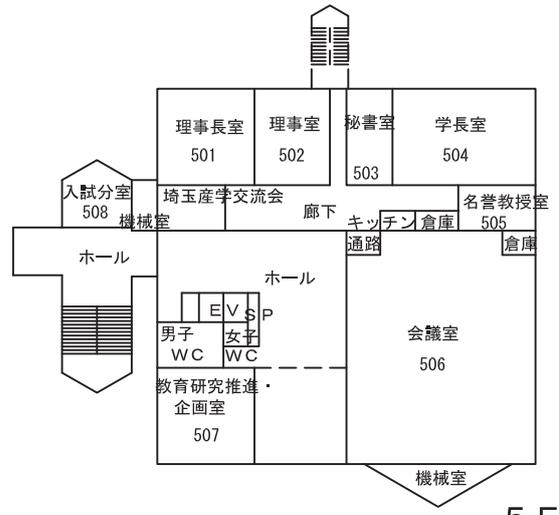
至 物理棟 →

14号館 案内

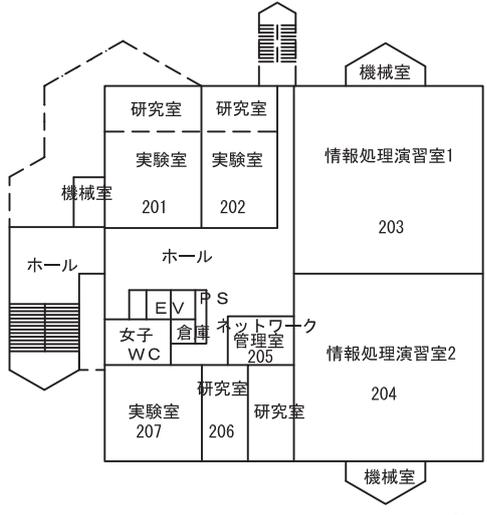
情報工学科実験研究棟
創造システム工学科実験研究棟



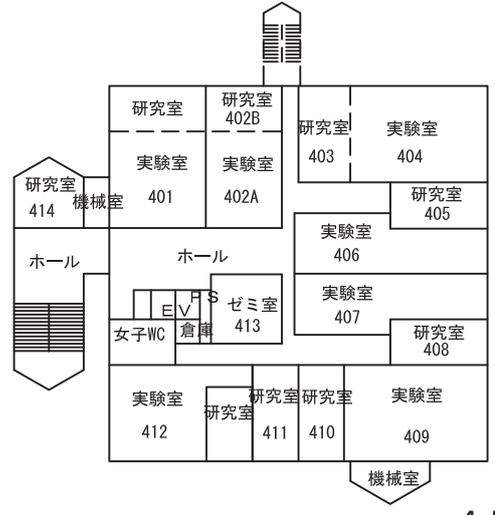
3 F



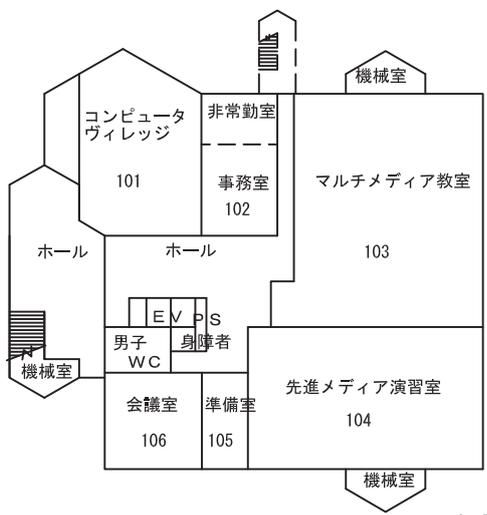
5 F



2 F



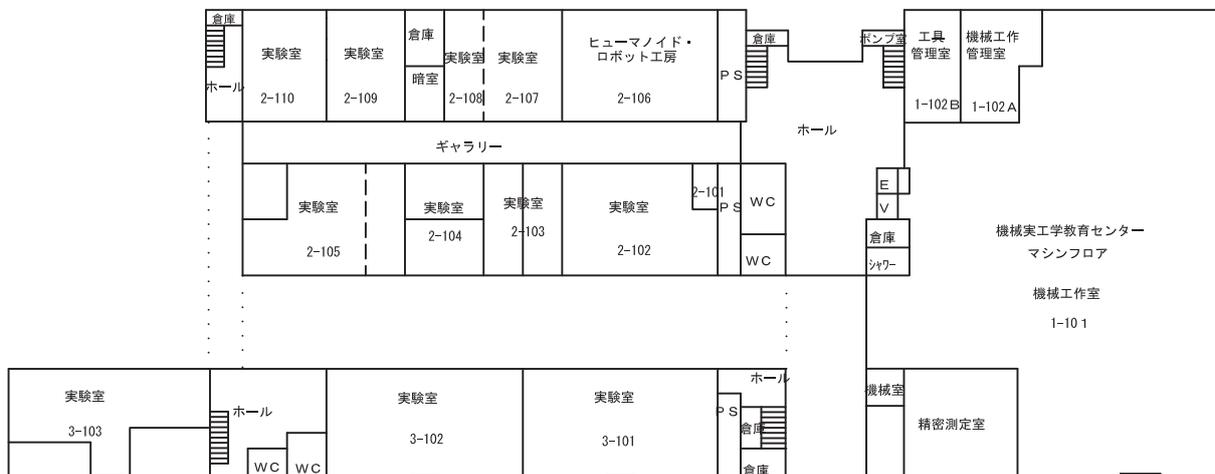
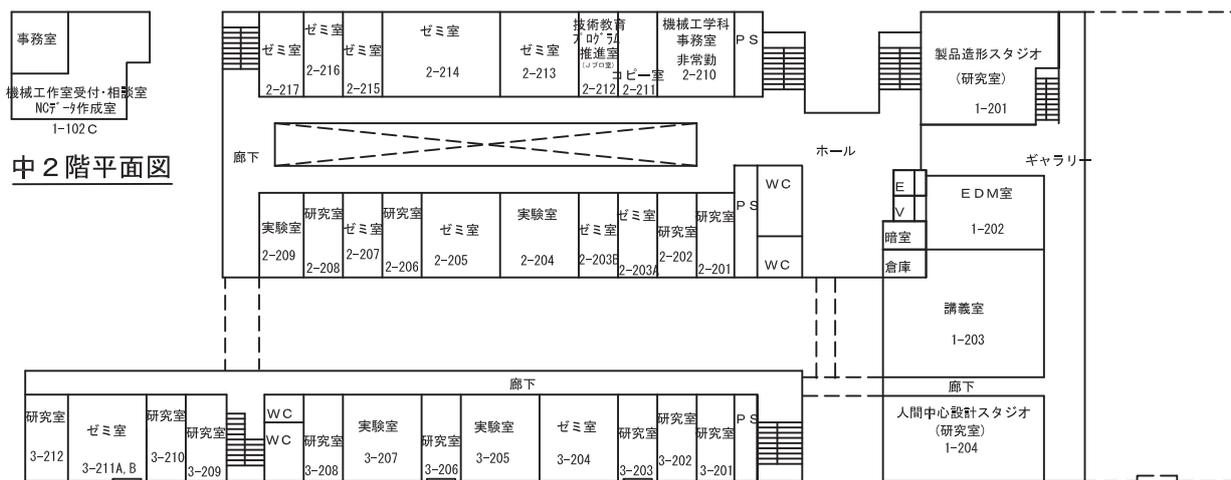
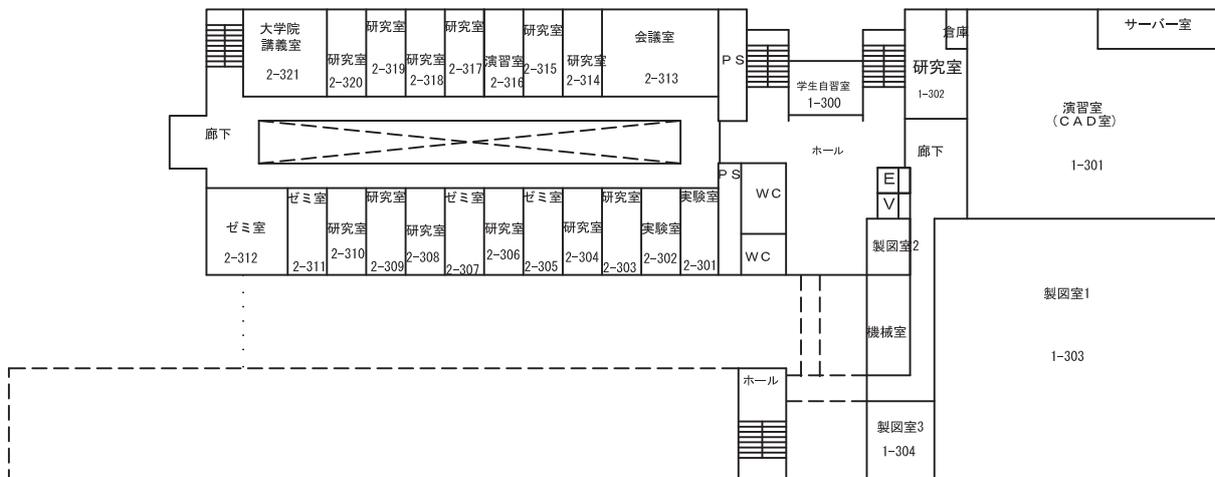
4 F



1 F

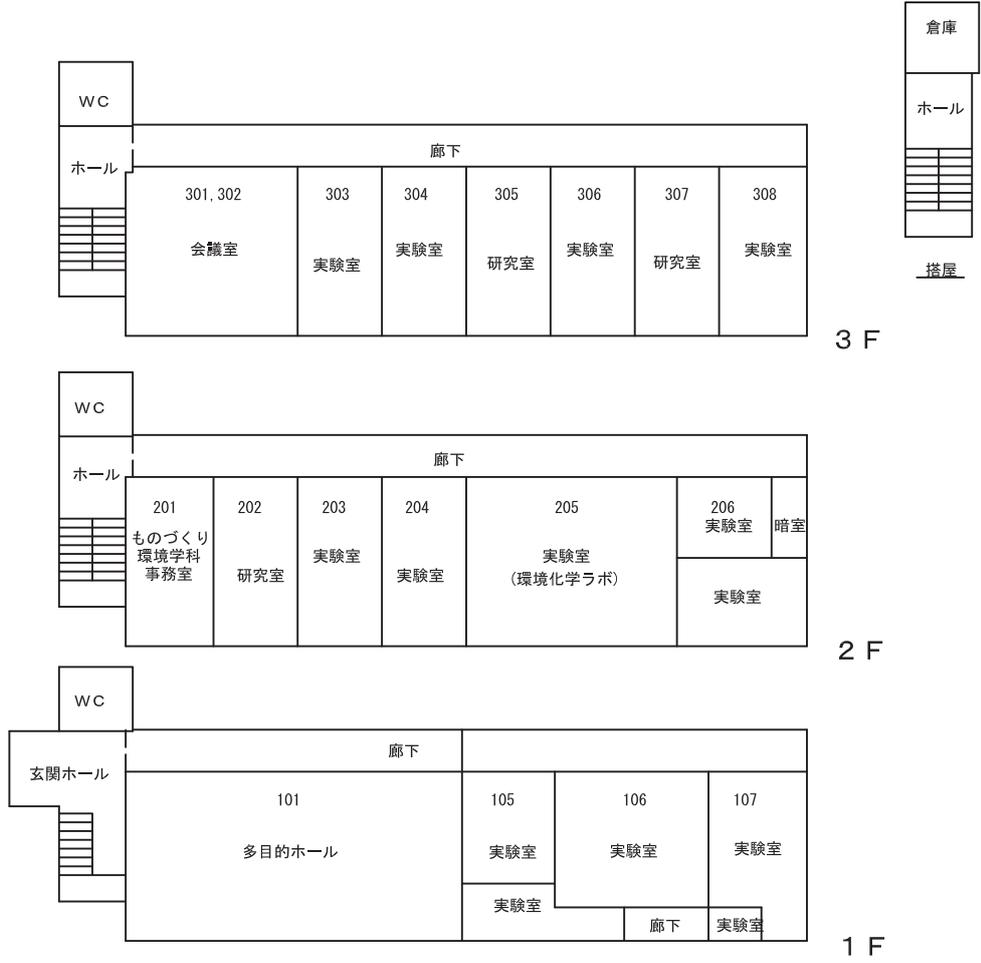
E1棟 案内

機械工学科実験研究棟
 ものづくり環境学科実験研究棟
 創造システム工学科実験研究棟
 機械実工学教育センター



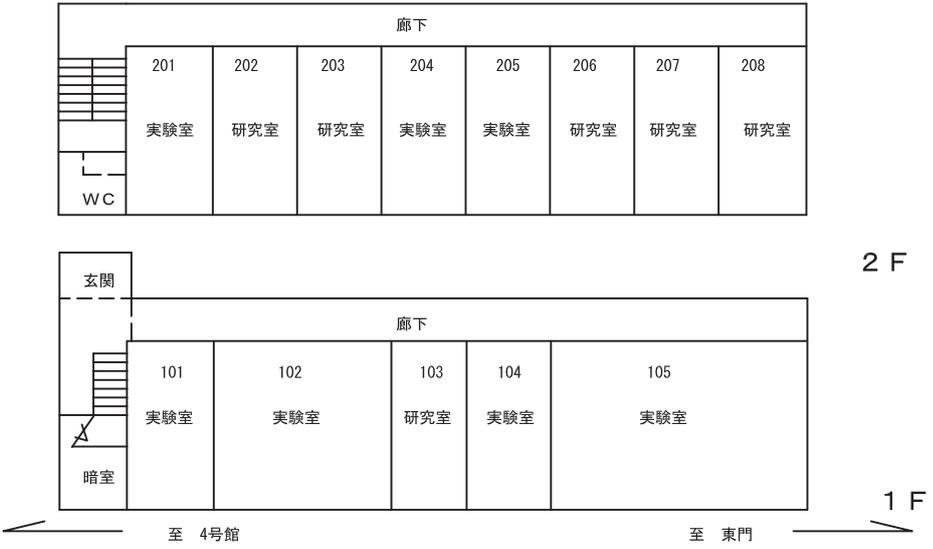
E 2 1 棟 案内

ものづくり環境学科実験研究棟

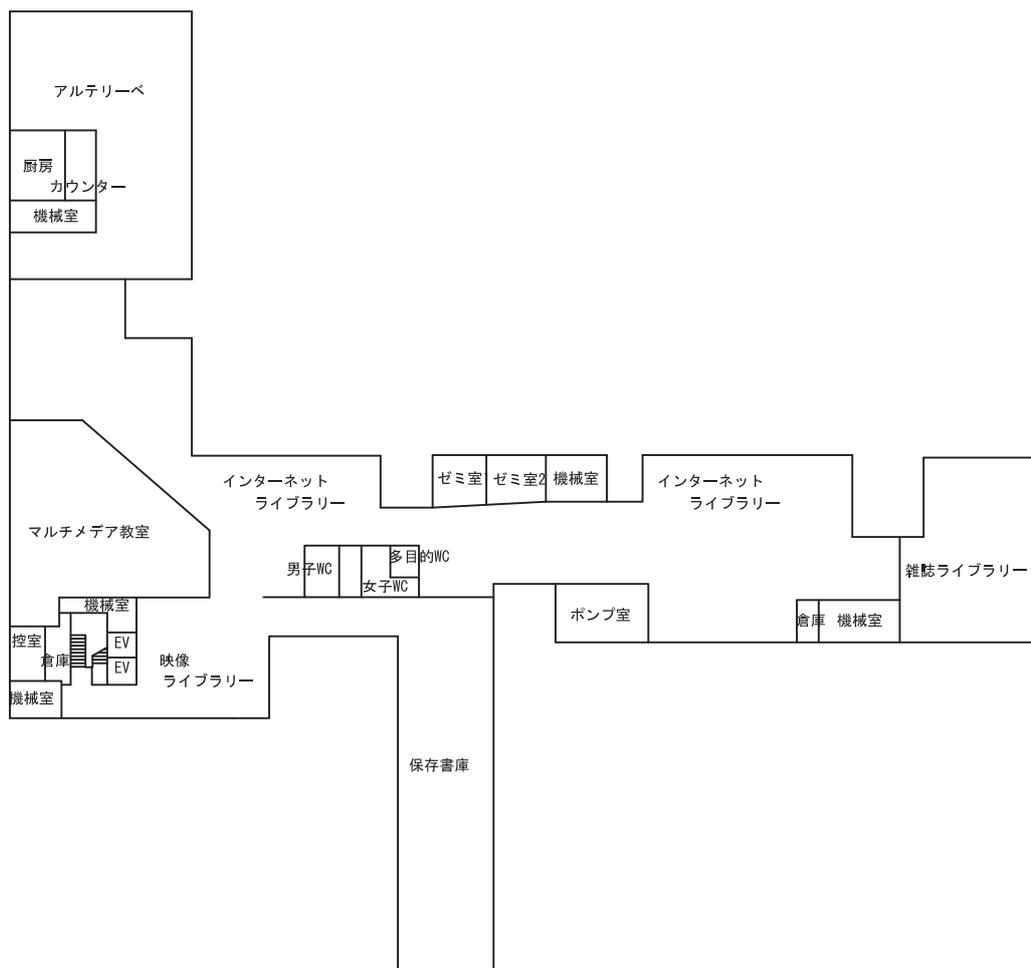


E 2 7 棟 案内

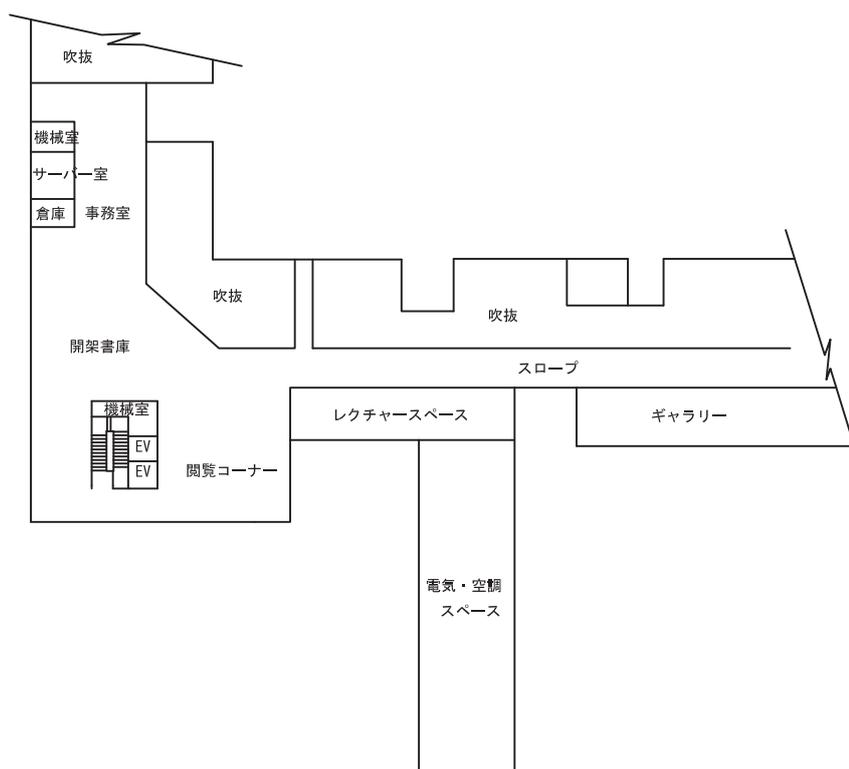
ものづくり環境学科実験研究棟
 創造システム工学科実験研究棟
 情報工学科実験研究棟



(図書館・情報複合施設)



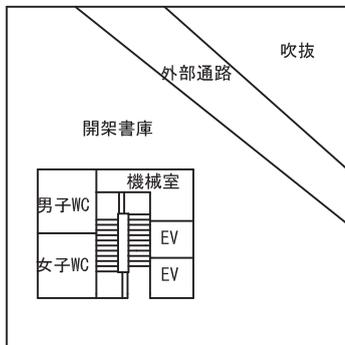
1階平面図



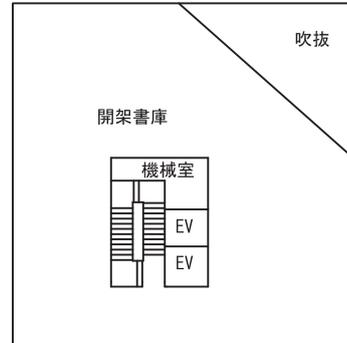
2階平面図

S 2 棟 LCセンター3~9階

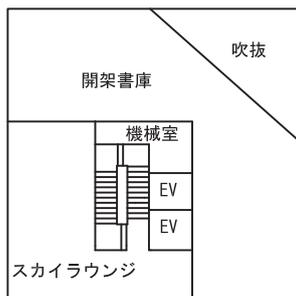
(図書館・情報複合施設)



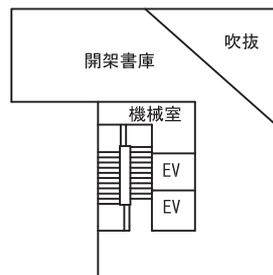
3階



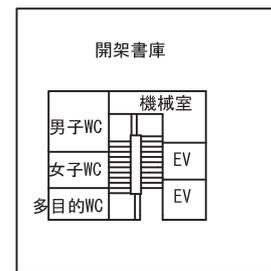
4階



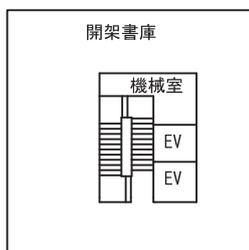
5階



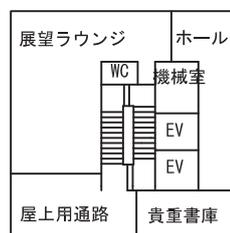
6階



7階



8階



9階

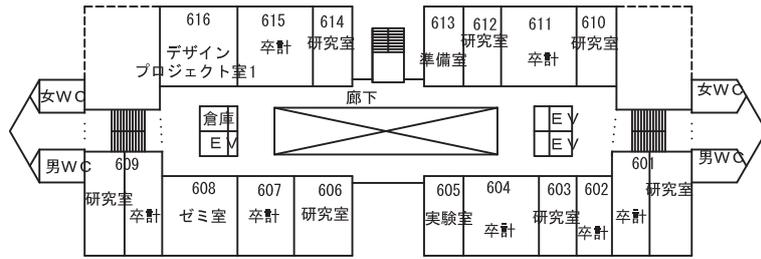


R階

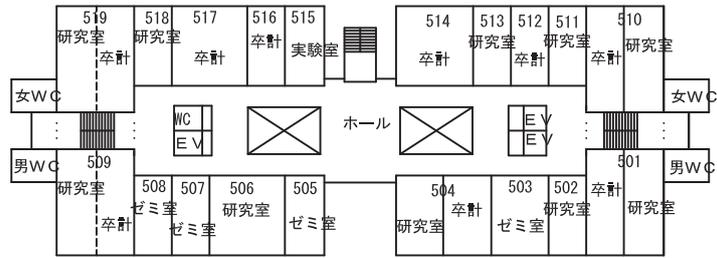
W10棟 案内

建築学科実験研究棟
生活環境デザイン学科実験研究棟

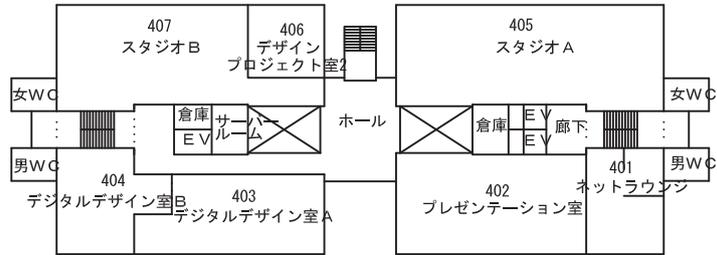
2017 学生便覧



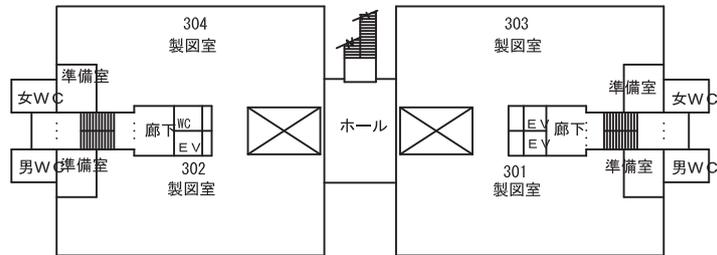
6 F



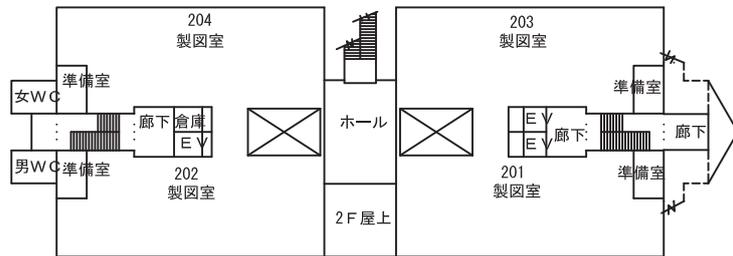
5 F



4 F



3 F



2 F

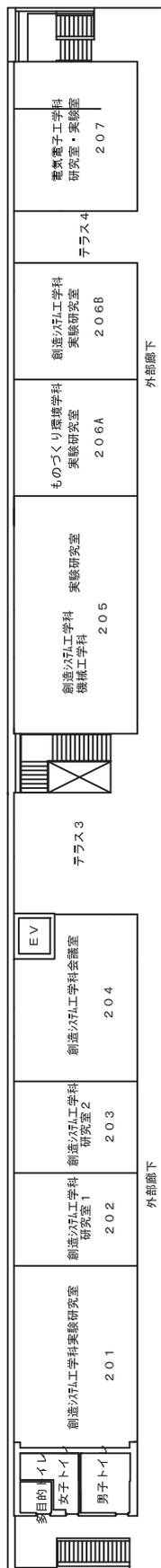


1 F

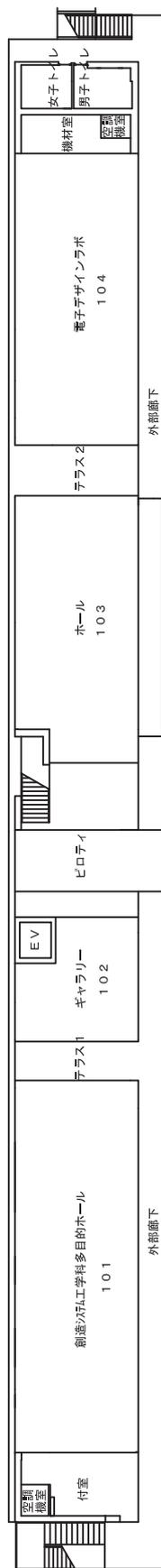
← 至 国際交流ゲストハウス 至 学生ホール →

18号館 案内

創造システム工学科実験研究棟
 電気電子工学科実験研究棟
 機械工学科、ものづくり環境学科 実験研究室



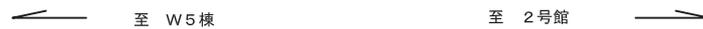
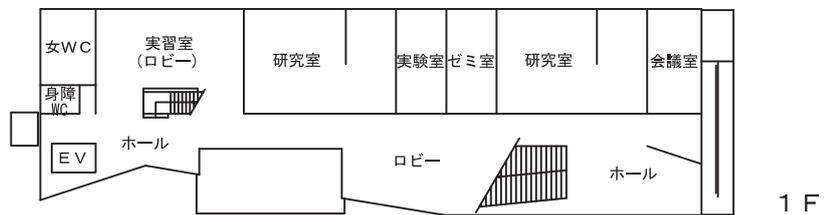
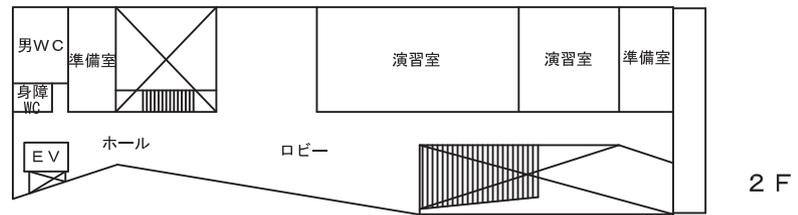
2F平面図



1F平面図

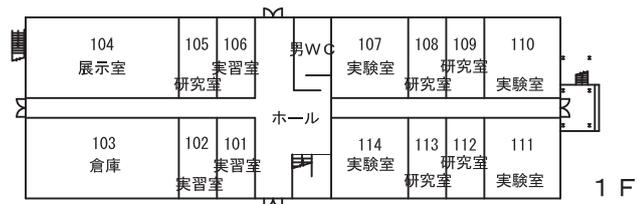
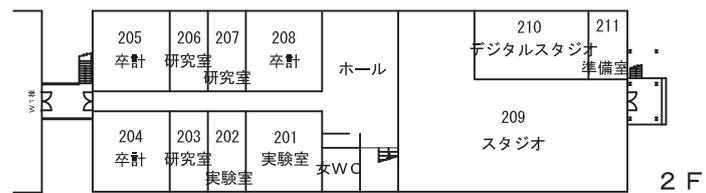
W2棟 案内

生活環境デザイン学科実験研究棟



W4棟 案内

生活環境デザイン学科実験研究棟
工業技術博物館(別館)



日本工業大学 学生便覧

平成 29 年 度

平成29年 4 月 1 日 発行

発行者 日本工業大学

〒345-8501 埼玉県南埼玉郡宮代町

学園台 4 丁目 1 番地

TEL 0480 (34) 4 1 1 1 (代)

FAX 0480 (34) 2 9 4 1

<http://www.nit.ac.jp>

NIPPON INSTITUTE OF TECHNOLOGY

2017